

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由	
編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項以	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項以			新条文
1	0	0	0	0	1	第1編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	無	
1	1	0	0	0	1	第1章	1	1	0	0	0	1	第1章	総則	無	
1	1	1	0	0	1	第1節	1	1	1	0	0	1	第1節	総則	無	
1	1	1	1	0	1	1-1-1-1	1	1	1	1	0	1	1-1-1-1	適用	無	
1	1	1	1	2	1	2.共通仕様書の適用	1	1	1	1	2	1	2.共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事にあつては、「鹿児島県工事検査規程」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、中間検査）にあつては、地方自治法第234条の2及び地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	有	表記修正 【現独自】
1	1	1	1	3	1	3.優先事項	1	1	1	1	3	1	3.優先事項	契約書に添付されている図面、特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。	有	表記修正
1	1	1	1	4	1	4.設計図書間の不整合	1	1	1	1	4	1	4.設計図書間の不整合	特記仕様書、図面の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。	有	表記修正
1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義	無	
1	1	1	2	2	1	2.総括監督員	1	1	1	2	2	1	2.総括監督員	本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における処理等を行うとともに、現場監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。	有	表記統一のため修正 【県独自】
1	1	1	2	6	1	6.設計図書	1	1	1	2	6	1	6.設計図書	設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。	有	表記修正
1	1	1	2	9	1	9.特記仕様書	1	1	1	2	9	1	9.特記仕様書	特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。	無	
							1	1	1	2	10	1	10.契約図面	契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。	有	新規追加
							1	1	1	2	11	1	11.現場説明書	現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。	有	新規追加
1	1	1	2	22	1	19.連絡	1	1	1	2	22	1	22.連絡	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	有	押印等の見直しに伴う
1	1	1	2	22	2		1	1	1	2	22	2			無	
1	1	1	2	25	1	22.情報共有システム	1	1	1	2	25	1	25.情報共有システム	情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。	無	
							1	1	1	2	25	2		なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。	有	
1	1	1	2	26	1	23.書面	1	1	1	2	26	1	26.書面	書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。	有	押印等の見直しに伴う 表記修正
1	1	1	2	27	1	24.工事写真	1	1	1	2	27	1	27.工事写真	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	無	



土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）										改定（令和4年版）										有無	改定理由	
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下			項
1	1	1	5	1	1		1	1	1	5	1	1		1	1	1	5	1	1		有	コリンス運用の変更に伴う
1	1	1	5	1	2		1	1	1	5	1	2		1	1	1	5	1	2		無	
1	1	1	5	1	3		1	1	1	5	1	3		1	1	1	5	1	3		有	コリンス運用の入力規則に合わせ削除
1	1	1	5	1	4		1	1	1	5	1	4		1	1	1	5	1	4		有	コリンス実態に基づき修正
1	1	1	5	1	5		1	1	1	5	1	5		1	1	1	5	1	5		有	コリンス実態に基づき修正
1	1	1	5	1	6		1	1	1	5	1	6		1	1	1	5	1	6		有	コリンス運用の変更に伴う
1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	無	
1	1	1	7	2	1	2.用地の確保	1	1	1	7	2	1	2.用地の確保	1	1	1	7	2	1	2.用地の確保	有	実態に合わせ追記
1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	無	
1	1	1	8	1	1		1	1	1	8	1	1		1	1	1	8	1	1		有	条文修正
1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	無	
1	1	1	9	1	4	(3)	1	1	1	9	1	4	(3)	1	1	1	9	1	4	(3)	有	諸基準の改定に伴う
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	無	
1	1	1	10	1	1	1.一般事項	1	1	1	10	1	1	1.一般事項	1	1	1	10	1	1	1.一般事項	有	施工体制台帳の作成等についての改正にともなう 【県独自】
1	1	1	10	2	1	2.施工体系図	1	1	1	10	2	1	2.施工体系図	1	1	1	10	2	1	2.施工体系図	有	施工体制台帳の作成等についての改正にともなう 【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項		
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)							新条文								
1	1	1	10	3	1	3.名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。	1	1	1	10	3	1	3.名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）	有	諸基準の改定に伴う（監理技術者補佐制度）					
1	1	1	10	3	2		図1-1-1 名札の標準図	1	1	1	10	3	2		図1-1-1 名札の標準図	有	諸基準の改定に伴う					
								1	1	1	11	0	1	1-1-1-11		受発注者間の情報共有	有	新規追加				
								1	1	1	11	1	1			受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議（三者技術調整会）を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。	有	新規追加 会議名は【県独自】				
1	1	1	14	0	1	1-1-1-13	工事の一時中止	1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	工事の一時中止	無						
1	1	1	14	1	1	1.一般事項	発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。	1	1	1	14	1	1	1.一般事項	発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。	無						
1	1	1	14	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	14	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-42臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	有	表記統一のため修正					
1	1	1	14	3	1	3.基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	1	1	1	14	3	1	3.基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	有	表記修正(国準拠)					
1	1	1	16	0	1	1-1-1-15	工期変更	1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	工期変更	無						
1	1	1	16	1	1	1.一般事項	契約書第15条の2第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	1	1	1	16	1	1	1.一般事項	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	有	諸基準の改定に伴う					
1	1	1	16	2	1	2.設計図書の変更等	受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	16	2	1	2.設計図書の変更等	受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う					
1	1	1	16	3	1	3.工事の一時中止	受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	16	3	1	3.工事の一時中止	受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う					
1	1	1	16	4	1	4.工期の延長	受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	16	4	1	4.工期の延長	受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う					
1	1	1	16	5	1	5.工期の短縮	受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	16	5	1	5.工期の短縮	受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う					
1	1	1	17	0	1	1-1-1-16	支給材料及び貸与品	1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	支給材料及び貸与品	無						
1	1	1	17	1	1	1.一般事項	受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条の2第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	1	1	1	17	1	1	1.一般事項	受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	有	表記修正					
1	1	1	19	0	1	1-1-1-18	建設副産物	1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	建設副産物	無						

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由												
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項
編章節条 （項目見出し）							編章節条 （項目見出し）							新条文													
1	1	1	19	4	1	4.再生資源利用計画	受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	19	4	1	4.再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	有	表記修正										
1	1	1	19	5	1	5.再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	19	5	1	5.再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	有	表記修正										
1	1	1	19	6	1	6.実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	1	1	1	19	6	1	6.実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。	有	表記統一のため修正										
1	1	1	19	7	1	7.建設副産物にかかる諸手続き	受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下建設リサイクル法）に基づき、対象建設工事については、諸手続きを行うこと。	1	1	1	19	7	1	7.建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	有	諸基準の改定に伴う										
								1	1	1	19	7	2		なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
1	1	1	21	0	1	1-1-1-20	工事完成検査	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	工事完成検査	無											
1	1	1	21	1	1	1.工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	21	1	1	1.工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
1	1	1	21	6	1	6.修補期間	修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。	1	1	1	21	6	1	6.修補期間	修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。	有	諸基準の改定に伴う										
1	1	1	22	0	1	1-1-1-21	出来形検査等	1	1	1	22	0	1	1-1-1-22	出来形検査等	無	【県独自】										
1	1	1	22	1	1	1.一般事項	受注者は、契約書第37条の2第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。	1	1	1	22	1	1	1.一般事項	受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
1	1	1	22	2	1	2.部分払いの請求	受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	22	2	1	2.部分払いの請求	受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
1	1	1	22	7	1	7.中間前払金の請求	受注者は、契約書第34条の2に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	22	7	1	7.中間前払金の請求	受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う 【県独自】										
1	1	1	23	0	1	1-1-1-22	部分使用	1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	部分使用	無											
1	1	1	23	2	1	2.監督職員による検査	受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。	1	1	1	23	2	1	2.監督職員による検査	受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。	有	諸基準の改定に伴う										
								1	1	1	23	2	2		なお、中間検査による検査（確認）でも良い。	有	国に準拠 【県独自】										
1	1	1	24	0	1	1-1-1-23	施工管理	1	1	1	24	0	1	1-1-1-24	施工管理	無											
1	1	1	24	3	1	3.標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	24	3	1	3.標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。	有	新規追加 県の規定無し										
								1	1	1	24	3	2		なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。	有	新規追加										
								1	1	1	24	3	3		また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の改定について（平成18年11月20日土木部長通知）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の事業主体（発注者）名の取扱いについて（平成19年3月22日技術管理課長通知）」によるものとする。	有	新規追加 【県独自】										
								1	1	1	24	3	4		図1-1-2 表示板の例	有	新規追加 県の規定無し										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）																
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	有無	改定理由			
編章節条 （項目見出し）						編章節条 （項目見出し）																
現行条文						新条文																
1	1	1	24	5	1	1	1	1	24	5	1	1	1	1	24	5	1	5.周辺への影響防止	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	有	条文修正
1	1	1	24	6	1	1	1	1	24	6	1	1	1	1	24	6	1	6.労働環境の改善	受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	有	諸基準の改定に伴う
1	1	1	24	6	2	1	1	1	24	6	2	1	1	1	24	6	2		また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるような作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるような作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	無	
1	1	1	24	8	1	1	1	1	24	8	1	1	1	1	24	8	1	8.記録及び関係書類	受注者は、鹿児島県土木部が定める「土木工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。	受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。	有	国に準拠
1	1	1	24	8	2	1	1	1	24	8	2	1	1	1	24	8	2		なお、土木工事施工管理基準に定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。	有	表記統一のため修正
1	1	1	27	0	1	1	1	1	27	0	1	1	1	1	27	0	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	工事中の安全確保	無	
1	1	1	27	1	1	1	1	1	27	1	1	1	1	1	27	1	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本理立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省 大臣官房技術調査課長、国土交通省 総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本理立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	有	諸基準の改定に伴う
						1	1	1	27	2	1							2.建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省 告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	有	諸基準の改定に伴う 3-1-1-12から編入	
						1	1	1	27	4	1							4.使用する建設機械	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。	有	3-1-1-12から編入	
						1	1	1	27	6	1							6.架空線等事故防止対策	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。	有	3-1-1-12から編入	
1	1	1	27	7	1	1	1	1	27	10	1							7.イメージアップ	受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。	有	表記統一のため修正
1	1	1	27	8	1	1	1	1	27	11	1							8.定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について（平成6年3月1日付土木部長通知）」に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施し、実施状況報告書を完成書類に含めて提出しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。	有	国に準拠 【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由					
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項			編	章	節	条	項
1	1	1	27	13	1	13.安全衛生協議会の設置	監督職員が、 <b>労働安全衛生法（平成26年6月改正法律第82号）</b> 第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	27	16	1	16.安全衛生協議会の設置	監督職員が、 <b>労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）</b> 第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	有	諸法令の改正に伴う			
1	1	1	27	14	1	14.安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、 <b>労働安全衛生法（平成26年6月改正法律第82号）</b> 等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	27	17	1	17.安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、 <b>労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）</b> 等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	有	諸法令の改正に伴う			
1	1	1	30	0	1	1-1-1-29	事故報告書	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	事故報告書	無				
1	1	1	30	1	1		受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書を提出しなければならない。	1	1	1	30	1	1		受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。また、 <b>建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。</b>	有	条文修正			
1	1	1	31	0	1	1-1-1-30	環境対策	1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	環境対策	無				
1	1	1	31	4	1		受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「 <b>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</b> 」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	1	1	1	31	4	1		受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「 <b>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</b> 」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	有	誤記修正			
1	1	1	31	6	1	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「 <b>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）</b> 」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「 <b>排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）</b> 」、「 <b>排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）</b> 」もしくは「 <b>第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）</b> 」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	31	6	1	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「 <b>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）</b> 」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「 <b>排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）</b> 」、「 <b>排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）</b> 」もしくは「 <b>第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）</b> 」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う			
1	1	1	31	6	2		排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	1	1	1	31	6	2		排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	無				
1	1	1	31	6	3		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「 <b>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）</b> 」16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「 <b>排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）</b> 」もしくは「 <b>第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）</b> 」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	31	6	3		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「 <b>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）</b> 」16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「 <b>排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）</b> 」もしくは「 <b>第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）</b> 」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う			
1	1	1	31	9	1	9.特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「 <b>グリーン購入法</b> 」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	31	9	1	9.特定調達品目	受注者は、資材（ <b>材料及び機材を含む</b> ）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「 <b>グリーン購入法</b> 」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。	有	表記修正			
							グリーン購入法に基づく「 <b>鹿児島県環境物品等調達方針で定める環境物品等調達推進品目の使用を積極的に推進するものとする。</b> 」	1	1	1	31	9	2	(1)	グリーン購入法第6条の規定に基づく「 <b>鹿児島県環境物品等調達基本方針</b> 」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。	有	表記修正【県独自】			
								1	1	1	31	9	3		なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。	有	新規追加			
								1	1	1	31	9	4	(2)	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	有	新規追加			
1	1	1	32	0	1	1-1-1-31	文化財の保護	1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	文化財の保護	無				

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由																
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項
編章節条 （項目見出し）						編章節条 （項目見出し）						新条文																	
1	1	1	32	1	1	1.一般事項	受注者は、工事の施工に <b>当たって</b> 文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	1	1	1	32	1	1	1.一般事項	受注者は、工事の施工に <b>あたって</b> 文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	有	表記修正												
1	1	1	32	2	1	2.文化財等発見時の処置	受注者が、工事の施工 <b>当たり</b> 、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	1	1	1	32	2	1	2.文化財等発見時の処置	受注者が、工事の施工に <b>あたり</b> 、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	有	表記修正												
1	1	1	33	0	1	1-1-1-32	交通安全管理	交通安全管理	1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	交通安全管理	交通安全管理	無											
1	1	1	33	1	1	1.一般事項	受注者は、工事に用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。	1	1	1	33	1	1	1.一般事項	受注者は、工事に用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。	無													
1	1	1	33	1	2		なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、 <b>契約書第28条</b> によって処置するものとする。	1	1	1	33	1	2		なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、 <b>契約書第29条</b> によって処置するものとする。	有	諸基準の改定に伴う												
								1	1	1	33	2	1	2.施工計画書	受注者は、指定された工事に用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合は除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	有	3-1-1-13から編入												
1	1	1	33	4	1	4.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、 <b>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正内閣府・国土交通省令第1号）</b> 、 <b>道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）</b> 、 <b>道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）</b> 、 <b>道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）</b> 及び <b>道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）</b> に基づき、安全対策を講じなければ	1	1	1	33	5	1	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、 <b>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）</b> 、 <b>道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）</b> 、 <b>道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）</b> 、 <b>道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）</b> 及び <b>道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）</b> に基づき、安全対策を講じなければ	有	諸法令の改正に伴う												
								1	1	1	33	8	1	8.工事に用道路の維持管理	受注者は、設計図書において指定された工事に用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事に用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	有	3-1-1-13から編入												
1	1	1	33	10	1	10.水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす <b>恐おそれ</b> のある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。	1	1	1	33	12	1	12.水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす <b>おそれ</b> のある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。	有	誤記修正												
1	1	1	33	11	2		なお、故障により二次災害を招く <b>恐おそれ</b> がある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	1	1	1	33	13	2		なお、故障により二次災害を招く <b>おそれ</b> がある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。	有	誤記修正												
1	1	1	33	12	1	12.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、 <b>車両制限令（平成26年5月28日改正政令第424号）</b> 第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、 <b>道路交通法施行令（平成26年4月改正政令第169号）</b> 第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、 <b>道路交通法（平成26年6月改正法律第69号）</b> 第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	33	14	1	14.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、 <b>車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）</b> 第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、 <b>道路交通法施行令（令和2年6月改正政令第181号）</b> 第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、 <b>道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）</b> 第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	有	諸法令の改正に伴う												
1	1	1	34	0	1	1-1-1-33	施設管理	施設管理	1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	施設管理	施設管理	無											
1	1	1	34	1	1		受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（ <b>契約書第33条の適用部分</b> ）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。	1	1	1	34	1	1		受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（ <b>契約書第34条の適用部分</b> ）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。	有	諸基準の改定に伴う												
1	1	1	34	1	2		なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。	1	1	1	34	1	2		なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。	無													
1	1	1	35	0	1	1-1-1-34	諸法令の遵守	諸法令の遵守	1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	諸法令の遵守	無												
1	1	1	35	1	3	(1)	<b>会計法（平成18年6月改正法律第53号）</b>	1	1	1	35	1	3	(1)	<b>会計法（令和元年5月改正法律第16号）</b>	有	諸法令の改正に伴う												

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由		
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項			編章節条	新条文
（項目見出し）							（項目見出し）										
1	1	1	35	1	4	(2)	建設業法（平成25年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	4	(2)	建設業法（令和3年5月改正 法律第48号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	6	(4)	労働基準法（平成24年6月改正法律第42号）	1	1	1	35	1	6	(4)	労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	7	(5)	労働安全衛生法（平成26年6月改正法律第82号）	1	1	1	35	1	7	(5)	労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	8	(6)	作業環境測定法（平成26年6月改正法律第82号）	1	1	1	35	1	8	(6)	作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	9	(7)	じん肺法（平成26年6月改正法律第82号）	1	1	1	35	1	9	(7)	じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	10	(8)	雇用保険法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	10	(8)	雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	11	(9)	労働者災害補償保険法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	11	(9)	労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	12	(10)	健康保険法（平成26年6月改正法律第83号）	1	1	1	35	1	12	(10)	健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	13	(11)	中小企業退職金共済法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	13	(11)	中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成25年11月改正法律第86号）	1	1	1	35	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成26年6月改正法律第74号）	1	1	1	35	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	16	(14)	道路法（平成26年6月改正法律第72号）	1	1	1	35	1	16	(14)	道路法（令和2年6月改正 法律第49号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	17	(15)	道路交通法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	17	(15)	道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	18	(16)	道路運送法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	18	(16)	道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	19	(17)	道路運送車両法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	19	(17)	道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	21	(19)	地すべり等防止法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	21	(19)	地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	22	(20)	河川法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	22	(20)	河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	23	(21)	海岸法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	23	(21)	海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	24	(22)	港湾法（平成26年6月改正法律第91号）	1	1	1	35	1	24	(22)	港湾法（令和2年6月改正 法律第49号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	25	(23)	港則法（平成21年7月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	25	(23)	港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	26	(24)	漁港漁場整備法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	26	(24)	漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	27	(25)	下水道法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	27	(25)	下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	28	(26)	航空法（平成26年6月改正法律第70号）	1	1	1	35	1	28	(26)	航空法（令和2年6月改正 法律第61号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	30	(28)	軌道法（平成18年3月改正 法律第19号）	1	1	1	35	1	30	(28)	軌道法（令和2年6月改正 法律第41号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	31	(29)	森林法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	31	(29)	森林法（令和2年6月改正 法律第41号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	32	(30)	環境基本法（平成26年5月改正法律第46号）	1	1	1	35	1	32	(30)	環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	33	(31)	火薬類取締法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	33	(31)	火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	34	(32)	大気汚染防止法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	34	(32)	大気汚染防止法（令和2年6月改正 法律第39号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	36	(34)	水質汚濁防止法（平成25年6月改正 法律第60号）	1	1	1	35	1	36	(34)	水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	39	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	39	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	有	諸法令の改正に伴う

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由		
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項			編章節条	新条文
（項目見出し）							（項目見出し）										
1	1	1	35	1	40	(38)	文化財保護法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	40	(38)	文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	41	(39)	砂利採取法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	41	(39)	砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	42	(40)	電気事業法（平成26年6月改正法律第72号）	1	1	1	35	1	42	(40)	電気事業法（令和2年6月改正 法律第49号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	43	(41)	消防法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	43	(41)	消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	44	(42)	測量法（平成23年6月改正法律第61号）	1	1	1	35	1	44	(42)	測量法（令和元年6月改正 法律第37号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	45	(43)	建築基準法（平成26年6月改正法律第92号）	1	1	1	35	1	45	(43)	建築基準法（令和2年6月改正 法律第43号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	46	(44)	都市公園法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	46	(44)	都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	48	(46)	土壤汚染対策法（平成26年6月改正法律第51号）	1	1	1	35	1	48	(46)	土壤汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	49	(47)	駐車場法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	35	1	49	(47)	駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	50	(48)	海上交通安全法（平成21年7月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	50	(48)	海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	52	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正法律第73号）	1	1	1	35	1	52	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正法律第18号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	53	(51)	船員法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	53	(51)	船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	54	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	54	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	55	(53)	船舶安全法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	55	(53)	船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	56	(54)	自然環境保全法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	56	(54)	自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	57	(55)	自然公園法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	57	(55)	自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	58	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第55号）	1	1	1	35	1	58	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	59	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号）	1	1	1	35	1	59	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	61	(59)	技術士法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	61	(59)	技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	62	(60)	漁業法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	62	(60)	漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	63	(61)	空港法（平成26年6月改正法律第76号）	1	1	1	35	1	63	(61)	空港法（令和元年6月改正 法律第37号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	65	(63)	厚生年金保険法（平成25年6月改正 法律第63号）	1	1	1	35	1	65	(63)	厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	66	(64)	航路標識法（平成16年6月改正法律第84号）	1	1	1	35	1	66	(64)	航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	69	(67)	職業安定法（平成26年6月改正法律第67号）	1	1	1	35	1	69	(67)	職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	70	(68)	所得税法（平成26年6月改正法律第91号）	1	1	1	35	1	70	(68)	所得税法（令和2年3月改正 法律第8号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	71	(69)	水産資源保護法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	71	(69)	水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	72	(70)	船員保険法（平成26年6月改正法律第83号）	1	1	1	35	1	72	(70)	船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	73	(71)	著作権法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	73	(71)	著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	74	(72)	電波法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	74	(72)	電波法（令和2年4月改正 法律第23号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	75	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	75	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）	有	諸法令の改正に伴う

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由				
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下						
1	1	1	35	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	77	(75)	農薬取締法（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	77	(75)	農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	78	(76)	毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	35	1	78	(76)	毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	79	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月改正 法律第51号）	1	1	1	35	1	79	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	80	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第56号）	1	1	1	35	1	80	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	81	(79)	警備業法（平成23年6月改正法律第61号）	1	1	1	35	1	81	(79)	警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	82	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	82	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	1	83	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第69号）	1	1	1	35	1	83	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月改正 法律第42号）	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	35	3	1	3. 不適当な契約図書の処置	受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	35	3	1	3. 不適当な契約図書の処置	受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。	有	表記統一のため修正
1	1	1	36	0	1	1-1-1-35	官公庁等への手続等	1	1	1	36	0	1	1-1-1-36	官公庁等への手続等	無	
1	1	1	36	5	1	5. コミュニケーション	受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	1	1	1	36	5	1	5. コミュニケーション	受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	有	表記修正
1	1	1	36	6	1	6. 苦情対応	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。	1	1	1	36	6	1	6. 苦情対応	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。	有	表記修正
1	1	1	36	7	1	7. 交渉時の注意	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工に必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。	1	1	1	36	7	1	7. 交渉時の注意	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工に必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。	有	表記修正
1	1	1	37	0	1	1-1-1-36	施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	37	0	1	1-1-1-37	施工時期及び施工時間の変更	無	
1	1	1	37	2	1	2. 休日又は夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。	1	1	1	37	2	1	2. 休日または夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。	有	表記修正
1	1	1	38	0	1	1-1-1-37	工事測量	1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	工事測量	無	
								1	1	1	38	3	1	3. 仮設標識	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	有	3-1-1-14から編入
1	1	1	38	4	1	4. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1	1	1	38	5	1	5. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	有	表記修正
1	1	1	39	0	1	1-1-1-38	不可抗力による損害	1	1	1	39	0	1	1-1-1-39	不可抗力による損害	無	
1	1	1	39	1	1	1. 工事災害の報告	受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	1	1	1	39	1	1	1. 工事災害の報告	受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う
1	1	1	39	2	1	2. 設計図書で定めた基準	契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。	1	1	1	39	2	1	2. 設計図書で定めた基準	契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。	有	諸基準の改定に伴う
1	1	1	39	3	1	3. その他	契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	1	1	1	39	3	1	3. その他	契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	有	諸基準の改定に伴う
1	1	1	40	0	1	1-1-1-39	特許権等	1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	特許権等	無	
1	1	1	40	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	40	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	有	諸法令の改正に伴う
1	1	1	41	0	1	1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	保険の付保及び事故の補償	無	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由												
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由					
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)																				
現行条文							新条文																				
1	1	1	41	5	1	5.掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。	1	1	1	41	5	1	5.建設業退職金共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。	有	建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等にもなう										
1	2	0	0	0	1	第2章	土工	1	2	0	0	0	1	第2章	土工							無					
1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準								無				
1	2	2	0	0	4		日本道路協会道路土工要綱(平成21年6月)	1	2	2	0	0	4		日本道路協会道路土工要綱(平成21年6月)									有	軽微な修正(スペース)		
1	2	2	0	0	5		日本道路協会道路土工-軟弱地盤対策工指針(平成24年8月)	1	2	2	0	0	5		日本道路協会道路土工-軟弱地盤対策工指針(平成24年8月)										有	軽微な修正(スペース)	
1	2	2	0	0	6		日本道路協会道路土工-盛土工指針(平成22年4月)	1	2	2	0	0	6		日本道路協会道路土工-盛土工指針(平成22年4月)										有	軽微な修正(スペース)	
1	2	2	0	0	7		日本道路協会道路土工-切土工・斜面安定工指針(平成21年6月)	1	2	2	0	0	7		日本道路協会道路土工-切土工・斜面安定工指針(平成21年6月)										有	軽微な修正(スペース)	
1	2	2	0	0	8		土木研究センター建設発生土利用技術マニュアル(平成25年12月)	1	2	2	0	0	8		土木研究センター建設発生土利用技術マニュアル(平成25年12月)										有	軽微な修正(スペース)	
1	2	2	0	0	9		国土交通省建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)	1	2	2	0	0	9		国土交通省建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月)										有	軽微な修正(スペース)	
1	2	2	0	0	10		建設省堤防余盛基準について(昭和44年1月)	1	2	2	0	0	10		建設省堤防余盛基準について(昭和44年1月)										有	軽微な修正(スペース)	
1	2	2	0	0	11		土木研究センタージオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル(平成25年12月)	1	2	2	0	0	11		土木研究センタージオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル(平成25年12月)										有	軽微な修正(スペース)	
1	2	2	0	0	12		土木研究センター多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月)	1	2	2	0	0	12		土木研究センター多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月)										有	軽微な修正(スペース)	
1	2	2	0	0	13		土木研究センター補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月)	1	2	2	0	0	13		土木研究センター補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月)										有	軽微な修正(スペース)	
1	2	2	0	0	14		国土技術研究センター河川土工マニュアル(平成21年4月)	1	2	2	0	0	14		国土技術研究センター河川土工マニュアル(平成21年4月)										有	軽微な修正(スペース)	
								1	2	2	0	0	15		日本道路協会道路土工構造技術基準・同解説(平成29年3月)								有	諸基準の改定に伴う新規追加			
1	2	2	0	0	16		国土交通省建設汚泥処理土利用技術基準(平成18年6月)	1	2	2	0	0	16		国土交通省建設汚泥処理土利用技術基準(平成18年6月)										有	軽微な修正(スペース)	
1	2	2	0	0	17		国土交通省発生土利用基準(平成18年8月)	1	2	2	0	0	17		国土交通省発生土利用基準(平成18年8月)										有	軽微な修正(スペース)	
1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工										無		
1	2	3	1	0	1	1-2-3-1	一般事項	1	2	3	1	0	1	1-2-3-1	一般事項									無			
1	2	3	1	4	1	4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1	4	1	4.適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。									有	表記統一のため修正		
1	2	3	3	0	1	1-2-3-3	盛土工	1	2	3	3	0	1	1-2-3-3	盛土工									無			
1	2	3	3	4	1	4.狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	1	2	3	3	4	1	4.狭隘箇所等の締固め	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンバ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。										有	諸基準の改定に伴う	
1	2	3	3	4	2		また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。	1	2	3	3	4	2		また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。											無	
1	2	3	3	17	1	17.押え盛土の施工計画	受注者は、砂防土工における斜面対策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を調査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。	1	2	3	3	17	1	17.押え盛土の施工計画	受注者は、砂防土工における斜面対策としての盛土工(押え盛土)を行うにあたり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を調査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。										有	表記修正	
1	2	3	4	0	1	1-2-3-4	盛土補強工	1	2	3	4	0	1	1-2-3-4	盛土補強工										無		
1	2	3	4	3	1	3.基盤面の排水処理	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。	1	2	3	4	3	1	3.基盤面の排水処理	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。										有	表記統一のため修正	
1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工										無		
1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項	1	2	4	1	0	1	1-2-4-1	一般事項										無		
1	2	4	1	3	1	3.構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。	1	2	4	1	3	1	3.構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。											無	
1	2	4	1	3	2		なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 下部構造編8.9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成24年3月)及び「道路土工-盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。	1	2	4	1	3	2		なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説(下部構造編)7.9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成29年11月)及び「道路土工-盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。											有	諸基準の改定に伴う

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項		
1	2	4	1	6	1	6.湧水処理	1	2	4	1	6	1	6.湧水処理	有	表記修正
1	2	4	1	8	1	8.適用規定	1	2	4	1	8	1	8.適用規定	有	表記修正
1	2	4	3	0	1	1-2-4-3	1	2	4	3	0	1	1-2-4-3	無	
1	2	4	3	9	1	9.狭隘箇所等の締固め	1	2	4	3	9	1	9.狭隘箇所等の締固め	有	諸基準の改定に伴う
1	2	4	4	0	1	1-2-4-4	1	2	4	4	0	1	1-2-4-4	無	
1	2	4	4	7	1	7.狭隘箇所等の締固め	1	2	4	4	7	1	7.狭隘箇所等の締固め	有	諸基準の改定に伴う
1	2	4	4	10	1	10.路床盛土の締固め度	1	2	4	4	10	1	10.路床盛土の締固め度	有	
1	3	0	0	0	1	第3章	1	3	0	0	0	1	第3章	無	
1	3	1	0	0	1	第1節	1	3	1	0	0	1	第1節	無	
1	3	1	0	3	1	3.適用規定(2)	1	3	1	0	3	1	3.適用規定(2)	有	発行年月の修正
1	3	1	0	4	1	4.アルカリ骨材反応抑制対策	1	3	1	0	4	1	4.アルカリシリカ反応抑制対策	有	表記統一(国に準拠) 【県独自】
1	3	2	0	0	1	第2節	1	3	2	0	0	1	第2節	無	
1	3	2	0	1	3	土木学会コンクリート標準示方書(施工編)(平成25年3月)	1	3	2	0	1	3	土木学会コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月)	有	発行年月の修正
1	3	2	0	1	4	土木学会コンクリート標準示方書(設計編)(平成25年3月)	1	3	2	0	1	4	土木学会コンクリート標準示方書(設計編)(平成30年3月)	有	発行年月の修正
1	3	2	0	1	5	土木学会コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月)	1	3	2	0	1	5	土木学会コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月)	有	軽微な修正(ベース)
1	3	2	0	1	8	土木学会鉄筋定着・継手指針(平成19年8月)	1	3	2	0	1	8	土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月)	有	発行年月の修正
1	3	2	0	1	9	公益社団法人日本鉄筋継手協会鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事(平成21年9月)	1	3	2	0	1	9	公益社団法人日本鉄筋継手協会鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事(平成29年9月)	有	発行年月の修正
							1	3	2	0	1	10	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(平成28年7月)	有	新規追加
							1	3	2	0	1	11	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成29年3月)	有	新規追加
							1	3	2	0	1	12	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)	有	新規追加
							1	3	2	0	1	13	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型棒・プレハブ鉄筋に関するガイドライン(平成30年6月)	有	新規追加
							1	3	2	0	1	14	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン(平成30年6月)	有	新規追加
							1	3	2	0	1	15	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成31年1月)	有	新規追加
1	3	2	0	2	1	2.許容塩化物量	1	3	2	0	2	1	2.許容塩化物量	無	
1	3	2	0	2	2	(1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量(CI-)は、0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。	1	3	2	0	2	2	(1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量(CI-)は、0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。	有	表記統一のため修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無		改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有	無	改定理由
編章節条 （項目見出し）							編章節条 （項目見出し）																
1	3	2	0	2	3	(2)	1	3	2	0	2	3	(2)	1	3	2	0	2	3	(2)	有	無	表記統一のため修正
プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl <sup>-</sup> ）は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。							プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl <sup>-</sup> ）は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。																
1	3	2	0	2	4	(3)	1	3	2	0	2	4	(3)	1	3	2	0	2	4	(3)	有	無	表記統一のため修正
アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（Cl <sup>-</sup> ）は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。							アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（Cl <sup>-</sup> ）は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。																
1	3	2	0	3	1	3.塩分の浸透防止	1	3	2	0	3	1	3.塩分の浸透防止	1	3	2	0	3	1	3.塩分の浸透防止	有	無	表記統一のため修正
受注者は、土木工事及び空港工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、 <b>アルカリ骨材反応</b> による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							受注者は、土木工事及び空港工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、 <b>アルカリシリカ反応</b> による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。																
1	3	3	0	0	1	第3節	1	3	3	0	0	1	第3節	1	3	3	0	0	1	第3節	無	無	
レディーミクストコンクリート							レディーミクストコンクリート																
1	3	3	2	0	1	1-3-3-2	1	3	3	2	0	1	1-3-3-2	1	3	3	2	0	1	1-3-3-2	無	無	
工場の選定							工場の選定																
1	3	3	2	1	1	1.一般事項	1	3	3	2	1	1	1.一般事項	1	3	3	2	1	1	1.一般事項	無	無	
受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。							受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。																
1	3	3	2	1	2	(1)	1	3	3	2	1	2	(1)	1	3	3	2	1	2	(1)	有	無	JIS名称変更
JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。							JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。																
1	3	3	2	1	3	(2)	1	3	3	2	1	3	(2)	1	3	3	2	1	3	(2)	有	無	JIS名称変更 表記修正
JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめよう、その資料により監督職員の確認を得なければならない。							JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめよう、その資料により監督職員の確認を得なければならない。																
1	3	3	3	0	1	1-3-3-3	1	3	3	3	0	1	1-3-3-3	1	3	3	3	0	1	1-3-3-3	無	無	
配合							配合																
1	3	3	3	1	1	1.一般事項	1	3	3	3	1	1	1.一般事項	1	3	3	3	1	1	1.一般事項	有	無	諸基準の改定に伴う
受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。							受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。																
1	3	5	2	0	1	1-3-5-2	1	3	5	2	0	1	1-3-5-2	1	3	5	2	0	1	1-3-5-2	無	無	
材料の貯蔵							材料の貯蔵																
1	3	5	2	3	1	3.骨材の貯蔵	1	3	5	2	3	1	3.骨材の貯蔵	1	3	5	2	3	1	3.骨材の貯蔵	有	無	表記統一のため修正
受注者は、 <b>ゴミ</b> 、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。							受注者は、 <b>ごみ</b> 、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。																
1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	無	無	
材料の計量及び練混ぜ							材料の計量及び練混ぜ																
1	3	5	4	1	1	1.計量装置	1	3	5	4	1	1	1.計量装置	1	3	5	4	1	1	1.計量装置	無	無	
各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。							各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるものでなければならない。																
1	3	5	4	1	2	(1)	1	3	5	4	1	2	(1)	1	3	5	4	1	2	(1)	有	無	諸基準の改定に伴う
なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。							なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。また、練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。																
1	3	5	4	2	1	2.材料の計量	1	3	5	4	2	1	2.材料の計量	1	3	5	4	2	1	2.材料の計量	無	無	
計量誤差は、1回計量分に対し、「表1-3-2計量の許容誤差」の値以下とする。							計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。																
1	3	5	4	2	5	(3)	1	3	5	4	2	5	(3)	1	3	5	4	2	5	(3)	有	無	諸基準の改定に伴う
連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。							連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。																
1	3	5	4	2	6	(4)	1	3	5	4	2	6	(4)	1	3	5	4	2	6	(4)	有	無	JIS名称変更
その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量の許容誤差」の値以下とする。							その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。																
1	3	5	4	2	7		1	3	5	4	2	7		1	3	5	4	2	7		有	無	JIS名称変更 諸基準の改定に伴う
なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。							なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。																
1	3	5	4	2	8		1	3	5	4	2	8		1	3	5	4	2	8		有	無	JIS名称変更
なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。							なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。																

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由									
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由		
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)																	
現行条文							新条文																	
1	3	5	4	2	10		1	3	5	4	2	10		表1-3-2 計量の許容誤差	1	3	5	4	2	10	表1-3-2 計量値の許容差	有	諸基準の改定に伴う	
1	3	5	4	2	11	(6)	1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。	1	3	5	4	2	11	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。	有	諸基準の改定に伴う	
1	3	5	4	2	12		1	3	5	4	2	12		なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法を考慮して定めなければならない。	1	3	5	4	2	12	なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法を考慮して定めなければならない。	有	表記統一のため修正	
1	3	5	4	3	1	3.練混ぜ	1	3	5	4	3	1	3.練混ぜ		1	3	5	4	3	1		無		
1	3	5	4	3	2	(1)	1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。	1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。	有	JIS名称変更
1	3	5	4	3	3	(2)	1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	有	JIS名称変更
1	3	5	4	3	4	(3)	1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサ - 第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ - 第2部:練混ぜ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー - 第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー - 第2部:練混ぜ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	有	JIS名称変更 誤記修正
1	3	5	4	3	5	(4)	1	3	5	4	3	5	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。	1	3	5	4	3	5	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。	無	
1	3	5	4	3	6		1	3	5	4	3	6		やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。	1	3	5	4	3	6		やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。	有	JIS名称変更
1	3	5	4	3	8	(6)	1	3	5	4	3	8	(6)	受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。	1	3	5	4	3	8	(6)	受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。	有	JIS名称変更
1	3	5	4	3	9	(7)	1	3	5	4	3	9	(7)	受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。	1	3	5	4	3	9	(7)	受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。	有	JIS名称変更
1	3	5	4	3	10	(8)	1	3	5	4	3	10	(8)	ミキサは、練り上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	1	3	5	4	3	10	(8)	ミキサーは、練り上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	有	JIS名称変更
1	3	5	4	3	11	(9)	1	3	5	4	3	11	(9)	受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。	1	3	5	4	3	11	(9)	受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。	有	JIS名称変更
1	3	5	4	3	12		1	3	5	4	3	12		なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	1	3	5	4	3	12		なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。	有	JIS名称変更
1	3	6	0	0	1	第6節	1	3	6	0	0	1	第6節		1	3	6	0	0	1		無		
1	3	6	4	0	1	1-3-6-4	1	3	6	4	0	1	1-3-6-4	運搬・打設	1	3	6	4	0	1	1-3-6-4	運搬・打設	無	
1	3	6	4	2	1	2.適用気温	1	3	6	4	2	1	2.適用気温		1	3	6	4	2	1	2.適用気温	有	誤記修正	
1	3	6	4	5	1	5.コンクリートポンプ使用時の注意	1	3	6	4	5	1	5.コンクリートポンプ使用時の注意		1	3	6	4	5	1	5.コンクリートポンプ使用時の注意	有	表記統一のため修正	
1	3	6	4	11	1	11.水平打設	1	3	6	4	11	1	11.水平打設		1	3	6	4	11	1	11.水平打設	有	表記統一のため修正	
1	3	6	4	12	1	12.打設計画書	1	3	6	4	12	1	12.打設計画書		1	3	6	4	12	1	12.打設計画書	有	諸基準の改定に伴う	
1	3	6	4	14	1	14.上層下層一体の締固め	1	3	6	4	14	1	14.上層下層一体の締固め		1	3	6	4	14	1	14.上層下層一体の締固め	有	表記統一のため修正	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由
編	章	節	条	項	下項	編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	下項	編章節条 (項目見出し)		
1	3	6	4	15	1	15.フリージング水の除去	1	3	6	4	15	1	15.フリーディング水の除去	受注者は、コンクリートの打込み中、表面にフリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。	有 誤記修正
						16.不要となったスペースの除去								受注者は、コンクリートの打込みに伴い、不要となったスペースを可能なかぎり取り除かなければならない。	有 実態に合わせ削除
1	3	6	4	16	1	17.壁又は柱の連続打設時の注意	1	3	6	4	16	1	16.壁または柱の連続打設時の注意	受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、フリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。	有 表記修正
1	3	6	5	0	1	1-3-6-5	1	3	6	5	0	1	1-3-6-5	締固め	無
1	3	6	5	2	1	2.締固め方法	1	3	6	5	2	1	2.締固め方法	受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。	有 諸基準の改定に伴う
1	3	6	5	3	1	3.上層下層一体の締固め	1	3	6	5	3	1	3.上層下層一体の締固め	受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、パイプレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。	有 表記統一のため修正
1	3	6	6	0	1	1-3-6-6	1	3	6	6	0	1	1-3-6-6	沈下ひび割れに対する処置	無
1	3	6	6	2	1	2.沈下ひび割れの防止	1	3	6	6	2	1	2.沈下ひび割れの防止	受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。	無
1	3	6	6	2	2		1	3	6	6	2	2		再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなど、コンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。	有 諸基準の改定に伴う
1	3	6	7	0	1	1-3-6-7	1	3	6	7	0	1	1-3-6-7	打継目	無
1	3	6	7	1	1	1.一般事項	1	3	6	7	1	1	1.一般事項	打継目の位置及び構造は、 <b>図面</b> の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず <b>図面</b> で定められていない場所に打継目を設ける場合、 <b>構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように</b> 、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。	有 諸基準の改定に伴う 表記修正
1	3	6	7	2	1	2.打継目を設ける位置	1	3	6	7	2	1	2.打継目を設ける位置	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	有 諸基準の改定に伴う
1	3	6	7	3	1	3.打継目を設ける場合の注意	1	3	6	7	3	1	3.打継目を設ける場合の注意	受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るが、 <b>鋼材を配置して、これを補強しなければならない。</b>	有 諸基準の改定に伴う
1	3	6	7	5	1	5.床と一体になった柱又は壁の打継目	1	3	6	7	5	1	5.床と一体になった柱 <b>または</b> 壁の打継目	受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。	有 表記修正
1	3	6	7	8	1	8.伸縮継目	1	3	6	7	8	1	8.伸縮 <b>目地</b>	伸縮 <b>目地</b> の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。	有 諸基準の改定に伴う
1	3	6	9	0	1	1-3-6-9	1	3	6	9	0	1	1-3-6-9	養生	無
1	3	6	9	1	1	1.一般事項	1	3	6	9	1	1	1.一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度 <b>および</b> 湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない	有 表記修正
1	3	6	9	2	1	2.湿潤状態の保持	1	3	6	9	2	1	2.湿潤状態の保持	受注者は、 <b>打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。</b> 養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。	有 諸基準の改定に伴う
							1	3	6	9	2	2		なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、 <b>湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</b>	有 新規追加
1	3	7	0	0	1	第7節	1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	無
1	3	7	1	0	1	1-3-7-1	1	3	7	1	0	1	1-3-7-1	一般事項	無

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)									改定 (令和4年版)									有無	改定理由
編	章	節	条	項	下	項	編章節条 (項目見出し)		編	章	節	条	項	下	項	編章節条 (項目見出し)			
1	3	7	1	2	1	2.照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび固め作業を行うために必要な空間が確保されていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。		1	3	7	1	2	1	2.照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び固め作業を行うために必要な空間が確保されていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。		有	表記修正
1	3	7	3	0	1	1-3-7-3	加工		1	3	7	3	0	1	1-3-7-3	加工		無	
1	3	7	3	3	1	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければな		1	3	7	3	3	1	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければな		無	諸基準の改定に伴う
1	3	7	3	5	1	5.かぶり	受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。		1	3	7	3	5	1	5.かぶり	受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。		無	
1	3	7	3	5	2		図1-3-1 鉄筋のかぶり		1	3	7	3	5	2		図1-3-1 鉄筋のかぶり		無	
1	3	7	4	0	1	1-3-7-4	組立て		1	3	7	4	0	1	1-3-7-4	組立て		無	
1	3	7	4	2	1	2.配筋・組立て	受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。		1	3	7	4	2	1	2.配筋・組立て	受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。		有	諸基準の改定に伴う
1	3	7	4	2	2				1	3	7	4	2	2	(1)	受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。		有	諸基準の改定に伴う
1	3	7	4	2	3		受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。		1	3	7	4	2	3				有	諸基準の改定に伴う
									1	3	7	4	2	4	(2)	受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。		有	諸基準の改定に伴う
									1	3	7	4	2	5	(3)	受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。		有	諸基準の改定に伴う
1	3	7	4	3	1	3.鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m <sup>2</sup> あたり2個以上、構造物の底面については、1m <sup>2</sup> あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。		1	3	7	4	3	1	3.鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m <sup>2</sup> あたり2個以上、構造物の底面については、1m <sup>2</sup> あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。		有	表記統一(コンクリート標準示方書、単位)
1	3	7	4	3	2		なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督職員と協議しなければならない。		1	3	7	4	3	2		なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督職員と協議しなければならない。		有	表記統一(コンクリート標準示方書)
1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手		1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手		無	
1	3	7	5	2	1	2.重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。		1	3	7	5	2	1	2.重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。		有	諸基準の改定に伴う
1	3	7	5	2	2		なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11 土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。		1	3	7	5	2	2		なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会、平成15年11月）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。		有	表記統一のため修正
1	3	7	5	3	1	3.継手位置の相互ずらし	受注者は、設計図面に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めたいため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。		1	3	7	5	3	1	3.継手位置	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さ鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。		有	諸基準の改定に伴う



土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）										改定（令和4年版）										有無	改定理由
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下		
編章節条 (項目見出し)							現行条文	編章節条 (項目見出し)							新条文						
1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造	1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造	無					
1	3	13	3	3	1	3.材料の計量		1	3	13	3	3	1	3.材料の計量		無					
1	3	13	3	3	4	(2)	計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-5計量誤差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。	1	3	13	3	3	4	(2)	計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-5計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）」の値以下とするものとする。	有	諸基準の改定に伴う				
1	3	13	3	3	5		表1-3-5 計量値の許容誤差（水中不分離性コンクリート）	1	3	13	3	3	5		表1-3-5 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）	有	諸基準の改定に伴う				
1	3	13	3	4	1	4.練混ぜ		1	3	13	3	4	1	4.練混ぜ		無					
1	3	13	3	4	3	(2)	受注者は、強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	1	3	13	3	4	3	(2)	受注者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	有	JIS名称変更				
1	3	13	3	4	10	(5)	受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。	1	3	13	3	4	10	(5)	受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させなければならない。	有	JIS名称変更				
1	3	13	3	5	1	5.ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理		1	3	13	3	5	1	5.ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理		有	JIS名称変更				
1	3	13	3	5	2	(1)	受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	1	3	13	3	5	2	(1)	受注者は、ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	有	JIS名称変更				
1	3	13	4	0	1	1-3-13-4	運搬打設	1	3	13	4	0	1	1-3-13-4	運搬打設	無					
1	3	13	4	3	1	3.打設		1	3	13	4	3	1	3.打設		無					
1	3	13	4	3	7	(6)	受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。	1	3	13	4	3	7	(6)	受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う				
1	3	14	0	0	1	第14節	プレバッドコンクリート	1	3	14	0	0	1	第14節	プレバッドコンクリート	無					
1	3	14	2	0	1	1-3-14-2	施工機器	1	3	14	2	0	1	1-3-14-2	施工機器	無					
1	3	14	2	1	2	(1)	受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。	1	3	14	2	1	2	(1)	受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。	有	JIS名称変更				
1	3	14	3	0	1	1-3-14-3	施工	1	3	14	3	0	1	1-3-14-3	施工	無					
1	3	14	3	5	1	5.練混ぜ		1	3	14	3	5	1	5.練混ぜ		無					
1	3	14	3	5	2	(1)	受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	2	(1)	受注者は、練混ぜをモルタルミキサーで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	有	JIS名称変更				
1	3	14	3	5	4	(3)	受注者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	4	(3)	受注者は、モルタルミキサー1バッチの練混ぜを、ミキサーの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。	有	JIS名称変更				
1	3	14	3	6	1	6.注入		1	3	14	3	6	1	6.注入		無					
1	3	14	3	6	4		なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書又は施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	14	3	6	4		なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書または施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない。	有	表記修正				
2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	無					
2	1	0	0	0	1	第1章	一般事項	2	1	0	0	0	1	第1章	一般事項	無					
2	1	2	0	0	1	第2節	工事材料の品質	2	1	2	0	0	1	第2節	工事材料の品質	無					
2	1	2	0	1	1	1.一般事項	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。	2	1	2	0	1	1	1.一般事項	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。	有	表記修正				
2	1	2	0	4	1	4.見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	2	1	2	0	4	1	4.見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認承諾を受けなければならない。	有	表記修正				
2	1	2	0	4	2		なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	2	1	2	0	4	2		なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	無					
2	2	3	0	0	1	第3節	骨材	2	2	3	0	0	1	第3節	骨材	無					
2	2	3	1	0	1	2-2-3-1	一般事項	2	2	3	1	0	1	2-2-3-1	一般事項	無					
								2	2	3	1	9	1	9.骨材の品質試験	受注者は、骨材の使用にあたってはこの仕様書における関係事項の規定に適合するものとし、施工に際しあらかじめ品質試験を行い、その試験結果を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。ただし、施工の1年以内に行った試験成績書により監督職員が品質の適合を承諾した場合は、受注者は施工ことの品質試験を省略することができる。	有	新規追加【県独自】				
2	2	3	3	0	1	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材	2	2	3	3	0	1	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材	無					

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項		
編章節条 （項目見出し）						現行条文	編章節条 （項目見出し）						新条文									
2	2	3	3	5	1	5.鉄鋼スラグの規格 （路盤材用）	路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2-2-9の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	5	1	5.鉄鋼スラグの規格 （路盤材用）	路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2-2-9の規格に適合するものとする。	無						
2	2	3	3	5	2	表2-2-9 鉄鋼スラグの規格		2	2	3	3	5	2	表2-2-9 鉄鋼スラグの規格		有	図表修正					
2	2	5	7	0	1	2-2-5-7	溶接材料	2	2	5	7	0	1	2-2-5-7	溶接材料	無						
2	2	5	7	1	10	JIS Z 3352（サブマージーク溶接用フラックス）		2	2	5	7	1	10	JIS Z 3352（サブマージーク溶接用フラックス）		有	JIS名称変更					
2	2	5	14	0	1	2-2-5-14	鉄線じゃかご	2	2	5	14	0	1	2-2-5-14	鉄線じゃかご	無						
2	2	5	14	0	3	なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m <sup>2</sup> 以上のめっき鉄線を使用するものとする。		2	2	5	14	0	3	なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m <sup>2</sup> 以上のめっき鉄線を使用するものとする。		有	表記統一					
2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	無						
2	2	6	1	0	1	2-2-6-1	一般事項	2	2	6	1	0	1	2-2-6-1	一般事項	無						
2	2	6	1	4	1	4.異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をつけた疑いのあるセメント、その他異常を認められたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	2	2	6	1	4	1	4.異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をつけた疑いのあるセメント、その他異常を認められたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	有	諸基準の改定に伴う					
2	2	6	1	7	1	7.異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認められた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。	2	2	6	1	7	1	7.異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認められた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。	有	諸基準の改定に伴う					
2	2	6	1	9	1	9.異常な混和材使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認められた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	2	2	6	1	9	1	9.異常な混和材使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認められた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。	有	諸基準の改定に伴う					
2	2	6	2	0	1	2-2-6-2	セメント	2	2	6	2	0	1	2-2-6-2	セメント	無						
2	2	6	2	2	1	2.普通ポルトランドセメントの規定	コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条3項、4項の規定に適合するものとする。	2	2	6	2	2	1	2.普通ポルトランドセメントの規定	コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条3項、4項の規定に適合するものとする。	無						
2	2	6	2	2	2	なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m <sup>3</sup> 未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。		2	2	6	2	2	2	なお、小規模工種で、1工種あたりの総使用量が10m <sup>3</sup> 未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。		有	表記統一 表記修正					
2	2	6	3	0	1	2-2-6-3	混和材料	2	2	6	3	0	1	2-2-6-3	混和材料	無						
2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成25年11月）の規格に適合するものとセメントコンクリート製品	2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）の規格に適合するものとセメントコンクリート製品	有	諸基準の改定に伴う					
2	2	7	0	0	1	第7節	一般事項	2	2	7	0	0	1	第7節	一般事項	無						
2	2	7	1	0	1	2-2-7-1	2.塩化物含有量	2	2	7	1	0	1	2-2-7-1	2.塩化物含有量	有	表記統一のため修正					
2	2	7	1	2	1	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl <sup>-</sup> ）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とするものとする。		2	2	7	1	2	1	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl <sup>-</sup> ）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とするものとする。		無						
2	2	7	1	2	2	なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		2	2	7	1	2	2	なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		無						
2	2	7	1	3	1	3.アルカリ骨材反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」土木部長通知平成14年8月13日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。	2	2	7	1	3	1	3.アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、コンクリートの使用にあたって「コンクリート耐久性向上対策」（土木部長通知、平成14年8月13日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	有	表記統一（国に準拠）					
2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	無						
2	2	8	3	0	2	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成26年7月改正政令第269号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		2	2	8	3	0	2	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		有	諸法令の改正に伴う					
2	2	10	0	0	1	第10節	目地材料	2	2	10	0	0	1	第10節	目地材料	無						
2	2	10	1	0	1	2-2-10-1	注入目地材	2	2	10	1	0	1	2-2-10-1	注入目地材	無						
2	2	10	1	1	1	1.一般事項	注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひびわれが入らないものとする。	2	2	10	1	1	1	1.一般事項	注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび割れが入らないものとする。	有	表記修正					
2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	無						
2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識	2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識	無						
2	2	12	1	0	2	標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。		2	2	12	1	0	2	標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。		有	表記統一					

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由									
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項			編	章	節	条	項	下	項		
2	2	12	1	0	3	(1)	2	2	12	1	0	3	(1)									有	表記統一	
2	2	12	1	0	11	(2)	2	2	12	1	0	11	(2)										無	
																							有	新規追加
																							有	新規追加
2	2	12	1	0	23	(4)	2	2	12	1	0	23	(4)										無	
2	2	12	1	0	25		2	2	12	1	0	25											有	表記修正
2	2	12	1	0	27		2	2	12	1	0	27											有	諸基準の改定に伴う
2	2	12	1	0	28		2	2	12	1	0	28											有	諸基準の改定に伴う
3	0	0	0	0	1	第3編	3	0	0	0	0	1	第3編										無	
3	1	0	0	0	1	第1章	3	1	0	0	0	1	第1章										無	
3	1	1	0	0	1	第1節	3	1	1	0	0	1	第1節										無	
3	1	1	1	0	1	3-1-1-1	3	1	1	1	0	1	3-1-1-1										無	1-1-1-2に移動
3	1	1	1	1	1	1.一般事項																	無	1-1-1-2に移動
3	1	1	1	2	1	2.段階確認																	無	1-1-1-2に移動
3	1	1	2	0	1	3-1-1-2	3	1	1	1	0	1	3-1-1-1										無	
3	1	1	2	1	1	1.請負代金内訳書	3	1	1	1	1	1	1.請負代金内訳書										有	実態に合わせて修正
3	1	1	4	0	1	3-1-1-4	3	1	1	3	0	1	3-1-1-3										無	
3	1	1	4	0	2		3	1	1	3	0	2											無	
3	1	1	4	0	3		3	1	1	3	0	3											有	表記修正
3	1	1	5	0	1	3-1-1-5																	無	1-1-1-17に移動
3	1	1	5	1	1	1.適用規定																	無	1-1-1-17に移動
3	1	1	5	1	2	2.貸与機械の使用																	無	1-1-1-17に移動
3	1	1	6	0	1	3-1-1-6	3	1	1	4	0	1	3-1-1-4										無	
3	1	1	6	5	1	5.遵守義務	3	1	1	4	5	1	5.遵守義務										有	諸基準の改定に伴う
3	1	1	9	0	1	3-1-1-9	3	1	1	7	0	1	3-1-1-7										無	
						2.電子納品の提出																	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
							3	1	1	7	3	1	3.地質調査の電子成果品等										有	新規追加【県独自】
							3	1	1	7	3	2											有	新規追加【県独自】
3	1	1	11	0	1	3-1-1-11																	有	1-1-1-24に移動
3	1	1	11	1	1	1.適用規定																	有	1-1-1-24に移動
3	1	1	11	2	1	2.品質記録台帳																	有	1-1-1-24に移動
3	1	1	12	0	1	3-1-1-12																	有	1-1-1-27に移動
3	1	1	12	1	1	1.適用規定																	有	1-1-1-27に移動

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由											
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由		
編章節条 （項目見出し）						編章節条 （項目見出し）						新条文												
3	1	1	12	2	1	2.建設工事公衆災害 防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。															有	1-1-1-27に移動	
3	1	1	12	3	1	3.使用する建設機械	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。															有	1-1-1-27に移動	
3	1	1	12	4	1	4.架空線等事故防止 対策	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。															有	1-1-1-27に移動	
3	1	1	13	0	1	3-1-1-13	交通安全管理															有	1-1-1-33に移動	
3	1	1	13	1	1	1.適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による。															有	1-1-1-33に移動	
3	1	1	13	2	1	2.工事用道路の維持 管理	受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。															有	1-1-1-33に移動	
3	1	1	13	3	1	3.施工計画書	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。															有	1-1-1-33に移動	
3	1	1	14	0	1	3-1-1-14	工事測量															有	1-1-1-38に移動	
3	1	1	14	1	1	1.適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-37工事測量の規定に加え以下の規定による。															有	1-1-1-38に移動	
3	1	1	14	2	1	2.仮設標識	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。															有	1-1-1-38に移動	
3	1	1	16	0	1	3-1-1-16	創意工夫		3	1	1	10	0	1	3-1-1-10	創意工夫							無	
3	1	1	16	1	1		受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時まで、監督職員に提出する事ができる。		3	1	1	10	1	1		受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時まで、に所定の様式により、監督職員に提出する事ができる。							有	表記修正
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工		3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工							無	
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準							無	
3	2	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（共通編）（平成24年3月）		3	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編）（平成29年11月）							有	発行年月の修正
3	2	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（鋼橋・鋼部材編）（平成24年3月）		3	2	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）							有	発行年月の修正
3	2	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（下部構造編）（平成24年3月）		3	2	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（下部構造編）（平成29年11月）							有	発行年月の修正
3	2	2	0	0	7		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）		3	2	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）							有	発行年月の修正
3	2	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）		3	2	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）							有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	9		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）		3	2	2	0	0	9		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）							有	発行年月の修正
3	2	2	0	0	10		日本道路協会アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）		3	2	2	0	0	10		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）							有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	11		日本道路協会転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成2年11月）		3	2	2	0	0	11		日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成2年11月）							有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	12		建設省薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）		3	2	2	0	0	12		建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）							有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	13		建設省薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年9月）		3	2	2	0	0	13		建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年9月）							有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	14		日本薬液注入協会薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）		3	2	2	0	0	14		日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）							有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	15		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）		3	2	2	0	0	15		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）							有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	16		環境省水質汚濁に係る環境基準について（平成26年11月）		3	2	2	0	0	16		環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）							有	発行年月の修正
3	2	2	0	0	17		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）		3	2	2	0	0	17		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（令和3年3月）							有	発行年月の修正
3	2	2	0	0	18		日本道路協会杭基礎施工便覧（平成19年1月）		3	2	2	0	0	18		日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）							有	発行年月の修正
3	2	2	0	0	19		全国特定法面保護協会のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）		3	2	2	0	0	19		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）							有	軽微な修正（スペース）

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由		
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項			編章節条	項
（項目見出し）						（項目見出し）									
3	2	2	0	0	20	地盤工学会グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	3	2	2	0	0	20	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	21	日本道路協会道路土工・軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	3	2	2	0	0	21	日本道路協会 道路土工・軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	22	日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	3	2	2	0	0	22	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	23	日本道路協会道路土工・盛土工指針（平成22年4月）	3	2	2	0	0	23	日本道路協会 道路土工・盛土工指針（平成22年4月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	24	日本道路協会道路土工・切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	3	2	2	0	0	24	日本道路協会 道路土工・切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	25	日本道路協会道路土工・擁壁工指針（平成24年7月）	3	2	2	0	0	25	日本道路協会 道路土工・擁壁工指針（平成24年7月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	26	日本道路協会道路土工・カルバート工指針（平成22年3月）	3	2	2	0	0	26	日本道路協会 道路土工・カルバート工指針（平成22年3月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	27	日本道路協会道路土工・仮設構造物工指針（平成11年3月）	3	2	2	0	0	27	日本道路協会 道路土工・仮設構造物工指針（平成11年3月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	28	日本道路協会斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	3	2	2	0	0	28	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	29	日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）	3	2	2	0	0	29	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	30	日本道路協会舗装施工便覧（平成18年2月）	3	2	2	0	0	30	日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	31	日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	3	2	2	0	0	31	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	32	建設省トンネル工事における可燃性ガス対策について（昭和53年7月）	3	2	2	0	0	32	建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について（昭和53年7月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	33	建設業労働災害防止協会すい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	3	2	2	0	0	33	建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	34	建設省道路付属物の基礎について（昭和50年7月）	3	2	2	0	0	34	建設省 道路付属物の基礎について（昭和50年7月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	35	日本道路協会道路標識設置基準（昭和62年1月）	3	2	2	0	0	35	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（令和2年6月）	有	諸基準の改定に伴う
3	2	2	0	0	36	日本道路協会視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）	3	2	2	0	0	36	日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	37	建設省土木構造物設計マニュアル（案）[土工構造物・橋梁編]（平成11年11月）	3	2	2	0	0	37	建設省 土木構造物設計マニュアル（案）[土工構造物・橋梁編]（平成11年11月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	38	建設省土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）	3	2	2	0	0	38	建設省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	40	国土交通省建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	3	2	2	0	0	40	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	41	厚生労働省すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成23年3月）	3	2	2	0	0	41	厚生労働省 すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月）	有	発行年月の修正
3	2	2	0	0	42	国土交通省土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]（平成13年12月）	3	2	2	0	0	42	国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]（平成13年12月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	43	国土交通省土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）（平成13年12月）	3	2	2	0	0	43	国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）（平成13年12月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	45	労働省騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）	3	2	2	0	0	45	国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	有	新規追加
3	2	2	0	0	46	厚生労働省手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月）	3	2	2	0	0	46	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	2	0	0	47	土木学会コンクリート標準示方書（規準編）（平成24年11月）	3	2	2	0	0	47	厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月）	有	軽微な修正（スペース）
3	2	3	0	0	1	第3節 共通の工種	3	2	3	0	0	1	土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月）	有	発行年月の修正
3	2	3	2	0	1	3-2-3-2 材料	3	2	3	2	0	1	第3節 共通の工種	無	
3	2	3	2	4	1	4.路側防護柵工の材料	3	2	3	2	4	1	3-2-3-2 材料	無	
3	2	3	2	4	3	(2) 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	3	2	3	2	4	3	4.路側防護柵工の材料	無	
3	2	3	2	4	5	(4) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用（Z27）の275g/m <sup>2</sup> （両面付着量）以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防錆を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。	3	2	3	2	4	5	(2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で275g/m <sup>2</sup> 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防錆を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。	有	表記統一 諸基準の改定に伴う
3	2	3	2	4	5	(4) 受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量がJIS G 3525（ワイヤロープ）で定めた300g/m <sup>2</sup> 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。	3	2	3	2	4	5	(4) 受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量がJIS G 3525（ワイヤロープ）で定めた300g/m <sup>2</sup> 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。	有	表記統一
							3	2	3	2	4	8	(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない	有	新規追加
							3	2	3	2	4	9	海岸に近接し、潮風が強く当たる場所	有	新規追加
							3	2	3	2	4	10	雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所	有	新規追加
							3	2	3	2	4	11	路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	有	新規追加
3	2	3	2	5	1	5.亜鉛めっき地肌のままの材料	3	2	3	2	5	1	5.亜鉛めっき地肌のままの材料	無	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項		
3	2	3	2	5	3	(2)	3	2	3	2	5	3	(2)	有	表記統一 諸基準の改定に伴う
3	2	3	2	5	5	(4)	3	2	3	2	5	5	(4)	有	表記統一
3	2	3	2	6	1	6.視線誘導標の形状及び性能	3	2	3	2	6	1	6.視線誘導標の形状及び性能	無	
3	2	3	2	6	2	(1)	3	2	3	2	6	2	(1)	無	
3	2	3	2	6	4	反射体	3	2	3	2	6	4	反射体	無	
3	2	3	2	6	5	白色	3	2	3	2	6	5	白色	無	
3	2	3	2	6	6	0.31+0.25x y 0.28+0.25x	3	2	3	2	6	6	0.31+0.25x y 0.28+0.25x	無	
3	2	3	2	6	7	0.50 x 0.41	3	2	3	2	6	7	0.50 x 0.41	無	
3	2	3	2	6	8	橙色	3	2	3	2	6	8	橙色	無	
3	2	3	2	6	9	0.44 y 0.39	3	2	3	2	6	9	0.44 y 0.39	無	
3	2	3	2	6	10	y 0.99 - x	3	2	3	2	6	10	y 0.99 - x	無	
3	2	3	2	6	11	ただし、x、yはJIS Z 8781 (色の表示方法 - XYZ表色系及びX10/Y10/Z10表色系)の色度座標である。	3	2	3	2	6	11	ただし、x、yはJIS Z 8781-3 (測色 - 第3部: CIE三刺激値)の色度座標である。	有	誤記修正 諸基準の改定に伴う
3	2	3	2	6	14	(2) 支柱	3	2	3	2	6	14	(2) 支柱	無	
3	2	3	2	6	19	塗装仕上げする鋼管の場合	3	2	3	2	6	19	塗装仕上げする鋼管の場合	無	
3	2	3	2	6	21	2) 受注者は、垂鉛の付着量をJIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 構造用 <Z27> の275g/m <sup>2</sup> (両面付着量) 以上としなければならない。	3	2	3	2	6	21	2) 受注者は、垂鉛の付着量をJIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 構造用 <Z27> の275g/m <sup>2</sup> (両面付着量) 以上としなければならない。	有	表記統一
3	2	3	2	6	22	ただし、垂鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするものとする。	3	2	3	2	6	22	ただし、垂鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするものとする。	無	
3	2	3	2	6	23	3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20µm以上の塗装で仕上げ塗装しなければならない。	3	2	3	2	6	23	3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20µm以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。	有	表記修正
3	2	3	2	6	24	垂鉛めっき地肌のままの場合	3	2	3	2	6	24	垂鉛めっき地肌のままの場合	無	
3	2	3	2	6	25	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に垂鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	3	2	3	2	6	25	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に垂鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	有	表記統一
3	2	3	4	0	1	3-2-3-4 矢板工	3	2	3	4	0	1	3-2-3-4 矢板工	無	
3	2	3	4	14	1	14.落錘による打込み	3	2	3	4	14	1	14.落錘による打込み	有	諸基準の改定に伴う
3	2	3	5	0	1	3-2-3-5 縁石工	3	2	3	5	0	1	3-2-3-5 縁石工	無	
3	2	3	5	1	1	1.一般事項	3	2	3	5	1	1	1.一般事項	有	表記修正
3	2	3	6	0	1	3-2-3-6 小型標識工	3	2	3	6	0	1	3-2-3-6 小型標識工	無	
3	2	3	6	1	1	1.一般事項	3	2	3	6	1	1	1.一般事項	有	諸基準の改定に伴う
3	2	3	6	2	1	2.反射標識の取扱い	3	2	3	6	2	1	2.反射標識の取扱い	有	諸基準の改定に伴う
3	2	3	6	3	1	3.標示板基板の表面状態	3	2	3	6	3	1	3.標示板基板の表面状態	有	諸基準の改定に伴う 誤記修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由		
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項				
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)										
現行条文							新条文										
3	2	3	6	4	1	4.反射シート一般事項	受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。	3	2	3	6	4	1	4.反射シート一般事項	受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。	無	
3	2	3	6	4	2		なお、気温が10 以下における屋外での貼付け及び0.5m <sup>2</sup> 以上の貼付けは行ってはならない。	3	2	3	6	4	2		なお、気温が10 以下における屋外での貼付け及び0.5m <sup>2</sup> 以上の貼付けは行ってはならない。	有	表記統一
3	2	3	6	5	1	5.反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。	3	2	3	6	5	1	5.反射シートの貼付け方式	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	3	6	8	1	8.2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm程度重ね合わせなければならない。	3	2	3	6	8	1	8.2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	3	6	10	1	10.素材加工	受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダーなどで表面を滑らかにしなければならない。	3	2	3	6	10	1	10.素材加工	受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダーなどで表面を滑らかにしなければならない。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	3	6	12	1	12.錆止めの実施	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、燐酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	3	2	3	6	12	1	12.錆止めの実施	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	3	6	15	1	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。	3	2	3	6	15	1	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。	有	表記統一
3	2	3	6	18	1	18.ジンクリッチ塗装用塗料	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400~500g/m <sup>2</sup> 、または塗装厚は2回塗りで、40~50μmとしなければならない。	3	2	3	6	18	1	18.ジンクリッチ塗装用塗料	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400~500g/m <sup>2</sup> 、または塗装厚は2回塗りで、40~50μmとしなければならない。	有	表記統一
3	2	3	7	0	1	3-2-3-7	防止柵工	3	2	3	7	0	1	3-2-3-7	防止柵工	無	
3	2	3	7	3	1	3.亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m <sup>2</sup> (片面付着量)以上となるよう施工しなければならない。	3	2	3	7	3	1	3.亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m <sup>2</sup> (片面付着量)以上となるよう施工しなければならない。	有	表記統一
3	2	3	8	0	1	3-2-3-8	路側防護柵工	3	2	3	8	0	1	3-2-3-8	路側防護柵工	無	
3	2	3	8	6	1	6.ガードケーブルの支柱取付	受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力(A種は20kN、B種及びC種は9.8kN)を与えなければならない。	3	2	3	8	6	1	6.ガードケーブルの支柱取付	受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力(A種は20kN/本、B種及びC種は9.8kN/本)を与えなければならない。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	3	12	0	1	3-2-3-12	プレテンション桁製作工(購入工)	3	2	3	12	0	1	3-2-3-12	プレテンション桁製作工(購入工)	無	
3	2	3	12	2	1	2.適用規定	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	3	2	3	12	2	1	2.適用規定	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	無	
3	2	3	12	2	3	(2)	プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が30N/mm <sup>2</sup> 以上であることを確認し、製作されたもの。	3	2	3	12	2	3	(2)	プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が30N/mm <sup>2</sup> 以上であることを確認し、製作されたもの。	有	表記統一
3	2	3	12	2	4		なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。	3	2	3	12	2	4		なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。	無	
3	2	3	12	2	5	(3)	コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。	3	2	3	12	2	5	(3)	コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。	無	
3	2	3	12	2	7		蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。	3	2	3	12	2	7		蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	3	13	0	1	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工	3	2	3	13	0	1	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工	無	
3	2	3	13	1	1	1.コンクリートの施工	受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。	3	2	3	13	1	1	1.コンクリートの施工	受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。	無	
								3	2	3	13	1	6	(5)	受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。	有	新規追加
3	2	3	13	3	1	3.PC緊張の施工	PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。	3	2	3	13	3	1	3.PC緊張の施工	PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。	無	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由												
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)							新条文													
3	2	3	13	3	12	(8)	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説(コンクリート橋編)20.8PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成24年3月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3	13	3	12	(8)	プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説(コンクリート橋・コンクリート部材編)17.11PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	3	13	4	1	4.グラウトの施工	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	13	4	1	4.グラウトの施工	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。	無	諸基準の改定に伴う										
3	2	3	13	4	3			3	2	3	13	4	3			有	表記統一										
3	2	3	13	4	6	グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0N/mm <sup>2</sup> 以上とするものとする。	3	2	3	13	4	6	グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0N/mm <sup>2</sup> 以上とするものとする。	有	表記統一												
3	2	3	13	4	19	(6)	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5以上を保ち、凍結することのないように行わなければならない。	3	2	3	13	4	19	(6)	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5以上を保ち、凍結することのないように行わなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	3	13	7	1	7.プレグラウトPC鋼材	プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。	3	2	3	13	7	1	7.プレグラウトされたPC鋼材	プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	3	13	7	3	(2)	使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	3	2	3	13	7	3	(2)	使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	3	13	7	4	(3)	被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られるものとする。	3	2	3	13	7	4	(3)	被覆材は、所定の強度、耐久性を有しコンクリート部材と一体化が図られるものとする。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	3	13	7	5	(4)	プレグラウトPC鋼材として(1)から(3)を使用して加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。	3	2	3	13	7	5	(4)	プレグラウトされたPC鋼材として(1)から(3)を使用して加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	3	14	0	1	3-2-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	3	2	3	14	0	1	3-2-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	無											
3	2	3	14	2	1	2.ブロック組立て施工	ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。	3	2	3	14	2	1	2.ブロック組立て施工	ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。	無											
3	2	3	14	2	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。	3	2	3	14	2	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。	有	諸基準の改定に伴う										
								3	2	3	14	2	3			有	諸基準の改定に伴う										
3	2	3	14	2	3	なお、接着剤の試験方法はJSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成25年11月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	3	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)」(土木学会、平成30年10月)における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う												
3	2	3	14	2	4	表3-2-3	エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準									有	項目削除										
3	2	3	14	2	6	(3)	プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	3	2	3	14	2	6	(3)	プレキャストブロックの連結にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	3	14	2	7	(4)	プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	3	2	3	14	2	7	(4)	プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	3	15	0	1	3-2-3-15	PCホロースラブ製作工	3	2	3	15	0	1	3-2-3-15	PCホロースラブ製作工	無											
3	2	3	15	5	1	5.PC固定及びPC継手の施工	受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」(土木学会、平成3年3月)の規定により施工しなければならない。	3	2	3	15	5	1	5.PC固定及びPC継手の施工	受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」(土木学会、平成3年3月)の規定により施工しなければならない。	有	軽微な修正(スペース)										
3	2	3	23	0	1	3-2-3-23	現場継手工	3	2	3	23	0	1	3-2-3-23	現場継手工	無											
3	2	3	23	1	1	1.一般事項	受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表3-2-4に示す係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。	3	2	3	23	1	1	1.一般事項	受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表3-2-3に示す係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。	有	表番号の修正										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)						改定 (令和4年版)						有無	改定理由															
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	有無	改定理由			
編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)						新条文																
3	2	3	23	1	3	(2)	3	2	3	23	1	3	(2)	3	2	3	23	1	3	(2)	3	2	3	23	1	3	有	表番号の修正
3	2	3	23	1	4		3	2	3	23	1	4		3	2	3	23	1	4		3	2	3	23	1	4	有	表番号の修正
3	2	3	23	1	5		3	2	3	23	1	5		3	2	3	23	1	5		3	2	3	23	1	5	有	表番号の修正
3	2	3	23	3	1	3.ボルトの締付け	3	2	3	23	3	1	3.ボルトの締付け	3	2	3	23	3	1	3.ボルトの締付け	3	2	3	23	3	1	無	
3	2	3	23	3	5	(4)	3	2	3	23	3	5	(4)	3	2	3	23	3	5	(4)	3	2	3	23	3	5	無	
3	2	3	23	3	7		3	2	3	23	3	7		3	2	3	23	3	7		3	2	3	23	3	7	有	誤記修正
3	2	3	23	3	9	(6)	3	2	3	23	3	9	(6)	3	2	3	23	3	9	(6)	3	2	3	23	3	9	有	表記修正
							3	2	3	23	3	10														有	新規追加	
							3	2	3	23	3	11														有	新規追加	
							3	2	3	23	3	12														有	新規追加	
3	2	3	23	4	1	4.締付けボルト軸力	3	2	3	23	4	1	4.締付けボルト軸力	3	2	3	23	4	1	4.締付けボルト軸力	3	2	3	23	4	1	無	
3	2	3	23	4	3	(2)	3	2	3	23	4	3	(2)	3	2	3	23	4	3	(2)	3	2	3	23	4	3	有	表番号の修正
3	2	3	23	4	4		3	2	3	23	4	4		3	2	3	23	4	4		3	2	3	23	4	4	有	表番号の修正
3	2	3	23	4	6	(4)	3	2	3	23	4	6	(4)	3	2	3	23	4	6	(4)	3	2	3	23	4	6	有	表番号の修正
3	2	3	23	4	7		3	2	3	23	4	7		3	2	3	23	4	7		3	2	3	23	4	7	有	表番号の修正
3	2	3	23	4	8		3	2	3	23	4	8		3	2	3	23	4	8		3	2	3	23	4	8	有	表番号の修正
3	2	3	23	4	9	(5)	3	2	3	23	4	9	(5)	3	2	3	23	4	9	(5)	3	2	3	23	4	9	有	表番号の修正
3	2	3	23	4	10		3	2	3	23	4	10		3	2	3	23	4	10		3	2	3	23	4	10	有	表番号の修正
3	2	3	23	7	1	7.締付け確認	3	2	3	23	7	1	7.締付け確認	3	2	3	23	7	1	7.締付け確認	3	2	3	23	7	1	無	
3	2	3	23	7	3	(2)	3	2	3	23	7	3	(2)	3	2	3	23	7	3	(2)	3	2	3	23	7	3	無	
3	2	3	23	7	5		3	2	3	23	7	5		3	2	3	23	7	5		3	2	3	23	7	5	有	誤記修正
3	2	3	25	0	1	3-2-3-25	3	2	3	25	0	1	3-2-3-25	3	2	3	25	0	1	3-2-3-25	3	2	3	25	0	1	無	
3	2	3	25	1	1	1.一般事項	3	2	3	25	1	1	1.一般事項	3	2	3	25	1	1	1.一般事項	3	2	3	25	1	1	有	表記修正【県独自】
3	2	3	25	1	2		3	2	3	25	1	2		3	2	3	25	1	2		3	2	3	25	1	2	有	表記修正【県独自】
3	2	3	31	0	1	3-2-3-31	3	2	3	31	0	1	3-2-3-31	3	2	3	31	0	1	3-2-3-31	3	2	3	31	0	1	無	
3	2	3	31	8	1	8.付着塩分の水洗い	3	2	3	31	8	1	8.付着塩分の水洗い	3	2	3	31	8	1	8.付着塩分の水洗い	3	2	3	31	8	1	有	表記統一
3	2	3	31	9	1	9.塗装の禁止条件	3	2	3	31	9	1	9.塗装の禁止条件	3	2	3	31	9	1	9.塗装の禁止条件	3	2	3	31	9	1	有	表番号の修正
3	2	3	31	9	2		3	2	3	31	9	2		3	2	3	31	9	2		3	2	3	31	9	2	有	表番号の修正
3	2	3	31	16	1	16.検査	3	2	3	31	16	1	16.検査	3	2	3	31	16	1	16.検査	3	2	3	31	16	1	無	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)							新条文								
3	2	3	31	16	3	(3)	3	2	3	31	16	3	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m <sup>2</sup> 単位毎に25点(1点あたり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。	有	表記統一 表記修正						
3	2	3	31	16	6	(6)	3	2	3	31	16	6	(6)	受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	無							
3	2	3	31	16	7		3	2	3	31	16	7		塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、目標塗膜厚(合計値)の90%以上とするものとする。	有	諸基準の改定に伴う						
3	2	3	31	16	8		3	2	3	31	16	8		塗膜厚測定値(5回平均)の最小値は、目標塗膜厚(合計値)の70%以上とするものとする。	有	諸基準の改定に伴う						
3	2	3	31	16	9		3	2	3	31	16	9		塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計値)の20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合合格とする。	有	諸基準の改定に伴う						
3	2	3	31	16	10		3	2	3	31	16	10		平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う						
3	2	3	31	16	11	(7)	3	2	3	31	16	11	(7)	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、使用しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う						
3	2	3	31	16	12		3	2	3	31	16	12		また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)の確認を監督職員に受けなければならない。	有	諸基準の改定に伴う						
3	2	3	32	0	1	3-2-3-32	3	2	3	32	0	1	3-2-3-32	かごマット工	無							
3	2	3	32	1	1	1.一般事項	3	2	3	32	1	1	1.一般事項	かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技术基準(案)」(国土交通省、平成21年4月24日改定)(以下「鉄線籠型基準」という。)によるほか、図面及び以下による。	無	表記統一						
3	2	3	32	3	1	3.表示標の提出	3	2	3	32	3	1	3.表示標の提出	受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標(底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの)を監督職員に提出しなければならない。	無							
3	2	3	32	3	2		3	2	3	32	3	2		また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。	無							
3	2	3	32	3	2		3	2	3	32	3	2		表3-2-11 要求性能の確認方法	有	表番号の修正						
3	2	3	32	6	1	6.連結方法	3	2	3	32	6	1	6.連結方法	連結の方法はコイル式とし表3-2-12のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上(1本/m)を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。	有	表番号の修正						
3	2	3	32	6	2		3	2	3	32	6	2		表3-2-12 連結コイル線	有	表番号の修正						
3	2	3	32	6	3		3	2	3	32	6	3		表3-2-13 線材の品質管理試験の内容	有	表番号の修正						
3	2	3	33	0	1	3-2-3-33	3	2	3	33	0	1	3-2-3-33	袋詰玉石工	無							
3	2	3	33	2	1	2.根固め用袋材の性能	3	2	3	33	2	1	2.根固め用袋材の性能	袋型根固め用袋材は、表3-2-14に示す性能を満足することを確認しなければならない。	有	表番号の修正						
3	2	3	33	3	1	3.根固め用袋材の要求性能の確認	3	2	3	33	3	1	3.根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表3-2-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	有	表番号の修正						
3	2	3	33	3	2		3	2	3	33	3	2		表3-2-14(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法	有	誤記修正 表番号の修正						
3	2	3	33	3	3		3	2	3	33	3	3		表3-2-14(2) 参考資料	有	表番号の修正						
3	2	4	0	0	1	第4節	3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工	無							
3	2	4	0	1	3-2-4-4		3	2	4	0	1	3-2-4-4		既製杭工	無							
3	2	4	4	3	1	3.試験杭の施工	3	2	4	4	3	1	3.試験杭の施工	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。	無							

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由	
編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項以	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項以			新条文
3	2	4	4	3	2		3	2	4	4	3	2		なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	無	
							3	2	4	4	3	3		また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。	有	新規追加
3	2	4	4	11	1	11. 中掘り杭工法による既製杭施工	3	2	4	4	11	1	11. 中掘り杭工法による既製杭施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。	有	諸基準の改定に伴う
							3	2	4	4	11	2		なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。	有	新規追加
3	2	4	4	14	1	14. 杭支持層の確認・記録	3	2	4	4	14	1	14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）8施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	4	4	14	2		3	2	4	4	14	2		また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。	無	
3	2	4	4	15	1	15. 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理	3	2	4	4	15	1	15. 既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理	受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	有	表記修正
3	2	4	4	15	2		3	2	4	4	15	2		ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。	無	
3	2	4	4	16	1	16. セメントミルクの水セメント比	3	2	4	4	16	1	16. セメントミルクの水セメント比	受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないように十分注意して掘削しなければならない。	無	
3	2	4	4	16	2		3	2	4	4	16	2		また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	無	
3	2	4	4	21	2	(1)	3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	有	誤記修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)							新条文								
3	2	4	4	21	3	(2)	3	2	4	4	21	3	(2)	3	2	4	4	21	3	(2)	有	諸基準の改定に伴う
受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (または同等以上の検定試験) に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (またはこれと同等以上の検定試験) に合格した者でなければならない。							受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (または同等以上の検定試験) に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (またはこれと同等以上の検定試験) に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。															
3	2	4	4	21	7	(5)	3	2	4	4	21	7	(5)	3	2	4	4	21	7	(5)	有	諸基準の改定に伴う
受注者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5 以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が - 10 ~ + 5 の場合で、溶接部から100mm以内の部分ですべて + 36 以上に予熱した場合は施工できる。							受注者は、降雪雨時、強風時に露地で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5 以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が - 10 ~ + 5 の場合で、溶接部から100mm以内の部分ですべて + 36 以上に予熱した場合は施工できる。															
3	2	4	4	21	9	(7)	3	2	4	4	21	9	(7)	3	2	4	4	21	9	(7)	有	表番号の修正
受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。							受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-14の許容値を満足するように施工しなければならない。															
3	2	4	4	21	10		3	2	4	4	21	10		3	2	4	4	21	10		無	
なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。							なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。															
3	2	4	4	21	11		3	2	4	4	21	11		3	2	4	4	21	11		有	表番号の修正
表3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値							表3-2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値															
3	2	4	4	21	12	(8)	3	2	4	4	21	12	(8)	3	2	4	4	21	12	(8)	無	
受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。							受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。															
3	2	4	4	21	13		3	2	4	4	21	13		3	2	4	4	21	13		有	諸基準の改定に伴う
なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。							なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。															
3	2	4	5	0	1	3-2-4-5	3	2	4	5	0	1	3-2-4-5	3	2	4	5	0	1	3-2-4-5	無	
場所打杭工							場所打杭工															
3	2	4	5	1	1	1.試験杭	3	2	4	5	1	1	1.試験杭	3	2	4	5	1	1	1.試験杭	無	
受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。							受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。															
3	2	4	5	1	2		3	2	4	5	1	2		3	2	4	5	1	2		無	
なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。							なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。															
							3	2	4	5	1	3									有	諸基準の改定に伴う
							また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。															
3	2	4	5	9	1	9.鉄筋かごの建込み	3	2	4	5	9	1	9.鉄筋かごの建込み	3	2	4	5	9	1	9.鉄筋かごの建込み	有	表記統一(コンクリート標準示方書) 諸基準の改定に伴う
受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。							受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500~700mmの間隔で設置するものとする															
3	2	4	5	11	1	11.鉄筋かごの組立て	3	2	4	5	11	1	11.鉄筋かごの組立て	3	2	4	5	11	1	11.鉄筋かごの組立て	有	諸基準の改定に伴う
受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。							受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。															
3	2	4	5	11	2		3	2	4	5	11	2		3	2	4	5	11	2		無	
なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。							なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。															
3	2	4	5	12	1	12.コンクリート打設	3	2	4	5	12	1	12.コンクリート打設	3	2	4	5	12	1	12.コンクリート打設	有	諸基準の改定に伴う
受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。							受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。															

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由												
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)							新条文													
現行条文							現行条文							新条文													
3	2	4	5	14	1	14.オールケーシング工法の施工	受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。	3	2	4	5	14	1	14.オールケーシング工法の施工	受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	4	5	17	1	17.鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止	受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。	3	2	4	5	17	1	17.鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止	受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせてはならない。	有	表記修正										
3	2	4	6	0	1	3-2-4-6	深礎工	3	2	4	6	0	1	3-2-4-6	深礎工	無											
3	2	4	6	6	1	6.鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。	3	2	4	6	6	1	6.鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	4	6	7	1	7.鉄筋の継手	軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手又は機械式継手とする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	7	1	7.鉄筋の継手	軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	表記修正										
3	2	4	6	9	1	9.裏込材注入圧力	裏込材注入圧力は、低圧(0.1N/mm <sup>2</sup> 程度)とするが、これにより難い場合は、施工に先立って監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	9	1	9.裏込材注入圧力	裏込材注入圧力は、低圧(0.1N/mm <sup>2</sup> 程度)とするが、これにより難い場合は、施工に先立って監督職員の承諾を得なければならない。	有	表記統一										
3	2	4	8	0	1	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	3	2	4	8	0	1	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	無											
3	2	4	8	8	1	8.中埋れコンクリート施工前の作業	受注者は、中埋れコンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸調整を行い、作業室内の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	3	2	4	8	8	1	8.中埋れコンクリート施工前の作業	受注者は、中埋れコンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸調整を行い、作業室内の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	4	8	9	1	9.中埋れコンクリートの打設	受注者は、中埋れコンクリートを施工するにあたり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋れコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	3	2	4	8	9	1	9.中埋れコンクリートの打設	受注者は、中埋れコンクリートを施工するにあたり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋れコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	4	8	11	1	11.砂セントルの解体	受注者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が14N/mm <sup>2</sup> 以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。	3	2	4	8	11	1	11.砂セントルの解体	受注者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が14N/mm <sup>2</sup> 以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。	有	表記統一										
3	2	4	9	11	1	11.鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	9	11	1	11.鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	無											
3	2	4	9	11	2	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	3	2	4	9	11	2	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。	有	誤記修正										
3	2	4	9	11	3	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	3	2	4	9	11	3	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	4	9	11	9	(7)	受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-16の許容値を満足するように施工しなければならない。	3	2	4	9	11	9	(7)	受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。	有	表番号の修正										
3	2	4	9	11	11	表3-2-16	現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	9	11	11	表3-2-15	現場円周溶接部の目違いの許容値	有	表番号の修正										
3	2	4	9	11	12	(8)	受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。	3	2	4	9	11	12	(8)	受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。	無											
3	2	4	9	11	13		なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。	3	2	4	9	11	13		なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり再溶接して補修しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)										改定 (令和4年版)										有無	改定理由
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下		
編章節条 (項目見出し)						現行条文	編章節条 (項目見出し)						新条文								
3	2	4	9	13	1	13. 建込み精度管理	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、 <b>トランシット</b> で二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	3	2	4	9	13	1	13. 建込み精度管理	受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置して二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	有	諸基準の改定に伴う				
3	2	5	0	0	1	第5節	石・ブロック積(張)工	3	2	5	0	0	1	第5節	石・ブロック積(張)工	無					
3	2	5	3	0	1	3-2-5-3	コンクリートブロック工	3	2	5	3	0	1	3-2-5-3	コンクリートブロック工	無					
3	2	5	3	5	1	5. コンクリートブロック工の練積又は練張の施工	受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かきを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。	3	2	5	3	5	1	5. コンクリートブロック工の練積または練張の施工	受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かきを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。	有	表記修正				
3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	無					
3	2	6	1	0	1	3-2-6-1	一般事項	3	2	6	1	0	1	3-2-6-1	一般事項	無					
3	2	6	1	4	1	4. 有害物の除去	受注者は、路盤の施工に <b>先だって</b> 、路床面または下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。	3	2	6	1	4	1	4. 有害物の除去	受注者は、路盤の施工に <b>先立って</b> 、路床面または下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。	有	表記統一				
3	2	6	2	0	1	3-2-6-2	材料	3	2	6	2	0	1	3-2-6-2	材料	無					
3	2	6	2	1	1	1. 適用規定	舗装工で使用する材料については、 <b>以下の各規定によらなければならない。</b> 舗装工で使用する材料については、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、3-2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	3	2	6	2	1	1	1. 適用規定	舗装工で使用する材料については、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、3-2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	有	表記修正				
3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	無					
								3	2	6	3	2	1	2. 事前審査認定書	受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。 なお、上記以外の場合においては、以下による。	有	新規追加(国に準拠)				
3	2	6	3	6	1	5. 小規模工事の試験成績書	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満)においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができ	3	2	6	3	6	1	6. 小規模工事の試験成績書	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満)においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができ	有	新規追加(国に準拠)				
3	2	6	3	7	1	6. 小規模工事の骨材試験	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。	3	2	6	3	7	1	7. 小規模工事の骨材試験	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。	有	表記統一				
3	2	6	3	8	1	7. 下層路盤の材料規格	下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	8	1	8. 下層路盤の材料規格	下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。	無					
3	2	6	3	8	2	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、 <b>表3-2-17</b> の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	8	2	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、 <b>表3-2-16</b> の規格に適合するものとする。	有	表番号の修正				
3	2	6	3	8	3		<b>表3-2-17</b> 下層路盤の品質規格	3	2	6	3	8	3		<b>表3-2-16</b> 下層路盤の品質規格	有	表番号の修正				
3	2	6	3	9	1	8. 上層路盤の材料規格	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	1	9. 上層路盤の材料規格	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。	無					
3	2	6	3	9	2	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものである。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、 <b>表3-2-18</b> 、 <b>表3-2-19</b> 、 <b>表3-2-20</b> の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	2	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものである。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、 <b>表3-2-17</b> 、 <b>表3-2-18</b> 、 <b>表3-2-19</b> の規格に適合するものとする。	有	表番号の修正				
3	2	6	3	9	3		<b>表3-2-18</b> 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9	3		<b>表3-2-17</b> 上層路盤の品質規格	有	表番号の修正				
3	2	6	3	9	4		<b>表3-2-19</b> 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9	4		<b>表3-2-18</b> 上層路盤の品質規格	有	表番号の修正				
3	2	6	3	9	5		<b>表3-2-20</b> 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9	5		<b>表3-2-19</b> 上層路盤の品質規格	有	表番号の修正				
3	2	6	3	9	6	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、 <b>表3-2-21</b> の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	6	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、 <b>表3-2-20</b> の規格に適合するものとする。	有	表番号の修正				
3	2	6	3	9	7		<b>表3-2-21</b> 粒度調整路盤材の粒度範囲	3	2	6	3	9	7		<b>表3-2-20</b> 粒度調整路盤材の粒度範囲	有	表番号の修正				
3	2	6	3	11	1	10. アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は <b>表3-2-22</b> 、 <b>表3-2-23</b> の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	11	1	11. アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は <b>表3-2-21</b> 、 <b>表3-2-22</b> の規格に適合するものとする。	有	表番号の修正				
3	2	6	3	11	2		<b>表3-2-22</b> 鉄鋼スラグの品質規格	3	2	6	3	11	2		<b>表3-2-21</b> 鉄鋼スラグの品質規格	有	表番号の修正				
3	2	6	3	11	3		<b>表3-2-23</b> アスファルトコンクリート再生骨材の品質	3	2	6	3	11	3		<b>表3-2-22</b> アスファルトコンクリート再生骨材の品質	有	表番号の修正				

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)							新条文								
3	2	6	3	15	1	15.適用規格(再生アスファルト(2))	3	2	6	3	15	1	15.適用規格(再生アスファルト)	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、平成22年11月)による。	有	表記統一						
3	2	6	3	20	1	20.適用規定(加熱アスファルト)	3	2	6	3	20	1	20.適用規定(加熱アスファルト)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。	無							
3	2	6	3	20	2	(1)	3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-24、3-2-25の規格に適合するものとする。	有	表記統一 表番号の修正						
3	2	6	3	21	1	21.マーシャル安定度試験	3	2	6	3	21	1	21.マーシャル安定度試験	表3-2-24、3-2-25に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	有	表記統一 表番号の修正						
3	2	6	3	21	2		3	2	6	3	21	2		表3-2-24 マーシャル安定度試験基準値	有	表番号の修正						
3	2	6	3	21	3		3	2	6	3	21	3		表3-2-25 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	有	表番号の修正						
3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工	無							
3	2	6	7	1	1	1.下層路盤の規定	3	2	6	7	1	1	1.下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	無							
3	2	6	7	1	2	(1)	3	2	6	7	1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	有	表記統一						
3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	無							
3	2	6	7	3	3	(2)	3	2	6	7	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	有	表記統一 諸基準の改定に伴う						
3	2	6	7	3	4	(3)	3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-26の規格による。	有	表番号の修正						
3	2	6	7	3	5		3	2	6	7	3	5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	無							
3	2	6	7	3	6		3	2	6	7	3	6		表3-2-26 安定処理路盤の品質規格	有	表番号の修正						
3	2	6	7	3	7	(4)	3	2	6	7	3	7	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う						
3	2	6	7	3	11	(8)	3	2	6	7	3	11	(8)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	有	表記統一						
3	2	6	7	3	15	(12)	3	2	6	7	3	15	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	有	表記統一						
3	2	6	7	3	18	(15)	3	2	6	7	3	18	(15)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらすなければならない。	有	表記統一						
3	2	6	7	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	3	2	6	7	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	無							
3	2	6	7	4	2	(1)	3	2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-27に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	有	表番号の修正						
3	2	6	7	4	3		3	2	6	7	4	3		表3-2-27 マーシャル安定度試験基準値	有	表番号の修正						
3	2	6	7	4	5	(3)	3	2	6	7	4	5	(3)	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	有	表記統一						
3	2	6	7	4	8	(5)	3	2	6	7	4	8	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。	有	実態に合わせ修正						

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項		
編章節条 （項目見出し）							編章節条 （項目見出し）								
3	2	6	7	4	15	(12)	3	2	6	7	4	15	(12)	有	表記統一
受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。							受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする								
3	2	6	7	5	4	(2)	3	2	6	7	5	4	(2)	有	表記統一
受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。							受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。								
3	2	6	7	5	6	(4)	3	2	6	7	5	6	(4)	有	表記統一
受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。							受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。								
3	2	6	7	5	12	(8)	3	2	6	7	5	12	(8)	有	表記統一
受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。							受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。								
3	2	6	8	0	1	3-2-6-8	3	2	6	8	0	1	3-2-6-8	無	表記統一
3	2	6	8	4	1	4.適用規定	3	2	6	8	4	1	4.適用規定	有	表記統一
半たわみ性舗装工 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							半たわみ性舗装工 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。								
3	2	6	9	0	1	3-2-6-9	3	2	6	9	0	1	3-2-6-9	無	表記統一
3	2	6	9	2	1	2.適用規定（2）	3	2	6	9	2	1	2.適用規定（2）	有	表記統一
排水性舗装工 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							排水性舗装工 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。								
3	2	6	9	3	1	3.バインダ（アスファルト）の標準的性状	3	2	6	9	3	1	3.バインダ（アスファルト）の標準的性状	有	表番号の修正
ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。							ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-27の標準的性状を満足するものでなければならない。								
3	2	6	9	3	2	表3-2-28 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	2	6	9	3	2	表3-2-27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	有	表番号の修正
3	2	6	9	4	1	4.タックコートに用いる瀝青材	3	2	6	9	4	1	4.タックコートに用いる瀝青材	有	表番号の修正
タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表3-2-29の標準的性状を満足するものでなければならない。							タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表3-2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。								
3	2	6	9	4	2	表3-2-29 アスファルト乳剤の標準的性状	3	2	6	9	4	2	表3-2-28 アスファルト乳剤の標準的性状	有	表番号の修正
3	2	6	9	5	1	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	3	2	6	9	5	1	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	有	表番号の修正
ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-30を標準とし、表3-2-31に示す目標値を満足するように決定する。							ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-29を標準とし、表3-2-30に示す目標値を満足するように決定する。								
3	2	6	9	5	2		3	2	6	9	5	2		無	
なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。							なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。								
3	2	6	9	5	2	表3-2-30 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	3	2	6	9	5	2	表3-2-29 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	有	表番号の修正
3	2	6	9	5	3	表3-2-31 ポーラスアスファルト混合物の目標値	3	2	6	9	5	3	表3-2-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値	有	表番号の修正
3	2	6	10	0	1	3-2-6-10	3	2	6	10	0	1	3-2-6-10	無	
透水舗装工							透水舗装工								

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由												
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項
編章節条項下以 （項目見出し）							編章節条項下以 （項目見出し）							新条文													
現行条文							現行条文							新条文													
3	2	6	10	1	1	1	1.透水性舗装工の施工	透水性舗装工の施工については、 <b>舗装施工便覧第7章ポーラスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工</b> の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	10	1	1	1.透水性舗装工の施工	透水性舗装工の施工については、「 <b>舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章 9-3-2透水機能を有する舗装</b> 」（日本道路協会、平成18年2月）、第3編 3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	表記統一									
3	2	6	11	0	1	3-2-6-11	グースアスファルト舗装工	グースアスファルト舗装工	3	2	6	11	0	1	3-2-6-11	グースアスファルト舗装工	グースアスファルト舗装工	無									
3	2	6	11	5	1	5.グースアスファルト舗装工の施工	受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、 <b>舗装施工便覧 第9章 9-4-2グースアスファルト舗装</b> の規定による。	3	2	6	11	5	1	5.グースアスファルト舗装工の施工	受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、「 <b>舗装施工便覧 第9章 9-4-2グースアスファルト舗装</b> 」（日本道路協会、平成18年2月）の規定による。	有	表記統一										
3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は <b>表3-2-32、表3-2-33</b> を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は <b>表3-2-31、表3-2-32</b> を満足するものでなければならない。	有	表番号の修正										
3	2	6	11	6	4	表3-2-32 接着剤の規格鋼床版用	表3-2-32 接着剤の規格鋼床版用	3	2	6	11	6	4	表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用	表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用	有	表番号の修正										
3	2	6	11	6	5	表3-2-33(1) 接着剤の規格コンクリート床版用	表3-2-33(1) 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11	6	5	表3-2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用	表3-2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用	有	表番号の修正										
3	2	6	11	6	6	表3-2-33(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	表3-2-33(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	3	2	6	11	6	6	表3-2-32(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	表3-2-32(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	有	表番号の修正										
3	2	6	11	6	7	(3)	受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3~0.40/m <sup>2</sup> の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15~0.20/m <sup>2</sup> の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。	3	2	6	11	6	7	(3)	受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3~0.40/m <sup>2</sup> の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15~0.20/m <sup>2</sup> の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。	有	表記統一										
3	2	6	11	6	8	(4)	受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	3	2	6	11	6	8	(4)	受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	有	表記統一										
3	2	6	11	8	1	8.グースアスファルトの示方配合	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。	3	2	6	11	8	1	8.グースアスファルトの示方配合	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。	無											
3	2	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は <b>表3-2-34</b> に適合するものとする。	3	2	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は <b>表3-2-33</b> に適合するものとする。	有	表番号の修正										
3	2	6	11	8	3	表3-2-34 骨材の標準粒度範囲	表3-2-34 骨材の標準粒度範囲	3	2	6	11	8	3	表3-2-33 骨材の標準粒度範囲	表3-2-33 骨材の標準粒度範囲	有	表番号の修正										
3	2	6	11	8	5	表3-2-35 標準アスファルト量	表3-2-35 標準アスファルト量	3	2	6	11	8	5	表3-2-34 標準アスファルト量	表3-2-34 標準アスファルト量	有	表番号の修正										
3	2	6	11	9	1	9.設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	3	2	6	11	9	1	9.設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	無											
3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は <b>表3-2-36</b> の基準値を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は <b>表3-2-35</b> の基準値を満足するものでなければならない。	有	表番号の修正										
3	2	6	11	9	3	表3-2-36 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	表3-2-36 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	3	2	6	11	9	3	表3-2-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	表3-2-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	有	表番号の修正										
3	2	6	11	9	4	(2)	グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	3	2	6	11	9	4	(2)	グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
3	2	6	11	11	1	11.混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	11	1	11.混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。	無											
3	2	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は <b>表3-2-37</b> を満足するものとする。	3	2	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は <b>表3-2-36</b> を満足するものとする。	有	表番号の修正										
3	2	6	11	11	3	表3-2-37 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	表3-2-37 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	3	2	6	11	11	3	表3-2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	表3-2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	有	表番号の修正										
3	2	6	11	11	4	(2)	ミキサ排出時の混合物の温度は、180~220 とする。	3	2	6	11	11	4	(2)	ミキサ排出時の混合物の温度は、180~220 とする。	有	JIS名称変更										
3	2	6	11	13	1	13.目地工の施工	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	13	1	13.目地工の施工	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。	無											
3	2	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、 <b>表3-2-38</b> の規格を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、 <b>表3-2-37</b> の規格を満足するものでなければならない。	有	表番号の修正										
3	2	6	11	13	6	表3-2-38 目地材の規格	表3-2-38 目地材の規格	3	2	6	11	13	6	表3-2-37 目地材の規格	表3-2-37 目地材の規格	有	表番号の修正										
3	2	6	11	13	11	(9)	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.30/m <sup>2</sup> 、構造物側面に対しては0.20/m <sup>2</sup> 、成型目地材面に対しては0.30/m <sup>2</sup> とす	3	2	6	11	13	11	(9)	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.30/m <sup>2</sup> 、構造物側面に対しては0.20/m <sup>2</sup> 、成型目地材面に対しては0.30/m <sup>2</sup> とす	有	表記統一										
3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工	3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	コンクリート舗装工	無											
3	2	6	12	1	1	1.下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	1	1	1.下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	無											
3	2	6	12	1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	12	1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	有	表記統一										
3	2	6	12	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	無											

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由			
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項					
編章節条 （項目見出し）							編章節条 （項目見出し）							新条文				
3	2	6	12	3	3	(2)	3	2	6	12	3	3	(2)	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う	
3	2	6	12	3	4	(3)	3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40の規格に適合するものと表3-2-39 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格 表3-2-40 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものと表3-2-38 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格 表3-2-39 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	有	表番号の修正	
3	2	6	12	3	6		3	2	6	12	3	6		受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	有	表番号の修正 表番号の修正 諸基準の改定に伴う	
3	2	6	12	3	7		3	2	6	12	3	7						
3	2	6	12	3	8	(4)	3	2	6	12	3	8	(4)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	有	表記統一	
3	2	6	12	3	12	(8)	3	2	6	12	3	12	(8)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	有	表記統一	
3	2	6	12	3	16	(12)	3	2	6	12	3	16	(12)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	有	表記統一	
3	2	6	12	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	3	2	6	12	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	受注者は、加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	無		
3	2	6	12	4	2	(1)	3	2	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-41に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	有	表番号の修正	
3	2	6	12	4	3		3	2	6	12	4	3		表3-2-41 マーシャル安定度試験基準値	表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値	有	表番号の修正	
3	2	6	12	4	5	(3)	3	2	6	12	4	5	(3)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	有	表記統一	
3	2	6	12	4	11	(8)	3	2	6	12	4	11	(8)	受注者は、混合作業においてパッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットピンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットピンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。	受注者は、混合作業においてパッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットピンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットピンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。	無		
3	2	6	12	4	12		3	2	6	12	4	12		なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	有	JIS名称変更	
3	2	6	12	4	20	(16)	3	2	6	12	4	20	(16)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	有	表記統一	
3	2	6	12	6	1	6.コンクリートの配合基準	3	2	6	12	6	1	6.コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-42の規格に適合するものとする。	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-41の規格に適合するものとする。	有	表番号の修正	
3	2	6	12	6	2		3	2	6	12	6	2		表3-2-42 コンクリートの配合基準	表3-2-41 コンクリートの配合基準	有	表番号の修正	
3	2	6	12	7	1	7.材料の質量計量誤差	3	2	6	12	7	1	7.材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-43の許容誤差の範囲内とする。	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-42の許容誤差の範囲内とする。	有	表番号の修正	
3	2	6	12	7	2		3	2	6	12	7	2		表3-2-43 計量誤差の許容値	表3-2-42 計量誤差の許容値	有	表番号の修正	
3	2	6	12	8	1	8.コンクリート舗装の規定	3	2	6	12	8	1	8.コンクリート舗装の規定	受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	無		
3	2	6	12	8	2	(1)	3	2	6	12	8	2	(1)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサーまたは可傾式ミキサーを使用しなければならない。	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサーまたは可傾式ミキサーを使用しなければならない。	有	JIS名称変更	
3	2	6	12	9	1	9.コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	3	2	6	12	9	1	9.コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	無		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由		
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項				
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)										
現行条文							新条文										
3	2	6	12	9	2	(1)	日平均気温が25 を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30 を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4 以下または、舗設後6日以内に0 となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。	3	2	6	12	9	2	(1)	日平均気温が25 を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30 を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4 以下または、舗設後6日以内に0 となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。	無	
3	2	6	12	9	3		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。	3	2	6	12	9	3		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。	有	軽微な修正(スペース)
3	2	6	12	10	1	10.コンクリート舗装の鉄網設置の規定	受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	10	1	10.コンクリート舗装の鉄網設置の規定	受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。	無	
3	2	6	12	10	2	(1)	受注者は、鉄網を締めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。	3	2	6	12	10	2	(1)	受注者は、コンクリートを締めるときに、鉄網をたわませたり移動させたりしてはならない。	有	誤記修正
3	2	6	12	13	1	13.転圧コンクリート舗装の規定	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	3	2	6	12	13	1	13.転圧コンクリート舗装の規定	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	無	
3	2	6	12	13	2	(1)	受注者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	13	2	(1)	受注者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	無	
3	2	6	12	13	3	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表2-34、表2-35に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	12	13	3	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	有	表番号の修正
3	2	6	12	13	6		示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-44によるものとする。	3	2	6	12	13	6		示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-43によるものとする。	有	表番号の修正
3	2	6	12	13	7		表3-2-44 示方配合表	3	2	6	12	13	7		表3-2-43 示方配合表	有	表番号の修正
3	2	6	12	13	10	(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りませ用ミキサとして、2軸バグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。	3	2	6	12	13	10	(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りませ用ミキサとして、2軸バグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。	有	JIS名称変更
3	2	6	12	14	1	14.コンクリート舗装目地の規定	受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	14	1	14.コンクリート舗装目地の規定	受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。	無	
3	2	6	12	14	10	(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-2-45を標準とする。	3	2	6	12	14	10	(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-2-44を標準とする。	有	表番号の修正
3	2	6	12	14	11		表3-2-45 注入目地材(加熱施工式)の品質	3	2	6	12	14	11		表3-2-44 注入目地材(加熱施工式)の品質	有	表番号の修正
3	2	6	16	0	1	3-2-6-16	舗装打換え工	3	2	6	16	0	1	3-2-6-16	舗装打換え工	無	
3	2	6	16	1	1	1.既設舗装の撤去		3	2	6	16	1	1	1.既設舗装の撤去		無	
3	2	6	16	1	3	(2)	受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	16	1	3	(2)	受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	有	誤記修正
3	2	6	18	12	1	12.クラック処理の施工	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	3	2	6	18	12	1	12.クラック処理の施工	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	有	表記統一
3	2	6	19	0	1	3-2-6-19	コンクリート舗装補修工	3	2	6	19	0	1	3-2-6-19	コンクリート舗装補修工	無	
3	2	6	19	11	1	11.目地の補修	受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	19	11	1	11.目地の補修	受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	有	表記修正
3	2	6	19	12	1	12.クラック防止シート張りを行う場合の注意	受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.80/m <sup>2</sup> 程度を塗布のうえ張付けなければならない。	3	2	6	19	12	1	12.クラック防止シート張りを行う場合の注意	受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.80/m <sup>2</sup> 程度を塗布のうえ張付けなければならない。	有	表記修正
3	2	6	19	12	2			3	2	6	19	12	2			有	表記統一



土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)								
現行条文							新条文								
3	2	10	16	10	1	10.換気等の効果確認	3	2	10	16	10	1	10.換気等の効果確認	有	諸基準の改定に伴う表記統一のため修正
3	2	10	23	0	1	3-2-10-23	3	2	10	23	0	1	3-2-10-23	無	
3	2	10	23	1	1	足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	3	2	10	23	1	1	足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省、平成21年4月)」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	無	誤記修正
3	2	12	0	0	1	第12節	3	2	12	0	0	1	第12節	無	
3	2	12	2	0	1	3-2-12-2	3	2	12	2	0	1	3-2-12-2	無	
3	2	12	2	3	1	3.溶接材料	3	2	12	2	3	1	3.溶接材料	有	表番号の修正
3	2	12	2	3	2	表3-2-46 溶接材料区分	3	2	12	2	3	2	表3-2-45 溶接材料区分	有	表番号の修正
3	2	12	2	3	4	なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。	3	2	12	2	3	4	なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	12	2	3	5	(2) SM490以上の鋼材を溶接する場合	3	2	12	2	3	5	(2) SM490, SM490Y, SM520, SBHS400, SM570及びSBHS500を溶接する場合	有	諸基準の改定に伴う
3	2	12	2	4	1	4.被覆アーク溶接棒	3	2	12	2	4	1	4.被覆アーク溶接棒	無	
3	2	12	2	4	2	表3-2-47 溶接棒乾燥の温度と時間	3	2	12	2	4	2	表3-2-46 溶接棒乾燥の温度と時間	有	表番号の修正
3	2	12	2	5	1	5.サブマージアーク溶接に用いるフラックス	3	2	12	2	5	1	5.サブマージアーク溶接に用いるフラックス	有	表番号の修正
3	2	12	2	5	2	表3-2-48 フラックスの乾燥の温度と時間	3	2	12	2	5	2	表3-2-47 フラックスの乾燥の温度と時間	有	表番号の修正
3	2	12	2	6	1	6.CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106(液化二酸化炭素(液化炭酸ガス))に規定された第3種を使用するものとする。	3	2	12	2	6	1	6.CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106(液化二酸化炭素(液化炭酸ガス))に規定された3種を使用するものとする。	有	誤記修正
3	2	12	2	7	1	7.工場塗装工の材料	3	2	12	2	7	1	7.工場塗装工の材料	無	
3	2	12	2	7	3	(2) 受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱	3	2	12	2	7	3	(2) 受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱い	有	表記統一
3	2	12	2	7	5	(4) 受注者は、多液形塗料の可使用時間は、表3-2-49の基準を遵守	3	2	12	2	7	5	(4) 受注者は、多液形塗料の可使用時間は、表3-2-48の基準を遵守	有	表番号の修正
3	2	12	2	7	6	表3-2-49 多液形塗料の可使用時間	3	2	12	2	7	6	表3-2-48 多液形塗料の可使用時間	有	表番号の修正
3	2	12	2	7	7	(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジंकリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	3	2	12	2	7	7	(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジंकリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジंकリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	有	諸基準の改定に伴う(鋼道路橋防食便覧H26.3に基づき追記)
3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	無	
3	2	12	3	1	1	1.製作加工	3	2	12	3	1	1	1.製作加工	無	
3	2	12	3	1	2	(1) 原寸	3	2	12	3	1	2	(1) 原寸	無	
3	2	12	3	1	3	受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	3	2	12	3	1	3	受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。	有	実態に合わせ修正
3	2	12	3	1	5	受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書	3	2	12	3	1	5	受注者は、上記においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督職員の承諾を得なければならない。	有	実態に合わせ修正
3	2	12	3	1	6	受注者は、JISB7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用	3	2	12	3	1	6	原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。	有	実態に合わせ修正
							3	2	12	3	1	7	なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	有	新規追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)						改定 (令和4年版)						有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下			編	章	節	条	項	下	
3	2	12	3	1	8		3	2	12	3	1	8							有	諸基準の改定に伴う
						(2)							(2)						無	
3	2	12	3	1	9	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。	3	2	12	3	1	9	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。						無	
3	2	12	3	1	10	受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。	3	2	12	3	1	10	受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。						無	
3	2	12	3	1	11	ただし、圧延直角方向でJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。	3	2	12	3	1	11	ただし、圧延直角方向でJIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。						無	
						また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。													有	削除
3	2	12	3	1	12	なお、板取りに関する資料を保管し、工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	3	2	12	3	1	12	なお、板取りに関する資料を保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。						有	条文修正
3	2	12	3	1	14	受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィルター・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセットプレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げものとする。	3	2	12	3	1	14	受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィルター・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセットプレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げものとする。						有	諸基準の改定に伴う
3	2	12	3	1	15	受注者は、塗装される主要部材において、組立てた後に自由線となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。	3	2	12	3	1	15	受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において、組立てた後に自由線となる部材の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。						有	諸基準の改定に伴う
3	2	12	3	1	20	受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。	3	2	12	3	1	20	受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。						無	
							3	2	12	3	1	21	なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。						有	新規追加
3	2	12	3	1	22	ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-50に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1	22	ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。						有	表番号の修正
3	2	12	3	1	23	表3-2-50 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	3	2	12	3	1	23	表3-2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値						有	表番号の修正
3	2	12	3	1	25	(3) 溶接施工	3	2	12	3	1	25	(3) 溶接施工						無	
3	2	12	3	1	35	受注者は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。	3	2	12	3	1	35	受注者は、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。						無	
3	2	12	3	1	36	ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	3	2	12	3	1	36	ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。						無	
3	2	12	3	1	37	また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	3	2	12	3	1	37	また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。						無	
3	2	12	3	1	38	なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。	3	2	12	3	1	38	なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。						有	表記統一
3	2	12	3	1	39	(4) 溶接施工試験	3	2	12	3	1	39	(4) 溶接施工試験						無	
3	2	12	3	1	40	受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。	3	2	12	3	1	40	受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。						無	
3	2	12	3	1	41	ただし、二次部材については、除くものとする。	3	2	12	3	1	41	ただし、二次部材については、除くものとする。						無	
3	2	12	3	1	42	なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。	3	2	12	3	1	42	なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。						無	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)						改定 (令和4年版)						有無	改定理由				
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下			編	章	節	条
編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)						新条文					
3	2	12	3	1	44	2)	SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。	3	2	12	3	1	44	2)	SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合	有	諸基準の改定に伴う
3	2	12	3	1	58	(6)	材片の組合せ精度	3	2	12	3	1	58	(6)	材片の組合せ精度	無	
3	2	12	3	1	61		開先溶接	3	2	12	3	1	61		開先溶接	無	
3	2	12	3	1	62		ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm以下	3	2	12	3	1	62		ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm以下	無	
3	2	12	3	1	63		板厚方向の材片の偏心：t 50薄い方の板厚の10%以下	3	2	12	3	1	63		板厚方向の材片の偏心：t 50mm薄い方の板厚の10%以下	有	表記修正
3	2	12	3	1	64		50<t5mm以下	3	2	12	3	1	64		50mm<t5mm以下	有	表記修正
3	2	12	3	1	65		t：薄い方の板厚	3	2	12	3	1	65		t：薄い方の板厚	無	
3	2	12	3	1	66		裏当金を用いる場合の密着度：0.5mm以下	3	2	12	3	1	66		裏当金を用いる場合の密着度：0.5mm以下	有	表記修正
3	2	12	3	1	67		開先角度：規定値±10°	3	2	12	3	1	67		開先角度：規定値±10°	無	
3	2	12	3	1	73	(8)	予熱	3	2	12	3	1	73	(8)	予熱	無	
3	2	12	3	1	74		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51により予熱することを標準とする。	3	2	12	3	1	74		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-51の条件を満たす場合に限り、表3-2-50により予熱することを標準とする。	有	諸基準の改定に伴う 表番号の修正
								3	2	12	3	1	75		なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-52とする。	有	新規追加
3	2	12	3	1	76		表3-2-51 予熱温度の標準	3	2	12	3	1	76		表3-2-50 予熱温度の標準	有	表番号の修正
								3	2	12	3	1	77		表3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	有	新規追加
								3	2	12	3	1	78		表3-2-52 PCM値と予熱温度の標準	有	新規追加
3	2	12	3	1	79	(9)	溶接施工上の注意	3	2	12	3	1	79	(9)	溶接施工上の注意	無	
3	2	12	3	1	82		受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。	3	2	12	3	1	82		受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。	無	
3	2	12	3	1	83		エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。	3	2	12	3	1	83		エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。	無	
3	2	12	3	1	84		なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。	3	2	12	3	1	84		なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	12	3	1	93	(11)	溶接の検査	3	2	12	3	1	93	(11)	溶接の検査	無	
3	2	12	3	1	94		受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-52に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。	3	2	12	3	1	94		受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-53に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。	有	表番号の修正
3	2	12	3	1	95		ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。	3	2	12	3	1	95		ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。	無	
3	2	12	3	1	96		表3-2-52 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1	96		表3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	有	表番号の修正 表記修正
3	2	12	3	1	97		受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-2-53に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	3	2	12	3	1	97		受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-2-54に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	有	表番号の修正
3	2	12	3	1	98		また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行うものとする。	3	2	12	3	1	98		また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行うものとする。	無	
3	2	12	3	1	99		表3-2-53 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1	99		表3-2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	有	表番号の修正
3	2	12	3	1	112		受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。	3	2	12	3	1	112		受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	12	3	1	113		受注者は、主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にビットを発生させてはならない。	3	2	12	3	1	113		受注者は、断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面にビットを発生させてはならない。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	12	3	1	117	2)	受注者は、アンダーカットの深さを0.5mm以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	3	2	12	3	1	117	2)	受注者は、アンダーカットの深さを設計上許容される値以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。	有	諸基準の改定に伴う
3	2	12	3	1	118		外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験 - 技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	3	2	12	3	1	118		外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験 - 技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	無	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由																		
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	有無	改定理由						
（項目見出し）						（項目見出し）						新条文																			
3	2	12	3	1	120		3	2	12	3	1	119														有	新規追加				
							3	2	12	3	1	120														有	誤記修正				
3	2	12	3	1	124	(12)	3	2	12	3	1	124	(12)															無			
3	2	12	3	1	125		3	2	12	3	1	125																無			
3	2	12	3	1	126		3	2	12	3	1	126																有	表番号の修正		
3	2	12	3	1	127		3	2	12	3	1	127																	無		
3	2	12	3	1	128		3	2	12	3	1	128																	有	表番号の修正 諸基準の改定に伴う	
3	2	12	3	1	129	(13)	3	2	12	3	1	129	(13)																無		
3	2	12	3	1	130		3	2	12	3	1	130																	有	表番号の修正	
3	2	12	3	1	131		3	2	12	3	1	131																	有	表番号の修正	
3	2	12	3	1	134	(14)	3	2	12	3	1	134	(14)																無		
3	2	12	3	1	135		3	2	12	3	1	135																		無	
3	2	12	3	1	136		3	2	12	3	1	136																	有	諸基準の改定に伴う	
3	2	12	3	2	1	2.ボルトナット	3	2	12	3	2	1	2.ボルトナット																無		
3	2	12	3	2	2	(1)	3	2	12	3	2	2	(1)																有	表番号の修正	
3	2	12	3	2	3		3	2	12	3	2	3																		有	表番号の修正
3	2	12	3	2	11	(2)	3	2	12	3	2	11	(2)																	有	表番号の修正
3	2	12	3	2	12		3	2	12	3	2	12																		無	
3	2	12	3	2	13	(3)	3	2	12	3	2	13	(3)																	有	表番号の修正
3	2	12	3	2	14		3	2	12	3	2	14																		無	
3	2	12	3	2	15		3	2	12	3	2	15																		有	表番号の修正
3	2	12	3	2	16		3	2	12	3	2	16																		有	表番号の修正
3	2	12	3	2	17		3	2	12	3	2	17																		有	表番号の修正
3	2	12	3	2	18		3	2	12	3	2	18																		有	表番号の修正
3	2	12	4	0	1	3-2-12-4	3	2	12	4	0	1	3-2-12-4																	無	
3	2	12	4	1	1	1.製作加工	3	2	12	4	1	1	1.製作加工																	無	
3	2	12	4	1	3	(2)	3	2	12	4	1	3	(2)																	有	表記修正
3	2	12	7	0	1	3-2-12-7	3	2	12	7	0	1	3-2-12-7																		無
3	2	12	7	1	1	1.製作加工	3	2	12	7	1	1	1.製作加工																		無
3	2	12	7	1	2	(1)	3	2	12	7	1	2	(1)																	無	
3	2	12	7	1	4		3	2	12	7	1	4																		有	表記統一 諸基準の改定に伴う
3	2	12	7	1	5		3	2	12	7	1	5																		有	誤記修正
3	2	12	7	1	6	(2)	3	2	12	7	1	6	(2)																	無	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）								改定（令和4年版）								有無	改定理由						
編	章	節	条	項	下	項	以	編	章	節	条	項	下	項	以			編	章	節	条	項	下
3	2	12	7	1	8			受注者は、 <b>亜鉛の付着量</b> をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JISH8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。	3	2	12	7	1	8			受注者は、 <b>めっき付着量</b> をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/m <sup>2</sup> （片面の付着量）以上としなければならない。	有	表記統一 諸基準の改定に伴う				
3	2	12	8	0	1	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工	3	2	12	8	0	1	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工	無					
3	2	12	8	2	1	2.アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度		受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-59によらなければならない。	3	2	12	8	2	1	2.アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度		受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-60によらなければならない。	有	表番号の修正				
3	2	12	8	2	2			表3-2-59 ねじの種類、ピッチ及び精度	3	2	12	8	2	2			表3-2-60 ねじの種類、ピッチ及び精度	有	表番号の修正				
3	2	12	11	0	1	3-2-12-11		工場塗装工	3	2	12	11	0	1	3-2-12-11		工場塗装工	無					
3	2	12	11	3	1	3.気温湿度の条件		受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-60の塗装禁止条件を <b>満足しない</b> 場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に關係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	3	2	12	11	3	1	3.気温湿度の条件		受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-61の塗装禁止条件に <b>該当する</b> 場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に關係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	有	表記統一				
3	2	12	11	3	2			表3-2-60 塗装禁止条件	3	2	12	11	3	2			表3-2-61 塗装禁止条件	有	表番号の修正				
3	2	12	11	12	1	12.検査		12.検査	3	2	12	11	12	1	12.検査		12.検査	無					
3	2	12	11	12	4	(3)		受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m <sup>2</sup> 単位毎25点（1点 <b>当たり</b> 5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。	3	2	12	11	12	4	(3)		受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m <sup>2</sup> 単位毎25点（1点 <b>あたり</b> 5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。	有	表記統一 表記修正				
3	2	13	0	0	1	第13節		橋梁架設工	3	2	13	0	0	1	第13節		橋梁架設工	無					
3	2	13	3	0	1	3-2-13-3		架設工（クレーン架設）	3	2	13	3	0	1	3-2-13-3		架設工（クレーン架設）	無					
3	2	13	3	2	1	2.桁架設		桁架設については、以下の規定によるものとする。	3	2	13	3	2	1	2.桁架設		桁架設については、以下の規定によるものとする。	無					
3	2	13	3	2	5	(4)		大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて <b>事前に</b> 補強しなければならない。	3	2	13	3	2	5	(4)		大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて <b>事前に</b> 補強しなければならない。	有	誤記修正				
3	2	14	0	0	1	第14節		法面工（共通）	3	2	14	0	0	1	第14節		法面工（共通）	無					
3	2	14	2	0	1	3-2-14-2		植生工	3	2	14	2	0	1	3-2-14-2		植生工	無					
									3	2	14	2	2	2				有	新規追加【県独自】 H280208技術管理室長通知				
									3	2	14	2	2	3	表3-2-62			有	新規追加【県独自】 H280208技術管理室長通知				
									3	2	14	2	2	4				有	新規追加【県独自】 H280208技術管理室長通知				
3	2	14	2	8	1	8.芝串		受注者は張芝の脱落を防止するため、1m <sup>2</sup> <b>当たり</b> 20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3	2	14	2	8	1	8.芝串		受注者は張芝の脱落を防止するため、1m <sup>2</sup> <b>あたり</b> 20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	有	表記統一				
3	2	14	3	0	1	3-2-14-3		吹付工	3	2	14	3	0	1	3-2-14-3		吹付工	無					
3	2	14	3	9	1	9.層間はく離の防止		受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	3	2	14	3	9	1	9.層間はく離の防止		受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	有	表記統一				
3	2	14	4	0	1	3-2-14-4		法枠工	3	2	14	4	0	1	3-2-14-4		法枠工	無					
3	2	14	4	18	1	18.層間はく離の防止		受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	3	2	14	4	18	1	18.層間はく離の防止		受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	有	表記統一				
3	2	14	5	0	1	3-2-14-5		法面施肥工	3	2	14	5	0	1	3-2-14-5		法面施肥工	無					
3	2	14	5	3	1	3.支障物の撤去		受注者は、施肥の施工に支障となる <b>ゴミ</b> 等を撤去した後、施工しなければならない。	3	2	14	5	3	1	3.支障物の撤去		受注者は、施肥の施工に支障となる <b>ごみ</b> 等を撤去した後、施工しなければならない。	有	表記統一				
3	2	14	7	0	1	3-2-14-7		かご工	3	2	14	7	0	1	3-2-14-7		かご工	無					
3	2	14	7	2	1	2.詰石		受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。	3	2	14	7	2	1	2.詰石		受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。	無					
3	2	14	7	2	2			なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、 <b>扁平</b> にならないようにしなければならない。	3	2	14	7	2	2			なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、 <b>扁平</b> にならないようにしなければならない。	有	表記統一				
3	2	15	0	0	1	第15節		擁壁工（共通）	3	2	15	0	0	1	第15節		擁壁工（共通）	無					
3	2	15	3	0	1	3-2-15-3		補強土壁工	3	2	15	3	0	1	3-2-15-3		補強土壁工	無					

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由
編章節条 （項目見出し）							編章節条 （項目見出し）								
3	2	15	3	3	1	3.伐開除根	3	2	15	3	3	1	3.伐開除根	有	表記統一
受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。							受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。								
3	2	17	0	0	1	第17節	3	2	17	0	0	1	第17節	無	
3	2	17	2	0	1	3-2-17-2	3	2	17	2	0	1	3-2-17-2	無	
3	2	17	2	1	1	1.一般事項	3	2	17	2	1	1	1.一般事項	無	
受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。							受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。								
3	2	17	2	1	2		3	2	17	2	1	2		有	諸法令の改正に伴う
なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正法律第8号）に基づくものでなければならない。							なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正法律第62号）に基づくものでなければならない。								
3	2	17	3	0	1	3-2-17-3	3	2	17	3	0	1	3-2-17-3	無	
3	2	17	3	2	1	2.剪定の施工	3	2	17	3	2	1	2.剪定の施工	有	諸基準の改定に伴う
受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。							受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。								
3	2	17	3	2	1		3	2	17	3	2	1		無	
なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。							なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。								
3	2	17	3	4	1	4.剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工	3	2	17	3	4	1	4.剪定、芝刈、雑草抜き取り（抜根）等の施工	有	実態に合わせた規定の変更
受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。							受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（抜根）、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。								
3	2	17	3	15	1	15.幹巻き	3	2	17	3	15	1	15.幹巻き	有	表記統一
受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはしゅろなわで巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。							受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはしゅろ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。								
3	2	17	3	16	1	16.支柱の設置	3	2	17	3	16	1	16.支柱の設置	有	表記統一
受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。							受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。								
3	2	17	3	19	1	19.施肥の施工前作業	3	2	17	3	19	1	19.施肥の施工前作業	有	表記統一
受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去及び除草を行わなければならない。							受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。								
3	2	18	0	0	1	第18節	3	2	18	0	0	1	第18節	無	
3	2	18	2	0	1	3-2-18-2	3	2	18	2	0	1	3-2-18-2	無	
3	2	18	2	1	1	1.鉄筋コンクリート床版	3	2	18	2	1	1	1.鉄筋コンクリート床版	無	
鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。							鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。								
3	2	18	2	1	3	(2)	3	2	18	2	1	3	(2)	有	誤記修正
受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。								
3	2	18	2	1	5	(4)	3	2	18	2	1	5	(4)	有	表記統一（コンクリート標準示方書）
受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。							受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。								
3	2	18	2	1	6		3	2	18	2	1	6		有	表記統一（コンクリート標準示方書、単位）
なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサは、1m <sup>2</sup> あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。							なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサは、1m <sup>2</sup> あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。								
3	2	18	2	1	17	(12)	3	2	18	2	1	17	(12)	有	諸基準の改定に伴う
受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンパーを測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。							受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。								
6	0	0	0	0	1	第6編	6	0	0	0	0	1	第6編	無	
6	1	7	0	0	1	第7節	6	1	7	0	0	1	第7節	無	
6	1	7	2	0	1	6-1-7-2	6	1	7	2	0	1	6-1-7-2	無	
6	1	7	2	1	1	1.遮水シート	6	1	7	2	1	1	1.遮水シート	無	
遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの（1）または（2）のいずれかの仕様による。							遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの（1）または（2）のいずれかの仕様による。								
6	1	7	2	1	2	(1)	6	1	7	2	1	2	(1)	無	
遮水シートAは、以下の仕様による。							遮水シートAは、以下の仕様による。								
6	1	7	2	1	6		6	1	7	2	1	6		無	
止水材の品質規格は表6-1-1または2による。							止水材の品質規格は表6-1-1または2による。								
6	1	7	2	1	7		6	1	7	2	1	7		有	図表修正
表6-1-1 純ポリ塩化ビニル：（厚さ1mm、色：透明）の品質規格							表6-1-1 純ポリ塩化ビニル：（厚さ1mm、色：透明）の品質規格								
6	1	7	2	1	8		6	1	7	2	1	8		有	図表修正
表6-1-2 エチレン酢酸ビニル：（厚さ1mm、色：透明）の品質規格							表6-1-2 エチレン酢酸ビニル：（厚さ1mm、色：透明）の品質規格								

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項		
編章節条 （項目見出し）							編章節条 （項目見出し）								
6	1	7	2	1	17		6	1	7	2	1	17		無	
6	1	7	2	1	18		6	1	7	2	1	18		有	JIS名称変更に伴う修正
6	1	7	2	1	20	(3)	6	1	7	2	1	20	(3)	無	
6	1	7	2	1	27	5)	6	1	7	2	1	27	5)	無	表記統一
6	1	12	0	0	1	第12節	6	1	12	0	0	1	第12節	無	
6	1	12	2	0	1	6-1-12-2	6	1	12	2	0	1	6-1-12-2	無	
6	1	12	2	3	1	3.設置位置	6	1	12	2	3	1	3.設置位置	有	実態に合わせた規定の変更【県独自】
6	1	13	3	0	1	6-1-13-3	6	1	13	3	0	1	6-1-13-3	無	
6	1	13	3	2	1	2.単管の配管	6	1	13	3	2	1	2.単管の配管	有	表記統一(コンクリート標準示方書)
6	3	0	0	0	1	第3章	6	3	0	0	0	1	第3章	無	
6	3	2	0	0	1	第2節	6	3	2	0	0	1	第2節	無	
6	3	2	0	2	3		6	3	2	0	2	3		有	軽微な修正(スペース)
6	3	2	0	2	4		6	3	2	0	2	4		有	発行年月の修正
6	3	2	0	5	6		6	3	2	0	5	6		有	発行年月の修正
6	3	2	0	6	7		6	3	2	0	6	7		有	発行年月の修正
6	3	8	0	0	1	第8節	6	3	8	0	0	1	第8節	無	
6	3	8	4	0	1	6-3-8-4	6	3	8	4	0	1	6-3-8-4	無	
6	3	8	4	3	1	3.杭(鉋)の設置	6	3	8	4	3	1	3.境界柱(境界板)の設置	有	実態に合わせた規定の変更【県独自】
6	4	0	0	0	1	第4章	6	4	0	0	0	1	第4章	無	
6	4	2	0	0	1	第2節	6	4	2	0	0	1	第2節	無	
6	4	2	0	0	3		6	4	2	0	0	3		有	軽微な修正(スペース)
6	4	2	0	0	4		6	4	2	0	0	4		有	発行年月の修正
6	4	2	0	0	5		6	4	2	0	0	5		有	発行年月の修正
6	4	2	0	0	6		6	4	2	0	0	6		有	発行年月の修正
6	4	2	0	0	7		6	4	2	0	0	7		有	発行年月の修正
6	4	2	0	0	8		6	4	2	0	0	8		有	発行年月の修正
6	4	2	0	0	10		6	4	2	0	0	10		有	諸基準の改定に伴う
6	4	2	0	0	12		6	4	2	0	0	12		有	諸基準の改定に伴う
6	4	3	0	0	1	第3節	6	4	3	0	0	1	第3節	無	
6	4	3	6	0	1	6-4-3-6	6	4	3	6	0	1	6-4-3-6	無	
6	4	3	6	1	1		6	4	3	6	1	1		有	表記統一
						1.製作加工(1)								有	削除(他項参照に伴う)
						1.製作加工(2)								有	削除(他項参照に伴う)
						1.製作加工(3)								有	削除(他項参照に伴う)
						2.適用規定								有	削除(他項参照に伴う)
6	4	5	0	0	1	第5節	6	4	5	0	0	1	第5節	無	
6	4	5	1	0	1	6-4-5-1	6	4	5	1	0	1	6-4-5-1	無	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由
編章節条 （項目見出し）						現行条文	編章節条 （項目見出し）						新条文									
6	4	5	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、 <b>輸送工</b> その他これらに類する工種について定める。	6	4	5	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、 <b>軽量盛土工</b> その他これらに類する工種について定める。	有	誤記修正					
6	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工	6	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工	無						
6	4	9	10	0	1	6-4-9-10	支承工	6	4	9	10	0	1	6-4-9-10	支承工	無						
6	4	9	10	1	2		受注者は、支承工の施工については、「 <b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b> 」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	9	10	1	2		受注者は、支承工の施工については、「 <b>道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工</b> 」（日本道路協会、平成30年12月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う					
6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	無						
6	4	14	1	0	1	6-4-14-1	一般事項	6	4	14	1	0	1	6-4-14-1	一般事項	無						
6	4	14	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 <b>JIS B 0205（一般用メートルねじ）</b> に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	4	14	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 <b>JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）</b> に適合する転造ねじを使用しなければならない。	有	表記修正					
6	4	14	6	0	1	6-4-14-6	支承工	6	4	14	6	0	1	6-4-14-6	支承工	無						
6	4	14	6	0	2		支承工の施工については、「 <b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b> 」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	14	6	0	2		支承工の施工については、「 <b>道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工</b> 」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う					
6	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	6	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	無						
6	4	15	3	0	1	6-4-15-3	支承工	6	4	15	3	0	1	6-4-15-3	支承工	無						
6	4	15	3	2	2		支承工の施工については、「 <b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b> 」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	15	3	2	2		支承工の施工については、「 <b>道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工</b> 」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う					
6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	無						
6	4	18	1	0	1	6-4-18-1	一般事項	6	4	18	1	0	1	6-4-18-1	一般事項	無						
6	4	18	1	2	1	2.舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「 <b>舗装調査・試験法便覧</b> 」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。	6	4	18	1	2	1	2.舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「 <b>舗装調査・試験法便覧</b> 」（日本道路協会、平成31年3月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う					
6	4	18	10	0	1	6-4-18-10	コンクリート舗装工	6	4	18	10	0	1	6-4-18-10	コンクリート舗装工	無						
6	4	18	10	4	1	4.初期養生	初期養生においては、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。	6	4	18	10	4	1	4.初期養生	初期養生においては、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。	有	表記統一					
6	5	0	0	0	1	第5章	堰	6	5	0	0	0	1	第5章	堰	無						
6	5	1	0	0	1	第1節	適用	6	5	1	0	0	1	第1節	適用	無						
6	5	1	0	5	1	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「 <b>機械工事共通仕様書（案）</b> 」の規定による。	6	5	1	0	5	1	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「 <b>機械工事共通仕様書（案）</b> 」（国土交通省、令和2年3月）の規定による。	有	諸基準の改定に伴う					
6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	無						
6	5	2	0	5	3		ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成26年9月）	6	5	2	0	5	3		ダム・堰施設技術協会 <b>ダム・堰施設技術基準（案）</b> （基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	有	発行年月の修正					
6	5	2	0	5	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（共通編）（平成24年3月）	6	5	2	0	5	6		日本道路協会 <b>道路橋示方書・同解説（共通編）</b> （平成29年11月）	有	発行年月の修正					
6	5	2	0	5	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（鋼橋・鋼部材編）（平成24年3月）	6	5	2	0	5	7		日本道路協会 <b>道路橋示方書・同解説（鋼橋・鋼部材編）</b> （平成29年11月）	有	発行年月の修正					
6	5	2	0	5	8		日本道路協会道路橋示方書・同解説（コンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	6	5	2	0	5	8		日本道路協会 <b>道路橋示方書・同解説（コンクリート橋・コンクリート部材編）</b> （平成29年11月）	有	発行年月の修正					
6	5	2	0	5	9		日本道路協会道路橋示方書・同解説（下部構造編）（平成24年3月）	6	5	2	0	5	9		日本道路協会 <b>道路橋示方書・同解説（下部構造編）</b> （平成29年11月）	有	発行年月の修正					
6	5	2	0	5	10		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）	6	5	2	0	5	10		日本道路協会 <b>鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）</b>	有	発行年月の修正					
6	5	2	0	5	11		日本道路協会道路橋支承便覧（平成16年4月）	6	5	2	0	5	11		日本道路協会 <b>道路橋支承便覧（平成30年12月）</b>	有	諸基準の改定に伴う					
6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工	6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工	無						
6	5	6	1	0	1	6-5-6-1	一般事項	6	5	6	1	0	1	6-5-6-1	一般事項	無						
6	5	6	1	2	1	2.適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ <b>ダム・堰施設技術協会、平成26年9月</b> ）第7章 施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	6	1	2	1	2.適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）」（ <b>ダム・堰施設技術協会、平成28年10月</b> ）及び、「 <b>ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工</b> 」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う					
6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工	6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工	無						
6	5	7	1	0	1	6-5-7-1	一般事項	6	5	7	1	0	1	6-5-7-1	一般事項	無						

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)															
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)							新条文								
6	5	7	1	2	1	2.適用規定	6	5	7	1	2	1	2.適用規定	6	5	7	1	2	1	2.適用規定	有	諸基準の改定に伴う
受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」「(ダム・堰施設技術協会、平成26年9月)第7章 施工」の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」「(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。															
6	5	8	0	0	1	第8節	6	5	8	0	0	1	第8節	6	5	8	0	0	1	第8節	無	
魚道工							魚道工															
6	5	8	1	0	1	6-5-8-1	6	5	8	1	0	1	6-5-8-1	6	5	8	1	0	1	6-5-8-1	無	
一般事項							一般事項															
6	5	8	1	2	1	2.適用規定	6	5	8	1	2	1	2.適用規定	6	5	8	1	2	1	2.適用規定	有	諸基準の改定に伴う
受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」「(ダム・堰施設技術協会、平成26年9月)第7章 施工」の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」「(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。															
6	5	10	0	0	1	第10節	6	5	10	0	0	1	第10節	6	5	10	0	0	1	第10節	無	
鋼管理橋上部工							鋼管理橋上部工															
6	5	10	10	0	1	6-5-10-10	6	5	10	10	0	1	6-5-10-10	6	5	10	10	0	1	6-5-10-10	無	
支承工							支承工															
6	5	10	10	0	2		6	5	10	10	0	2		6	5	10	10	0	2		有	諸基準の改定に伴う
受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧」(日本道路協会)第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。															
6	5	15	0	0	1	第15節	6	5	15	0	0	1	第15節	6	5	15	0	0	1	第15節	無	
コンクリート管理橋上部工(PC橋)							コンクリート管理橋上部工(PC橋)															
6	5	15	1	0	1	6-5-15-1	6	5	15	1	0	1	6-5-15-1	6	5	15	1	0	1	6-5-15-1	無	
一般事項							一般事項															
6	5	15	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	6	5	15	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	6	5	15	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	有	表記修正 誤記修正
受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合するを使用しなければならない。							受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。															
6	5	15	6	0	1	6-5-15-6	6	5	15	6	0	1	6-5-15-6	6	5	15	6	0	1	6-5-15-6	無	
支承工							支承工															
6	5	15	6	0	2		6	5	15	6	0	2		6	5	15	6	0	2		有	諸基準の改定に伴う
支承工の施工については、「道路橋支便覧」(日本道路協会)第5章 支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。															
6	5	16	0	0	1	第16節	6	5	16	0	0	1	第16節	6	5	16	0	0	1	第16節	無	
コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)							コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)															
6	5	16	1	0	1	6-5-16-1	6	5	16	1	0	1	6-5-16-1	6	5	16	1	0	1	6-5-16-1	無	
一般事項							一般事項															
6	5	16	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	6	5	16	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	6	5	16	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	有	表記修正
受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。							受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。															
6	5	16	3	0	1	6-5-16-3	6	5	16	3	0	1	6-5-16-3	6	5	16	3	0	1	6-5-16-3	無	
支承工							支承工															
6	5	16	3	0	2		6	5	16	3	0	2		6	5	16	3	0	2		有	諸基準の改定に伴う
支承工の施工については、「道路橋支便覧」(日本道路協会)第5章 支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。															
6	5	17	0	0	1	第17節	6	5	17	0	0	1	第17節	6	5	17	0	0	1	第17節	無	
コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)							コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)															
6	5	17	1	0	1	6-5-17-1	6	5	17	1	0	1	6-5-17-1	6	5	17	1	0	1	6-5-17-1	無	
一般事項							一般事項															
6	5	17	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	6	5	17	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	6	5	17	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	有	表記修正
受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。							受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。															
6	5	17	3	0	1	6-5-17-3	6	5	17	3	0	1	6-5-17-3	6	5	17	3	0	1	6-5-17-3	無	
支承工							支承工															
6	5	17	3	0	2		6	5	17	3	0	2		6	5	17	3	0	2		有	諸基準の改定に伴う
支承工の施工については、「道路橋支便覧」(日本道路協会)第5章 支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。															
6	6	0	0	0	1	第6章	6	6	0	0	0	1	第6章	6	6	0	0	0	1	第6章	無	
排水機場							排水機場															
6	6	2	0	0	1	第2節	6	6	2	0	0	1	第2節	6	6	2	0	0	1	第2節	無	
適用すべき諸基準							適用すべき諸基準															
6	6	2	0	0	4		6	6	2	0	0	4		6	6	2	0	0	4		有	発行年月の修正
ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)							ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)															
6	6	2	0	0	6		6	6	2	0	0	6		6	6	2	0	0	6		有	発行年月の修正
河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説(平成13年)							河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説(令和2年1月)															
河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備設計指針(案)同解説(平成13年)														有 廃止(基準統合による)								
6	7	0	0	0	1	第7章	6	7	0	0	0	1	第7章	6	7	0	0	0	1	第7章	無	
床止め・床固め							床止め・床固め															
6	7	2	0	0	1	第2節	6	7	2	0	0	1	第2節	6	7	2	0	0	1	第2節	無	
適用すべき諸基準							適用すべき諸基準															
6	7	2	0	4	3		6	7	2	0	4	3		6	7	2	0	4	3		有	軽微な修正(スペース)
国土交通省仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)							国土交通省仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改															
6	7	6	0	0	1	第6節	6	7	6	0	0	1	第6節	6	7	6	0	0	1	第6節	無	
山留擁壁工							山留擁壁工															
6	7	6	3	0	1	6-7-6-3	6	7	6	3	0	1	6-7-6-3	6	7	6	3	0	1	6-7-6-3	無	
コンクリート擁壁工							コンクリート擁壁工															
6	7	6	3	1	1	1.一般事項	6	7	6	3	1	1	1.一般事項	6	7	6	3	1	1	1.一般事項	有	表記統一
受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。							受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。															

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由																
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項
編章節条 （項目見出し）						編章節条 （項目見出し）						新条文																	
6	8	2	0	4	4	6	8	2	0	4	4	6	8	2	0	4	4	6	8	2	0	4	4	有	軽微な修正（スペース）				
6	8	4	0	0	1	6	8	4	0	0	1	6	8	4	0	0	1	6	8	4	0	0	1	無					
6	8	4	2	0	1	6	8	4	2	0	1	6	8	4	2	0	1	6	8	4	2	0	1	無					
6	8	4	2	1	1	6	8	4	2	1	1	6	8	4	2	1	1	6	8	4	2	1	1	有	実態に合わせ修正				
6	8	4	2	2	1	6	8	4	2	2	1	6	8	4	2	2	1	6	8	4	2	2	1	有	実態に合わせ修正				
6	8	4	2	4	1	6	8	4	2	4	1	6	8	4	2	4	1	6	8	4	2	4	1	有	実態に合わせ修正				
6	8	5	0	0	1	6	8	5	0	0	1	6	8	5	0	0	1	6	8	5	0	0	1	無					
6	8	5	2	0	1	6	8	5	2	0	1	6	8	5	2	0	1	6	8	5	2	0	1	無					
6	8	5	2	1	1	6	8	5	2	1	1	6	8	5	2	1	1	6	8	5	2	1	1	有	実態に合わせ修正				
6	8	5	2	3	1	6	8	5	2	3	1	6	8	5	2	3	1	6	8	5	2	3	1	有	実態に合わせた規定の変更				
6	8	6	0	0	1	6	8	6	0	0	1	6	8	6	0	0	1	6	8	6	0	0	1	無					
6	8	6	2	0	1	6	8	6	2	0	1	6	8	6	2	0	1	6	8	6	2	0	1	無					
6	8	6	2	2	2	6	8	6	2	2	2	6	8	6	2	2	2	6	8	6	2	2	2	有	実態に合わせ修正				
6	8	6	4	0	1	6	8	6	4	0	1	6	8	6	4	0	1	6	8	6	4	0	1	無					
6	8	6	4	13	1	6	8	6	4	13	1	6	8	6	4	13	1	6	8	6	4	13	1	有	誤記修正				
6	9	0	0	0	1	6	9	0	0	0	1	6	9	0	0	0	1	6	9	0	0	0	1	無					
6	9	2	0	0	1	6	9	2	0	0	1	6	9	2	0	0	1	6	9	2	0	0	1	無					
6	9	2	0	1	3	6	9	2	0	1	3	6	9	2	0	1	3	6	9	2	0	1	3	有	軽微な修正（スペース）				
6	9	2	0	1	4	6	9	2	0	1	4	6	9	2	0	1	4	6	9	2	0	1	4	有	軽微な修正（スペース）				
6	9	2	0	1	5	6	9	2	0	1	5	6	9	2	0	1	5	6	9	2	0	1	5	有	発行年月の修正				
6	9	2	0	1	6	6	9	2	0	1	6	6	9	2	0	1	6	6	9	2	0	1	6	有	発行年月の修正				
6	9	8	0	0	1	6	9	8	0	0	1	6	9	8	0	0	1	6	9	8	0	0	1	無					
6	9	8	3	0	1	6	9	8	3	0	1	6	9	8	3	0	1	6	9	8	3	0	1	無					
6	9	8	3	2	1	6	9	8	3	2	1	6	9	8	3	2	1	6	9	8	3	2	1	有	表記統一				
7	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	1	無					
7	1	2	0	0	1	7	1	2	0	0	1	7	1	2	0	0	1	7	1	2	0	0	1	無					
7	1	2	0	0	4	7	1	2	0	0	4	7	1	2	0	0	4	7	1	2	0	0	4	有	軽微な修正（スペース）				
7	1	2	0	0	5	7	1	2	0	0	5	7	1	2	0	0	5	7	1	2	0	0	5	有	軽微な修正（スペース）				
7	1	2	0	0	6	7	1	2	0	0	6	7	1	2	0	0	6	7	1	2	0	0	6	有	発行年月の修正				
7	1	5	0	0	1	7	1	5	0	0	1	7	1	5	0	0	1	7	1	5	0	0	1	無					
7	1	5	1	0	1	7	1	5	1	0	1	7	1	5	1	0	1	7	1	5	1	0	1	無					
7	1	5	1	6	1	7	1	5	1	6	1	7	1	5	1	6	1	7	1	5	1	6	1	有	表記統一				
7	1	11	0	0	1	7	1	11	0	0	1	7	1	11	0	0	1	7	1	11	0	0	1	無					
7	1	11	1	0	1	7	1	11	1	0	1	7	1	11	1	0	1	7	1	11	1	0	1	無					
7	1	11	1	2	1	7	1	11	1	2	1	7	1	11	1	2	1	7	1	11	1	2	1	有	誤記修正				
7	1	13	0	0	1	7	1	13	0	0	1	7	1	13	0	0	1	7	1	13	0	0	1	無					
7	1	13	4	0	1	7	1	13	4	0	1	7	1	13	4	0	1	7	1	13	4	0	1	無					

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由
編章節条 （項目見出し）							編章節条 （項目見出し）							新条文								
7	1	13	4	3	1		7	1	13	4	3	1		7	1	13	4	3	1		有	実態に合わせた規定の変更【県独自】
3.杭（鉦）の設置							3.境界柱（境界板）の設置							受注者は、境界柱（境界板）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、頭部に示す中心点又は矢印先端部用地境界線と一致させ、側面の文字「鹿児島県」が民地側になるようにしなければならない。								
7	2	0	0	0	1		7	2	0	0	0	1		7	2	0	0	0	1		無	
第2章							第2章							突堤・人工岬								
7	2	2	0	0	1		7	2	2	0	0	1		7	2	2	0	0	1		無	
第2節							第2節							適用すべき諸基準								
7	2	2	0	0	4		7	2	2	0	0	4		7	2	2	0	0	4		有	軽微な修正（スペース）
土木学会海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）							土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）							土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）								
7	2	2	0	0	5		7	2	2	0	0	5		7	2	2	0	0	5		有	軽微な修正（スペース）
土木学会水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）							土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）							土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）								
7	2	2	0	0	6		7	2	2	0	0	6		7	2	2	0	0	6		有	発行年月の修正
農林水産省、国土交通省海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）							農林水産省、国土交通省海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）							農林水産省、国土交通省海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）								
7	2	4	5	0	1		7	2	4	5	0	1		7	2	4	5	0	1		無	
7-2-4-5							7-2-4-5							吸出し防止工								
7	2	4	5	1	1		7	2	4	5	1	1		7	2	4	5	1	1		有	表記統一
1.粗朶沈床工							1.粗朶沈床工							受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゆる縄等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。								
7	2	5	11	0	1		7	2	5	11	0	1		7	2	5	11	0	1		無	
7-2-5-11							7-2-5-11							ケーソン工								
7	2	5	11	24	1		7	2	5	11	24	1		7	2	5	11	24	1		有	表記修正
24.曳航、回航に当たっての事故防止							24.曳航、回航に当たっての事故防止							受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分にを行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。								
7	2	5	11	27	1		7	2	5	11	27	1		7	2	5	11	27	1		有	表記修正
27.回航中の寄港又は避難							27.回航中の寄港又は避難							受注者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。								
7	3	0	0	0	1		7	3	0	0	0	1		7	3	0	0	0	1		無	
第3章							第3章							海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）								
7	3	2	0	0	1		7	3	2	0	0	1		7	3	2	0	0	1		無	
第2節							第2節							適用すべき諸基準								
7	3	2	0	0	4		7	3	2	0	0	4		7	3	2	0	0	4		有	軽微な修正（スペース）
土木学会海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）							土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）							土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）								
7	3	2	0	0	5		7	3	2	0	0	5		7	3	2	0	0	5		有	軽微な修正（スペース）
土木学会水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）							土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）							土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）								
7	3	2	0	0	6		7	3	2	0	0	6		7	3	2	0	0	6		有	発行年月の修正
農林水産省、国土交通省海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）							農林水産省、国土交通省海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）							農林水産省、国土交通省海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月）								
8	0	0	0	0	1		8	0	0	0	0	1		8	0	0	0	0	1		無	
第8編							第8編							砂防編								
8	1	0	0	0	1		8	1	0	0	0	1		8	1	0	0	0	1		無	
第1章							第1章							砂防堰堤								
8	1	2	0	0	1		8	1	2	0	0	1		8	1	2	0	0	1		無	
第2節							第2節							適用すべき諸基準								
8	1	2	0	0	4		8	1	2	0	0	4		8	1	2	0	0	4		有	軽微な修正（スペース）
土木学会コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）							土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）							土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）								
8	1	2	0	0	5		8	1	2	0	0	5		8	1	2	0	0	5		有	発行年月の修正
土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）							土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）							土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）								
8	1	2	0	0	6		8	1	2	0	0	6		8	1	2	0	0	6		有	発行年月の修正
日本道路協会道路橋示方書・同解説（共通編）（平成24年3月）							日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編）（平成29年11月）							日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編）（平成29年11月）								
8	1	2	0	0	7		8	1	2	0	0	7		8	1	2	0	0	7		有	発行年月の修正
日本道路協会道路橋示方書・同解説（鋼橋・鋼部材編）（平成24年3月）							日本道路協会 道路橋示方書・同解説（鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）							日本道路協会 道路橋示方書・同解説（鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）								
8	1	2	0	0	8		8	1	2	0	0	8		8	1	2	0	0	8		有	軽微な修正（スペース）
日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）							日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）							日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）								
							8	1	2	0	0	9		8	1	2	0	0	9		有	新規追加
							砂防・地すべり技術センター砂防ソイルセメント施工便覧（平成28年版）															
8	1	6	0	0	1		8	1	6	0	0	1		8	1	6	0	0	1		無	
第6節							第6節							法面工								
8	1	6	1	2	1		8	1	6	1	2	1		8	1	6	1	2	1		有	誤記修正
2.適用規定							2.適用規定							受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工 - 切土工 - 斜面安定工指針 3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり砕工の設計・施工指針 第8章 吹付砕工、第9章 プレキャスト砕工、第10章 現場打ちコンクリート砕工、第11章 中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第7章 施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。								
																					有	項目削除
(1)																						
8	1	8	4	0	1		8	1	8	4	0	1		8	1	8	4	0	1		無	
8-1-8-4							8-1-8-4							コンクリート堰堤本体工								
コンクリート堰堤本体工							コンクリート堰堤本体工							コンクリート堰堤本体工								

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由
編章節条 （項目見出し）						現行条文	編章節条 （項目見出し）						新条文									
8	1	8	4	7	1	7.1層の厚さ	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	8	1	8	4	7	1	7.一層の厚さ	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の一層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	有	表記統一					
								8	1	8	4	12	1	12.砂防ソイルセメント	受注者は、砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」（砂防・地すべり技術センター、平成28年9月）、現位置攪拌混合固化工法（ISM工法）設計・施工マニュアル第1回改訂版（先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月）の規定による。	有	新規追加					
								8	1	8	4	12	2		なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	新規追加					
8	1	8	4	12	1	12.吸出し防止材の施工	受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。	8	1	8	4	13	1	13.吸出し防止材の施工	受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。	有	表記統一					
8	1	11	0	0	1	第11節	砂防堰堤付属物設置工	8	1	11	0	0	1	第11節	砂防堰堤付属物設置工	無						
8	1	11	4	0	1	8-1-11-4	境界工	8	1	11	4	0	1	8-1-11-4	境界工	無						
8	1	11	4	3	1	3.杭（鉄）の設置	受注者は、杭（鉄）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	8	1	11	4	3	1	3.境界柱（境界板）の設置	受注者は、境界柱（境界板）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、側面の文字「鹿児島県」が民地側になるようにしなければならない。	有	実態に合わせた規定の変更【県独自】					
8	2	0	0	0	1	第2章	流路	8	2	0	0	0	1	第2章	流路	無						
8	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	無						
8	2	2	0	0	4		日本道路協会道路土工・擁壁工指針（平成24年7月）	8	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工・擁壁工指針（平成24年7月）	有	軽微な修正（スペース）					
8	2	2	0	0	5		日本道路協会道路土工・カルバート工指針（平成22年3月）	8	2	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工・カルバート工指針（平成22年3月）	有	軽微な修正（スペース）					
8	2	2	0	0	6		日本道路協会道路土工・仮設構造物工指針（平成11年3月）	8	2	2	0	0	6		日本道路協会 道路土工・仮設構造物工指針（平成11年3月）	有	軽微な修正（スペース）					
8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	無						
8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	無						
8	3	2	0	0	4		全国治水砂防協会新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（平成19年9月）	8	3	2	0	0	4		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（令和元年6月）	有	発行年月の修正					
8	3	2	0	0	5		全国特定法面保護協会のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）	8	3	2	0	0	5		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）	有	軽微な修正（スペース）					
8	3	2	0	0	6		日本道路協会道路土工・擁壁工指針（平成24年7月）	8	3	2	0	0	6		日本道路協会 道路土工・擁壁工指針（平成24年7月）	有	軽微な修正（スペース）					
8	3	2	0	0	7		日本道路協会道路土工・カルバート工指針（平成22年3月）	8	3	2	0	0	7		日本道路協会 道路土工・カルバート工指針（平成22年3月）	有	軽微な修正（スペース）					
8	3	2	0	0	8		日本道路協会道路土工指針・仮設構造物工指針（平成11年3月）	8	3	2	0	0	8		日本道路協会 道路土工指針・仮設構造物工指針（平成11年3月）	有	軽微な修正（スペース）					
8	3	2	0	0	9		土木研究センター補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	8	3	2	0	0	9		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	有	軽微な修正（スペース）					
8	3	2	0	0	10		地盤工学会グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	8	3	2	0	0	10		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	有	軽微な修正（スペース）					
8	3	2	0	0	11		PCフレーム協会PCフレーム工法設計・施工の手引き（平成24年9月）	8	3	2	0	0	11		PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き（平成24年9月）	有	軽微な修正（スペース）					
8	3	2	0	0	12		斜面防災対策技術協会地すべり鋼管杭設計要領（平成20年5月）	8	3	2	0	0	12		斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月）	有	発行年月の修正					
8	3	2	0	0	13		斜面防災対策技術協会地すべり対策技術設計実施要領（平成19年12月）	8	3	2	0	0	13		斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（平成19年12月）	有	軽微な修正（スペース）					
8	3	5	0	0	1	第5節	擁壁工	8	3	5	0	0	1	第5節	擁壁工	無						
8	3	5	8	0	1	8-3-5-8	落石防護工	8	3	5	8	0	1	8-3-5-8	落石防護工	無						
8	3	5	8	2	1	2.ケーブル金網式の設置	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	8	3	5	8	2	1	2.ワイヤロープ及び金網の設置	受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	有	諸基準の改定に伴う					
8	3	7	4	0	1	8-3-7-4	集排水ボーリング工	8	3	7	4	0	1	8-3-7-4	集排水ボーリング工	無						
8	3	7	4	4	1	4.せん孔完了後の標識板	受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標識板を立てなければならない。	8	3	7	4	4	1	4.せん孔完了後の標識板	受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標識板を立てなければならない。	有	表記修正					
9	0	0	0	0	1	第9編	ダム編	9	0	0	0	0	1	第9編	ダム編	無						
9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	無						
9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	無						
9	1	2	0	0	4		土木学会コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	9	1	2	0	0	4		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	有	軽微な修正（スペース）					
9	1	3	0	0	1	第3節	掘削工	9	1	3	0	0	1	第3節	掘削工	無						
9	1	3	3	0	1	9-1-3-3	過掘の処理	9	1	3	3	0	1	9-1-3-3	過掘の処理	無						
9	1	3	3	1	1	1.一般事項	受注者は、過掘のない様に施工しなければならない。	9	1	3	3	1	1	1.一般事項	受注者は、過掘のないように施工しなければならない。	有	表記統一					

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由
編章節条 （項目見出し）							編章節条 （項目見出し）															
現行条文							新条文															
9	1	4	6	0	1	9-1-4-6	9	1	4	6	0	1	9-1-4-6	9	1	4	6	0	1	9-1-4-6	無	
9	1	4	6	2	1	2. <b>ミキサ</b> の練りませ 性能試験	9	1	4	6	2	1	2. <b>ミキサー</b> の練り ませ性能試験	9	1	4	6	2	1	2. <b>ミキサー</b> の練り ませ性能試験	有	JIS名称変更
9	1	4	6	3	1	3. 使用機器	9	1	4	6	3	1	3. 使用機器	9	1	4	6	3	1	3. 使用機器	有	JIS名称変更
9	1	4	6	4	1	4. 材料分離	9	1	4	6	4	1	4. 材料分離	9	1	4	6	4	1	4. 材料分離	有	JIS名称変更
9	1	4	6	5	1	5.1練りの量及び練 りませ時間の決定	9	1	4	6	5	1	5.1練りの量及び練 りませ時間の決定	9	1	4	6	5	1	5.1練りの量及び練 りませ時間の決定	有	JIS名称変更
9	1	4	6	5	2	(1)	9	1	4	6	5	2	(1)	9	1	4	6	5	2	(1)	有	JIS名称変更
9	1	4	6	5	3	(2)	9	1	4	6	5	3	(2)	9	1	4	6	5	3	(2)	有	JIS名称変更
9	1	4	6	5	4	(2)	9	1	4	6	5	4	(2)	9	1	4	6	5	4	(2)	有	JIS名称変更
9	1	4	6	7	1	7. 排出	9	1	4	6	7	1	7. 排出	9	1	4	6	7	1	7. 排出	有	JIS名称変更
9	1	4	6	8	1	8. 付着物の除去	9	1	4	6	8	1	8. 付着物の除去	9	1	4	6	8	1	8. 付着物の除去	有	JIS名称変更
9	1	4	9	0	1	9-1-4-9	9	1	4	9	0	1	9-1-4-9	9	1	4	9	0	1	9-1-4-9	無	
9	1	4	9	7	1	7. 打込み厚さ	9	1	4	9	7	1	7. 打込み厚さ	9	1	4	9	7	1	7. 打込み厚さ	有	表記統一
9	1	7	0	0	1	第7節	9	1	7	0	0	1	第7節	9	1	7	0	0	1	第7節	無	
9	1	7	2	0	1	9-1-7-2	9	1	7	2	0	1	9-1-7-2	9	1	7	2	0	1	9-1-7-2	無	
9	1	7	2	4	1	4. 通水試験	9	1	7	2	4	1	4. 通水試験	9	1	7	2	4	1	4. 通水試験	有	誤記修正
9	1	7	3	0	1	9-1-7-3	9	1	7	3	0	1	9-1-7-3	9	1	7	3	0	1	9-1-7-3	無	
9	1	7	3	2	1	2. パイプつまり対策	9	1	7	3	2	1	2. パイプつまり対 策	9	1	7	3	2	1	2. パイプつまり対 策	有	表記修正
9	1	7	3	3	1	3. 通気又は通水試験	9	1	7	3	3	1	3. 通気又は通水 試験	9	1	7	3	3	1	3. 通気又は通水 試験	有	表記修正
9	3	0	0	0	1	第3章	9	3	0	0	0	1	第3章	9	3	0	0	0	1	第3章	無	
9	3	2	0	0	1	第2節	9	3	2	0	0	1	第2節	9	3	2	0	0	1	第2節	無	
9	3	2	0	0	4	適用すべき諸基準	9	3	2	0	0	4	適用すべき諸基準	9	3	2	0	0	4	適用すべき諸基準	有	軽微な修正（スペース）
10	0	0	0	0	1	第10編	10	0	0	0	0	1	第10編	10	0	0	0	0	1	第10編	無	
10	1	0	0	0	1	第1章	10	1	0	0	0	1	第1章	10	1	0	0	0	1	第1章	無	
10	1	2	0	0	1	第2節	10	1	2	0	0	1	第2節	10	1	2	0	0	1	第2節	無	
10	1	2	0	0	5	地盤工学会グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）	10	1	2	0	0	5	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）	10	1	2	0	0	5	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）	有	軽微な修正（スペース）
10	1	2	0	0	6	日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	10	1	2	0	0	6	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	10	1	2	0	0	6	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	有	軽微な修正（スペース）
10	1	2	0	0	7	日本道路協会道路土工・切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	10	1	2	0	0	7	日本道路協会 道路土工・切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	10	1	2	0	0	7	日本道路協会 道路土工・切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	有	軽微な修正（スペース）
10	1	2	0	0	8	日本道路協会道路土工・盛土工指針（平成22年4月）	10	1	2	0	0	8	日本道路協会 道路土工・盛土工指針（平成22年4月）	10	1	2	0	0	8	日本道路協会 道路土工・盛土工指針（平成22年4月）	有	軽微な修正（スペース）
10	1	2	0	0	9	日本道路協会道路土工・擁壁工指針（平成24年7月）	10	1	2	0	0	9	日本道路協会 道路土工・擁壁工指針（平成24年7月）	10	1	2	0	0	9	日本道路協会 道路土工・擁壁工指針（平成24年7月）	有	軽微な修正（スペース）

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項			編	章	節	条	項	下	項
10	1	2	0	0	10		10	1	2	0	0	10		10	1	2	0	0	10		有	軽微な修正(スペース)
10	1	2	0	0	11		10	1	2	0	0	11		10	1	2	0	0	11		有	軽微な修正(スペース)
10	1	2	0	0	12		10	1	2	0	0	12		10	1	2	0	0	12		有	軽微な修正(スペース)
10	1	2	0	0	13		10	1	2	0	0	13		10	1	2	0	0	13		有	軽微な修正(スペース)
10	1	2	0	0	14		10	1	2	0	0	14		10	1	2	0	0	14		有	軽微な修正(スペース)
10	1	2	0	0	15		10	1	2	0	0	15		10	1	2	0	0	15		有	軽微な修正(スペース)
10	1	2	0	0	16		10	1	2	0	0	16		10	1	2	0	0	16		有	軽微な修正(スペース)
10	1	2	0	0	17		10	1	2	0	0	17		10	1	2	0	0	17		有	軽微な修正(スペース)
10	1	2	0	0	18		10	1	2	0	0	18		10	1	2	0	0	18		有	軽微な修正(スペース)
10	1	2	0	0	19		10	1	2	0	0	19		10	1	2	0	0	19		有	軽微な修正(スペース)
10	1	2	0	0	20		10	1	2	0	0	20		10	1	2	0	0	20		有	軽微な修正(スペース)
10	1	2	0	0	21		10	1	2	0	0	21		10	1	2	0	0	21		有	軽微な修正(スペース)
							10	1	2	0	0	22							22		有	新規追加
							10	1	2	0	0	23							23		有	新規追加
10	1	9	0	0	1	第9節	カルバート工	10	1	9	0	0	1	第9節	カルバート工						無	
10	1	9	1	0	1	10-1-9-1	一般事項	10	1	9	1	0	1	10-1-9-1	一般事項						無	
10	1	9	1	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びひかぶり測定)については、以下による。	10	1	9	1	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びひかぶり測定)については、以下による。						無	
10	1	9	1	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。	10	1	9	1	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。						有	発行年月の修正 表記修正
10	1	9	8	0	1	10-1-9-8	防水工	10	1	9	8	0	1	10-1-9-8	防水工						無	
10	1	9	8	1	1	1.一般事項	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	10	1	9	8	1	1	1.一般事項	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。						有	表記修正
10	1	10	6	0	1	10-1-10-6	地下排水工	10	1	10	6	0	1	10-1-10-6	地下排水工						無	
10	1	10	6	2	1	2.埋戻し時の注意	受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	10	1	10	6	2	1	2.埋戻し時の注意	受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。						有	表記修正
10	1	11	5	0	1	10-1-11-5	落石防護柵工	10	1	11	5	0	1	10-1-11-5	落石防護柵工						無	
10	1	11	5	2	1	2.ケーブル金網式の設置	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	10	1	11	5	2	1	2.ワイヤロープ及び金網の設置	受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。						有	諸基準の改定に伴う
10	1	12	0	0	1	第12節	遮音壁工	10	1	12	0	0	1	第12節	遮音壁工						無	
10	1	12	2	0	1	10-1-12-2	材料	10	1	12	2	0	1	10-1-12-2	材料						無	
10	1	12	2	3	1	3.背面板(受音板)の材料	背面板(受音板)の材料は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板SPG3Sまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	10	1	12	2	3	1	3.背面板(受音板)の材料	背面板(受音板)の材料は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板SGH、SGCまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。						有	諸基準の改定に伴う
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	0	0	1	第2章	舗装						無	
10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準						無	
10	2	2	0	0	4		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月)	10	2	2	0	0	4		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月)						有	軽微な修正(スペース)
10	2	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)	10	2	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)						有	軽微な修正(スペース)
10	2	2	0	0	6		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(昭和63年12月)	10	2	2	0	0	6		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説(平成28年3月)						有	発行年月の修正
10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)	10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)						有	軽微な修正(スペース)
10	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)	10	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成31年3月)						有	発行年月の修正
10	2	2	0	0	9		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説(平成19年10月)	10	2	2	0	0	9		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説(平成19年10月)						有	軽微な修正(スペース)
10	2	2	0	0	10		日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説(昭和59年10月)	10	2	2	0	0	10		日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説(昭和59年10月)						有	軽微な修正(スペース)
10	2	2	0	0	11		日本道路協会 道路反射鏡設置指針(昭和55年12月)	10	2	2	0	0	11		日本道路協会 道路反射鏡設置指針(昭和55年12月)						有	軽微な修正(スペース)
10	2	2	0	0	12		国土交通省 防護柵の設置基準の改定について(平成16年3月)	10	2	2	0	0	12		国土交通省 防護柵の設置基準の改定について(平成16年3月)						有	軽微な修正(スペース)
10	2	2	0	0	13		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成20年1月)	10	2	2	0	0	13		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(令和3年3月)						有	発行年月の修正
10	2	2	0	0	14		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(昭和62年1月)	10	2	2	0	0	14		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)						有	発行年月の修正
10	2	2	0	0	15		日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説(昭和60年9月)	10	2	2	0	0	15		日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説(昭和60年9月)						有	軽微な修正(スペース)

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							変更理由																
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有	無								
編章節条項下以 (項目見出し)							編章節条項下以 (項目見出し)							改定理由																
10	2	2	0	0	16		10	2	2	0	0	16		日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)	10	2	2	0	0	16		日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)	有	軽微な修正(スペース)						
10	2	2	0	0	17		10	2	2	0	0	17		建設省道路附属物の基礎について (昭和50年7月)	10	2	2	0	0	17		建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月)	有	軽微な修正(スペース)						
10	2	2	0	0	18		10	2	2	0	0	18		日本道路協会アスファルト混合所便覧 (平成8年度版) (平成8年10月)	10	2	2	0	0	18		日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年度版) (平成8年10月)	有	軽微な修正(スペース)						
10	2	2	0	0	19		10	2	2	0	0	19		日本道路協会舗装施工便覧 (平成18年2月)	10	2	2	0	0	19		日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	有	軽微な修正(スペース)						
10	2	2	0	0	20		10	2	2	0	0	20		日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	10	2	2	0	0	20		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	有	軽微な修正(スペース)						
10	2	2	0	0	21		10	2	2	0	0	21		日本道路協会舗装設計施工指針 (平成18年2月)	10	2	2	0	0	21		日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	有	軽微な修正(スペース)						
10	2	2	0	0	22		10	2	2	0	0	22		日本道路協会舗装設計便覧 (平成18年2月)	10	2	2	0	0	22		日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	有	軽微な修正(スペース)						
10	2	2	0	0	23		10	2	2	0	0	23		土木学会舗装標準示方書 (平成19年3月)	10	2	2	0	0	23		土木学会 舗装標準示方書 (平成27年10月)	有	発行年月の修正						
							10	2	2	0	0	24			10	2	2	0	0	24		日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針 (案)とその解説 - (平成29年11月)	有	新規追加						
							10	2	2	0	0	25			10	2	2	0	0	25		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	有	新規追加						
10	2	4	0	0	1	第4節	10	2	4	0	0	1	第4節	10	2	4	0	0	1	第4節	10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	無	
10	2	4	1	0	1	10-2-4-1	10	2	4	1	0	1	10-2-4-1	10	2	4	1	0	1	10-2-4-1	10	2	4	1	0	1	10-2-4-1	一般事項	無	
10	2	4	1	2	1	2.適用規定	10	2	4	1	2	1	2.適用規定	10	2	4	1	2	1	2.適用規定	10	2	4	1	2	1	2.適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う
10	2	4	10	0	1	10-2-4-10	10	2	4	10	0	1	10-2-4-10	10	2	4	10	0	1	10-2-4-10	10	2	4	10	0	1	10-2-4-10	コンクリート舗装工	無	
10	2	4	10	4	1	4.初期養生	10	2	4	10	4	1	4.初期養生	10	2	4	10	4	1	4.初期養生	10	2	4	10	4	1	4.初期養生	初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	有	表記統一
10	2	8	0	0	1	第8節	10	2	8	0	0	1	第8節	10	2	8	0	0	1	第8節	10	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工	無	
10	2	8	1	0	1	10-2-8-1	10	2	8	1	0	1	10-2-8-1	10	2	8	1	0	1	10-2-8-1	10	2	8	1	0	1	10-2-8-1	一般事項	無	
10	2	8	1	3	1	3.適用規定	10	2	8	1	3	1	3.適用規定	10	2	8	1	3	1	3.適用規定	10	2	8	1	3	1	3.適用規定	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1.施工の規定」(日本道路協会、平成20年1月改訂)、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	表記修正 発行年月の修正
10	2	9	0	0	1	第9節	10	2	9	0	0	1	第9節	10	2	9	0	0	1	第9節	10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	無	
10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	一般事項	無	
10	2	9	1	3	1	3.適用規定	10	2	9	1	3	1	3.適用規定	10	2	9	1	3	1	3.適用規定	10	2	9	1	3	1	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成25年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う
10	2	9	2	4	1	4.リブの取付	10	2	9	2	4	1	4.補強材の取付	10	2	9	2	4	1	4.補強材の取付	10	2	9	2	4	1	4.補強材の取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	有	諸基準の改定に伴う 表記修正
10	2	9	2	5	1	5.下地処理	10	2	9	2	5	1	5.下地処理	10	2	9	2	5	1	5.下地処理	10	2	9	2	5	1	5.下地処理	受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	有	表記修正
10	2	9	2	6	1	6.文字・記号等	10	2	9	2	6	1	6.文字・記号等	10	2	9	2	6	1	6.文字・記号等	10	2	9	2	6	1	6.文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う 表記修正
10	2	10	0	0	1	第10節	10	2	10	0	0	1	第10節	10	2	10	0	0	1	第10節	10	2	10	0	0	1	第10節	区画線工	無	
10	2	10	1	0	1	10-2-10-1	10	2	10	1	0	1	10-2-10-1	10	2	10	1	0	1	10-2-10-1	10	2	10	1	0	1	10-2-10-1	一般事項	無	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由												
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項
編章節条項下以 （項目見出し）							編章節条項下以 （項目見出し）							新条文													
10	2	10	1	3	1	3.適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、 <b>道路標識・区画線及び道路表示に関する命令</b> 、「 <b>道路土工要綱第5章施工計画</b> 」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	10	1	3	1	3.適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「 <b>道路標識・区画線及び道路表示に関する命令</b> 」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	誤記修正										
10	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工	10	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工	無											
10	2	11	1	0	1	10-2-11-1	一般事項	10	2	11	1	0	1	10-2-11-1	一般事項	無											
10	2	11	1	3	1	3.適用規定	受注者は、道路植栽工の施工については、「 <b>道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工</b> 」（日本道路協会、昭和63年12月）の規定、「 <b>道路土工要綱</b> 」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び本編10-2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	11	1	3	1	3.適用規定	受注者は、道路植栽工の施工については、「 <b>道路緑化技術基準・同解説 2-3施工</b> 」（日本道路協会、平成28年3月）の規定、「 <b>道路土工要綱</b> 」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び本編10-2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	発行年月の修正										
10	2	11	3	0	1	10-2-11-3	道路植栽工	10	2	11	3	0	1	10-2-11-3	道路植栽工	無											
10	2	11	3	10	1	10.添木の設置	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束するものとする。	10	2	11	3	10	1	10.添木の設置	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゆる縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	有	表記統一										
10	2	11	3	13	1	13.幹巻き	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゆるなわで巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	10	2	11	3	13	1	13.幹巻き	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、しゆる縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	有	表記統一										
10	2	11	3	14	1	14.支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束する。	10	2	11	3	14	1	14.支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゆる縄を用いて動かぬよう結束する。	有	表記統一										
10	2	11	3	16	1	16.除草	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	10	2	11	3	16	1	16.除草	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	有	表記統一										
10	2	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工	10	2	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工	無											
10	2	12	3	0	1	10-2-12-3	境界工	10	2	12	3	0	1	10-2-12-3	境界工	無											
10	2	12	3	1	1	1.一般事項	受注者は、境界杭及び境界紙の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。	10	2	12	3	1	1	1.一般事項	受注者は、境界柱及び境界板の施工にあたっては、原則として、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を境界線と一致させ、側面の文字「 <b>鹿児島県</b> 」が民地側になるようにしなければならない。	有	実態に合わせた規定の変更【県独自】										
10	2	13	0	0	1	第13節	橋梁付属物工	10	2	13	0	0	1	第13節	橋梁付属物工	無											
10	2	13	2	0	1	10-2-13-2	伸縮装置工	10	2	13	2	0	1	10-2-13-2	伸縮装置工	無											
10	2	13	2	0	2		伸縮装置工の施工については、「 <b>第3編3-2-3-24伸縮装置工</b> 」の規定による。	10	2	13	2	0	2		伸縮装置工の施工については、 <b>第3編3-2-3-24伸縮装置工</b> の規定による。	有	表記統一										
10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	無											
10	3	1	0	0	1	第1節	適用	10	3	1	0	0	1	第1節	適用	無											
10	3	1	0	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	10	3	1	0	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。	無											
10	3	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（国土交通省大臣官房技術調査課、平成24年3月）（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	10	3	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	有	表記統一 諸基準の改定に伴う										
10	3	1	0	5	1	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。	10	3	1	0	5	1	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。	無											
10	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（国土交通省大臣官房技術調査課、平成24年3月）（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	10	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	有	諸基準の改定に伴う										
10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	無											
10	3	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（共通編）（平成24年3月）	10	3	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編）（平成29年11月）	有	軽微な修正（スペース） 発行年月の修正										
10	3	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（鋼橋・鋼部材編）（平成24年3月）	10	3	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	有	軽微な修正（スペース） 発行年月の修正										
10	3	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（下部構造編）（平成24年3月）	10	3	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（下部構造編）（平成29年11月）	有	軽微な修正（スペース） 発行年月の修正										
10	3	2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（耐震設計編）（平成24年3月）	10	3	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（耐震設計編）（平成29年11月）	有	軽微な修正（スペース） 発行年月の修正										
10	3	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）	10	3	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	有	発行年月の修正										
10	3	2	0	0	9		日本道路協会道路橋支承受便覧（平成16年4月）	10	3	2	0	0	9		日本道路協会 道路橋支承受便覧（平成30年12月）	有	発行年月の修正										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）															
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有	改定理由
編章節条項下以						編章節条項下以						編章節条項下以										
（項目見出し）						（項目見出し）						（項目見出し）										
編章節条項下以						編章節条項下以						編章節条項下以										
（項目見出し）						（項目見出し）						（項目見出し）										
10	3	2	0	0	10		10	3	2	0	0	10		10	3	2	0	0	10		有	軽微な修正（スペース）
10	3	2	0	0	11		10	3	2	0	0	11		10	3	2	0	0	11		有	軽微な修正（スペース）
10	3	2	0	0	12		10	3	2	0	0	12		10	3	2	0	0	12		有	発行年月の修正
10	3	2	0	0	13		10	3	2	0	0	13		10	3	2	0	0	13		有	発行年月の修正
10	3	2	0	0	14		10	3	2	0	0	14		10	3	2	0	0	14		有	軽微な修正（スペース）
10	3	2	0	0	15		10	3	2	0	0	15		10	3	2	0	0	15		有	軽微な修正（スペース）
10	3	2	0	0	16		10	3	2	0	0	16		10	3	2	0	0	16		有	軽微な修正（スペース）
10	3	2	0	0	17		10	3	2	0	0	17		10	3	2	0	0	17		有	軽微な修正（スペース）
10	3	2	0	0	18		10	3	2	0	0	18		10	3	2	0	0	18		有	軽微な修正（スペース）
							10	3	2	0	0	19		10	3	2	0	0	19		有	新規追加
							10	3	2	0	0	20		10	3	2	0	0	20		有	新規追加
10	3	6	0	0	1	第6節	10	3	6	0	0	1	第6節	10	3	6	0	0	1	第6節	無	
10	3	6	8	0	1	10-3-6-8	10	3	6	8	0	1	10-3-6-8	10	3	6	8	0	1	10-3-6-8	無	
10	3	6	8	3	1	3.防錆処置	10	3	6	8	3	1	3.防錆処置	10	3	6	8	3	1	3.防錆処置	有	実態に合わせて修正
10	3	6	8	3	2		10	3	6	8	3	2		10	3	6	8	3	2		有	実態に合わせて修正
10	3	6	8	4	1	4.適用規定	10	3	6	8	4	1	4.適用規定	10	3	6	8	4	1	4.適用規定	有	諸基準の改定に伴う
10	3	6	8	6	1	6.モルタル仕上げ	10	3	6	8	6	1	6.モルタル仕上げ	10	3	6	8	6	1	6.モルタル仕上げ	有	実態に合わせて修正
10	3	8	0	0	1	第8節	10	3	8	0	0	1	第8節	10	3	8	0	0	1	第8節	無	
10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	無	
10	3	8	9	4	1	4.適用規定	10	3	8	9	4	1	4.適用規定	10	3	8	9	4	1	4.適用規定	有	発行年月の修正 諸基準の改定に伴う
10	3	8	9	4	2		10	3	8	9	4	2		10	3	8	9	4	2		無	
10	3	8	9	6	1	6.フーチングの箱抜き施工	10	3	8	9	6	1	6.フーチングの箱抜き施工	10	3	8	9	6	1	6.フーチングの箱抜き施工	有	諸基準の改定に伴う
10	3	8	10	0	1	10-3-8-10	10	3	8	10	0	1	10-3-8-10	10	3	8	10	0	1	10-3-8-10	無	
10	3	8	10	1	1	1.適用規定	10	3	8	10	1	1	1.適用規定	10	3	8	10	1	1	1.適用規定	有	発行年月の修正
						2.仮締めボルト															有	削除（諸基準の改定に伴う）
10	3	8	11	0	1	10-3-8-11	10	3	8	11	0	1	10-3-8-11	10	3	8	11	0	1	10-3-8-11	無	
10	3	8	11	2	1	2.適用規定（2）	10	3	8	11	2	1	2.適用規定（2）	10	3	8	11	2	1	2.適用規定（2）	有	発行年月の修正 諸基準の改定に伴う
10	4	0	0	0	1	第4章	10	4	0	0	0	1	第4章	10	4	0	0	0	1	第4章	無	



土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)						改定 (令和4年版)															
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	有	改定理由		
編章節条項下以						編章節条項下以															
編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)															
現行条文						新条文															
10	5	1	0	5	3	(2)	10	5	1	0	5	3	(2)	10	5	1	0	5	3	有	表記統一 諸基準の改定に伴う
10	5	2	0	0	1	第2節	10	5	2	0	0	1	第2節	10	5	2	0	0	1	無	
10	5	2	0	0	4	適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	4	適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	4	有	諸基準の改定に伴う
10	5	2	0	0	5	日本道路協会道路橋示方書・同解説 (共通編) (平成24年3月)	10	5	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編) (平成29年11月)	10	5	2	0	0	5	有	軽微な修正(スペース) 発行年月の修正
10	5	2	0	0	6	日本道路協会道路橋示方書・同解説 (コンクリート橋・コンクリート部材編) (平成24年3月)	10	5	2	0	0	6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (コンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)	10	5	2	0	0	6	有	諸基準の改定に伴う
10	5	2	0	0	7	日本道路協会道路橋示方書・同解説 (耐震設計編) (平成24年3月)	10	5	2	0	0	7	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (耐震設計編) (平成29年11月)	10	5	2	0	0	7	有	発行年月の修正
10	5	2	0	0	8	日本道路協会道路橋支承受便覧 (平成16年4月)	10	5	2	0	0	8	日本道路協会 道路橋支承受便覧 (平成30年12月)	10	5	2	0	0	8	有	軽微な修正(スペース)
10	5	2	0	0	9	土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	10	5	2	0	0	9	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	10	5	2	0	0	9	有	諸基準の改定に伴う
10	5	2	0	0	10	日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)	10	5	2	0	0	10	日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)	10	5	2	0	0	10	有	諸基準の改定に伴う
10	5	2	0	0	11	日本道路協会コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)	10	5	2	0	0	11	日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (令和2年9月)	10	5	2	0	0	11	有	発行年月の修正
10	5	2	0	0	12	日本道路協会防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)	10	5	2	0	0	12	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (令和3年3月)	10	5	2	0	0	12	有	軽微な修正(スペース)
10	5	2	0	0	13	日本道路協会道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)	10	5	2	0	0	13	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)	10	5	2	0	0	13	有	軽微な修正(スペース)
10	5	2	0	0	14	建設省土木研究所プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針 (案) (平成7年12月)	10	5	2	0	0	14	建設省 土木研究所プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針 (案) (平成7年12月)	10	5	2	0	0	14	有	諸基準の改定に伴う
						国土技術研究センタープレビュー合桁橋設計施工指針 (平成9年7月)	10	5	2	0	0	15	国土技術研究センター プレビュー合桁橋設計施工指針 (平成30年8月)	10	5	2	0	0	15	有	新規追加
							10	5	2	0	0	16	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針 (案)とその解説 - (平成29年11月)	10	5	2	0	0	16	有	新規追加
							10	5	2	0	0	16	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	10	5	2	0	0	16	有	新規追加
10	5	5	0	0	1	第5節	10	5	5	0	0	1	第5節	10	5	5	0	0	1	無	
10	5	5	1	0	1	10-5-5-1	10	5	5	1	0	1	10-5-5-1	10	5	5	1	0	1	無	
10	5	5	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	5	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	5	1	5	1	有	表記修正
10	5	5	6	0	1	10-5-5-6	10	5	5	6	0	1	10-5-5-6	10	5	5	6	0	1	無	
10	5	5	6	0	2	支承工	10	5	5	6	0	2	支承工	10	5	5	6	0	2	有	諸基準の改定に伴う
						受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承受便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成25年8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承受便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。								
10	5	6	0	0	1	第6節	10	5	6	0	0	1	第6節	10	5	6	0	0	1	無	
10	5	6	1	0	1	10-5-6-1	10	5	6	1	0	1	10-5-6-1	10	5	6	1	0	1	無	
10	5	6	1	1	1	1.適用工種	10	5	6	1	1	1	1.適用工種	10	5	6	1	1	1	有	表記統一
						本節は、プレビュー合桁橋工としてプレビュー合桁製作工(現場)、支承工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、局部(部分)プレストレス工、床版・横桁工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。							本節は、プレビュー合桁橋工としてプレビュー合桁製作工(現場)、支承工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、局部(部分)プレストレス工、床版・横桁工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定め								
10	5	6	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	6	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	6	1	7	1	有	表記修正
10	5	6	2	0	1	10-5-6-2	10	5	6	2	0	1	10-5-6-2	10	5	6	2	0	1	無	
10	5	6	2	2	1	2.リリース(応力解放)の施工	10	5	6	2	2	1	2.リリース(応力解放)の施工	10	5	6	2	2	1	無	
10	5	6	2	2	2	(1)	10	5	6	2	2	2	(1)	10	5	6	2	2	2	有	諸基準の改定に伴う
						リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。							リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認する。								
10	5	6	3	0	1	10-5-6-3	10	5	6	3	0	1	10-5-6-3	10	5	6	3	0	1	無	
10	5	6	3	0	2	支承工	10	5	6	3	0	2	支承工	10	5	6	3	0	2	有	諸基準の改定に伴う
						受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承受便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成25年8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承受便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。								
10	5	7	0	0	1	第7節	10	5	7	0	0	1	第7節	10	5	7	0	0	1	無	
10	5	7	1	0	1	10-5-7-1	10	5	7	1	0	1	10-5-7-1	10	5	7	1	0	1	無	
10	5	7	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	7	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	7	1	7	1	有	表記修正
						受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。							受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1 ~4 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。								
10	5	7	3	0	1	10-5-7-3	10	5	7	3	0	1	10-5-7-3	10	5	7	3	0	1	無	
						支承工							支承工								

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由															
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由								
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)																							
10	5	7	3	0	2		10	5	7	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成25年8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	7	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う						
10	5	8	0	0	1	第8節	10	5	8	0	0	1	第8節	10	5	8	0	0	1	第8節	10	5	8	0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工	無	
10	5	8	1	0	1	10-5-8-1	10	5	8	1	0	1	10-5-8-1	10	5	8	1	0	1	10-5-8-1	10	5	8	1	0	1	10-5-8-1	一般事項	無	
10	5	8	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	8	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	8	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	8	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	有	表記修正
10	5	8	3	0	1	10-5-8-3	10	5	8	3	0	1	10-5-8-3	10	5	8	3	0	1	10-5-8-3	10	5	8	3	0	1	10-5-8-3	支承工	無	
10	5	8	3	0	2		10	5	8	3	0	2		10	5	8	3	0	2		10	5	8	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う
10	5	9	0	0	1	第9節	10	5	9	0	0	1	第9節	10	5	9	0	0	1	第9節	10	5	9	0	0	1	第9節	PC版桁橋工	無	
10	5	9	1	0	1	10-5-9-1	10	5	9	1	0	1	10-5-9-1	10	5	9	1	0	1	10-5-9-1	10	5	9	1	0	1	10-5-9-1	一般事項	無	
10	5	9	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	9	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	9	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	9	1	5	1	5.PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	有	表記修正
10	5	10	0	0	1	第10節	10	5	10	0	0	1	第10節	10	5	10	0	0	1	第10節	10	5	10	0	0	1	第10節	PC箱桁橋工	無	
10	5	10	1	0	1	10-5-10-1	10	5	10	1	0	1	10-5-10-1	10	5	10	1	0	1	10-5-10-1	10	5	10	1	0	1	10-5-10-1	一般事項	無	
10	5	10	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	10	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	10	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	10	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	有	表記修正
10	5	10	3	0	1	10-5-10-3	10	5	10	3	0	1	10-5-10-3	10	5	10	3	0	1	10-5-10-3	10	5	10	3	0	1	10-5-10-3	支承工	無	
10	5	10	3	0	2		10	5	10	3	0	2		10	5	10	3	0	2		10	5	10	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成25年8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う
10	5	11	0	0	1	第11節	10	5	11	0	0	1	第11節	10	5	11	0	0	1	第11節	10	5	11	0	0	1	第11節	PC片持箱桁橋工	無	
10	5	11	1	0	1	10-5-11-1	10	5	11	1	0	1	10-5-11-1	10	5	11	1	0	1	10-5-11-1	10	5	11	1	0	1	10-5-11-1	一般事項	無	
10	5	11	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	11	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	11	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	11	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	有	表記修正
10	5	11	3	0	1	10-5-11-3	10	5	11	3	0	1	10-5-11-3	10	5	11	3	0	1	10-5-11-3	10	5	11	3	0	1	10-5-11-3	支承工	無	
10	5	11	3	0	2		10	5	11	3	0	2		10	5	11	3	0	2		10	5	11	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成25年8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う
10	5	12	0	0	1	第12節	10	5	12	0	0	1	第12節	10	5	12	0	0	1	第12節	10	5	12	0	0	1	第12節	PC押し出し箱桁橋工	無	
10	5	12	1	0	1	10-5-12-1	10	5	12	1	0	1	10-5-12-1	10	5	12	1	0	1	10-5-12-1	10	5	12	1	0	1	10-5-12-1	一般事項	無	
10	5	12	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	12	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	12	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	10	5	12	1	7	1	7.PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	有	表記修正
10	6	0	0	0	1	第6章	10	6	0	0	0	1	第6章	10	6	0	0	0	1	第6章	10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル (NATM)	無	
10	6	1	0	0	1	第1節	10	6	1	0	0	1	第1節	10	6	1	0	0	1	第1節	10	6	1	0	0	1	第1節	適用	無	
10	6	1	0	9	1	9.坑内観察調査	10	6	1	0	9	1	9.坑内観察調査	10	6	1	0	9	1	9.坑内観察調査	10	6	1	0	9	1	9.坑内観察調査	受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。	無	
10	6	1	0	9	2		10	6	1	0	9	2		10	6	1	0	9	2		10	6	1	0	9	2		なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。	無	
10	6	1	0	9	3		10	6	1	0	9	3		10	6	1	0	9	3		10	6	1	0	9	3		なお、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	有	表記統一
10	6	2	0	0	1	第2節	10	6	2	0	0	1	第2節	10	6	2	0	0	1	第2節	10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	無	
10	6	2	0	0	4		10	6	2	0	0	4		10	6	2	0	0	4		10	6	2	0	0	4		建設省道路トンネル技術基準 (平成元年5月)	有	軽微な修正(スペース)
10	6	2	0	0	5		10	6	2	0	0	5		10	6	2	0	0	5		10	6	2	0	0	5		日本道路協会道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説 (平成15年11月)	有	軽微な修正(スペース)
10	6	2	0	0	6		10	6	2	0	0	6		10	6	2	0	0	6		10	6	2	0	0	6		日本道路協会道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月)	有	発行年月の修正
10	6	2	0	0	7		10	6	2	0	0	7		10	6	2	0	0	7		10	6	2	0	0	7		土木学会トンネル標準示方書山岳工法編・同解説 (平成18年7月)	有	発行年月の修正
10	6	2	0	0	8		10	6	2	0	0	8		10	6	2	0	0	8		10	6	2	0	0	8		土木学会トンネル標準示方書開削工法編・同解説 (平成18年7月)	有	発行年月の修正
10	6	2	0	0	9		10	6	2	0	0	9		10	6	2	0	0	9		10	6	2	0	0	9		土木学会トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 (平成18年7月)	有	発行年月の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項			編	章	節	条	項	下	項
10	6	2	0	0	10		10	6	2	0	0	10		10	6	2	0	0	10		有	軽微な修正(スペース)
10	6	2	0	0	11		10	6	2	0	0	11		10	6	2	0	0	11		有	軽微な修正(スペース)
10	6	2	0	0	12		10	6	2	0	0	12		10	6	2	0	0	12		有	発行年月の修正
10	6	2	0	0	13		10	6	2	0	0	13		10	6	2	0	0	13		有	軽微な修正(スペース)
10	6	2	0	0	14		10	6	2	0	0	14		10	6	2	0	0	14		有	軽微な修正(スペース)
10	6	2	0	0	15		10	6	2	0	0	15		10	6	2	0	0	15		有	軽微な修正(スペース)
10	6	2	0	0	16		10	6	2	0	0	16		10	6	2	0	0	16		有	軽微な修正(スペース)
10	6	2	0	0	17		10	6	2	0	0	17		10	6	2	0	0	17		有	軽微な修正(スペース)
10	6	2	0	0	18		10	6	2	0	0	18		10	6	2	0	0	18		有	発行年月の修正
							10	6	2	0	0	19		10	6	2	0	0	19		有	新規追加
							10	6	2	0	0	20		10	6	2	0	0	20		有	新規追加
							10	6	2	0	0	21		10	6	2	0	0	21		有	新規追加
10	6	3	0	0	1	第3節	10	6	3	0	0	1	第3節	10	6	3	0	0	1	第3節	無	
10	6	3	2	0	1	10-6-3-2	10	6	3	2	0	1	10-6-3-2	10	6	3	2	0	1	10-6-3-2	無	
							10	6	3	2	8	1	8.切羽監視責任者の配置	10	6	3	2	8	1	8.切羽監視責任者の配置	有	新規追加
10	6	4	0	0	1	第4節	10	6	4	0	0	1	第4節	10	6	4	0	0	1	第4節	無	
10	6	4	1	0	1	10-6-4-1	10	6	4	1	0	1	10-6-4-1	10	6	4	1	0	1	10-6-4-1	無	
10	6	4	1	2	1	2.異常時の処置	10	6	4	1	2	1	2.異常時の処置	10	6	4	1	2	1	2.異常時の処置	有	諸基準の改定に伴う
10	6	4	4	0	1	10-6-4-4	10	6	4	4	0	1	10-6-4-4	10	6	4	4	0	1	10-6-4-4	無	
10	6	4	4	3	1	3.ナット緊結	10	6	4	4	3	1	3.ナット緊結	10	6	4	4	3	1	3.ナット緊結	有	諸基準の改定に伴う
10	6	4	4	3	2		10	6	4	4	3	2		10	6	4	4	3	2		無	
10	6	4	6	0	1	10-6-4-6	10	6	4	6	0	1	10-6-4-6	10	6	4	6	0	1	10-6-4-6	無	
10	6	4	6	0	2		10	6	4	6	0	2		10	6	4	6	0	2		有	表記統一
10	6	5	3	0	1	10-6-5-3	10	6	5	3	0	1	10-6-5-3	10	6	5	3	0	1	10-6-5-3	無	
10	6	5	3	3	1	3.コンクリートの締固め	10	6	5	3	3	1	3.コンクリートの締固め	10	6	5	3	3	1	3.コンクリートの締固め	無	
							10	6	5	3	3	2		10	6	5	3	3	2		有	新規追加
10	6	5	3	5	1	5.妻型枠の施工	10	6	5	3	5	1	5.つま型枠の施工	10	6	5	3	5	1	5.つま型枠の施工	有	諸基準の改定に伴う
10	6	8	0	0	1	第8節	10	6	8	0	0	1	第8節	10	6	8	0	0	1	第8節	無	
10	6	8	6	0	1	10-6-8-6	10	6	8	6	0	1	10-6-8-6	10	6	8	6	0	1	10-6-8-6	無	
10	6	8	6	3	1	3.標示板	10	6	8	6	3	1	3.標示板	10	6	8	6	3	1	3.標示板	無	
10	6	8	6	3	2		10	6	8	6	3	2		10	6	8	6	3	2		有	表記統一
10	6	9	0	0	1	第9節	10	6	9	0	0	1	第9節	10	6	9	0	0	1	第9節	無	
10	6	9	4	0	1	10-6-9-4	10	6	9	4	0	1	10-6-9-4	10	6	9	4	0	1	10-6-9-4	無	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由	
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項			
10	6	9	4	1	1	1.掘削補助工Bの施工	10	6	9	4	1	1	1.掘削補助工Bの施工	無		
						受注者は、掘削補助工Bの施工については、設計図書に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディーブウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。										
10	6	9	4	1	2		10	6	9	4	1	2		有	誤記修正	
						なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督職員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画に記載しなければならない。										
10	7	0	0	0	1	第7章	10	7	0	0	0	1	第7章	無		
10	7	2	0	0	1	第2節	10	7	2	0	0	1	第2節	無		
10	7	2	0	0	4		10	7	2	0	0	4		有	軽微な修正(スペース) 発行年月の修正	
						日本道路協会道路橋示方書・同解説（共通編）（平成24年3月）										
10	7	2	0	0	5		10	7	2	0	0	5		有	軽微な修正(スペース) 発行年月の修正	
						日本道路協会道路橋示方書・同解説（コンクリート橋・コンクリート部材編）（平成24年3月）										
10	7	2	0	0	6		10	7	2	0	0	6		有	軽微な修正(スペース) 発行年月の修正	
						日本道路協会道路橋示方書・同解説（下部構造編）（平成24年3月）										
10	7	2	0	0	7		10	7	2	0	0	7		有	軽微な修正(スペース) 発行年月の修正	
						日本道路協会道路橋示方書・同解説（耐震設計編）（平成24年3月）										
10	7	2	0	0	8		10	7	2	0	0	8		有	軽微な修正(スペース)	
						日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）										
10	7	2	0	0	9		10	7	2	0	0	9		有	軽微な修正(スペース)	
						日本道路協会道路土工 - 擁壁工指針（平成24年7月）										
10	7	2	0	0	10		10	7	2	0	0	10		有	軽微な修正(スペース)	
						日本道路協会道路土工 - カルバート工指針（平成22年3月）										
10	7	2	0	0	11		10	7	2	0	0	11		有	軽微な修正(スペース)	
						日本道路協会道路土工 - 仮設構造物工指針（平成11年3月）										
10	7	2	0	0	12		10	7	2	0	0	12		有	軽微な修正(スペース)	
						土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年4月）										
10	7	2	0	0	13		10	7	2	0	0	13		有	発行年月の修正	
						日本道路協会杭基礎施工便覧（平成19年1月）										
10	7	2	0	0	14		10	7	2	0	0	14		有	発行年月の修正	
						日本道路協会杭基礎設計便覧（平成19年1月）										
10	7	2	0	0	15		10	7	2	0	0	15		有	諸基準の改定に伴う	
						日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）										
10	7	2	0	0	16		10	7	2	0	0	16		有	発行年月の修正	
						土木学会コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）										
10	7	2	0	0	17		10	7	2	0	0	17		有	発行年月の修正	
						土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）										
10	7	2	0	0	18		10	7	2	0	0	18		有	軽微な修正(スペース)	
						日本道路協会落石対策便覧（平成12年6月）										
10	7	2	0	0	19		10	7	2	0	0	19		有	軽微な修正(スペース)	
						日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）										
10	7	2	0	0	20		10	7	2	0	0	20		有	発行年月の修正	
						日本道路協会道路橋支保便覧（平成16年4月）										
10	7	2	0	0	21		10	7	2	0	0	21		有	軽微な修正(スペース)	
						日本道路協会道路防雪便覧（平成2年5月）										
							10	7	2	0	0	22		有	新規追加	
							10	7	2	0	0	23		有	新規追加	
10	7	4	0	0	1	第4節	10	7	4	0	0	1	第4節	無		
						プレキャストシェッド上部工										
10	7	4	3	0	1	10-7-4-3	10	7	4	3	0	1	10-7-4-3	無		
						架設工										
10	7	4	3	2	1	2.適用規定（2）	10	7	4	3	2	1	2.適用規定'（2）	有	諸基準の改定に伴う	
						受注者は、支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。										
10	8	0	0	0	1	第8章	10	8	0	0	0	1	第8章	無		
						鋼製シェッド										
10	8	1	0	0	1	第1節	10	8	1	0	0	1	第1節	無		
						適用										
10	8	2	0	0	1	第2節	10	8	2	0	0	1	第2節	無		
						適用すべき諸基準										
10	8	2	0	0	4		10	8	2	0	0	4		有	軽微な修正(スペース) 発行年月の修正	
						日本道路協会道路橋示方書・同解説（共通編）（平成24年3月）										
10	8	2	0	0	5		10	8	2	0	0	5		有	軽微な修正(スペース) 発行年月の修正	
						日本道路協会道路橋示方書・同解説（鋼橋・鋼部材編）（平成24年3月）										
10	8	2	0	0	6		10	8	2	0	0	6		有	軽微な修正(スペース) 発行年月の修正	
						日本道路協会道路橋示方書・同解説（下部構造編）（平成24年3月）										
10	8	2	0	0	7		10	8	2	0	0	7		有	軽微な修正(スペース) 発行年月の修正	
						日本道路協会道路橋示方書・同解説（耐震設計編）（平成24年3月）										
10	8	2	0	0	8		10	8	2	0	0	8		有	発行年月の修正	
						日本道路協会鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）										

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由			
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項			編章節条	新条文	
（項目見出し）						（項目見出し）										
10	8	2	0	0	9		10	8	2	0	0	9	日本道路協会	鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	有	軽微な修正（スペース）
10	8	2	0	0	10		10	8	2	0	0	10	日本道路協会	道路橋支承便覧（平成16年4月）	有	発行年月の修正
10	8	2	0	0	11		10	8	2	0	0	11	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	有	軽微な修正（スペース）
10	8	2	0	0	12		10	8	2	0	0	12	日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	有	軽微な修正（スペース）
10	8	2	0	0	13		10	8	2	0	0	13	日本道路協会	鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）	有	軽微な修正（スペース）
10	8	2	0	0	14		10	8	2	0	0	14	日本道路協会	杭基礎施工便覧（平成19年1月）	有	発行年月の修正
10	8	2	0	0	15		10	8	2	0	0	15	日本道路協会	杭基礎設計便覧（平成19年1月）	有	発行年月の修正
10	8	2	0	0	16		10	8	2	0	0	16	日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	有	軽微な修正（スペース）
10	8	2	0	0	17		10	8	2	0	0	17	日本道路協会	道路土工要綱（平成21年6月）	有	軽微な修正（スペース）
10	8	2	0	0	18		10	8	2	0	0	18	日本道路協会	道路土工 - 擁壁工指針（平成24年7月）	有	軽微な修正（スペース）
10	8	2	0	0	19		10	8	2	0	0	19	日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針（平成22年3月）	有	軽微な修正（スペース）
10	8	2	0	0	20		10	8	2	0	0	20	日本道路協会	道路土工 - 仮設構造物工指針（平成11年3月）	有	軽微な修正（スペース）
10	8	2	0	0	21		10	8	2	0	0	21	日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	有	軽微な修正（スペース）
10	8	2	0	0	22		10	8	2	0	0	22	日本道路協会	落石対策便覧（平成12年6月）	有	軽微な修正（スペース）
10	8	2	0	0	23		10	8	2	0	0	23	日本道路協会	道路防雪便覧（平成2年5月）	有	軽微な修正（スペース）
							10	8	2	0	0	24	日本みち研究所	補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針（案）とその解説 - （平成29年11月）	有	新規追加
							10	8	2	0	0	25	日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	有	新規追加
10	8	5	0	0	1	第5節	10	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工	無	
10	8	5	6	0	1	10-8-5-6	10	8	5	6	0	1	10-8-5-6	受台工	無	
10	8	5	6	5	1	5. 支承部の箱抜き の施工	10	8	5	6	5	1	5. 支承部の箱抜き の施工	受注者は、支承部の箱抜き の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う表記統一のため修正
10	9	0	0	0	1	第9章	10	9	0	0	0	1	第9章	地下横断歩道	無	
10	9	2	0	0	1	第2節	10	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	無	
10	9	2	0	0	4		10	9	2	0	0	4	日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	有	軽微な修正（スペース）
10	9	2	0	0	5		10	9	2	0	0	5	日本道路協会	杭基礎設計便覧（平成19年1月）	有	発行年月の修正
10	9	2	0	0	6		10	9	2	0	0	6	日本道路協会	道路土工 - カルバート工指針（平成22年3月）	有	軽微な修正（スペース）
							10	9	2	0	0	7	日本みち研究所	補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針（案）とその解説 - （平成29年11月）	有	新規追加
							10	9	2	0	0	8	日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	有	新規追加
10	9	5	0	0	1	第5節	10	9	5	0	0	1	第5節	現場打構築工	無	
10	9	5	6	0	1	10-9-5-6	10	9	5	6	0	1	10-9-5-6	防水工	無	
10	9	5	6	1	1	1. 施工	10	9	5	6	1	1	1. 施工	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材料相互が密着するよう施工しなければならない。	有	表記修正
10	10	0	0	0	1	第10章	10	10	0	0	0	1	第10章	地下駐車場	無	
10	10	2	0	0	1	第2節	10	10	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	無	
10	10	2	0	0	4		10	10	2	0	0	4	日本道路協会	駐車場設計・施工指針（平成4年11月）	有	軽微な修正（スペース）
10	10	2	0	0	5		10	10	2	0	0	5	日本道路協会	駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料（平成10年6月）	有	軽微な修正（スペース）
10	10	2	0	0	6		10	10	2	0	0	6	日本道路協会	道路構造令の解説と運用（平成16年2月）	有	発行年月の修正
							10	10	2	0	0	7	日本みち研究所	補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月）	有	新規追加
							10	10	2	0	0	8	日本みち研究所	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	有	新規追加
10	10	6	0	0	1	第6節	10	10	6	0	0	1	第6節	構築工	無	
10	10	6	3	0	1	10-10-6-3	10	10	6	3	0	1	10-10-6-3	防水工	無	
10	10	6	3	1	1	1. 防水工の接合部	10	10	6	3	1	1	1. 防水工の接合部	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材料相互が密着するよう施工しなければならない。	有	表記修正
10	11	0	0	0	1	第11章	10	11	0	0	0	1	第11章	共同溝	無	
10	11	2	0	0	1	第2節	10	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	無	
10	11	2	0	0	4		10	11	2	0	0	4	日本道路協会	共同溝設計指針（昭和61年3月）	有	軽微な修正（スペース）

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由													
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	有無	改定理由	
編章節条項下項 （項目見出し）						編章節条項下項 （項目見出し）						新条文														
10	11	2	0	0	5																				有	項目削除
10	11	2	0	0	6																				有	発行年月の修正
																									有	新規追加
																									有	新規追加
10	11	6	0	0	1	第6節						10	11	6	0	0	1	第6節							無	
10	11	6	5	0	1	10-11-6-5	現場打構築工 防水工					10	11	6	5	0	1	10-11-6-5	現場打構築工 防水工						無	
10	11	6	5	1	1	1.防水材相互の密着	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。					10	11	6	5	1	1	1.防水材相互の密着	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。						有	表記修正
10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝					10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝						無	
10	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					10	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準						無	
10	12	2	0	0	4		道路保全技術センター電線共同溝（平成7年11月）					10	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準						有	項目削除
																									有	新規追加
																									有	新規追加
10	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工					10	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工						無	
10	12	5	2	0	1	10-12-5-2	管路工（管路部）					10	12	5	2	0	1	10-12-5-2	管路工（管路部）						無	
10	12	5	2	2	1	2.単管を用いる場合の施工	受注者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。					10	12	5	2	2	1	2.単管を用いる場合の施工	受注者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。						有	表記統一（コンクリート標準示方書）
10	12	5	4	0	1	10-12-5-4	現場打ボックス工（特殊部）					10	12	5	4	0	1	10-12-5-4	現場打ボックス工（特殊部）						無	
10	12	5	4	0	2		現場打ボックス工（特殊部）の施工については、第10編10-11-6-2現場打躯体工の1項及び2項の規定による。					10	12	5	4	0	2		現場打ボックス工（特殊部）の施工については、第10編10-11-6-2現場打躯体工の規定による。						有	表記修正
10	13	0	0	0	1	第13章	情報ボックス工					10	13	0	0	0	1	第13章	情報ボックス工						無	
10	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					10	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準						無	
10	13	2	0	0	4		道路保全技術センター電線共同溝（平成7年11月）					10	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準						有	項目削除
																									有	新規追加
																									有	新規追加
10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持					10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持						無	
10	14	1	0	0	1	第1節	適用					10	14	1	0	0	1	第1節	適用						無	
10	14	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。					10	14	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。						有	表記統一
10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準						無	
10	14	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）					10	14	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）						有	軽微な修正（スペース）
10	14	2	0	0	5		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）					10	14	2	0	0	5		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）						有	軽微な修正（スペース）
10	14	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）					10	14	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）						有	発行年月の修正
10	14	2	0	0	7		日本道路協会道路橋補修便覧（昭和54年2月）					10	14	2	0	0	7		日本道路協会道路橋補修便覧（昭和54年2月）						有	軽微な修正（スペース）
10	14	2	0	0	8		日本道路協会道路トンネル維持管理便覧（平成5年11月）					10	14	2	0	0	8		日本道路協会道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（令和2年8月）						有	発行年月の修正
																									有	新規追加
10	14	2	0	0	10		日本道路協会道路緑化技術基準・同解説（昭和63年12月）					10	14	2	0	0	10		日本道路協会道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）						有	発行年月の修正
10	14	2	0	0	11		日本道路協会舗装施工便覧（平成18年2月）					10	14	2	0	0	11		日本道路協会舗装施工便覧（平成18年2月）						有	軽微な修正（スペース）
10	14	2	0	0	12		日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）					10	14	2	0	0	12		日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）						有	軽微な修正（スペース）
10	14	2	0	0	13		日本道路協会舗装設計施工指針（平成18年2月）					10	14	2	0	0	13		日本道路協会舗装設計施工指針（平成18年2月）						有	軽微な修正（スペース）
10	14	2	0	0	14		日本道路協会舗装設計便覧（平成18年2月）					10	14	2	0	0	14		日本道路協会舗装設計便覧（平成18年2月）						有	軽微な修正（スペース）
10	14	2	0	0	14		国土技術センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（平成16年5月）																		有	項目削除
																									有	新規追加
																									有	新規追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項									
編章節条 （項目見出し）							編章節条 （項目見出し）							新条文								
10	14	3	0	0	1	第3節	10	14	3	0	0	1	第3節	10	14	3	0	0	1	第3節	無	
10	14	3	2	0	1	10-14-3-2	10	14	3	2	0	1	10-14-3-2	10	14	3	2	0	1	10-14-3-2	無	
10	14	3	2	3	1	3.交通異常の場合の処置	10	14	3	2	3	1	3.交通異常の場合の処置	10	14	3	2	3	1	3.交通異常の場合の処置	有	誤記修正
10	14	4	0	0	1	第4節	10	14	4	0	0	1	第4節	10	14	4	0	0	1	第4節	無	
10	14	4	7	0	1	10-14-4-7	10	14	4	7	0	1	10-14-4-7	10	14	4	7	0	1	10-14-4-7	無	
10	14	4	7	1	1	1.路上路盤再生工	10	14	4	7	1	1	1.路上路盤再生工	10	14	4	7	1	1	1.路上路盤再生工	無	
10	14	4	7	1	6	(2)	10	14	4	7	1	6	(2)	10	14	4	7	1	6	(2)	無	
10	14	4	7	1	8		10	14	4	7	1	8		10	14	4	7	1	8		有	諸基準の改定に伴う
10	14	4	7	1	11	(3)	10	14	4	7	1	11	(3)	10	14	4	7	1	11	(3)	無	
10	14	4	7	1	12		10	14	4	7	1	12		10	14	4	7	1	12		有	諸基準の改定に伴う
10	14	4	7	2	1	2.路上表層再生工	10	14	4	7	2	1	2.路上表層再生工	10	14	4	7	2	1	2.路上表層再生工	無	
10	14	4	7	2	8	(2)	10	14	4	7	2	8	(2)	10	14	4	7	2	8	(2)	無	
10	14	4	7	2	9		10	14	4	7	2	9		10	14	4	7	2	9		有	表番号の修正
10	14	4	7	2	11	(3)	10	14	4	7	2	11	(3)	10	14	4	7	2	11	(3)	無	
10	14	4	7	2	12		10	14	4	7	2	12		10	14	4	7	2	12		有	表番号の修正
10	14	4	7	2	13	(4)	10	14	4	7	2	13	(4)	10	14	4	7	2	13	(4)	無	
10	14	4	7	2	14		10	14	4	7	2	14		10	14	4	7	2	14		有	誤記修正
10	14	7	0	0	1	第7節	10	14	7	0	0	1	第7節	10	14	7	0	0	1	第7節	無	
10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	無	
10	14	7	2	4	1	4.標識板	10	14	7	2	4	1	4.標識板	10	14	7	2	4	1	4.標識板	有	諸基準の改定に伴う 表記修正
10	14	7	2	5	1	5.標識板の地下処理	10	14	7	2	5	1	5.標識板の地下処理	10	14	7	2	5	1	5.標識板の地下処理	有	誤記修正 表記修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)						改定 (令和4年版)						有無	改定理由											
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	有無	改定理由					
編章節条 (項目見出し)						編章節条 (項目見出し)						新条文												
10	14	7	2	6	1	6. 標識板の文字・記号等	10	14	7	2	6	1	6. 標識板の文字・記号等	受注者は、 <b>標識板</b> の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」(標識令)及び <b>道路標識設置基準・同解説</b> による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、 <b>標示板</b> の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」(標識令)及び「 <b>道路標識設置基準・同解説</b> 」(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う表記修正							
10	14	14	0	0	1	第14節	10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	無	
10	14	14	3	0	1	10-14-14-3	10	14	14	3	0	1	10-14-14-3	床版補強工(鋼板接着工法)	10	14	14	3	0	1	10-14-14-3	床版補強工(鋼板接着工法)	無	
10	14	14	3	5	1	5. 油脂等の除去	10	14	14	3	5	1	5. 油脂等の除去	受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及び <b>ゴミ</b> をアセトン等により除去しなければならない。	10	14	14	3	5	1	5. 油脂等の除去	受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及び <b>ごみ</b> をアセトン等により除去しなければならない。	有	表記統一
10	14	14	4	0	1	10-14-14-4	10	14	14	4	0	1	10-14-14-4	床版補強工(増桁架設工法)	10	14	14	4	0	1	10-14-14-4	床版補強工(増桁架設工法)	無	
10	14	14	4	6	1	6. スペースの打込み	10	14	14	4	6	1	6. スペースの打込み	受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないため <b>スペーサ</b> を50cm程度の間隔で干鳥に打込まなければならない。	10	14	14	4	6	1	6. スペースの打込み	受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないため <b>スペーサ</b> を50cm程度の間隔で干鳥に打込まなければならない。	有	表記統一(コンクリート標準示方書)
10	14	14	4	8	1	8. 注入パイプの撤去	10	14	14	4	8	1	8. 注入パイプの撤去	受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去し <b>グラインダ</b> 等で表面仕上げをしなければならない。	10	14	14	4	8	1	8. 注入パイプの撤去	受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去し <b>グラインダ</b> 等で表面仕上げをしなければならない。	有	諸基準の改定に伴う
10	14	17	0	0	1	第17節	10	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工	10	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工	無	
10	14	17	3	0	1	10-14-17-3	10	14	17	3	0	1	10-14-17-3	橋梁塗装工	10	14	17	3	0	1	10-14-17-3	橋梁塗装工	無	
10	14	17	3	1	1	2. 塩分の付着水洗い	10	14	17	3	1	1	2. 塩分の付着水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗いする。	10	14	17	3	1	1	2. 塩分の付着水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗いする。	有	表記統一 記載順変更
10	14	17	3	2	1	1. さび落とし清掃	10	14	17	3	2	1	2. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	10	14	17	3	2	1	2. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	有	記載順変更
10	14	17	3	2	2	表10-14-2 素地調整程度と作業内容	10	14	17	3	2	2	表10-14-2 素地調整程度と作業内容		10	14	17	3	2	2	表10-14-2 素地調整程度と作業内容		有	記載順変更
10	14	18	0	0	1	第18節	10	14	18	0	0	1	第18節	トンネル工	10	14	18	0	0	1	第18節	トンネル工	無	
10	14	18	3	0	1	10-14-18-3	10	14	18	3	0	1	10-14-18-3	裏込注入工	10	14	18	3	0	1	10-14-18-3	裏込注入工	無	
10	14	18	3	2	1	2. 裏込め注入の施工	10	14	18	3	2	1	2. 裏込め注入の施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	10	14	18	3	2	1	2. 裏込め注入の施工	受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	有	諸基準の改定に伴う
10	14	18	3	2	2		10	14	18	3	2	2		なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。	10	14	18	3	2	2			無	
10	14	19	0	0	1	第19節	10	14	19	0	0	1	第19節	道路付属物復旧工	10	14	19	0	0	1	第19節	道路付属物復旧工	無	
10	14	19	3	0	1	10-14-19-3	10	14	19	3	0	1	10-14-19-3	付属物復旧工	10	14	19	3	0	1	10-14-19-3	付属物復旧工	無	
10	14	19	3	5	1	5. 標識板復旧の施工	10	14	19	3	5	1	5. 標識板復旧の施工	受注者は、 <b>標識板</b> 復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない	10	14	19	3	5	1	5. 標識板復旧の施工	受注者は、 <b>標示板</b> 復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない	有	表記修正
10	15	0	0	0	1	第15章	10	15	0	0	0	1	第15章	雪害	10	15	0	0	0	1	第15章	雪害	無	
10	15	2	0	0	1	第2節	10	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	無	
10	15	2	0	0	4		10	15	2	0	0	4		日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月)	10	15	2	0	0	4		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月)	有	軽微な修正(スペース)
10	15	2	0	0	5		10	15	2	0	0	5		日本道路協会道路維持修繕要綱(昭和53年7月)	10	15	2	0	0	5		日本道路協会 道路維持修繕要綱(昭和53年7月)	有	軽微な修正(スペース)
10	15	2	0	0	6		10	15	2	0	0	6		日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック(防雪編)(平成16年12月)	10	15	2	0	0	6		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)(平成16年12月)	有	軽微な修正(スペース)
10	15	2	0	0	7		10	15	2	0	0	7		日本道路協会道路防雪便覧(平成2年5月)	10	15	2	0	0	7		日本道路協会 道路防雪便覧(平成2年5月)	有	軽微な修正(スペース)
10	15	2	0	0	8		10	15	2	0	0	8		日本道路協会舗装設計施工指針(平成18年2月)	10	15	2	0	0	8		日本道路協会 舗装設計施工指針(平成18年2月)	有	軽微な修正(スペース)
10	15	2	0	0	9		10	15	2	0	0	9		日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説(平成13年9月)	10	15	2	0	0	9		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説(平成13年9月)	有	軽微な修正(スペース)
10	15	2	0	0	10		10	15	2	0	0	10		日本道路協会舗装施工便覧(平成18年2月)	10	15	2	0	0	10		日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)	有	軽微な修正(スペース)
															10	15	2	0	0	11			有	新規追加
															10	15	2	0	0	12			有	新規追加
10	15	3	6	0	1	10-15-3-6	10	15	3	6	0	1	10-15-3-6	歩道除雪工	10	15	3	6	0	1	10-15-3-6	歩道除雪工	無	
10	15	3	6	2	1	2. 適用規定	10	15	3	6	2	1	2. 適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とする。	10	15	3	6	2	1	2. 適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」(建設省、昭和63年10月)を参考とする。	有	誤記修正
10	15	3	8	0	1	10-15-3-8	10	15	3	8	0	1	10-15-3-8	雪道巡回工	10	15	3	8	0	1	10-15-3-8	雪道巡回工	無	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由						
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	有無	改定理由
編章節条 （項目見出し）						編章節条 （項目見出し）						新条文							
現行条文						現行条文						新条文							
10	15	3	8	3	1	3.異常時の処置	受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督職員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	10	15	3	8	3	1	3.異常時の処置	受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずるおそれがある場合は、直ちに監督職員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	有	表記修正		
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	無			
10	16	1	0	0	1	第1節	適用	10	16	1	0	0	1	第1節	適用	無			
10	16	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	16	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	有	表記統一		
10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	無			
10	16	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	10	16	2	0	0	4		日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	有	軽微な修正（スペース）		
10	16	2	0	0	5		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	10	16	2	0	0	5		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	有	軽微な修正（スペース）		
10	16	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成19年6月）	10	16	2	0	0	6		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	有	発行年月の修正		
10	16	2	0	0	7		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）	10	16	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	有	軽微な修正（スペース）		
10	16	2	0	0	8		日本道路協会道路橋補修便覧（昭和54年2月）	10	16	2	0	0	8		日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）	有	軽微な修正（スペース）		
10	16	2	0	0	9		日本道路協会舗装施工便覧（平成18年2月）	10	16	2	0	0	9		日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）	有	軽微な修正（スペース）		
10	16	2	0	0	10		日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	10	16	2	0	0	10		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	有	軽微な修正（スペース）		
10	16	2	0	0	11		日本道路協会舗装設計施工指針（平成18年2月）	10	16	2	0	0	11		日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）	有	軽微な修正（スペース）		
10	16	2	0	0	12		日本道路協会舗装設計便覧（平成18年2月）	10	16	2	0	0	12		日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）	有	軽微な修正（スペース）		
								10	16	2	0	0	13		日本みち研究所 補訂版道路のデザイン - 道路デザイン指針（案）とその解説 -（平成29年11月）	有	新規追加		
								10	16	2	0	0	14		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	有	新規追加		
10	16	3	0	0	1	第3節	工場製作工	10	16	3	0	0	1	第3節	工場製作工	無			
10	16	3	1	0	1	10-16-3-1	一般事項	10	16	3	1	0	1	10-16-3-1	一般事項	無			
10	16	3	1	1	1	1.適用工種	本節は、工場製作工として床版補強材製作工、桁補強材製作工、落橋防止装置製作工、RC橋脚巻立て鋼板製作工その他これらに類する工種について定める。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとす	10	16	3	1	1	1	1.適用工種	本節は、工場製作工として床版補強材製作工、桁補強材製作工、落橋防止装置製作工、RC橋脚巻立て鋼板製作工その他これらに類する工種について定める。	有	誤記修正		
10	16	3	6	0	1	10-16-3-6	RC橋脚巻立て鋼板製作工	10	16	3	6	0	1	10-16-3-6	RC橋脚巻立て鋼板製作工	無			
10	16	3	6	3	1	3.型鋼製作		10	16	3	6	3	1	3.形鋼製作	(2) 形鋼の加工は、工場で行うものとする。	有	表記修正		
10	16	3	6	3	3	(2)	型鋼の加工は、工場で行うものとする。	10	16	3	6	3	3	(2)	形鋼の加工は、工場で行うものとする。	有	表記修正		
10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	無			
10	16	9	2	0	1	10-16-9-2	材料	10	16	9	2	0	1	10-16-9-2	材料	無			
10	16	9	2	4	1	4.リブの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	16	9	2	4	1	4.リブの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	有	表記修正		
10	16	9	2	5	1	5.脱脂処理	受注者は、標識板の地下処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	16	9	2	5	1	5.脱脂処理	受注者は、標示板の地下処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	有	表記修正		
10	16	9	2	6	1	6.標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	1	6.標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会 令和2年6月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	諸基準の改定に伴う表記修正		
10	16	22	0	0	1	第22節	橋梁付属物工	10	16	22	0	0	1	第22節	橋梁付属物工	無			
10	16	22	4	0	1	10-16-22-4	落橋防止装置工	10	16	22	4	0	1	10-16-22-4	落橋防止装置工	無			
10	16	22	4	1	1	1.配筋状況の確認	受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。	10	16	22	4	1	1	1.配筋状況の確認	受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施し報告しなければならない。	有	表記統一		
10	16	24	0	0	1	第24節	橋脚巻立て工	10	16	24	0	0	1	第24節	橋脚巻立て工	無			
10	16	24	4	0	1	10-16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工	10	16	24	4	0	1	10-16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工	無			
10	16	24	4	27	1	28.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の地下処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-30環境対策の規定によらなければならない。	10	16	24	4	27	1	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の地下処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定によらなければならない。	有	表記統一		
10	16	24	4	27	2		なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	16	24	4	27	2		なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	無			
10	16	24	5	0	1	10-16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工	10	16	24	5	0	1	10-16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工	無			
10	16	24	5	6	1	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の地下処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定による。	10	16	24	5	6	1	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の地下処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定による。	有	表記統一		

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）										改定（令和4年版）												
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有	改定理由
編章節条項下以 （項目見出し）							編章節条項下以 （項目見出し）							新条文							無	改定理由
11	0	0	0	0	0	第11編	11	0	0	0	0	0	第11編	11	0	0	0	0	0	第11編	無	【 県独自 】
11	1	0	0	0	1	第1章	11	1	0	0	0	1	第1章	11	1	0	0	0	1	第1章	無	【 県独自 】
11	1	2	0	0	1	第2節	11	1	2	0	0	1	第2節	11	1	2	0	0	1	第2節	無	【 県独自 】
11	1	2	0	0	2	適用すべき諸基準	11	1	2	0	0	2	適用すべき諸基準	11	1	2	0	0	2	適用すべき諸基準	有	表記統一【 県独自 】
11	1	2	0	0	4	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 （社）日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針及び解説（平成13年）	11	1	2	0	0	4	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 （社）日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（令和元年9月）	11	1	2	0	0	4	（社）日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（令和元年9月）	有	発行年月の修正 【 県独自 】
11	1	2	0	0	5	（社）日本下水道協会 下水道維持管理指針（平成3年）	11	1	2	0	0	5	（社）日本下水道協会 下水道維持管理指針（平成3年）	11	1	2	0	0	5	（社）日本下水道協会 下水道維持管理指針（平成26年9月）	有	発行年月の修正 【 県独自 】
11	1	2	0	0	6	（社）日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説（平成12年）	11	1	2	0	0	6	（社）日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説（平成12年）	11	1	2	0	0	6	（社）日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説（平成22年10月）	有	発行年月の修正 【 県独自 】
11	1	2	0	0	7	（社）日本下水道協会 下水道排水設備指針と解説（平成8年）	11	1	2	0	0	7	（社）日本下水道協会 下水道排水設備指針と解説（平成8年）	11	1	2	0	0	7	（社）日本下水道協会 下水道排水設備指針と解説（平成26年12月）	有	発行年月の修正 【 県独自 】
11	1	2	0	0	8	（社）日本下水道協会 下水道工事施工管理指針と解説（平成元年）	11	1	2	0	0	8	（社）日本下水道協会 下水道工事施工管理指針と解説（平成元年）	11	1	2	0	0	8	（社）日本下水道協会 下水道工事施工管理指針と解説（平成元年）	有	【 県独自 】
11	1	3	0	0	1	第3節	11	1	3	0	0	1	第3節	11	1	3	0	0	1	第3節	無	【 県独自 】
11	1	3	1	0	1	地下埋設物の支障物件	11	1	3	1	0	1	地下埋設物の支障物件	11	1	3	1	0	1	地下埋設物の支障物件	無	【 県独自 】
11	1	3	1	1	1	1.	11	1	3	1	1	1	1.	11	1	3	1	1	1	1.	有	表記統一【 県独自 】
11	1	3	1	2	1	2.	11	1	3	1	2	1	2.	11	1	3	1	2	1	2.	有	表記統一【 県独自 】
11	1	4	0	0	1	第4節	11	1	4	0	0	1	第4節	11	1	4	0	0	1	第4節	無	【 県独自 】
11	1	4	1	0	1	11-1-4-1	11	1	4	1	0	1	11-1-4-1	11	1	4	1	0	1	11-1-4-1	無	【 県独自 】
11	1	4	1	0	2	請負者は、第8編1-10-4管渠工によるほか、あらかじめ定められた施工計画書に基づき、保安施設、土留、排水、覆工、その他必要な仮設の準備を終えた後で掘削に着手しなければならない。	11	1	4	1	0	2	請負者は、第8編1-10-4管渠工によるほか、あらかじめ定められた施工計画書に基づき、保安施設、土留、排水、覆工、その他必要な仮設の準備を終えた後で掘削に着手しなければならない。	11	1	4	1	0	2	受注者は、第7編1-12-5管渠工によるほか、あらかじめ定められた施工計画書に基づき、保安施設、土留、排水、覆工、その他必要な仮設の準備を終えた後で掘削に着手しなければならない。	有	表記修正 【 県独自 】
11	1	4	2	0	1	11-1-4-2	11	1	4	2	0	1	11-1-4-2	11	1	4	2	0	1	11-1-4-2	無	【 県独自 】
11	1	4	2	1	1	1.	11	1	4	2	1	1	1.	11	1	4	2	1	1	1.	有	表記統一【 県独自 】
11	1	4	2	2	1	2.	11	1	4	2	2	1	2.	11	1	4	2	2	1	2.	有	表記統一【 県独自 】
11	1	4	2	3	1	3.	11	1	4	2	3	1	3.	11	1	4	2	3	1	3.	有	表記統一【 県独自 】
11	1	4	3	0	1	11-1-4-3	11	1	4	3	0	1	11-1-4-3	11	1	4	3	0	1	11-1-4-3	無	【 県独自 】
11	1	4	3	1	1	1.	11	1	4	3	1	1	1.	11	1	4	3	1	1	1.	有	表記統一【 県独自 】
11	1	4	3	2	1	2.	11	1	4	3	2	1	2.	11	1	4	3	2	1	2.	有	表記統一【 県独自 】
11	1	4	4	0	1	11-1-4-4	11	1	4	4	0	1	11-1-4-4	11	1	4	4	0	1	11-1-4-4	無	【 県独自 】
11	1	4	4	1	1	1.	11	1	4	4	1	1	1.	11	1	4	4	1	1	1.	有	表記統一【 県独自 】
11	1	4	4	3	1	3.	11	1	4	4	3	1	3.	11	1	4	4	3	1	3.	有	表記統一【 県独自 】
11	1	5	0	0	1	第5節	11	1	5	0	0	1	第5節	11	1	5	0	0	1	第5節	無	【 県独自 】
11	1	5	1	0	1	11-1-5-1	11	1	5	1	0	1	11-1-5-1	11	1	5	1	0	1	11-1-5-1	無	【 県独自 】
11	1	5	1	1	1	1.	11	1	5	1	1	1	1.	11	1	5	1	1	1	1.	有	表記統一【 県独自 】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項		
11	1	5	1	2	1	2.	11	1	5	1	2	1	2.	有	表記統一【県独自】
11	1	5	1	3	1	3.	11	1	5	1	3	1	3.	有	表記統一【県独自】
11	1	5	1	4	1	4.	11	1	5	1	4	1	4.	有	表記統一【県独自】
11	1	5	1	5	1	5.	11	1	5	1	5	1	5.	有	表記統一【県独自】
11	1	5	2	0	1	11-1-5-2	11	1	5	2	0	1	11-1-5-2	無	【県独自】
11	1	5	2	1	1	1.	11	1	5	2	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	1	5	2	2	1	2.	11	1	5	2	2	1	2.	有	表記統一【県独自】
11	1	5	2	3	1	3.	11	1	5	2	3	1	3.	有	表記統一【県独自】
11	1	6	0	0	1	第6節	11	1	6	0	0	1	第6節	無	【県独自】
11	1	6	1	0	1	11-1-6-1	11	1	6	1	0	1	11-1-6-1	無	【県独自】
11	1	6	1	1	1	1.	11	1	6	1	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	1	6	1	2	1	2.	11	1	6	1	2	1	2.	有	表記統一【県独自】
11	1	6	1	3	1	3.	11	1	6	1	3	1	3.	有	表記統一【県独自】
11	1	6	1	4	1	4.	11	1	6	1	4	1	4.	有	表記統一【県独自】
11	1	6	1	5	1	5.	11	1	6	1	5	1	5.	有	表記統一【県独自】
11	1	6	2	0	1	11-1-6-2	11	1	6	2	0	1	11-1-6-2	無	【県独自】
11	1	6	2	1	1	1.	11	1	6	2	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	1	6	2	2	1	2.	11	1	6	2	2	1	2.	有	表記統一【県独自】
11	1	6	2	3	1	3.	11	1	6	2	3	1	3.	有	表記統一【県独自】
11	1	7	0	0	1	第7節	11	1	7	0	0	1	第7節	無	【県独自】
11	1	7	1	0	1	11-1-7-1	11	1	7	1	0	1	11-1-7-1	無	【県独自】
11	1	7	1	1	1	1.	11	1	7	1	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	1	7	1	2	1	2.	11	1	7	1	2	1	2.	有	表記統一【県独自】
11	1	7	1	3	1	3.	11	1	7	1	3	1	3.	有	表記統一【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由					
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項			編	章	節	条	項
編章節条 （項目見出し）							編章節条 （項目見出し）							新条文						
11	1	7	1	4	1	4.	11	1	7	1	4	1	4.	請負者は、本工事に圧気工法を併用する場合は、「高気圧障害防止規則」に準じて行うものとし、地上への漏気噴出を防止するため監督職員と協議し、あらかじめ路線付近の井戸、横穴等漏気噴出の経路となる物件を調査しておかなければならない。	受注者は、本工事に圧気工法を併用する場合は、「高気圧障害防止規則」に準じて行うものとし、地上への漏気噴出を防止するため監督職員と協議し、あらかじめ路線付近の井戸、横穴等漏気噴出の経路となる物件を調査しておかなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	1	5	1	5.	11	1	7	1	5	1	5.	請負者は、工事中は、地上、地下工作物に損傷を与えないよう、常に詳細な調査を行い、事故が発生した場合の適切な処置方法の検討を行っておかなければならない。	受注者は、工事中は、地上、地下工作物に損傷を与えないよう、常に詳細な調査を行い、事故が発生した場合の適切な処置方法の検討を行っておかなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	1	6	1	6.	11	1	7	1	6	1	6.	請負者は、停電による送気中断を予期し、常にその対策を講じなければならない。	受注者は、停電による送気中断を予期し、常にその対策を講じなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	1	7	1	7.	11	1	7	1	7	1	7.	請負者は、工事中はシールド坑内と地上の連絡を緊密にし、連絡用信号は工事関係者に熟知させ、常に信号に注意し、事故防止に努めなければならない。	受注者は、工事中はシールド坑内と地上の連絡を緊密にし、連絡用信号は工事関係者に熟知させ、常に信号に注意し、事故防止に努めなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	2	1	1	1.	11	1	7	2	1	1	1.	請負者は、シールド掘進開始の日時を事前に監督職員に報告しなければならない。	受注者は、シールド掘進開始の日時を事前に監督職員に報告しなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	2	2	1	2.	11	1	7	2	2	1	2.	請負者は、シールド掘進は、地質に応じて、その方法、順序等十分に検討し、安全を確認した上で施工しなければならない。	受注者は、シールド掘進は、地質に応じて、その方法、順序等十分に検討し、安全を確認した上で施工しなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	2	3	1	3.	11	1	7	2	3	1	3.	請負者は、シールド掘進中は、常に坑内の排水、換気及び照明等に注意し、現場の状況に応じ、必要な設備を施さなければならない。	受注者は、シールド掘進中は、常に坑内の排水、換気及び照明等に注意し、現場の状況に応じ、必要な設備を施さなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	2	4	1	4.	11	1	7	2	4	1	4.	請負者は、最上段部の掘削に際しては、常に余掘、肌落ちのないよう注意しなければならない。特に切羽からのゆう水に対しては肌落ちを誘発しないよう適切な処置を施すとともにシールド底部の地盤をゆるめまいよう十分に注意しなければならない。	受注者は、最上段部の掘削に際しては、常に余掘、肌落ちのないよう注意しなければならない。特に切羽からのゆう水に対しては肌落ちを誘発しないよう適切な処置を施すとともにシールド底部の地盤をゆるめまいよう十分に注意しなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	2	5	1	5.	11	1	7	2	5	1	5.	請負者は、曲線部は定められた曲率を遵守して掘進しなければならない。	受注者は、曲線部は定められた曲率を遵守して掘進しなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	2	6	1	6.	11	1	7	2	6	1	6.	請負者は、シールド掘進作業は、あらかじめ定められた一区間をなるべく停止させないように掘進しなければならない。また、掘進速度は適正な速度を維持しなければならない。	受注者は、シールド掘進作業は、あらかじめ定められた一区間をなるべく停止させないように掘進しなければならない。また、掘進速度は適正な速度を維持しなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	2	7	1	7.	11	1	7	2	7	1	7.	請負者は、シールド掘進中は、各種ジャッキ、山留等に監視人をつけ、シールドの掘進長、推力等を記録しておかなければならない。	受注者は、シールド掘進中は、各種ジャッキ、山留等に監視人をつけ、シールドの掘進長、推力等を記録しておかなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	2	8	1	8.	11	1	7	2	8	1	8.	請負者は、シールド掘進に先立ち地上に沈下測点を設け、シールド掘進中及びシールド掘進前後の一定期間、定期的に沈下量を測定し、監督職員に書面により報告しなければならない。	受注者は、シールド掘進に先立ち地上に沈下測点を設け、シールド掘進中及びシールド掘進前後の一定期間、定期的に沈下量を測定し、監督職員に書面により報告しなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	2	9	1	9.	11	1	7	2	9	1	9.	請負者は、シールド掘進中は、シールドの蛇行及び回転の傾向をなるべく早期に把握するため、少なくとも1日1回は必ず坑内精密測量を行い、その状況を監督職員に報告しなければならない。	受注者は、シールド掘進中は、シールドの蛇行及び回転の傾向をなるべく早期に把握するため、少なくとも1日1回は必ず坑内精密測量を行い、その状況を監督職員に報告しなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	2	10	1	10.	11	1	7	2	10	1	10.	請負者は、監督職員が必要と認めた場合は、坑内測量のほかにシールド基線に地表から計測管を下して中心線の偏位チェックを行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。	受注者は、監督職員が必要と認めた場合は、坑内測量のほかにシールド基線に地表から計測管を下して中心線の偏位チェックを行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	3	0	1	11-1-7-3	11	1	7	3	0	1	11-1-7-3	酸素欠乏症防止対策	酸素欠乏症防止対策	無	【県独自】			
11	1	7	3	1	1	1.	11	1	7	3	1	1	1.	請負者は、「酸素欠乏症防止規則」を遵守し、工事中酸素欠乏症を防止するために必要な調査を行い、土質調査、酸素濃度の測定、換気設備、安全設備、警報設備等、作業方法の確立、作業環境の整備、救急蘇生の方法その他必要な措置を講じなければならない。	受注者は、「酸素欠乏症防止規則」を遵守し、工事中酸素欠乏症を防止するために必要な調査を行い、土質調査、酸素濃度の測定、換気設備、安全設備、警報設備等、作業方法の確立、作業環境の整備、救急蘇生の方法その他必要な措置を講じなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	3	2	1	2.	11	1	7	3	2	1	2.	請負者は、施工に先立ち、所轄労働基準監督署に対し作業開始届を提出し、その写しを監督職員に提出しなければならない。	受注者は、施工に先立ち、所轄労働基準監督署に対し作業開始届を提出し、その写しを監督職員に提出しなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	3	3	1	3.	11	1	7	3	3	1	3.	請負者は、施工前及び施工中において次の事項の報告をしなければならない。	受注者は、施工前及び施工中において次の事項の報告をしなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	3	4	1	4.	11	1	7	3	4	1	4.	請負者は、酸素欠乏の事態が発生した場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに関係先に緊急連絡を行い、関係機関の指示に従わなければならない。	受注者は、酸素欠乏の事態が発生した場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに関係先に緊急連絡を行い、関係機関の指示に従わなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	4	0	1	11-1-7-4	11	1	7	4	0	1	11-1-7-4	圧気	圧気	無	【県独自】			
11	1	7	4	1	1	1.	11	1	7	4	1	1	1.	請負者は、圧気設備については、必要かつ十分な量の清浄な空気を送気できる装置を設備し、送気室は、防音、防振装置について特に留意しなければならない。	受注者は、圧気設備については、必要かつ十分な量の清浄な空気を送気できる装置を設備し、送気室は、防音、防振装置について特に留意しなければならない。	有	表記統一【県独自】			
11	1	7	4	2	1	2.	11	1	7	4	2	1	2.	請負者は、圧気内では火気に十分注意し、可燃物の圧気下における危険性について作業員に周知徹底させなければならない。また、送気中は坑内に監視人をおき、送気異常の有無を確認させなければならない。	受注者は、圧気内では火気に十分注意し、可燃物の圧気下における危険性について作業員に周知徹底させなければならない。また、送気中は坑内に監視人をおき、送気異常の有無を確認させなければならない。	有	表記統一【県独自】			

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由		
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項				
編章節条項以下 （項目見出し）							編章節条項以下 （項目見出し）										
11	1	7	4	3	1	3.	11	1	7	4	3	1	3.	請負者は、坑内圧気は、土地及び地下水の状況に応じて調整すると同時に漏気の有無について常時監視し、漏気噴発を起こしてはならない。	受注者は、坑内圧気は、土地及び地下水の状況に応じて調整すると同時に漏気の有無について常時監視し、漏気噴発を起こしてはならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	5	0	1	11-1-7-5	11	1	7	5	0	1	11-1-7-5	一時覆工	一時覆工	無	【県独自】
11	1	7	5	1	1	1.	11	1	7	5	1	1	1.	請負者は、セグメントは、土圧、シールド掘進圧力等に十分耐え得るものを使用しなければならない。	受注者は、セグメントは、土圧、シールド掘進圧力等に十分耐え得るものを使用しなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	5	2	1	2.	11	1	7	5	2	1	2.	請負者は、セグメント組立てにあたっては、1ストロークのシールド掘進完了後直ちに着手すること。	受注者は、セグメント組立てにあたっては、1ストロークのシールド掘進完了後直ちに着手すること。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	5	3	1	3.	11	1	7	5	3	1	3.	請負者は、セグメントは、組立て前に十分清掃水洗するとともに組立てに際しては、特にセグメント継手面を丁寧に拭き取り、互いに密着するよう注意しなければならない。	受注者は、セグメントは、組立て前に十分清掃水洗するとともに組立てに際しては、特にセグメント継手面を丁寧に拭き取り、互いに密着するよう注意しなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	5	4	1	4.	11	1	7	5	4	1	4.	請負者は、セグメントは、破壊しないよう丁寧に取り扱い、運搬及び組立ての途中で破損が認められた場合は、使用してはならない。	受注者は、セグメントは、破壊しないよう丁寧に取り扱い、運搬及び組立ての途中で破損が認められた場合は、使用してはならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	5	5	1	5.	11	1	7	5	5	1	5.	請負者は、ボルト締結にあたっては、ボルト孔は目違いのないよう調整し、ボルト全数を十分に締め付けなければならない。	受注者は、ボルト締結にあたっては、ボルト孔は目違いのないよう調整し、ボルト全数を十分に締め付けなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	5	6	1	6.	11	1	7	5	6	1	6.	請負者は、セグメントの掘進における継手位置を必ず交互に組み立てなければならない。	受注者は、セグメントの掘進における継手位置を必ず交互に組み立てなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	5	7	1	7.	11	1	7	5	7	1	7.	請負者は、セグメント継手面には防水処理を施さなければならない。	受注者は、セグメント継手面には防水処理を施さなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	5	8	1	8.	11	1	7	5	8	1	8.	請負者は、掘進後、漏水箇所に充てんする目地材は、防水性に富み、かつシールド掘進反力による振動に十分耐える弾力性及び復元力を有する材料を使用しなければならない。	受注者は、掘進後、漏水箇所に充てんする目地材は、防水性に富み、かつシールド掘進反力による振動に十分耐える弾力性及び復元力を有する材料を使用しなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	6	0	1	11-1-7-6	11	1	7	6	0	1	11-1-7-6	裏込注入工	裏込注入工	無	【県独自】
11	1	7	6	1	1	1.	11	1	7	6	1	1	1.	請負者は、シールド掘進によりセグメントと地山の間にできた間隙には速やかに所定の充てん材を圧入しなければならない。	受注者は、シールド掘進によりセグメントと地山の間にできた間隙には速やかに所定の充てん材を圧入しなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	6	2	1	2.	11	1	7	6	2	1	2.	請負者は、裏込注入材は偏圧が生じないように下方から上方に向かって左右対称に行うとともに低圧により、一次覆工背面の空隙隔々にまで行き渡るようにしなければならない。	受注者は、裏込注入材は偏圧が生じないように下方から上方に向かって左右対称に行うとともに低圧により、一次覆工背面の空隙隔々にまで行き渡るようにしなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	6	3	1	3.	11	1	7	6	3	1	3.	請負者は、セグメント組立てに先立ち既設セグメントとシールドとの間隙には、古麻又は適当な充てん材を1リングごとに入念に充てんし、又はシールド機械に流出防止装置を設備して、裏込材の流出を防止しなければならない。	受注者は、セグメント組立てに先立ち既設セグメントとシールドとの間隙には、古麻又は適当な充てん材を1リングごとに入念に充てんし、又はシールド機械に流出防止装置を設備して、裏込材の流出を防止しなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	7	0	1	11-1-7-7	11	1	7	7	0	1	11-1-7-7	二次覆工	二次覆工	無	【県独自】
11	1	7	7	1	1	1.	11	1	7	7	1	1	1.	請負者は、覆工コンクリートに使用する型わくは、スケールホームとし、その形状、寸法等について監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、覆工コンクリートに使用する型わくは、スケールホームとし、その形状、寸法等について監督職員の承諾を得なければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	7	2	1	2.	11	1	7	7	2	1	2.	請負者は、覆工コンクリートの打設に先立って、セグメントのボルト締め直しを完全に行い、さらに丁寧に清掃を行って付着不純物を除去するとともに内面をブラシ類で水洗し、溜水を完全に拭き取らなければならない。	受注者は、覆工コンクリートの打設に先立って、セグメントのボルト締め直しを完全に行い、さらに丁寧に清掃を行って付着不純物を除去するとともに内面をブラシ類で水洗し、溜水を完全に拭き取らなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	7	3	1	3.	11	1	7	7	3	1	3.	請負者は、覆工コンクリートの打設にあたっては、セグメントの内面の隅々までコンクリートが行き渡るようにし、かつ骨材の分離を起こさないよう振動機を使用し、締め固めなければならない。	受注者は、覆工コンクリートの打設にあたっては、セグメントの内面の隅々までコンクリートが行き渡るようにし、かつ骨材の分離を起こさないよう振動機を使用し、締め固めなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	7	7	4	1	4.	11	1	7	7	4	1	4.	請負者は、覆工コンクリートは、原則として無気圧状態で打設するものとする。ただし、圧気内の打設を必要とする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、覆工コンクリートは、原則として無気圧状態で打設するものとする。ただし、圧気内の打設を必要とする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	8	0	0	1	第8節	11	1	8	0	0	1	第8節	薬液注入工	薬液注入工	無	【県独自】
11	1	8	1	0	1	11-1-8-1	11	1	8	1	0	1	11-1-8-1	一般事項	一般事項	無	【県独自】
11	1	8	1	1	1	1.	11	1	8	1	1	1	1.	請負者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（建設省通達）」、「薬液注入工法の設計・施工指針（日本薬液注入協会）」の規程によらなければならない。	受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（建設省通達）」、「薬液注入工法の設計・施工指針（日本薬液注入協会）」の規程によらなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	8	1	2	1	2.	11	1	8	1	2	1	2.	請負者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について（建設省通達）」の規程によらなければならない。	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について（建設省通達）」の規程によらなければならない。	有	表記統一【県独自】
11	1	8	1	2	2		11	1	8	1	2	2		なお、請負者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員に提出するものとする。	なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員に提出するものとする。	有	表記統一【県独自】
11	1	8	2	0	1	11-1-8-2	11	1	8	2	0	1	11-1-8-2	注入作業	注入作業	無	【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由														
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項			編	章	節	条	項	下	項							
編章節条 （項目見出し）							編章節条 （項目見出し）							新条文															
11	1	8	2	1	1	1.	11	1	8	2	1	1	1.	11	1	8	2	1	1	1.	11	1	8	2	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	1	8	2	2	1	2.	11	1	8	2	2	1	2.	11	1	8	2	2	1	2.	11	1	8	2	2	1	2.	有	表記統一【県独自】
11	1	8	2	3	1	3.	11	1	8	2	3	1	3.	11	1	8	2	3	1	3.	11	1	8	2	3	1	3.	有	表記統一【県独自】
11	1	9	0	0	1	第9節	11	1	9	0	0	1	第9節	11	1	9	0	0	1	第9節	11	1	9	0	0	1	第9節	無	【県独自】
11	1	9	1	0	1	11-1-9-1	11	1	9	1	0	1	11-1-9-1	11	1	9	1	0	1	11-1-9-1	11	1	9	1	0	1	11-1-9-1	無	【県独自】
11	1	9	1	0	2		11	1	9	1	0	2		11	1	9	1	0	2		11	1	9	1	0	2		有	表記統一【県独自】
11	2	0	0	0	1	第2章	11	2	0	0	0	1	第2章	11	2	0	0	0	1	第2章	11	2	0	0	0	1	第2章	無	【県独自】
11	2	1	0	0	1	第1節	11	2	1	0	0	1	第1節	11	2	1	0	0	1	第1節	11	2	1	0	0	1	第1節	無	【県独自】
11	2	1	1	0	1	11-2-1-1	11	2	1	1	0	1	11-2-1-1	11	2	1	1	0	1	11-2-1-1	11	2	1	1	0	1	11-2-1-1	無	【県独自】
11	2	1	1	1	1	1.	11	2	1	1	1	1	1.	11	2	1	1	1	1	1.	11	2	1	1	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	2	1	1	2	1	2.	11	2	1	1	2	1	2.	11	2	1	1	2	1	2.	11	2	1	1	2	1	2.	有	表記統一【県独自】
11	2	1	1	3	1	3.	11	2	1	1	3	1	3.	11	2	1	1	3	1	3.	11	2	1	1	3	1	3.	有	表記統一【県独自】
11	2	1	2	0	1	11-2-1-2	11	2	1	2	0	1	11-2-1-2	11	2	1	2	0	1	11-2-1-2	11	2	1	2	0	1	11-2-1-2	無	【県独自】
11	2	1	2	1	1	1.	11	2	1	2	1	1	1.	11	2	1	2	1	1	1.	11	2	1	2	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	2	1	3	0	1	11-2-1-3	11	2	1	3	0	1	11-2-1-3	11	2	1	3	0	1	11-2-1-3	11	2	1	3	0	1	11-2-1-3	無	【県独自】
11	2	1	3	1	1	1.	11	2	1	3	1	1	1.	11	2	1	3	1	1	1.	11	2	1	3	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	2	1	3	2	1	2.	11	2	1	3	2	1	2.	11	2	1	3	2	1	2.	11	2	1	3	2	1	2.	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	0	1	11-2-1-4	11	2	1	4	0	1	11-2-1-4	11	2	1	4	0	1	11-2-1-4	11	2	1	4	0	1	11-2-1-4	無	【県独自】
11	2	1	4	1	1	1.	11	2	1	4	1	1	1.	11	2	1	4	1	1	1.	11	2	1	4	1	1	1.	無	【県独自】
11	2	1	4	1	2	(1)	11	2	1	4	1	2	(1)	11	2	1	4	1	2	(1)	11	2	1	4	1	2	(1)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	1	3	(2)	11	2	1	4	1	3	(2)	11	2	1	4	1	3	(2)	11	2	1	4	1	3	(2)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	1	4	(3)	11	2	1	4	1	4	(3)	11	2	1	4	1	4	(3)	11	2	1	4	1	4	(3)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	1	5	(4)	11	2	1	4	1	5	(4)	11	2	1	4	1	5	(4)	11	2	1	4	1	5	(4)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	2	1	2.	11	2	1	4	2	1	2.	11	2	1	4	2	1	2.	11	2	1	4	2	1	2.	無	【県独自】
11	2	1	4	2	2	(1)	11	2	1	4	2	2	(1)	11	2	1	4	2	2	(1)	11	2	1	4	2	2	(1)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	2	3	(2)	11	2	1	4	2	3	(2)	11	2	1	4	2	3	(2)	11	2	1	4	2	3	(2)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	2	4	(3)	11	2	1	4	2	4	(3)	11	2	1	4	2	4	(3)	11	2	1	4	2	4	(3)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	2	5	(4)	11	2	1	4	2	5	(4)	11	2	1	4	2	5	(4)	11	2	1	4	2	5	(4)	有	表記統一【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有無	改定理由
（項目見出し）							（項目見出し）															
11	2	1	4	2	6	(5)	11	2	1	4	2	6	(5)	11	2	1	4	2	6	(5)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	3	1	3.	11	2	1	4	3	1	3.	11	2	1	4	3	1	3.	無	【県独自】
11	2	1	4	3	2	(1)	11	2	1	4	3	2	(1)	11	2	1	4	3	2	(1)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	3	4	(2)	11	2	1	4	3	4	(2)	11	2	1	4	3	4	(2)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	3	5	(3)	11	2	1	4	3	5	(3)	11	2	1	4	3	5	(3)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	4	1	4.	11	2	1	4	4	1	4.	11	2	1	4	4	1	4.	無	【県独自】
11	2	1	4	4	2	(1)	11	2	1	4	4	2	(1)	11	2	1	4	4	2	(1)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	4	3	(2)	11	2	1	4	4	3	(2)	11	2	1	4	4	3	(2)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	4	4	4	(3)	11	2	1	4	4	4	(3)	11	2	1	4	4	4	(3)	有	表記統一【県独自】
11	2	1	5	0	1	11-2-1-5	11	2	1	5	0	1	11-2-1-5	11	2	1	5	0	1	11-2-1-5	無	【県独自】
11	2	1	5	1	1	1.	11	2	1	5	1	1	1.	11	2	1	5	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	2	1	5	2	1	2.	11	2	1	5	2	1	2.	11	2	1	5	2	1	2.	有	表記統一【県独自】
11	2	1	5	3	1	3.	11	2	1	5	3	1	3.	11	2	1	5	3	1	3.	有	表記統一【県独自】
11	2	2	0	0	1	第2節	11	2	2	0	0	1	第2節	11	2	2	0	0	1	第2節	無	【県独自】
11	2	2	2	0	1	11-2-2-2	11	2	2	2	0	1	11-2-2-2	11	2	2	2	0	1	11-2-2-2	無	【県独自】
11	2	2	2	1	1	1.	11	2	2	2	1	1	1.	11	2	2	2	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	2	2	2	3	1	3.	11	2	2	2	3	1	3.	11	2	2	2	3	1	3.	有	表記統一【県独自】
11	2	2	3	0	1	11-2-2-3	11	2	2	3	0	1	11-2-2-3	11	2	2	3	0	1	11-2-2-3	無	【県独自】
11	2	2	3	0	2		11	2	2	3	0	2		11	2	2	3	0	2		有	表記統一【県独自】
11	2	2	4	0	1	11-2-2-4	11	2	2	4	0	1	11-2-2-4	11	2	2	4	0	1	11-2-2-4	無	【県独自】
11	2	2	4	1	1	1.	11	2	2	4	1	1	1.	11	2	2	4	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	2	2	4	2	1	2.	11	2	2	4	2	1	2.	11	2	2	4	2	1	2.	有	表記統一【県独自】
11	2	2	4	3	1	3.	11	2	2	4	3	1	3.	11	2	2	4	3	1	3.	有	表記統一【県独自】
11	2	3	0	0	1	第3節	11	2	3	0	0	1	第3節	11	2	3	0	0	1	第3節	無	【県独自】
11	2	3	1	0	1	11-2-3-1	11	2	3	1	0	1	11-2-3-1	11	2	3	1	0	1	11-2-3-1	無	【県独自】
11	2	3	1	0	2		11	2	3	1	0	2		11	2	3	1	0	2		有	表記統一【県独自】
11	2	3	2	0	1	11-2-3-2	11	2	3	2	0	1	11-2-3-2	11	2	3	2	0	1	11-2-3-2	無	【県独自】
11	2	3	2	0	2		11	2	3	2	0	2		11	2	3	2	0	2		有	表記統一【県独自】
11	2	3	3	0	1	11-2-3-3	11	2	3	3	0	1	11-2-3-3	11	2	3	3	0	1	11-2-3-3	無	【県独自】
11	2	3	3	1	1	1.	11	2	3	3	1	1	1.	11	2	3	3	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	2	3	3	2	1	2.	11	2	3	3	2	1	2.	11	2	3	3	2	1	2.	有	表記統一【県独自】
11	2	3	4	0	2		11	2	3	4	0	2		11	2	3	4	0	2		有	表記統一【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)								改定 (令和4年版)															
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有	無	改定理由
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)							新条文									
現行条文							現行条文							新条文									
11	2	3	6	0	1	11-2-3-6	11	2	3	6	0	1	11-2-3-6	11	2	3	6	0	1	11-2-3-6	無	【 県独自 】	
11	2	3	6	0	2		11	2	3	6	0	2		11	2	3	6	0	2		有	表記統一【 県独自 】	
11	2	4	0	0	1	第4節	11	2	4	0	0	1	第4節	11	2	4	0	0	1	第4節	無	【 県独自 】	
11	2	4	1	0	2	1.	11	2	4	1	0	2	1.	11	2	4	1	0	2	1.	無	【 県独自 】	
11	2	4	2	0	1	11-2-4-2	11	2	4	2	0	1	11-2-4-2	11	2	4	2	0	1	11-2-4-2	無	【 県独自 】	
11	2	4	2	0	2		11	2	4	2	0	2		11	2	4	2	0	2		有	表記統一【 県独自 】	
11	2	5	0	0	1	第5節	11	2	5	0	0	1	第5節	11	2	5	0	0	1	第5節	無	【 県独自 】	
11	2	5	1	0	1	11-2-5-1	11	2	5	1	0	1	11-2-5-1	11	2	5	1	0	1	11-2-5-1	無	【 県独自 】	
11	2	5	1	2	1	2.	11	2	5	1	2	1	2.	11	2	5	1	2	1	2.	有	諸基準の改定に伴う【 県独自 】	
11	2	5	1	3	1	3.	11	2	5	1	3	1	3.	11	2	5	1	3	1	3.	有	諸基準の改定に伴う【 県独自 】	
11	2	5	1	4	1	4.	11	2	5	1	4	1	4.	11	2	5	1	4	1	4.	有	諸基準の改定に伴う【 県独自 】	
11	2	5	2	0	1	11-2-5-2	11	2	5	2	0	1	11-2-5-2	11	2	5	2	0	1	11-2-5-2	無	【 県独自 】	
11	2	5	2	0	2		11	2	5	2	0	2		11	2	5	2	0	2		有	表記統一【 県独自 】	
11	2	6	0	0	1	第6節	11	2	6	0	0	1	第6節	11	2	6	0	0	1	第6節	無	【 県独自 】	
11	2	6	1	0	1	11-2-6-1	11	2	6	1	0	1	11-2-6-1	11	2	6	1	0	1	11-2-6-1	無	【 県独自 】	
11	2	6	1	1	1	1.	11	2	6	1	1	1	1.	11	2	6	1	1	1	1.	有	表記修正【 県独自 】	
11	2	6	1	2	1	2.	11	2	6	1	2	1	2.	11	2	6	1	2	1	2.	有	表記統一【 県独自 】	
11	2	6	1	3	1	3.	11	2	6	1	3	1	3.	11	2	6	1	3	1	3.	有	表記統一【 県独自 】	
11	2	6	1	4	1	4.	11	2	6	1	4	1	4.	11	2	6	1	4	1	4.	有	表記統一【 県独自 】	
11	2	6	1	5	1	5.	11	2	6	1	5	1	5.	11	2	6	1	5	1	5.	有	表記統一【 県独自 】	
11	2	6	1	6	1	6.	11	2	6	1	6	1	6.	11	2	6	1	6	1	6.	有	表記統一【 県独自 】	
11	2	6	2	0	1	11-2-6-2	11	2	6	2	0	1	11-2-6-2	11	2	6	2	0	1	11-2-6-2	無	【 県独自 】	
11	2	6	2	1	1	1.	11	2	6	2	1	1	1.	11	2	6	2	1	1	1.	有	表記統一【 県独自 】	
11	2	6	2	2	1	2.	11	2	6	2	2	1	2.	11	2	6	2	2	1	2.	有	表記統一【 県独自 】	
11	2	6	3	0	1	11-2-6-3	11	2	6	3	0	1	11-2-6-3	11	2	6	3	0	1	11-2-6-3	無	【 県独自 】	
11	2	6	3	0	2		11	2	6	3	0	2		11	2	6	3	0	2		有	表記統一【 県独自 】	
11	2	6	3	1	1	1.	11	2	6	3	1	1	1.	11	2	6	3	1	1	1.	無	【 県独自 】	
11	2	6	3	1	5	(4)	11	2	6	3	1	5	(4)	11	2	6	3	1	5	(4)	有	JIS廃止【 県独自 】	
11	2	6	3	3	1	3.	11	2	6	3	3	1	3.	11	2	6	3	3	1	3.	無	【 県独自 】	
11	2	6	3	3	4	(3)	11	2	6	3	3	4	(3)	11	2	6	3	3	4	(3)	有	JIS廃止【 県独自 】	
11	2	6	4	0	1	11-2-6-4	11	2	6	4	0	1	11-2-6-4	11	2	6	4	0	1	11-2-6-4	無	【 県独自 】	
11	2	6	4	2	1	2.	11	2	6	4	2	1	2.	11	2	6	4	2	1	2.	無	【 県独自 】	
11	2	6	4	2	3	(2)	11	2	6	4	2	3	(2)	11	2	6	4	2	3	(2)	無	【 県独自 】	
							11	2	6	4	2	4									有	諸基準の改定に伴う【 県独自 】	
11	2	6	4	2	4																有	JIS廃止【 県独自 】	
11	2	6	4	2	5																有	JIS廃止【 県独自 】	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由										
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項			編	章	節	条	項	下	項			
11	2	6	4	2	6																		有	JIS廃止 【県独自】	
11	2	6	4	2	7																		有	JIS廃止 【県独自】	
11	2	6	5	0	1	11-2-6-5								11	2	6	5	0	1	11-2-6-5			無	【県独自】	
11	2	6	5	0	2									11	2	6	5	0	2				有	表記統一【県独自】	
11	2	6	5	2	1	2.								11	2	6	5	2	1	2.			無	【県独自】	
11	2	6	5	2	3	(2)								11	2	6	5	2	3	(2)			無	【県独自】	
														11	2	6	5	2	4					有	諸基準の改定に伴う 【県独自】
11	2	6	5	2	4																		有	JIS廃止 【県独自】	
11	2	6	5	2	5																		有	JIS廃止 【県独自】	
11	2	6	5	2	6																		有	JIS廃止 【県独自】	
11	2	6	5	2	7																		有	JIS廃止 【県独自】	
11	2	6	6	0	1	11-2-6-6								11	2	6	6	0	1	11-2-6-6			無	【県独自】	
11	2	6	6	0	2									11	2	6	6	0	2				有	表記統一【県独自】	
11	2	7	0	0	1	第7節								11	2	7	0	0	1	第7節			無	【県独自】	
11	2	7	1	0	1	11-2-7-1								11	2	7	1	0	1	11-2-7-1			無	【県独自】	
11	2	7	1	0	5									11	2	7	1	0	5				有	誤記修正 【県独自】	
11	2	7	1	0	6									11	2	7	1	0	6				有	発行年月の修正 【県独自】	
11	2	7	1	0	7									11	2	7	1	0	7				有	発行年月の修正 【県独自】	
11	2	7	1	0	8									11	2	7	1	0	8				有	発行年月の修正 他基準と統合 【県独自】	
11	2	7	1	0	9																		有	廃止(他基準へ統合) 【県独自】	
11	2	7	1	0	13									11	2	7	1	0	13				有	発行年月の修正 他基準と統合 【県独自】	
11	2	7	1	0	14																		有	廃止(他基準へ統合) 【県独自】	
11	2	7	1	0	15																		有	廃止(他基準へ統合) 【県独自】	
11	2	7	1	0	16									11	2	7	1	0	16				有	発行年月の修正 【県独自】	
11	2	7	2	0	1	11-2-7-2								11	2	7	2	0	1	11-2-7-2			無	【県独自】	
11	2	7	2	3	1	3.								11	2	7	2	3	1	3.			無	【県独自】	
11	2	7	2	3	2	(1)								11	2	7	2	3	2	(1)			有	表記統一【県独自】	
11	2	7	2	3	3	(2)								11	2	7	2	3	3	(2)			有	表記統一【県独自】	
11	2	7	3	0	1	11-2-7-3								11	2	7	3	0	1	11-2-7-3			無	【県独自】	
11	2	7	3	2	1	2.								11	2	7	3	2	1	2.			無	【県独自】	
11	2	7	3	2	2	(1)								11	2	7	3	2	2	(1)			無	【県独自】	
11	2	7	3	2	3									11	2	7	3	2	3				有	表記統一【県独自】	

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由
編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項以 （項目見出し）	編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項以 （項目見出し）		
11	2	7	3	2	4		11	2	7	3	2	4		受注者は、地下水、浸透水、湧水等が軽微な場合は、監督職員と協議の上、地下排水管(砂、碎石等)等による排水処理を行うこと。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	3	2	5		11	2	7	3	2	5		受注者は、路床土の中に、芝、草、木株等の有機物又は軽石その他の有害物がある場合は、これを取り除かなければならない。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	3	2	6		11	2	7	3	2	6		受注者は、路床面に雨水等が滞留しないように適切な方法で排水すること。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	3	2	7	(2)	11	2	7	3	2	7	(2)	路盤	無【県独自】
11	2	7	3	2	8		11	2	7	3	2	8		受注者は、路盤材は、路床面に損傷を与えないように、また粒度バランスを損なわないように所定の厚さに均一に敷きならし、必要に応じて水締めを行うとともに、均質の密度が得られるように一様に転圧すること。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	3	2	9		11	2	7	3	2	9		受注者は、打継ぎをする場合は、前日に施工した締め路盤面の終端部をかき起こしてから当日の作業を行うこと。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	3	2	10		11	2	7	3	2	10		受注者は、仕上がり前に降雨等により著しく水を含み転圧作業が困難な場合には、晴天時を待ってばっき乾燥を行うこと。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	3	2	11	(3)	11	2	7	3	2	11	(3)	その他	無【県独自】
11	2	7	3	2	12		11	2	7	3	2	12		受注者は、軟弱箇所を発見したときは、監督職員と協議しなければならぬ。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	3	2	13		11	2	7	3	2	13		受注者は、構造物の取付け部や路側の締めめは、不十分になりがちであるので、小型の締めめ機械等で特に入念に締めめなければならない。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	4	0	1	11-2-7-4	11	2	7	4	0	1	11-2-7-4	砂、碎石、石灰岩ダスト舗装	無【県独自】
11	2	7	4	2	1	2.	11	2	7	4	2	1	2.	工法	無【県独自】
11	2	7	4	2	2	(1)	11	2	7	4	2	2	(1)	受注者は、砂舗装の砂と良質土は、よく混合した後、均一に敷きならし、散水、転圧及び不陸整正を繰り返して所定の高さ及び厚さに仕上げる。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	5	0	1	11-2-7-5	11	2	7	5	0	1	11-2-7-5	アスファルト舗装	無【県独自】
11	2	7	5	2	1	2.	11	2	7	5	2	1	2.	工法	無【県独自】
11	2	7	5	2	2	(1)	11	2	7	5	2	2	(1)	アスファルト舗装	無【県独自】
11	2	7	5	2	4		11	2	7	5	2	4		受注者は、舗設に先立ち、縁石、境界石、その他路面構造物との接触面は、清掃し、アスファルトを薄く塗布すること。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	5	2	5		11	2	7	5	2	5		受注者は、敷きならしの時の混合物の温度は、110℃を下回らないようにしなければならない。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	5	2	6		11	2	7	5	2	6		受注者は、中間層を置く場合は、同日中に表層を仕上げる。ただし、悪天候のため表層仕上げが終わらなかった場合は、中間層が十分乾燥するのを待ち、清掃後表層を仕上げる。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	5	2	7		11	2	7	5	2	7		受注者は、アスファルト加熱混合物の舗設を行う場合は、気温が5℃以下の場合には行ってはならないが、特に監督職員の承諾を得た場合は、次の事項に注意して施工することができる。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	5	2	9		11	2	7	5	2	9		受注者は、やむを得ず舗装作業を中断して継目を作る場合及び施工幅の関係により縦継目を作る場合は、混合物を敷きならした区域の端に型わくを設け、端まで転圧仕上げを行い、継目を作る。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	5	2	10		11	2	7	5	2	10		受注者は、いかなる場合にも、下層継目の上に上層継目を重ねて施工してはならない。継目間隔は、15cm以上とすること。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	5	2	11	(2)	11	2	7	5	2	11	(2)	カラーアスファルト舗装	無【県独自】
11	2	7	5	2	13		11	2	7	5	2	13		受注者は、やむを得ず、舗装作業を中断して継目を作る場合は、前項アスファルト舗装によるが、色むら防止上、継目を縁石、境界石、その他の路面構造物等との接触面に設定する等の配慮を行うこと。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	6	0	1	11-2-7-6	11	2	7	6	0	1	11-2-7-6	コンクリート舗装	無【県独自】
11	2	7	6	2	1	2.	11	2	7	6	2	1	2.	工法	無【県独自】
11	2	7	6	2	2	(1)	11	2	7	6	2	2	(1)	準備工	無【県独自】
11	2	7	6	2	3		11	2	7	6	2	3		受注者は、路盤及び型わくの施工は、コンクリート打設前に完了し、監督職員の確認を受けること。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	6	2	4		11	2	7	6	2	4		受注者は、型わくの高さは、舗装材の厚さと等しくかつ適当に補強し、鋼製ピン等で堅固に地盤に定着することができ、また、隣接型わくと緊接できるものとする。	有 表記統一【県独自】
11	2	7	6	2	10	(2)	11	2	7	6	2	10	(2)	打込み、敷きならし	無【県独自】



土木工事共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)							改定 (令和4年版)							変更理由	
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有	改定理由
編章節条 (項目見出し)							編章節条 (項目見出し)							無	
11	2	8	3	4	7		11	2	8	3	4	7		有	表記統一【県独自】
						請負者は、せき板の締付けは、ボルト又は棒鋼を用い、型わくの取りはずし後、コンクリート表面から25mm以内の内部で切断し、切断穴はモルタルで充てんすること。									
11	2	8	3	4	8		11	2	8	3	4	8		有	表記統一【県独自】
						請負者は、型わくには、適切な面取り材を取り付けること。									
11	2	8	3	4	9		11	2	8	3	4	9		有	表記統一【県独自】
						請負者は、型わくについては、設置後、コンクリート打設前に監督職員の検査を受けるものとする。									
11	2	9	0	0	1	第9節	11	2	9	0	0	1	第9節	無	【県独自】
						縁石工									
11	2	9	1	0	1	11-2-9-1	11	2	9	1	0	1	11-2-9-1	無	【県独自】
						材料									
11	2	9	1	1	1	1.	11	2	9	1	1	1	1.	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
						コンクリートブロックは、JIS A 5307「コンクリート境界ブロック」の歩車道境界ブロック、地先境界ブロック又はそれに準ずるものとする。									
11	2	10	0	0	1	第10節	11	2	10	0	0	1	第10節	無	【県独自】
						植栽工									
11	2	10	5	0	1	11-2-10-5	11	2	10	5	0	1	11-2-10-5	無	【県独自】
						枯補償									
11	2	10	5	1	1	1.	11	2	10	5	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
						植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良(枯れ枝が樹冠部の三分の二以上になった場合及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の三分の一以上の主幹が枯れた状態)となった場合には、請負者は、当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとする。									
11	2	13	0	0	1	第13節	11	2	13	0	0	1	第13節	無	【県独自】
						遊戯施設工									
11	2	13	1	2	1	2.	11	2	13	1	2	1	2.	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
						遊戯器具の継手類及び金具類等主要部分の金具類は、JIS G 5703「白心可鍛鉄品」マリアブル製又は同等品以上とし、堅固な良質物を用いる。									
11	2	13	2	0	1	11-2-13-2	11	2	13	2	0	1	11-2-13-2	無	【県独自】
						共通事項									
11	2	13	2	13	1	13.	11	2	13	2	13	1	13.	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
						溶接部分は、すべてグラインダー、ヤスリ等でなめらかに仕上げなければならない。また、突起ができないように面取り等を十分注意しなければならない。									
11	2	16	0	0	1	第16節	11	2	16	0	0	1	第16節	無	【県独自】
						照明施設工									
11	2	16	2	0	1	11-2-16-2	11	2	16	2	0	1	11-2-16-2	無	【県独自】
						機器及び材料									
11	2	16	2	1	1	1.	11	2	16	2	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
						機器及び材料のうち、電気用品取締法(昭和36年法律第234号)の適用を受けるものは、表示のものとし、電気設備技術基準の細目を定める告示に規格のあるものは、これに適合したものとすること。また、日本工業規格(JIS)その他の規格に定めがある時はこれによるものとする。									
11	2	17	0	0	1	第17節	11	2	17	0	0	1	第17節	無	【県独自】
						排水工									
11	2	17	1	0	1	11-2-17-1	11	2	17	1	0	1	11-2-17-1	無	【県独自】
						材料									
11	2	17	1	1	1	1.	11	2	17	1	1	1	1.	無	【県独自】
						管きよ、街きよ、柵、マンホール側塊等									
11	2	17	1	1	2	(1)	11	2	17	1	1	2	(1)	有	表記統一【県独自】
						管きよ、街きよ、柵、マンホール側塊等の製品は、日本工業規格(JIS)又は日本下水道協会規格(JSWS)の規格品又は同等品以上のものとする。									
11	2	17	1	1	3	(2)	11	2	17	1	1	3	(2)	有	表記統一【県独自】
						規格外品を使用する場合は、形、質、寸法及び強度等が目的に十分応じられるもので、日本工業規格(JIS)又は日本下水道協会規格(JSWS)の規格品と同等以上のものとする。									
11	3	0	0	0	1	第3章	11	3	0	0	0	1	第3章	無	【県独自】
						急傾斜地崩壊対策工									
11	3	1	0	0	1	第1節	11	3	1	0	0	1	第1節	無	【県独自】
						通則									
11	3	1	1	0	1	11-3-1-1	11	3	1	1	0	1	11-3-1-1	無	【県独自】
						一般									
11	3	1	1	3	1	3.	11	3	1	1	3	1	3.	有	表記統一【県独自】
						請負者は、設計条件、施工条件、環境保全等のほか、特に住民の安全対策を考慮した施工計画を策定し、工事の施工を行うものとする。									
11	3	1	1	4	1	4.	11	3	1	1	4	1	4.	有	表記統一【県独自】
						請負者は、工事着手前に現地の地形、地質、節理の発達、湧水、植生、亀裂及び斜面背後地の水路等の状況、並びに家庭排水管、人家の密度等を考慮の上、工事の安全な施工計画をたて、施工計画書に記載しなければならない。									
11	3	1	2	0	1	11-3-1-2	11	3	1	2	0	1	11-3-1-2	無	【県独自】
						安全対策									
11	3	1	2	1	1	1.	11	3	1	2	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
						請負者は、施工期間を通じて、施工対象区域及びその周辺の居住者等、並びに作業員に危険が及ばないよう、労働安全衛生法及びその他の関係法規等に基づき、安全管理に注意し、工事を行わなければならない。									

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由																																			
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項																							
編章節条項下以 （項目見出し）							編章節条項下以 （項目見出し）							新条文																																				
11	3	1	2	2	1	2.	11	3	1	2	2	1	2.	11	3	1	2	2	1	2.	受注者は、工事施工に当たっては、あらかじめ地元住民に対し、工事の目的、工期、工事中の注意等について周知を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合又は発生した場合の避難場所等を周知徹底し、工事に対する理解と協力を得なければならない。	有	表記統一【県独自】																											
11	3	1	2	3	1	3.	11	3	1	2	3	1	3.	11	3	1	2	3	1	3.	受注者は、工事についての付近住民への周知を図るため、工事の目的、工期、工事中の注意等についての広報板（別図）を、また、工事現場位置と避難場所について表示した図板（別図）を作成し、関係人に周知できる場所に設置しなければならない。	有	表記統一【県独自】																											
11	3	1	2	4	1	4.	11	3	1	2	4	1	4.	11	3	1	2	4	1	4.	受注者は、土砂及び材料等の搬入・搬出並びに置場等については、工事の安全施工と通路の安全確保を十分考慮しなければならない。	有	表記統一【県独自】																											
11	3	1	2	5	1	5.	11	3	1	2	5	1	5.	11	3	1	2	5	1	5.	受注者は、工事作業中、必ず監視員を配置し落石等の監視に当たり、労働災害及び第三者へ与える損害、事故等の防止に努めなければならない。	有	表記統一【県独自】																											
11	3	1	2	6	1	6.	11	3	1	2	6	1	6.	11	3	1	2	6	1	6.	受注者は、毎日の作業開始前及び終了後には、工事施工区間を点検しなければならない。特に降雨後は斜面の侵食、亀裂、節理の状況を調査し、安全を確かめた後作業をしなければならない。地震後においても同様とする。	有	表記統一【県独自】																											
11	3	1	2	7	1	7.	11	3	1	2	7	1	7.	11	3	1	2	7	1	7.	受注者は、気象予報を確実に把握し、常に適正な計画により作業を進めなければならない。	有	表記統一【県独自】																											
11	3	1	2	8	1	8.	11	3	1	2	8	1	8.	11	3	1	2	8	1	8.	受注者は、台風、集中豪雨等の異常気象時には、昼夜にわたり工事施工区間の見回り点検を実施し、斜面の侵食、亀裂、節理の状況等に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。	有	表記統一【県独自】																											
11	3	2	0	0	1	第2節	11	3	2	0	0	1	第2節	11	3	2	0	0	1	第2節	11	3	2	0	0	1	第2節	11	3	2	0	0	1	第2節	11	3	2	0	0	1	第2節	無	【県独自】							
11	3	2	1	0	1	11-3-2-1	11	3	2	1	0	1	11-3-2-1	11	3	2	1	0	1	11-3-2-1	11	3	2	1	0	1	11-3-2-1	11	3	2	1	0	1	11-3-2-1	11	3	2	1	0	1	11-3-2-1	11	3	2	1	0	1	11-3-2-1	無	【県独自】
11	3	2	1	1	1	1.	11	3	2	1	1	1	1.	11	3	2	1	1	1	1.	11	3	2	1	1	1	1.	11	3	2	1	1	1	1.	11	3	2	1	1	1	1.	11	3	2	1	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	3	2	1	2	1	2.	11	3	2	1	2	1	2.	11	3	2	1	2	1	2.	11	3	2	1	2	1	2.	11	3	2	1	2	1	2.	11	3	2	1	2	1	2.	有	表記統一【県独自】							
11	3	2	1	3	2	3.	11	3	2	1	3	2	3.	11	3	2	1	3	2	3.	11	3	2	1	3	2	3.	11	3	2	1	3	2	3.	11	3	2	1	3	2	3.	有	表記統一【県独自】							
11	3	2	1	4	1	4.	11	3	2	1	4	1	4.	11	3	2	1	4	1	4.	11	3	2	1	4	1	4.	11	3	2	1	4	1	4.	11	3	2	1	4	1	4.	有	表記統一【県独自】							
11	3	2	1	5	1	5.	11	3	2	1	5	1	5.	11	3	2	1	5	1	5.	11	3	2	1	5	1	5.	11	3	2	1	5	1	5.	11	3	2	1	5	1	5.	有	表記統一【県独自】							
11	3	2	1	6	1	6.	11	3	2	1	6	1	6.	11	3	2	1	6	1	6.	11	3	2	1	6	1	6.	11	3	2	1	6	1	6.	11	3	2	1	6	1	6.	有	表記統一【県独自】							
11	3	2	1	7	1	7.	11	3	2	1	7	1	7.	11	3	2	1	7	1	7.	11	3	2	1	7	1	7.	11	3	2	1	7	1	7.	11	3	2	1	7	1	7.	有	表記統一【県独自】							
11	3	2	1	8	1	8.	11	3	2	1	8	1	8.	11	3	2	1	8	1	8.	11	3	2	1	8	1	8.	11	3	2	1	8	1	8.	11	3	2	1	8	1	8.	有	表記統一【県独自】							
11	3	2	1	9	1	9.	11	3	2	1	9	1	9.	11	3	2	1	9	1	9.	11	3	2	1	9	1	9.	11	3	2	1	9	1	9.	11	3	2	1	9	1	9.	有	表記統一【県独自】							
11	3	2	2	0	1	11-3-2-2	11	3	2	2	0	1	11-3-2-2	11	3	2	2	0	1	11-3-2-2	11	3	2	2	0	1	11-3-2-2	11	3	2	2	0	1	11-3-2-2	11	3	2	2	0	1	11-3-2-2	無	【県独自】							

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							改定理由	
編	章	節	条	項	下	項	編	章	節	条	項	下	項	有	無
編章節条 （項目見出し）							編章節条 （項目見出し）								
現行条文							新条文								
11	3	2	2	1	1	1.	11	3	2	2	1	1	1.	有	表記統一【県独自】
11	3	2	2	2	1	2.	11	3	2	2	2	1	2.	有	表記統一【県独自】
11	3	2	2	3	1	3.	11	3	2	2	3	1	3.	有	表記統一【県独自】
11	4	0	0	0	1	第4章	11	4	0	0	0	1	第4章	無	【県独自】
11	4	1	0	2	1	2.	11	4	1	0	2	1	2.	有	表記修正【県独自】
11	4	2	0	0	1	第2節	11	4	2	0	0	1	第2節	無	【県独自】
11	4	2	0	0	2		11	4	2	0	0	2		有	表記統一【県独自】
11	4	3	2	0	1	11-4-3-2	11	4	3	2	0	1	11-4-3-2	無	【県独自】
11	4	3	2	5	1	5.	11	4	3	2	5	1	5.	無	【県独自】
11	4	3	2	5	9	(2)	11	4	3	2	5	9	(2)	無	【県独自】
11	4	3	2	5	10		11	4	3	2	5	10		有	表記統一【県独自】
11	4	3	2	6	1	6.	11	4	3	2	6	1	6.	無	【県独自】
11	4	3	2	6	9	(2)	11	4	3	2	6	9	(2)	無	【県独自】
11	4	3	2	6	10		11	4	3	2	6	10		有	表記統一【県独自】
11	4	3	2	7	1	7.	11	4	3	2	7	1	7.	無	【県独自】
11	4	3	2	7	42	2)	11	4	3	2	7	42	2)	無	【県独自】
11	4	3	2	7	43	)	11	4	3	2	7	43	)	無	【県独自】
11	4	3	2	7	44		11	4	3	2	7	44		有	JIS名称変更【県独自】
11	4	4	3	0	1	11-4-4-3	11	4	4	3	0	1	11-4-4-3	無	【県独自】
11	4	4	3	0	2		11	4	4	3	0	2		有	表記修正【県独自】
11	5	0	0	0	1	第5章	11	5	0	0	0	1	第5章	無	【県独自】
11	5	2	0	0	1	第2節	11	5	2	0	0	1	第2節	無	【県独自】
11	5	2	0	0	2		11	5	2	0	0	2		有	表記統一【県独自】
11	5	3	0	0	1	第3節	11	5	3	0	0	1	第3節	無	【県独自】
11	5	3	3	0	1	11-5-3-3	11	5	3	3	0	1	11-5-3-3	無	【県独自】
11	5	3	3	0	2		11	5	3	3	0	2		有	表記統一【県独自】
11	6	0	0	0	1	第6章	11	6	0	0	0	1	第6章	無	【県独自】
11	6	1	0	0	1	第1節	11	6	1	0	0	1	第1節	無	【県独自】
11	6	1	2	0	1	11-6-1-2	11	6	1	2	0	1	11-6-1-2	無	【県独自】
11	6	1	2	6	1	6.	11	6	1	2	6	1	6.	無	【県独自】
11	6	1	3	0	1	11-6-1-3	11	6	1	2	6	2	表6-1	有	新規追加【県独自】
11	6	1	3	1	1	1.	11	6	1	3	0	1	11-6-1-3	有	表記修正【県独自】
11	6	1	3	1	2	表6-1	11	6	1	3	1	2	表6-2	有	表記修正【県独自】
11	6	1	3	1	3	表6-2	11	6	1	3	1	3	表6-3	有	表記修正【県独自】
11	6	1	3	2	2	表6-3	11	6	1	3	2	2	表6-4	有	表記修正【県独自】
11	6	1	4	0	1	11-6-1-4	11	6	1	4	0	1	11-6-1-4	無	【県独自】
11	6	1	4	1	1	1.	11	6	1	4	1	1	1.	無	【県独自】
11	6	1	4	1	6	(5)	11	6	1	4	1	6	(5)	有	諸基準の改定に伴う【県独自】
11	6	1	4	1	9	表6-4	11	6	1	4	1	9	表6-5	有	表記修正【県独自】
11	6	1	4	2	1	2.	11	6	1	4	2	1	2.	無	【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）							改定（令和4年版）							有無	改定理由		
編	章	節	条	項	下項	編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	下項	編章節条 (項目見出し)			新条文	
11	6	1	4	2	5	表6-5	ワイヤロープの規格値	11	6	1	4	2	5	表6-6	ワイヤロープの規格値	有	表記修正【県独自】
11	6	1	4	3	1	3.	アンカー	11	6	1	4	3	1	3.	アンカー	無	【県独自】
11	6	1	4	3	5	表6-6	アンカーの規格値	11	6	1	4	3	5	表6-7	アンカーの規格値	有	表記修正【県独自】
11	6	1	4	4	1	4.	結合コイル	11	6	1	4	4	1	4.	結合コイル	無	【県独自】
11	6	1	4	4	4	表6-7	結合コイルの規格値	11	6	1	4	4	4	表6-8	結合コイルの規格値	有	表記修正【県独自】
11	6	1	4	5	1	5.	ワイヤクリップ	11	6	1	4	5	1	5.	ワイヤクリップ	無	【県独自】
11	6	1	4	5	4	表6-8	ワイヤクリップの規格値	11	6	1	4	5	4	表6-9	ワイヤクリップの規格値	有	表記修正【県独自】
11	6	1	4	6	1	6.	クロスクリップ	11	6	1	4	6	1	6.	クロスクリップ	無	【県独自】
11	6	1	4	6	4	表6-9	クロスクリップの規格値	11	6	1	4	6	4	表6-10	クロスクリップの規格値	有	表記修正【県独自】
11	6	1	4	7	1	7.	支柱	11	6	1	4	7	1	7.	支柱	無	【県独自】
11	6	2	0	0	1	第2節	落石防止柵工	11	6	2	0	0	1	第2節	落石防止柵工	無	【県独自】
11	6	2	2	0	1	11-6-2-2	仕様	11	6	2	2	0	1	11-6-2-2	仕様	無	【県独自】
11	6	2	2	0	3	表-1	基本事項	11	6	2	2	0	3	表6-11	基本事項	有	表記修正【県独自】
11	6	2	2	0	4	表-2	間隔保持材の組合せ本数（1箇所当たり）	11	6	2	2	0	4	表6-12	間隔保持材の組合せ本数（1箇所当たり）	有	表記修正【県独自】
								11	7	0	0	0	1	第7章	その他	有	新規追加【県独自】
								11	7	1	0	0	1	第1節	工事着手前に確認すべき事項	有	新規追加【県独自】
								11	7	1	1	0	1	11-7-1-1	電子納品	有	新規追加【県独自】
																	R020312技術管理室長通知
								11	7	1	1	1	1	1.	鹿児島県土木部が発注する工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）（令和2年3月）：（以下、「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。	有	新規追加【県独自】
								11	7	1	1	1	2		ガイドラインは鹿児島県ホームページから取得できる。ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。	有	新規追加【県独自】
								11	7	1	2	0	1	11-7-1-2	暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	有	新規追加【県独自】
								11	7	1	2	0	2		鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。	有	H200314土木部長通知
								11	7	1	2	0	3		県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県（発注者）と協議を行うこと。	有	新規追加【県独自】
								11	7	1	3	0	1	11-7-1-3	配置技術者等の途中交代	有	新規追加【県独自】
								11	7	1	3	1	1	1.	配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合であ	有	H300330監理課長通知
								11	7	1	3	1	2		(1) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合	有	新規追加【県独自】
								11	7	1	3	1	3		(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点	有	新規追加【県独自】
								11	7	1	3	1	4		(3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合	有	新規追加【県独自】
								11	7	1	3	2	1	2.	上記1のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。	有	新規追加【県独自】
								11	7	1	4	0	1	11-7-1-4	監理技術者等の専任を要しない期間	有	新規追加【県独自】
								11	7	1	4	1	1	1.	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要し	有	H210709技術管理課長通知

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由								
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下			編	章	節	条	項	以下		
												11	7	1	4	2	1	2.	工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事的物受書」等における日付）とする。 現場代理人の常駐に関する取扱い	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	5	0	1	11-7-1-5	現場代理人の常駐に関する取扱い	有	新規追加【県独自】 H230329監理課長通知
												11	7	1	5	1	1	1.	現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	5	1	2		現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	5	1	3		(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	5	1	4		(2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	5	1	5		(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	5	1	6		また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	5	1	7		(4) 前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	5	2	1	2.	発注者への報告	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	5	2	2		上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	6	0	1	11-7-1-6	公共工事における県産資材の優先使用について	有	新規追加【県独自】 R030329技術管理室長通知
												11	7	1	6	1	1	1.	工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	6	2	1	2.	受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければ	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	6	2	2	表7-1	指定主要資材	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	6	3	1	3.	前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	6	4	1	4.	受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	6	5	1	5.	各様式については、鹿児島県ホームページから取得すること。	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	6	5	2		なお、4項「建設資材使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願」、「下請業者使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。	有	新規追加【県独自】
												11	7	1	7	0	1	11-7-1-7	下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について	有	新規追加【県独自】 R030329技術管理室長通知
												11	7	1	7	1	1	1.	受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する振興局、支庁の管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。	有	新規追加【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由		
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項	編章節条 (項目見出し)	新条文		
						11	7	1	7	2	1	2.	受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	7	3	1	3.	受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	7	4	1	4.	各様式については、鹿児島県ホームページから取得すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	7	4	2		なお、3項「下請業者使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願い」、「建設資材使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	8	0	1	11-7-1-8	施工体制台帳の作成等について	有	新規追加【県独自】 H270313土木部長通知
						11	7	1	8	0	2		受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成提出すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	9	0	1	11-7-1-9	施工体系図の作成等について	有	新規追加【県独自】 H270313土木部長通知
						11	7	1	9	0	2		本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の1から4の業務を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	9	0	3		(1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	9	0	4		(2) 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	9	0	5		(3) 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	9	0	6		(4) その他監督職員が記載を指示した業務等	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	10	0	1	11-7-1-10	建設キャリアアップシステム活用工事の試行について	有	新規追加【県独自】 R030329土木部長通知
						11	7	1	10	0	2		本条は特記仕様書に「建設キャリアアップシステム活用工事」の対象である旨が記載された工事に適用する。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	10	1	1	1.	本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を目的としたCCUS活用工事の対象である。受注者がCCUS活用に取り組む旨を希望した場合にCCUS活用試行工事となり、発注者が指定した指標毎の基準を受注者が全て達成した場合は、工事成績評価において評価するものとする。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	10	2	1	2.	受注者は、契約後速やかにCCUS活用の意思を工事打合せ簿により通知すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	10	3	1	3.	受注者（2項の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	10	4	1	4.	本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	10	4	2		・下請企業 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	10	4	3		・技能者 元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。	有	新規追加【県独自】



土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無		改定理由					
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	有無	改定理由
編章節条項下 （項目見出し）						編章節条項下 （項目見出し）						新条文							
						11	7	1	15	0	1	2.	本工事のうち、現道上での工事は、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」の対象としている。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	15	0	2	想定している1日あたりの作業時間は、8時30分～17時までの8.5時間のうち休憩時間1時間除いた7.5時間で、対象工種の時間的制約を受ける場合の設計労務単価の補正割増し係数は、1.06を採用している。	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	15	0	1	3.	本工事では想定している1日あたりの作業時間は、8時～17時までの9時間のうち休憩時間1時間除いた8時間であり、当初設計では、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」の対象としない。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	15	0	2	ただし、土木工事標準積算基準書（共通編）第8章に示された時間的制約条件1）～4）に該当する現場で、所管警察署等交通管理者からの道路使用許可条件やその他やむを得ない理由により、作業時間が7.5時間/日以下となる場合には、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」の対象となるので、受発注者間で設計変更協議を行うこと。	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	16	0	1	11-7-1-16	遠隔臨場の試行の推進にかかる運用	有	新規追加【県独自】 R030706技術管理室長通知				
						11	7	1	16	0	2	本工事は、遠隔臨場の試行対象とする。 遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。遠隔臨場は、受発注者の働き方改革に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にもつながることから試行を推進しており、現場立会のほか、日頃の工事打合せについても、積極的な遠隔臨場の取り組みに なお、遠隔臨場の取組を行った場合は、必要となる費用を以下の(1)から(4)により設計変更で計上することとする。	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	16	0	3		有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	16	0	4	(1) 遠隔臨場に必要となる費用は、共通仮設費の技術管理費に積上げ計上することとし、全ての諸経費の対象としない。	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	16	0	5	(2) 遠隔臨場に要する機器等はリースを基本とし、遠隔臨場を行う工事で機器を利用した期間の賃料を計上できる。	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	16	0	6	(3) 遠隔臨場に要する機器を購入した場合や手持ちの機器とした場合は、国税庁ホームページの耐用年数表に基づき損料を計上す	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	16	0	7	耐用年数例) タブレット、カメラ、アプリケーション等：5年、Wi-Fiルータ等通信機器類：10年	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	16	0	8	(4) 情報共有システム（ASP方式）のオプションとしてプロバイダが提供している遠隔臨場機能を利用する場合は、遠隔臨場機能（オプション契約分）を利用した期間の遠隔臨場機能利用料金を計上する。	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	17	0	1	11-7-1-17	中間検査の実施	有	新規追加【県独自】 H130806総括工事監査監通知				
						11	7	1	17	1	1	（中間検査を実施する場合）	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	17	1	2	本工事については、出来高が50%を超えた時点で中間検査を実施する予定であるので、受注者は検査希望日を発注者に書面で申し出ること。	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	17	2	1	（中間検査を実施しない場合）	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	17	2	2	本工事は、中間検査を実施しない。	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	18	0	1	11-7-1-18	建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い	有	新規追加【県独自】 R030706土木部長通知				
						11	7	1	18	1	1	（兼務を認めない工事の場合）	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	18	1	2	本工事においては、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	18	2	1	（兼務を認める工事の場合）	有	新規追加【県独自】					
						11	7	1	18	2	2	1.	本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。ただし、低入札価格調査対象工事に該当した場合は、特例監理技術者の配置は認めない。	有	新規追加【県独自】				

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）					改定（令和4年版）					有無	改定理由			
編	章	節	条	項下	編	章	節	条	項下	編章節条	新条文			
（項目見出し）					（項目見出し）									
					11	7	1	18	2	3	(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。	有	新規追加【県独自】	
					11	7	1	18	2	4	(2) 監理技術者補佐は、当該工事に係る工種に応じた一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。	有	新規追加【県独自】	
					11	7	1	18	2	5	(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	有	新規追加【県独自】	
					11	7	1	18	2	6	(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、土木部、農政部、環境林務部及び商工労働水産部（以下「公共四部」という。）が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）	有	新規追加【県独自】	
					11	7	1	18	2	7	(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、公共四部が発注する工事のうち、発注者が属する機関が管轄する管内の工事又は工事現場の相互間隔が概ね10キロメートル以内の工事であればなら	有	新規追加【県独自】	
					11	7	1	18	2	8	(6) 特例監理技術者は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。	有	新規追加【県独自】	
					11	7	1	18	2	9	(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。	有	新規追加【県独自】	
					11	7	1	18	2	10	(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。	有	新規追加【県独自】	
					11	7	1	18	3	1	2.	本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項の(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	18	4	1	3.	本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	19	0	1	11-7-1-19	現場代理人の兼任	有	新規追加【県独自】 R030210土木部長通知
					11	7	1	19	1	1	1.	現場代理人の兼任を認める工事	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	19	1	2		現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	19	1	3		なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	19	1	4	(1)	兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	19	1	5		設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	19	1	6		その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	19	1	7	(2)	発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	19	1	8	(3)	兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	19	1	9	(4)	発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	19	1	10	(5)	兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。	有	新規追加【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）													
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下	有無	改定理由
編章節条項下以 （項目見出し）						編章節条項下以 （項目見出し）													
現行条文						新条文													
						11	7	1	19	1	11	(6)	兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	19	2	1	2.	現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書(別紙1)を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任(変更)通知書」により、発注者に通知すること。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	19	2	2		なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	19	2	3		受注者に対する措置請求	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	19	3	1	3.	安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	19	3	2			有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	20	0	1	11-7-1-20	工事現場の現場環境改善	有	新規追加【県独自】 H290714技術管理室長通知				
						11	7	1	20	1	1	1.	工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。請負者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	20	2	1	2.	現場環境改善については、[別表-1]の内容のうち原則として各計上費目ごと（仮設関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本として実施すること。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	20	3	1	3.	現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	20	4	1	4.	現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	20	5	1	5.	工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	20	6	1	6.	工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	20	7	1		【適用工事】	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	20	7	2		原則として当初設計金額1,000万円以上のすべての土木工事(港湾・漁港工事も含む)に対して適用し、「土木工事標準歩掛」(以下、「歩掛」とする。)の工種区分が道路維持工事・河川維持工事に該当する工種と崩土除去、中州・寄州除去、維持浚渫、照明施設設置、防舷材及び車止め設置、オーバーレイ、法面工及び災害復旧工事並びに工場製作等は除く。ただし、1,000万円未満でもイメージアップを特に必要とする場合には適用す	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	20	7	3		[別表-1]	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	20	7	4		[別表-2]	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	20	7	5		表「現場環境改善実施計画書」	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	21	0	1	11-7-1-21	繰越予定箇所の工期等の取扱いについて	有	新規追加【県独自】 R021207技術管理室長通知				
						11	7	1	21	1	1	1.	本工事は、繰越しを予定しており、完了工期については、繰越承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	21	2	1	2.	繰越承認後の完了工期は、日間を予定している。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	21	3	1	3.	「工事標示板」等に工期を標示する場合は、監督職員と協議の上、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「(予定)」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	22	0	1	11-7-1-22	現道工事等における交通誘導員の資格要件	有	新規追加【県独自】 R030218技術管理室長通知				
						11	7	1	22	1	1		本工事で配置する交通誘導員は、交通誘導警備業務に係る1級、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。	有	新規追加【県独自】				
						11	7	1	22	1	2		ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。	有	新規追加【県独自】				

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下			編	章	節	条	項	下	
編章節条項下以 （項目見出し）						編章節条項下以 （項目見出し）						新条文								
						11	7	1	22	1	3							また、受注者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	22	1	4								有	新規追加【県独自】
						11	7	1	23	0	1	11-7-1-23						三者技術調整会について	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	23	1	1							（三者技術調整会を開催する場合）	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	23	1	2							本工事は、工事着手前に当該工事の施工業者、その設計等を担当したコンサルタント並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者技術調整会」を設置し、当該工事に関する調整事項に係る問題点の把握及び検討を図るとともに、関係機関技術職員の技術向上を図ることを目的とする対象工事である。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	23	1	3							請負者は、工事着手前に現地踏査、事前測量を実施し、設計図書の照査が終了した時点で、監督職員に照査結果及び質問書を工事打合簿により提出し、「三者技術調整会」の開催を要請するものとする。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	23	1	4							開催回数は原則1回とし、現場条件の特殊性等に応じ、発注者の判断により必要に応じて増やすことができるものとする。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	23	1	5							また、三者技術調整会は、別添の「三者技術調整会実施要領」、「三者技術調整会実施要領の運用について」及び「三者技術調整会運用マニュアル（案）」に基づき実施することとする。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	23	1	6							なお、設計等を担当したコンサルタントの三者技術調整会の開催に係る費用を技術管理費に計上しているため、請負者は、当該費用を設計者等に支払うものとする。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	23	2	1							（三者技術調整会の開催を予定していない場合）	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	23	2	2							本工事は、「三者技術調整会実施要領」に基づく、「三者技術調整会」の開催を予定していないが、請負者が開催を希望する場合は、発注者と協議するものとする。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	24	0	1	11-7-1-24						施工箇所が点在する工事の積算について	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	24	1	1	1.						本工事は、施工箇所が点在する工事である。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	24	2	1	2.						主たる工種区分は、工事全体で判断している。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	24	3	1	3.						共通仮設費及び現場管理費について、「地区」、「地区」、「地区」（以下、「施工箇所」という）毎に算出した合計額としている。なお、共通仮設費率、現場管理費率にかかる施工地域を考慮した補正係数は、施工箇所毎に設定している。現場環境改善費については、施工箇所毎に算出した合計額としている。なお、現場環境改善費率にかかる施工地域は、施工箇所毎に設定している。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	24	4	1	4.							有	新規追加【県独自】
						11	7	1	24	5	1	5.						一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算と同様に算出（共通仮設費率、現場環境改善費率、現場管理費率、一般管理費率の率計算にかかる対象額を全施工箇所の合計額として、共通仮設費（現場環境改善費含む）、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費等を計算する積算により算出）した合計額としている。なお、一般管理費等算出時の共通仮設費、現場管理費率にかかる施工地域を考慮した補正係数及び現場環境改善費率にかかる施工地域は、施工規模が最も大きい「地区」により設定した係数等によるものとしている。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	25	0	1	11-7-1-25						「鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）」及びその運用について	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	25	1	1	1.						再生資材の利用	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	25	1	2							請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	25	1	3							なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	25	1	4							表	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	25	2	1	2.						建設発生土（建設汚泥処理土）の利用	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	25	2	2							盛土に使用する土は、道路改良工事からの建設発生土（又は購入土、建設汚泥処理土）を利用するものとする。	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	25	3	1	3.						指定副産物（コンクリート塊）の再生利用	有	新規追加【県独自】
						11	7	1	25	3	2							公共工事の施工により発生する無筋コンクリート殻は、30cm程度に小割りした後、盛土材として再生利用すること。	有	新規追加【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）					改定（令和4年版）					有無	改定理由			
編	章	節	条	項下	編	章	節	条	項下			編章節条	新条文	
（項目見出し）					（項目見出し）									
					11	7	1	25	4	1	4.	指定副産物の搬出	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	4	2		公共工事の施工により発生する指定副産物（建設発生土を除く）は、再資源化施設に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	4	3		再資源化等をする施設の名称及び所在地	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	4	4		表	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	4	5		受入時間	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	4	6		処分場： 時 分～ 時 分	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	4	7		処分場： 時 分～ 時 分	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	4	8		その他	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	4	9		仮置き等必要条件があれば記載する。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	5	1	5.	建設汚泥の再生利用	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	5	2		公共工事の施工により発生する建設汚泥は、下記の処理概要により、現場内で再生利用すること。なお、再生利用に際し、「建設汚泥処理土品質区分基準」の確認に要する費用については、下記の条件により算出している。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	5	3		処理概要（現場内利用）	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	5	4		表	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	5	5		「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	5	6		表	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	6	1	6.	建設汚泥の搬出	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	6	2		公共工事の施工により発生する建設汚泥は、再資源化施設(又は管理型最終処分場)に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	6	3		施設の名称及び所在地	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	6	4		表	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	6	5		上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	6	6		なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	6	7		受入時間	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	6	8		処分場： 時 分～ 時 分	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	6	9		エコパークかごしま： 時 分～ 時 分	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	6	10		その他	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	6	11		仮置き等必要条件があれば記載する。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	1	7.	特定建設資材の分別解体等・再資源化等(建設リサイクル法対象工事の場合)	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	2		本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	3		なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	4		ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	5		分別解体等の方法	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	6		表	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	7		再資源化等をする施設の名称及び所在地	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	8		表	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	9		なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	10		ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこのかぎりではない。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	11		受入時間	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	12		処分場： 時間 分～ 時 分	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	13		処分場： 時間 分～ 時 分	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	14		その他	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	25	7	15		仮置き等必要条件があれば記載する。	有	新規追加【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由	
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項			編章節条 (項目見出し)
						11	7	1	26	0	1	11-7-1-26	建設発生土の捨土処理及び指定処分の徹底について	有 新規追加【県独自】 H160325土木部長通知
						11	7	1	26	1	1		(指定処分Aの場合)	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	1	2	1.	本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	1	3		(1) 受け入れ場所：市 町 番地	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	1	4		(2) 受け入れ時間帯：時 分～時 分	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	1	5		(3) 仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	2	1	2.	再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	3	1	3.	処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	4	1	4.	工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	5	1		(指定処分Bの場合)	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	5	2	1.	本工事の施工により発生する建設発生土は、下記により搬出すること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	5	3		(1) 運搬距離：kmとする。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	5	4		(2) 仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	6	1	2.	再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	7	1	3.	処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	26	8	1	4.	工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	27	0	1	11-7-1-27	公共工事で発生する根株、伐採木等の利用について	有 新規追加【県独自】 H211203技術管理課長通知
						11	7	1	27	1	1		(発生工事)	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	27	2	1	1.	本工事により発生する根株・伐採木は、下記場所に保管すること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	27	2	2		保管場所：市 町 地内	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	27	3	1	2.	保管場所には、囲いをし飛散・流出のないような対策をとること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	27	4	1	3.	雨対策として、屋根やブルーシート等での対策を講じること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	27	5	1	4.	根株についた土砂は落とし、蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	27	6	1	5.	現場発生品調書を作成し、発生状況及び保管状況の記録を完成図書に含めて提出すること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	27	7	1		(利用工事)	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	27	8	1	1.	本工事は市 町 地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引渡しを受けることとす	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	27	9	1	2.	持ち出しについては、監督職員と協議すること。また、その利用状況の記録を完成図書に含めて提出すること。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	28	0	1	11-7-1-28	仮設物を継続して使用する場合の取扱い	有 新規追加【県独自】 H220204技術管理課長通知
						11	7	1	28	1	1		(仮橋・仮栈橋等の仮設物を他の工事に引き継ぐ場合)	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	28	1	2		本工事施工のために設置する仮橋は工事終了後も存置するものである。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	28	1	3		なお、全体の材場期間は令和 年 月 日(設置)～令和 年 月 日(撤去)の 日間として計画している。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	28	1	4		材場期間が変更となる場合は監督職員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	28	2	1		(仮橋・仮栈橋等の仮設物を他の工事に引き継ぐ場合)(工期が重複しない場合)	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	28	2	2		工の施工に関して必要な仮橋は、別途 工事(前工事)において設置したものを使用することとする。全体の材場期間は令和 年 月 日～令和 年 月 日の 日間を予定している。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	28	2	3		材場期間が変更となる場合は監督職員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。	有 新規追加【県独自】
						11	7	1	28	3	1		(仮橋・仮栈橋等の仮設物を他の工事に引き継ぐ場合)(工期が重複する場合)	有 新規追加【県独自】



土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）					改定（令和4年版）					有無	改定理由		
編	章	節	条	項下	編	章	節	条	項下			編章節条	新条文
（項目見出し）					（項目見出し）								
					11	7	1	30	1	7	現場管理費率に乗じる補正係数1.005(共通編)1.004(港湾・漁港編)	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	30	2	1	2. 受注者は、受注金額にかかわらず請負代金内訳書を発注者（1億円未満の工事では監督職員）に提出する。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	30	3	1	3. 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	30	4	1	4. 受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	30	5	1	5. 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	30	6	1	6. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	30	7	1	7. 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	30	7	2	また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	30	8	1	8. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。	有	新規追加【県独自】
					11	7	1	30	9	1	9. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	0	0	1	第2節 工事施工中に確認すべき事項	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	1	0	1	11-7-2-1 国土調査の基準点等測量標識等の保全	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	1	0	2	施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	2	0	1	11-7-2-2 建設工事における過積載防止の徹底について	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	2	1	1	1. 工所用資機材等の積載超過のないようにすること。	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	2	2	1	2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	2	3	1	3. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	2	4	1	4. さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	2	4	1	5. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	2	6	1	6. 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	2	7	1	7. 1項から6項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	3	0	1	11-7-2-3 ヤンバルトサカヤステのまん延防止対策について	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	3	0	2	ヤンバルトサカヤステのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別表「ヤンバルトサカヤステのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤステの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。	有	新規追加【県独自】
					11	7	2	3	0	3	表7-1 ヤンバルトサカヤステのまん延防止対策について	有	新規追加【県独自】

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由		
編	章	節	条	項	下	編	章	節	条	項	下			編章節条	新条文
（項目見出し）						（項目見出し）									
						11	7	2	4	0	1	11-7-2-4	工事現場における施工体制の点検業務への協力	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	4	0	2		受注者は、総括監督員又は発注者が「本工事の施工体制の点検業務」を委託している「施工体制調査員」が工事現場において、施工体制の点検を実施する時は、これに協力しなければならぬ。施工体制調査員は、施工体制の点検業務のみを実施するものであり、本工事における指示等の権限は有しない。施工体制調査員は、本業務点検時には施工体制調査員資格者証を携帯し、受注者に提示することとする。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	4	0	3			有	新規追加【県独自】
						11	7	2	4	0	4			有	新規追加【県独自】
						11	7	2	5	0	1	11-7-2-5	測量作業等の感電事故防止対策の強化	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	5	1	1	1.	鉄道等高压線に近接した場所において測量作業等を実施する場合は、受注者は、事前に鉄道事業者等と事故防止対策会議など緊密に連絡を取ること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	5	2	1	2.	受注者は、前項の作業を行う場合には、感電事故の防止のため、3m以下の絶縁型のスタッフやポールを使用すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	1	11-7-2-6	シラスコンクリート二次製品の使用について	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	2		工事で使用する次のコンクリート二次製品は「シラスを細骨材として用いるコンクリートの設計施工マニュアル（案）」（H18.1制定）に基づき、シラスを細骨材として用いるコンクリートにより製造された製品を使用すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	3		(1) シラスコンクリート間知ブロック	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	4		(2) シラスコンクリート大型種ブロック	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	5		(3) シラスコンクリート歩道境界ブロック（B型）	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	6		(4) シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	7		(5) シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	8		(6) シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	9		(7) かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	10		ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	11		なお、材料承認願で提出する資料は次のとおりとする。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	12		シラスコンクリートの配合計算書	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	13		鹿児島県コンクリート製品協会等の検査済証明書	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	6	0	14		また、よれない場合は、監督職員と協議の上、立合等により品質確認を行うこと。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	7	0	1	11-7-2-7	高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	7	1	1	1.	鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域が解除されるまでの期間は、以下の感染防止対策を実施すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	7	1	2	(1)	工事関係車輛が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	7	1	3	(2)	工事関係車輛が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	7	1	4	(3)	工事場所が移動制限区域内に含まれる場合は、現場の出入口では、必ず全ての車輛の入退場に対して車輛の消毒を実施し、現場関係者に対しては消毒マット等の方法により防疫措置を徹底すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	7	1	5	(4)	工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	7	1	6	(5)	上記について、下請業者や資材関係業者など、工事関係者全てに徹底すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	7	1	7	(6)	上記(3)における消毒薬の材料代等については、実績数量により設計変更するものとし、事前に監督職員と協議すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	7	2	1	2.	移動制限区域や消毒ポイントは、鹿児島県ホームページで常に最新の情報を確認すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	8	0	1	11-7-2-8	産業廃棄物管理表（マニフェスト）の提出	有	新規追加【県独自】
														有	H280318技術管理室長通知

土木工事共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）						改定（令和4年版）						有無	改定理由							
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項			編	章	節	条	項	下項	
編章節条項下項 (項目見出し)						編章節条項下項 (項目見出し)						新条文								
						11	7	2	8	0	2							工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添様式1））を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	8	0	3							ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	9	0	1	11-7-2-9						「週休2日」試行工事について	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	9	0	2						本条は特記仕様書に「週休2日」試行の対象である旨が記載された工事に適用する。	有	新規追加【県独自】	
						11	7	2	9	0	3						試行に当たっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。	有	新規追加【県独自】	
						11	7	2	9	0	4						実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。	有	新規追加【県独自】	
						11	7	2	10	0	1	11-7-2-10						鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	10	0	2						場所打ち鉄筋コンクリート構造物（及びプレストレストコンクリート構造物）の施工にあたり、スランプ12cm以上のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。	有	新規追加【県独自】	
						11	7	2	10	0	3						流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会「流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」（平成29年3月）	有	新規追加【県独自】	
						11	7	2	11	0	1	11-7-2-11						標準の機械経費(損料)が排出ガス対策型第3次基準値の建設機械の工種における積算の取り扱いについて	有	新規追加【県独自】
						11	7	2	11	1	1						（排出ガス3次基準以上の建設機械の確保が困難と想定される場合）	有	新規追加【県独自】	
						11	7	2	11	1	2						（工種名）(S )における（建設機械名）の機械経費(損料)の積算に際しては、第 次基準値の建設機械により算出している。	有	新規追加【県独自】	
						11	7	2	11	1	3						なお、受注者が第3次基準値以上の建設機械により施工する場合は、第3次基準値の建設機械の機械経費(損料)に設計変更する。	有	新規追加【県独自】	
						11	7	2	11	2	1						（排出ガス3次基準以上の建設機械の確保が可能又は可否が判断できない場合）	有	新規追加【県独自】	
						11	7	2	11	2	2						（工種名）(S )における（建設機械名）の機械経費(損料)の積算に際しては、第3次基準値により算出している。	有	新規追加【県独自】	
						11	7	2	11	2	3						なお、受注者が第3次基準値以下の建設機械を使用し施工する場合は、使用する建設機械の機械経費(損料)に設計変更する。	有	新規追加【県独自】	

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）	改定（令和4年版）	改訂理由
<p data-bbox="174 180 394 204">図1-1-1 名札の標準図</p> <div data-bbox="107 368 786 730" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="257 400 477 424">監理（主任）技術者</p> <p data-bbox="353 440 562 464">氏名 ○○ ○○</p> <p data-bbox="342 480 584 504">工事名 ○○改良工事</p> <p data-bbox="353 520 674 544">工期 自○○年○○月○○日</p> <p data-bbox="423 560 669 584">至○○年○○月○○日</p> <p data-bbox="353 639 618 663">会社 ◇◇建設株式会社</p> <div data-bbox="145 491 327 695" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p data-bbox="208 520 264 544">写真</p> <p data-bbox="163 600 315 624">2 cm × 3 cm</p> <p data-bbox="185 639 293 663">程 度</p> </div> <div data-bbox="607 616 696 711" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p data-bbox="629 679 663 703">印</p> </div> </div> <p data-bbox="91 770 1025 802">[注1]用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。[注2]所属会社の社印とする。</p>	<p data-bbox="1131 180 1350 204">図1-1-1 名札の標準図</p> <div data-bbox="1234 379 1946 746" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="1317 419 1709 443">監理（主任）技術者, <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">監理技術者補佐</span></p> <p data-bbox="1518 467 1771 491">氏 名 ○○ ○○</p> <p data-bbox="1518 507 1800 531">工事名 ○○改良工事</p> <p data-bbox="1518 547 1901 571">工 期 自○○年○○月○○日</p> <p data-bbox="1644 587 1901 611">至○○年○○月○○日</p> <p data-bbox="1518 659 1839 683">会 社 ○○建設株式会社</p> <div data-bbox="1272 488 1462 707" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p data-bbox="1335 517 1391 541">写真</p> <p data-bbox="1290 588 1442 612">2 cm × 3 cm</p> <p data-bbox="1335 628 1391 652">程 度</p> </div> </div> <p data-bbox="1077 762 1547 794">[注] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。</p>	<p data-bbox="1989 180 2074 204">表記修正</p>

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）	改定（令和4年版）	改訂理由
	<p>図1-1-2 表示板の例</p> 	<p>新規追加</p>

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）	改定（令和4年版）	改訂理由										
<p>表1-1-1</p> <table border="1" data-bbox="103 323 981 951"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     一般工用建設機械                      ・バックホウ                      ・トラクタショベル（車輪式）                      ・ブルドーザ                      ・発動発電機（可搬式）                      ・空気圧縮機（可搬式）                      ・油圧ユニット（以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）                      ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ                      ・ホイールクレーン                 </td> <td>                     ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。                      ただし、道路運送車両の保安基準に排出基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの                      ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの                 </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの		<p>表1-1-1</p> <table border="1" data-bbox="1055 328 1962 865"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     一般工用建設機械                      ・バックホウ                      ・トラクタショベル（車輪式）                      ・ブルドーザ                      ・発動発電機（可搬式）                      ・空気圧縮機（可搬式）                      ・油圧ユニット（以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）                      ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ                      ・ホイールクレーン                 </td> <td>                     ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。                      ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。                 </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p>表記修正</p>
機 種	備 考											
一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。											
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの												
機 種	備 考											
一般工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。											

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）	改定（令和4年版）	改訂理由										
<p>表1-1-2</p> <table border="1" data-bbox="103 325 1003 700"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出基準が定められている大型特殊自動車及小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの</li> <li>・トンネル工事中排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出基準が定められている大型特殊自動車及小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの</li> <li>・トンネル工事中排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの</li> </ul>		<p>表1-1-2</p> <table border="1" data-bbox="1048 325 1966 628"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p>表記修正</p>
機 種	備 考											
トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出基準が定められている大型特殊自動車及小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの</li> <li>・トンネル工事中排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの</li> </ul>												
機 種	備 考											
トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。											

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成 28 年版)				改定 (令和 4 年版)				改訂理由	
表1-2-1 土及び岩の分類表				表1-2-1 土及び岩の分類表				誤記修正	
名 称		説 明	摘 要	名 称		説 明	摘 要		
A	B C			A	B C				
土	礫質土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫(G) 礫質土(GF)	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土		礫(G) 礫質土(GF)
	砂質土及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	砂(S)	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土		砂(S)
		砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂(S) 砂質土(SF)シルト(M)	砂質土及び砂	砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。		砂質土、マサ土粒度分布の良い砂条件の良いローム
	粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	シルト(M) 粘性土(C)	粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。		ローム 粘性土
高含水比粘性土		バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	シルト(M) 粘性土(C)火山灰質粘性土(V)有機質土(O)	高含水比粘性土		高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの		条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土
岩または石	岩塊玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土岩塊起砕された岩、ごろごろした河床	岩塊玉石	岩塊玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床		
	軟岩	軟岩	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくきわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのものおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700~2800m/sec	軟岩	軟岩	第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。風化がはなはだしくきわめてもろいもの。指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのものおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。		地山弾性波速度 700~2800m/sec
		中硬岩	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの。			中硬岩	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの。硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの。		
	硬岩	硬岩	花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上	硬岩	硬岩	花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上	
硬岩		けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。	硬岩			けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。き裂が少なく、よく密着しているもの。			

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）	改定（令和4年版）	改訂理由																																																				
<p>表1-3-4 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1" data-bbox="136 359 976 730"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランド</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</td> <td>5</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</td> <td>5</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	型枠の取外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1)コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5	9日	5日	12日	10	7日	4日	9日	(2)コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5	4日	3日	5日	10	3日	2日	4日	<p>表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1061 359 1960 699"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5 以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5 以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5	9日	5日	12日	10	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5	4日	3日	5日	10	3日	2日	4日	<p>表記修正</p>
型枠の取外し直後に構造物が曝される環境			養生温度	セメントの種類																																																		
	普通ポルトランド	早強ポルトランドセメント		混合セメントB種																																																		
(1)コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5	9日	5日	12日																																																		
	10	7日	4日	9日																																																		
(2)コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5	4日	3日	5日																																																		
	10	3日	2日	4日																																																		
5 以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																				
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																		
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5	9日	5日	12日																																																		
	10	7日	4日	9日																																																		
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5	4日	3日	5日																																																		
	10	3日	2日	4日																																																		

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）	改定（令和4年版）	改訂理由																												
<p>表1-3-5 計量値の許容誤差（水中不分離性コンクリート）</p> <table border="1" data-bbox="185 264 804 622"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>水中不分離性混和剤</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1（％）以内</p>	材料の種類	最大値（％）	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2	水中不分離性混和剤	3	混和剤	3	<p>表1-3-5 計量値の許容差（水中不分離性コンクリート）</p> <table border="1" data-bbox="1153 261 1771 619"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>水中不分離性混和剤</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1（％）以内</p>	材料の種類	最大値（％）	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2	水中不分離性混和剤	3	混和剤	3	<p>表記修正</p>
材料の種類	最大値（％）																													
水	1																													
セメント	1																													
骨材	3																													
混和材	2																													
水中不分離性混和剤	3																													
混和剤	3																													
材料の種類	最大値（％）																													
水	1																													
セメント	1																													
骨材	3																													
混和材	2																													
水中不分離性混和剤	3																													
混和剤	3																													

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)			改定 (令和4年版)			改訂理由	
表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材			表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材			誤記修正	
区分/細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)	区分/細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)		
セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210	セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210		
	高炉セメント	JIS R 5211		高炉セメント	JIS R 5211		
	シリカセメント	JIS R 5212		シリカセメント	JIS R 5212		
	フライアッシュセメント	JIS R 5213		フライアッシュセメント	JIS R 5213		
鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106			溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112			鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114			溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532	
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525	
	6 プレストレストコンクリート用鋼材	P C 鋼線及び P C 鋼より線	JIS G 3536	6 プレストレストコンクリート用鋼材	P C 鋼線及び P C 鋼より線	JIS G 3536	
		P C 鋼棒	JIS G 3109		P C 鋼棒	JIS G 3109	
		ピアノ線材	JIS G 3502		ピアノ線材	JIS G 3502	
		硬鋼線材	JIS G 3506		硬鋼線材	JIS G 3506	
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	
		溶接金網	JIS G 3551		溶接金網	JIS G 3551	
		ひし形金網	JIS G 3552		ひし形金網	JIS G 3552	
	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525	8 鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525	
		H型鋼ぐい	JIS A 5526		H型鋼ぐい	JIS A 5526	
熱間圧延鋼矢板		JIS A 5528	熱間圧延鋼矢板		JIS A 5528		
鋼管矢板		JIS A 5530	鋼管矢板		JIS A 5530		
9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101		
	六角ボルト	JIS B 1180		六角ボルト	JIS B 1180		
	六角ナット	JIS B 1181		六角ナット	JIS B 1181		
	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186		摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186		
瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格	瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格		
	石油アスファルト乳剤	JIS K 2208		石油アスファルト乳剤	JIS K 2208		
割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006	割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006		
	道路用砕石	JIS A 5001		道路用砕石	JIS A 5001		
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001		アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001		
	フィラー (舗装用石炭石粉)	JIS A 5008		フィラー (舗装用石炭石粉)	JIS A 5008		
	コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005		コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005		
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011		コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011		
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015		道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015		

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成 28 年版)

表2-2-3 砕石の粒度

ふるい目の開き 粒度範囲 (mm)	ふるいを通るものの質量分率 (%)													
	106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 μm	75 μm
呼び名 S-80 (1号) 80-60	100	85-100	0-15											
S-60 (2号) 60-40		100	85-100	0-15										
S-40 (3号) 40-30				100	85-100	0-15								
S-30 (4号) 30-20					100	85-100	0-15							
S-20 (5号) 20-13							100	85-100	0-15					
S-13 (6号) 13-5								100	85-100	0-15				
S-5 (7号) 5-2.5									100	85-100	0-25	0-5		
粒度調整砕石 M-40 40-0				100	95-100	-	60-90	-	30-65	20-50	-	10-30	2-10	
	M30 30-0				100	95-100	60-90	-	30-65	20-50	-	10-30	2-10	
	M-25 25-0					100	95-100	-	55-85	30-65	20-50	10-30	2-10	
クラッシュサン C-40 40-0				100	95-100	-	50-80	-	15-40	5-25				
	C-30 30-0				100	95-100	55-85	-	15-45	5-30				
	C-20 20-0					100	95-100	60-90	20-50	10-35				

[注1] 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

[注2] 花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

改定 (令和 4 年版)

表2-2-3 砕石の粒度

ふるい目の開き 粒度範囲 (mm)	ふるいを通るものの質量分率 (%)													
	106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 μm	75 μm
呼び名 S-80(1号) 80-60	100	85-100	0-15											
S-60(2号) 60-40		100	85-100	0-15										
S-40(3号) 40-30				100	85-100	0-15								
S-30(4号) 30-20					100	85-100	0-15							
S-20(5号) 20-13							100	85-100	0-15					
S-13(6号) 13-5								100	85-100	0-15				
S-5(7号) 5-2.5									100	85-100	0-25	0-5		
粒度調整砕石 M-40 40-0				100	95-100	-	60-90	-	30-65	20-50	-	10-30	2-10	
	M-30 30-0				100	95-100	60-90	-	30-65	20-50	-	10-30	2-10	
	M-25 25-0					100	95-100	-	55-85	30-65	20-50	10-30	2-10	
クラッシュサン C-40 40-0				100	95-100	-	50-80	-	15-40	5-25				
	C-30 30-0				100	95-100	55-85	-	15-45	5-30				
	C-20 20-0					100	95-100	60-90	20-50	10-35				

[注1] 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

[注2] 花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

改訂理由

表記修正

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成 28 年版)		改定 (令和 4 年版)				改訂理由																																																																								
表2-2-4 再生砕石の粒度		表2-2-4 再生砕石の粒度				表記修正																																																																								
通過質量百分率 (%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">粒度範囲 (呼び)</th> <th style="text-align: center;">40 ~ 0 ( R C - 40 )</th> <th style="text-align: center;">30 ~ 0 ( R C - 30 )</th> <th style="text-align: center;">20 ~ 0 ( R C - 20 )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">53mm</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">37.5mm</td> <td style="text-align: center;">95 ~ 100</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31.5mm</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">95 ~ 100</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">26.5mm</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19mm</td> <td style="text-align: center;">50 ~ 80</td> <td style="text-align: center;">55 ~ 85</td> <td style="text-align: center;">95 ~ 100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13.2mm</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">60 ~ 90</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4.75mm</td> <td style="text-align: center;">15 ~ 40</td> <td style="text-align: center;">15 ~ 45</td> <td style="text-align: center;">20 ~ 50</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.36mm</td> <td style="text-align: center;">5 ~ 25</td> <td style="text-align: center;">5 ~ 30</td> <td style="text-align: center;">10 ~ 35</td> </tr> </tbody> </table>	粒度範囲 (呼び)	40 ~ 0 ( R C - 40 )	30 ~ 0 ( R C - 30 )	20 ~ 0 ( R C - 20 )	53mm	100			37.5mm	95 ~ 100	100		31.5mm	-	95 ~ 100		26.5mm	-	-	100	19mm	50 ~ 80	55 ~ 85	95 ~ 100	13.2mm	-	-	60 ~ 90	4.75mm	15 ~ 40	15 ~ 45	20 ~ 50	2.36mm	5 ~ 25	5 ~ 30	10 ~ 35	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">粒度範囲 (呼び名)</th> <th style="text-align: center;">40 ~ 0 ( R C - 40 )</th> <th style="text-align: center;">30 ~ 0 ( R C - 30 )</th> <th style="text-align: center;">20 ~ 0 ( R C - 20 )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">53mm</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">37.5mm</td> <td style="text-align: center;">95 ~ 100</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31.5mm</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">95 ~ 100</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">26.5mm</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19mm</td> <td style="text-align: center;">50 ~ 80</td> <td style="text-align: center;">55 ~ 85</td> <td style="text-align: center;">95 ~ 100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13.2mm</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">60 ~ 90</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4.75mm</td> <td style="text-align: center;">15 ~ 40</td> <td style="text-align: center;">15 ~ 45</td> <td style="text-align: center;">20 ~ 50</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.36mm</td> <td style="text-align: center;">5 ~ 25</td> <td style="text-align: center;">5 ~ 30</td> <td style="text-align: center;">10 ~ 35</td> </tr> </tbody> </table>				粒度範囲 (呼び名)	40 ~ 0 ( R C - 40 )	30 ~ 0 ( R C - 30 )	20 ~ 0 ( R C - 20 )	53mm	100			37.5mm	95 ~ 100	100		31.5mm	-	95 ~ 100		26.5mm	-	-	100	19mm	50 ~ 80	55 ~ 85	95 ~ 100	13.2mm	-	-	60 ~ 90	4.75mm	15 ~ 40	15 ~ 45	20 ~ 50	2.36mm	5 ~ 25	5 ~ 30	10 ~ 35	
	粒度範囲 (呼び)	40 ~ 0 ( R C - 40 )	30 ~ 0 ( R C - 30 )	20 ~ 0 ( R C - 20 )																																																																										
	53mm	100																																																																												
	37.5mm	95 ~ 100	100																																																																											
	31.5mm	-	95 ~ 100																																																																											
	26.5mm	-	-	100																																																																										
	19mm	50 ~ 80	55 ~ 85	95 ~ 100																																																																										
	13.2mm	-	-	60 ~ 90																																																																										
	4.75mm	15 ~ 40	15 ~ 45	20 ~ 50																																																																										
2.36mm	5 ~ 25	5 ~ 30	10 ~ 35																																																																											
粒度範囲 (呼び名)	40 ~ 0 ( R C - 40 )	30 ~ 0 ( R C - 30 )	20 ~ 0 ( R C - 20 )																																																																											
53mm	100																																																																													
37.5mm	95 ~ 100	100																																																																												
31.5mm	-	95 ~ 100																																																																												
26.5mm	-	-	100																																																																											
19mm	50 ~ 80	55 ~ 85	95 ~ 100																																																																											
13.2mm	-	-	60 ~ 90																																																																											
4.75mm	15 ~ 40	15 ~ 45	20 ~ 50																																																																											
2.36mm	5 ~ 25	5 ~ 30	10 ~ 35																																																																											
<p>[注1] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。</p>		<p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。</p>																																																																												
<p>[注2] 粒度調整のための新材の混入率は、50%未満とする。なお、品質確保のため、新材の混入率が50%以上となる材料については、別途土木部の許可を得た材料に限り使用できるものとする。</p>																																																																														

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)		改定 (令和4年版)				改訂理由
表2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度		表2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度				表記修正
通過質量百分率 (%)	ふるい目の開き	粒度範囲 (呼び名)	40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)	
	53mm	100				
	37.5mm	95~100	100			
	31.5mm	-	95~100	100		
	26.5mm	-	-		95~100	
	19mm	60~90	60~90		-	
	13.2mm	-	-		55~85	
	4.75mm	30~65	30~65	30~65		
	2.36mm	20~50	20~50	20~50		
	425μm	10~30	10~30	10~30		
75μm	2~10	2~10	2~10			
[注1] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。		[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。				
[注2] 粒度調整のための新材の混入率は、50%未満とする。なお、品質確保のため、新材の混入率が50%以上となる材料については、別途土木部の許可を得た材料に限り使用できるものとする。						

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成 28 年版)							改定 (令和 4 年版)							改訂理由
表2-2-9 鉄鋼スラグの規格							表2-2-9 鉄鋼スラグの規格							表記修正
呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間	呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間	
MS	80 以上	-	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上	MS	80以上	-	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6 ヶ月以上	
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6 ヶ月以上	
CS	30 以上	-	-	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上	CS	30以上	-	-	呈色なし	1.0以下	6 ヶ月以上	
							試験法	E001	E003	A023	E002	E004		
<p>[注1] 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。</p> <p>[注2] 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。</p> <p>[注3] エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。</p> <p>[注4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p>							<p>[注1] 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。</p> <p>[注2] 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。</p> <p>[注3] エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。</p> <p>[注4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p>							

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)	改定 (令和4年版)	改訂理由																																																																																						
<p>表2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積 <math>\text{cm}^2/\text{g}</math></td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性</td> <td>バット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ <math>\text{N}/\text{mm}^2</math></td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水和熱 <math>\text{J}/\text{g}</math></td> <td>7 d</td> <td style="border: 1px solid blue;">350 以下</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td style="border: 1px solid blue;">400 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄 %</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量 %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ (Na<sub>o</sub>eq) %</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン %</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 普通ポルトランドセメント (低アルカリ形) については、全アルカリ (Na<sub>o</sub>eq) の値を 0.6% 以下とする。</p>	品 質		規 格	比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性	バット法	良	ルシャチリエ法 mm	10 以下	圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水和熱 $\text{J}/\text{g}$	7 d	350 以下	28d	400 以下	酸化マグネシウム %		5.0 以下	三酸化硫黄 %		3.5 以下	強熱減量 %		5.0 以下	全アルカリ (Na <sub>o</sub> eq) %		0.75 以下	塩化物イオン %		0.035 以下	<p>表2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積 <math>\text{cm}^2/\text{g}</math></td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性</td> <td>バット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ <math>\text{N}/\text{mm}^2</math></td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 <math>\text{J}/\text{g}</math></td> <td>7 d</td> <td style="border: 1px solid red;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td style="border: 1px solid red;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄 %</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量 %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ (Na<sub>o</sub>eq) %</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン %</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 普通ポルトランドセメント (低アルカリ形) については、全アルカリ (Na<sub>o</sub>eq) の値を 0.6% 以下とする。</p>	品 質		規 格	比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性	バット法	良	ルシャチリエ法 mm	10 以下	圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 $\text{J}/\text{g}$	7 d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム %		5.0 以下	三酸化硫黄 %		3.5 以下	強熱減量 %		5.0 以下	全アルカリ (Na <sub>o</sub> eq) %		0.75 以下	塩化物イオン %		0.035 以下	<p>表記修正</p>
品 質		規 格																																																																																						
比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$		2,500 以上																																																																																						
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																						
	終 結	10 以下																																																																																						
安 定 性	バット法	良																																																																																						
	ルシャチリエ法 mm	10 以下																																																																																						
圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3 d	12.5 以上																																																																																						
	7 d	22.5 以上																																																																																						
	28d	42.5 以上																																																																																						
水和熱 $\text{J}/\text{g}$	7 d	350 以下																																																																																						
	28d	400 以下																																																																																						
酸化マグネシウム %		5.0 以下																																																																																						
三酸化硫黄 %		3.5 以下																																																																																						
強熱減量 %		5.0 以下																																																																																						
全アルカリ (Na <sub>o</sub> eq) %		0.75 以下																																																																																						
塩化物イオン %		0.035 以下																																																																																						
品 質		規 格																																																																																						
比表面積 $\text{cm}^2/\text{g}$		2,500 以上																																																																																						
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																						
	終 結	10 以下																																																																																						
安 定 性	バット法	良																																																																																						
	ルシャチリエ法 mm	10 以下																																																																																						
圧縮強さ $\text{N}/\text{mm}^2$	3 d	12.5 以上																																																																																						
	7 d	22.5 以上																																																																																						
	28d	42.5 以上																																																																																						
水 和 熱 $\text{J}/\text{g}$	7 d	測定値を報告する																																																																																						
	28d	測定値を報告する																																																																																						
酸化マグネシウム %		5.0 以下																																																																																						
三酸化硫黄 %		3.5 以下																																																																																						
強熱減量 %		5.0 以下																																																																																						
全アルカリ (Na <sub>o</sub> eq) %		0.75 以下																																																																																						
塩化物イオン %		0.035 以下																																																																																						

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)	改定 (令和4年版)	改訂理由																																																																																																														
<p>表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="295 284 987 624"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JISZ9117 (再帰性反射材) による。</p>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	<p>表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="1267 284 1924 699"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>9.0</td> <td>6.0</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。</p>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	<p>表記修正</p>
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																										
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																										
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																										
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																										
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																										
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																										
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																										
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																										
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0																																																																																																										
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																										
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5																																																																																																										
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																										
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																										
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2																																																																																																										
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																										
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																										
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																										

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)	改定 (令和4年版)	改訂理由																																																																																																														
<p>表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="277 261 1003 608"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>8.0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。</p>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	8.0	12	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3	<p>表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="1296 252 1944 655"> <thead> <tr> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>110</td> <td>70</td> <td>16</td> <td>8.0</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>95</td> <td>64</td> <td>13</td> <td>7.0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.0°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.3</td> <td>0.06</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (再帰性反射材) による。</p>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	40°	110	70	16	8.0	16	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	67	14	7.0	11	40°	95	64	13	7.0	11	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	<p>表記修正</p>
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																										
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																										
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																										
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																										
	30°	100	67	14	8.0	12																																																																																																										
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6																																																																																																										
	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3																																																																																																										
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																										
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																										
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																										
	40°	110	70	16	8.0	16																																																																																																										
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																										
	30°	100	67	14	7.0	11																																																																																																										
	40°	95	64	13	7.0	11																																																																																																										
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																										
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																										
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2																																																																																																										

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)			改定 (令和4年版)			改訂理由
表3-1-1 段階確認一覧表			表3-1-1 段階確認一覧表			表記修正
種別	細別	確認時期	種別	細別	確認時期	
指定仮設工		設置完了時	指定仮設工		設置完了時	
河川・海岸・砂防土工(掘削工)道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	河川・海岸・砂防土工(掘削工)道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	
道路土工(路床盛土工)舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時	道路土工(路床盛土工)舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時	
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	
	置換	掘削完了時		置換	掘削完了時	
	サンドマット	処理完了時		サンドマット	処理完了時	
パーチカドレン工	サンドドレン袋詰式 サンドドレン	施工時	パーチカドレン工	サンドドレン 袋詰式サンドドレン ペーパードレン等	施工時	
		施工完了時			施工完了時	
締固め改良工	サンドコンパクションバイル	施工時 施工完了時	締固め改良工	サンドコンパクションバイル	施工時 施工完了時	
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰バイル 薬液注入	施工時 施工完了時	固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰バイル 薬液注入	施工時 施工完了時	
		施工時			施工時	
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時	
	鋼管矢板	打込完了時			打込完了時	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時(打込杭) 掘削完了時(中堀杭) 施工完了時(中堀杭) 杭頭処理完了時	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時(打込杭) 掘削完了時(中堀杭) 施工完了時(中堀杭) 杭頭処理完了時	
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時	場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時	
深礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時	深礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時	
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄柵据え付け完了時 本体設置前(オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時	オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄柵据え付け完了時 本体設置前(オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時	
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時	鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時	
			置換工(重要構造物)		掘削完了時	
			築堤・護岸工		法線設置完了時	
			砂防堰堤		法線設置完了時	
			護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	
				基礎工・根固工	設置完了時	

図表 16

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成 28 年版)			改定 (令和 4 年版)			改訂理由
表3-1-1 段階確認一覧表			表3-1-1 段階確認一覧表			表記統一
種 別	細 別	確 認 時 期				
置換工(重要構造物)		掘削完了時				
築堤・護岸工		法線設置完了時				
砂防堰堤		法線設置完了時				
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前				
	基礎工・根固工	設置完了時				
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C 擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前				
		沓座の位置決定時				
		鉄筋組立て完了時				
		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)				
		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C 鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作除く)				
		土(岩)質の変化した時				
		支保工完了時 (保工変化毎)				
		コンクリート打設前 コンクリート打設後				
		鉄筋組立て完了時				
		フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時			
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時				
	現場溶接工	溶接前				
		溶接完了時				
	現場塗装工	塗装前				
		塗装完了時				
ダム工	各工事ごと別途定める					
			重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C 擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前	
			躯体工 R C 躯体工		沓座の位置決定時	
			床版工		鉄筋組立て完了時	
			鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	
			ポストテンションT(I)桁製作工 プレビュー桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P C ホーラスラブ製作工 P C 版桁製作工 P C 箱桁製作工 P C 片持箱桁製作工 P C 押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C 鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作除く)	
			トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	
			トンネル支保工		支保工完了時 (保工変化毎)	
			トンネル覆工		コンクリート打設前 コンクリート打設後	
			トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時	
			鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工 鋼板取付け工、固定アンカー工 現場溶接工 現場塗装工	フーチング定着アンカー穿孔完了時 鋼板建込み固定アンカー完了時 溶接前 溶接完了時 塗装前 塗装完了時	
			ダム工	各工事ごと別途定める		

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)	改定 (令和4年版)	改訂理由																																																																						
<p>表3-2-1 反射体</p> <p>(単位 : c d / 10.76lx)</p> <table border="1" data-bbox="197 363 943 628"> <thead> <tr> <th>反射体の色</th> <th colspan="3">白 色</th> <th colspan="3">橙 色</th> </tr> <tr> <th>入射角 \ 観測角</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2°</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 上表は、反射有効径70mmの場合の値である。</p>	反射体の色	白 色			橙 色			入射角 \ 観測角	0°	10°	20°	0°	10°	20°	0.2°	35	28	21	22	18	13	0.5°	17	4	10	11	9	6	1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	<p>表3-2-1 反射体</p> <p>(単位 : c d / 10.76 lx)</p> <table border="1" data-bbox="1162 368 1899 628"> <thead> <tr> <th>反射体の色</th> <th colspan="3">白 色</th> <th colspan="3">橙 色</th> </tr> <tr> <th>入射角 \ 観測角</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2°</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 上表は、反射有効径70mmの場合の値である。</p>	反射体の色	白 色			橙 色			入射角 \ 観測角	0°	10°	20°	0°	10°	20°	0.2°	35	28	21	22	18	13	0.5°	17	14	10	11	9	6	1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	<p>表記修正</p>
反射体の色	白 色			橙 色																																																																				
入射角 \ 観測角	0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																		
0.2°	35	28	21	22	18	13																																																																		
0.5°	17	4	10	11	9	6																																																																		
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																		
反射体の色	白 色			橙 色																																																																				
入射角 \ 観測角	0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																		
0.2°	35	28	21	22	18	13																																																																		
0.5°	17	14	10	11	9	6																																																																		
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																		

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)				改定 (令和4年版)				改訂理由				
表3-2-2 支柱の諸元				表3-2-2 支柱の諸元				誤記修正				
設置	設置条件		長さ (mm)	材 質			長さ (mm)	材 質				
	反射体の設置高さ (cm)	基礎の種類		鋼	アルミニウム合金	合成樹脂		鋼	アルミニウム合金	合成樹脂		
				外径 × 厚さ (mm) × (mm)	外径 × 厚さ (mm) × (mm)	外径 × 厚さ (mm) × (mm)		外径 × 厚さ (mm) × (mm)	外径 × 厚さ (mm) × (mm)	外径 × 厚さ (mm) × (mm)		
一般道	90	コンクリート基礎	1,150	34 × 2.3	45 × 3	60 × 4.5	90	コンクリート基礎	1,150	34 × 2.3	45 × 3	60 × 4.5
		土中埋込基礎	1,450	以上	以上	(89)以上				土中埋込基礎	1,450	以上
自動車専用道	90	コンクリート基礎	1,175	34 × 1.6	34 × 2	60 × 3.5	90	コンクリート基礎	1,175	34 × 1.6	34 × 2	60 × 3.5
	120	コンクリート基礎	1,525	以上	以上	以上			120			

[注] ( ) 書きは、材料にポリエチレン樹脂を使用する場合。

[注] ( ) 書きは、材料にポリエチレン樹脂を使用する場合。

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）					改定（令和4年版）		改訂理由																																						
表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準					削除		項目削除																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化の接着剤</td> <td>外観</td> <td>-</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td> <td>春秋用 23±2</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>粘度</td> <td>MPa・s</td> <td>1×10<sup>4</sup>～1×10<sup>5</sup></td> <td>夏用 30±2</td> </tr> <tr> <td>可使用時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> <td>冬用 10±2</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>比重</td> <td>-</td> <td>1.1～1.7</td> <td rowspan="5">23±2</td> <td rowspan="5">23±2</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>6.0以上</td> </tr> </tbody> </table>								品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2	-	粘度	MPa・s	1×10 <sup>4</sup> ～1×10 <sup>5</sup>	夏用 30±2	可使用時間	時間	2以上	冬用 10±2	だれ最小厚さ	mm	0.3以上		硬化した接着剤	比重	-	1.1～1.7	23±2	23±2	引張強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	圧縮強さ	N/mm <sup>2</sup>	50.0以上	引張せん断接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上
品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件																																									
未硬化の接着剤	外観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2	-																																								
	粘度	MPa・s	1×10 <sup>4</sup> ～1×10 <sup>5</sup>	夏用 30±2																																									
	可使用時間	時間	2以上	冬用 10±2																																									
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上																																										
硬化した接着剤	比重	-	1.1～1.7	23±2	23±2																																								
	引張強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上																																										
	圧縮強さ	N/mm <sup>2</sup>	50.0以上																																										
	引張せん断接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上																																										
	接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	6.0以上																																										
<p>[注1] 可使用時間は練りませからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。</p> <p>[注2] だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ1mm塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。</p> <p>[注3] 接着強さは、せん断試験により求めるものとする。</p>																																													

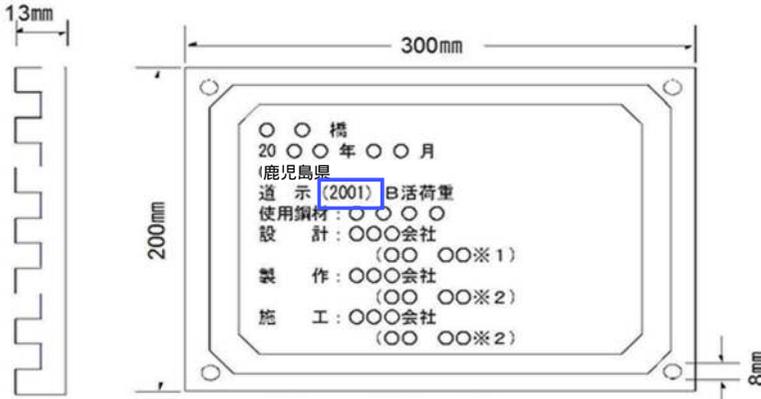
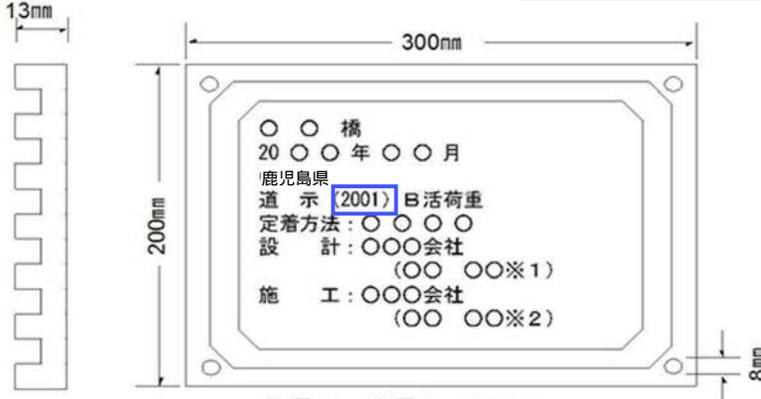
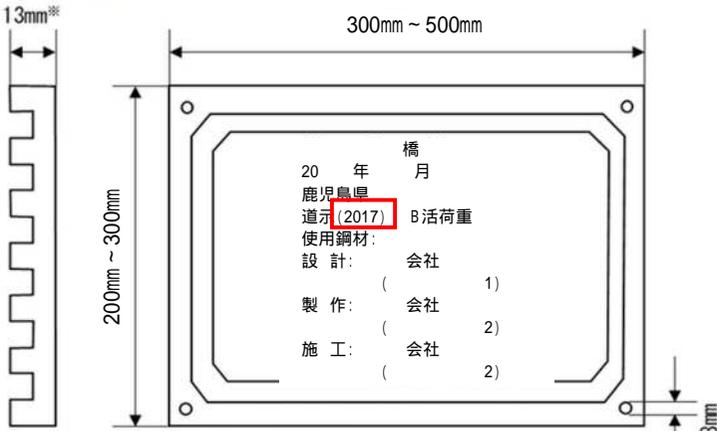
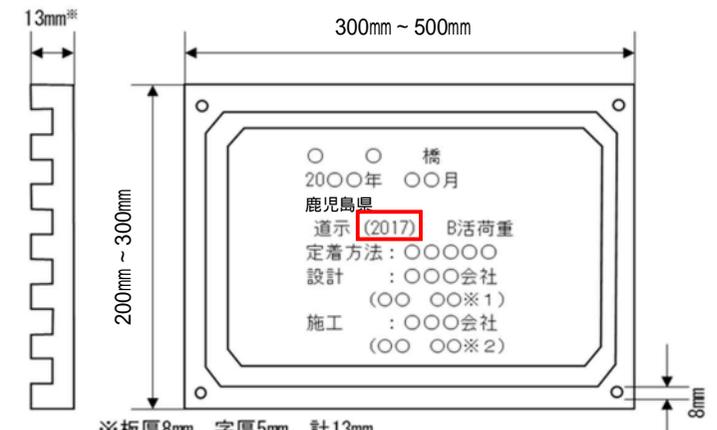
土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成 28 年版)	改定 (令和 4 年版)	改訂理由																																							
<p>表3-2-6 設計ボルト軸力 (kN)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8TB8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T S10T B10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8TB8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	<p>表3-2-5 設計ボルト軸力 (kN)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F8T B8T</td> <td>M20</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">F10T S10T B10T</td> <td>M20</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>349</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	F8T B8T	M20	133	M22	165	M24	192	F10T S10T B10T	M20	165	M22	205	M24	238	S14T	M22	299	M24	349	表記修正
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																							
F8TB8T	M20	133																																							
	M22	165																																							
	M24	192																																							
F10T S10T B10T	M20	165																																							
	M22	205																																							
	M24	238																																							
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力																																							
F8T B8T	M20	133																																							
	M22	165																																							
	M24	192																																							
F10T S10T B10T	M20	165																																							
	M22	205																																							
	M24	238																																							
S14T	M22	299																																							
	M24	349																																							
<p>表3-2-7 常温時 (10 ~ 30 ) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172 ~ 202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212 ~ 249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247 ~ 290</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172 ~ 202	M22	212 ~ 249	M24	247 ~ 290	<p>表3-2-6 常温時 (10 ~ 30 ) の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>172 ~ 202</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>212 ~ 249</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>247 ~ 290</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>311 ~ 373</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>363 ~ 435</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)	S10T	M20	172 ~ 202	M22	212 ~ 249	M24	247 ~ 290	S14T	M22	311 ~ 373	M24	363 ~ 435	表記修正														
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																							
S10T	M20	172 ~ 202																																							
	M22	212 ~ 249																																							
	M24	247 ~ 290																																							
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)																																							
S10T	M20	172 ~ 202																																							
	M22	212 ~ 249																																							
	M24	247 ~ 290																																							
S14T	M22	311 ~ 373																																							
	M24	363 ~ 435																																							

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）	改定（令和4年版）	改訂理由																									
<p data-bbox="168 175 862 207">表3-2-8 常温時以外（0～10、30～60）の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" data-bbox="197 240 949 459"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値（kN）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167～211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207～261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241～304</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値（kN）	S10T	M20	167～211	M22	207～261	M24	241～304	<p data-bbox="1131 175 1825 207">表3-2-7 常温時以外（0～10、30～60）の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" data-bbox="1178 240 1912 568"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値（kN）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S10T</td> <td>M20</td> <td>167～211</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>207～261</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>241～304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299～391</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>349～457</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値（kN）	S10T	M20	167～211	M22	207～261	M24	241～304	S14T	M22	299～391	M24	349～457	<p data-bbox="1989 175 2072 207">表記修正</p>
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値（kN）																									
S10T	M20	167～211																									
	M22	207～261																									
	M24	241～304																									
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値（kN）																									
S10T	M20	167～211																									
	M22	207～261																									
	M24	241～304																									
S14T	M22	299～391																									
	M24	349～457																									

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成 28 年版)	改定 (令和 4 年版)	改訂理由
<p>図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項</p>  <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>  <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>	<p>図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項</p>  <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p>  <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p>	<p>表記修正</p>

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）	改定（令和4年版）	改訂理由																																																																																																																																																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">表3-2-10 塗装禁止条件</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">表3-2-9 塗装禁止条件</div>	表記修正																																																																																																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">塗装の種類</th> <th style="text-align: center;">気温（ ）</th> <th style="text-align: center;">湿度（RH%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長ばく形エッチングプライマー</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチプライマー</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">50以下</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチペイント</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">50以下</td></tr> <tr><td>有機ジンクリッチペイント</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗</td><td style="text-align: center;">10以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td style="text-align: center;">10以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td><td style="text-align: center;">10以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）</td><td style="text-align: center;">5以下、20以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）</td><td style="text-align: center;">5以下、20以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）</td><td style="text-align: center;">5以下、20以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td><td style="text-align: center;">10以下、30以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）</td><td style="text-align: center;">5以下、20以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料用中塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> </tbody> </table>	塗装の種類	気温（ ）	湿度（RH%）	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下	無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下	有機ジンクリッチペイント	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5以下、20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5以下、20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5以下、20以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下、30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">塗装の種類</th> <th style="text-align: center;">気温（ ）</th> <th style="text-align: center;">湿度（RH%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長ばく形エッチングプライマー</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチプライマー</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">50以下</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッチペイント</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">50以下</td></tr> <tr><td>有機ジンクリッチペイント</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗</td><td style="text-align: center;">10以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td style="text-align: center;">10以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td><td style="text-align: center;">10以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）</td><td style="text-align: center;">5以下、20以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）</td><td style="text-align: center;">5以下、20以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）</td><td style="text-align: center;">5以下、20以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td><td style="text-align: center;">10以下、30以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）</td><td style="text-align: center;">5以下、20以上</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料用中塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>ふっ素樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">0以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>鉛・クロムフリーさび止めペイント</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗料中塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> <tr><td>長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td><td style="text-align: center;">5以下</td><td style="text-align: center;">85以上</td></tr> </tbody> </table>	塗装の種類	気温（ ）	湿度（RH%）	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下	無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下	有機ジンクリッチペイント	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5以下、20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5以下、20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5以下、20以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下、30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上	長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	
塗装の種類	気温（ ）	湿度（RH%）																																																																																																																																																																								
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																																																																																								
無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下																																																																																																																																																																								
有機ジンクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																								
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																								
変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上																																																																																																																																																																								
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																																								
変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																																								
変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																																								
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下、30以上	85以上																																																																																																																																																																								
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																																								
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																								
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																								
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																								
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																								
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
塗装の種類	気温（ ）	湿度（RH%）																																																																																																																																																																								
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
無機ジンクリッチプライマー	0以下	50以下																																																																																																																																																																								
無機ジンクリッチペイント	0以下	50以下																																																																																																																																																																								
有機ジンクリッチペイント	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																								
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																								
変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上																																																																																																																																																																								
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																																								
変性エポキシ樹脂塗料下塗（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																																								
変性エポキシ樹脂塗料内面用（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																																								
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下、30以上	85以上																																																																																																																																																																								
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（低温用）	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																																								
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																								
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																								
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																								
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上																																																																																																																																																																								
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。</div>																																																																																																																																																																										

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成 28 年版)		改定 (令和 4 年版)		改訂理由																																																																																																
<p>表3-2-11 要求性能の確認方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">線材に要求される性能</td> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>強度</td> <td>洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度</td> <td>引張試験 (JIS G 3547 に準拠)</td> <td>-</td> <td>引張強さ 290N/mm<sup>2</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐久性</td> <td rowspan="2">淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること</td> <td>腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)</td> <td>塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間</td> <td>メッキ残存量 30g/m<sup>2</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>線材摩耗試験</td> <td>回転数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td> <td colspan="3">鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td>環境適合性</td> <td>周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと</td> <td colspan="3">鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記性能に加えて蓋材に要求される性能</td> <td>摩擦抵抗 (短期性能型)</td> <td>作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること</td> <td>面的摩擦試験 または 線的摩擦試験</td> <td>-</td> <td>摩擦係数 0.90 以上</td> </tr> <tr> <td>摩擦抵抗 (長期性能型)</td> <td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさ有すること</td> <td>線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験</td> <td>[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転</td> <td>摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	-	引張強さ 290N/mm <sup>2</sup> 以上	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上	線材摩耗試験	回転数		均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと			環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと			上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-	摩擦係数 0.90 以上	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさ有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)	<p>表3-2-10 要求性能の確認方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">線材に要求される性能</td> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>強度</td> <td>洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td> <td>引張試験 (JIS G 3547 に準拠)</td> <td>-</td> <td>引張強さ 290N/mm<sup>2</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐久性</td> <td rowspan="2">淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること</td> <td>腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)</td> <td>塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間</td> <td>メッキ残存量 30g/m<sup>2</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>線材摩耗試験</td> <td>回転数 20,000 回転</td> <td></td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td> <td colspan="3">鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td>環境適合性</td> <td>周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと</td> <td colspan="3">鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記性能に加えて蓋材に要求される性能</td> <td>摩擦抵抗 (短期性能型)</td> <td>作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること</td> <td>面的摩擦試験 または 線的摩擦試験</td> <td>-</td> <td>摩擦係数 0.90 以上</td> </tr> <tr> <td>摩擦抵抗 (長期性能型)</td> <td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさ有すること</td> <td>線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験</td> <td>[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転</td> <td>摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	-	引張強さ 290N/mm <sup>2</sup> 以上	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上	線材摩耗試験	回転数 20,000 回転		均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと			環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと			上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-	摩擦係数 0.90 以上	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさ有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)	<p>表記修正</p>
項目	要求性能			確認方法																																																																																																
		試験方法	試験条件	基準値																																																																																																
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																															
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	-	引張強さ 290N/mm <sup>2</sup> 以上																																																																																															
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上																																																																																															
			線材摩耗試験	回転数																																																																																																
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと																																																																																																	
環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと																																																																																																		
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-	摩擦係数 0.90 以上																																																																																															
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさ有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)																																																																																															
項目	要求性能	確認方法																																																																																																		
		試験方法	試験条件	基準値																																																																																																
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																															
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	-	引張強さ 290N/mm <sup>2</sup> 以上																																																																																															
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上																																																																																															
			線材摩耗試験	回転数 20,000 回転																																																																																																
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと																																																																																																	
環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと																																																																																																		
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさ有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	-	摩擦係数 0.90 以上																																																																																															
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさ有すること	線材摩耗試験の 線的摩擦試験 または 面材摩耗試験の 面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)																																																																																															
<p>[注1] 表3-2-11 の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1 回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験 (表3-2-13) を行うものとする。</p> <p>[注2] メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p>		<p>[注1] 表3-2-11 の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1 回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験 (表3-2-13) を行うものとする。</p> <p>[注2] メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p>																																																																																																		

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成 28 年版)	改定 (令和 4 年版)	改訂理由																																				
<p data-bbox="168 178 465 204">表3-2-18 上層路盤の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="197 252 913 651"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR ( % )</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下 安定性損失率 20%以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR ( % )</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上 [90 以上]</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="98 657 1016 705">[注1] 粒度調整路盤に用いる破碎分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50%以下とするものとする。</p> <p data-bbox="98 711 1016 759">[注2] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正 CBR は、[ ]内の数値を適用する。ただし、40 で CBR 試験を行った場合は 80 以上とする。</p>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下	修正 CBR ( % )	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下 安定性損失率 20%以下	修正 CBR ( % )	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]	<p data-bbox="1124 178 1422 204">表3-2-17 上層路盤の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="1153 252 1870 609"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR ( % )</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR ( % )</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上 [90 以上]</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1079 616 1886 663">[注1] 粒度調整路盤に用いる破碎分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50%以下とするものとする。</p> <p data-bbox="1079 670 1908 759">[注2] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正 CBR は、[ ]内の数値を適用する。ただし、40 で CBR 試験を行った場合は 80 以上とする。</p>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下	修正 CBR ( % )	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下	修正 CBR ( % )	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]	<p data-bbox="1989 178 2078 204">表記修正</p>
種別	試験項目	試験方法	規格値																																			
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下																																			
	修正 CBR ( % )	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上																																			
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下 安定性損失率 20%以下																																			
	修正 CBR ( % )	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]																																			
種別	試験項目	試験方法	規格値																																			
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下																																			
	修正 CBR ( % )	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上																																			
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下																																			
	修正 CBR ( % )	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]																																			

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)	改定 (令和4年版)	改訂理由																												
<p data-bbox="159 177 405 209">表3-2-46 溶接材料区分</p> <table border="1" data-bbox="147 253 1001 826"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p data-bbox="1115 177 1361 209">表3-2-45 溶接材料区分</p> <table border="1" data-bbox="1037 258 1977 804"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 <b>(じん性を除く)</b> を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 <b>(じん性を除く)</b> を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 <b>(じん性を除く)</b> を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 <b>(じん性を除く)</b> を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p data-bbox="1989 177 2078 209">表記修正</p>
使用区分	使用する溶接材料																													
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																													
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																													
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																													
使用区分	使用する溶接材料																													
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 <b>(じん性を除く)</b> を有する溶接材料																													
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 <b>(じん性を除く)</b> を有する溶接材料																													
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																													

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)		改定 (令和4年版)				改訂理由																																																																																																																																																																																						
<p>表3-2-51 予熱温度の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度 ( )</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分 (mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25をこえ 40以下</th> <th>40をこえ 50以下</th> <th>50をこえ 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>SM490</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>SM490Y</td> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA490WSMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5 以下の場合は、20 程度に加熱する。</p>		鋼種	溶接方法	予熱温度 ( )				板厚区分 (mm)				25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA490WSMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	<p>表3-2-50 予熱温度の標準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度 ( )</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分 (mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25を超え 40以下</th> <th>40を超え 50以下</th> <th>50を超え 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">SM400</td> <td>低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">SMA400W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>SM490</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>SM490Y</td> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SM520 SM570</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SMA490W SMA570W</td> <td>低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>SBHS400 SBHS400W</td> <td>低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>SBHS500 SBHS500W</td> <td>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5 以下の場合は、20 程度に加熱する。</p>				鋼種	溶接方法	予熱温度 ( )				板厚区分 (mm)				25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS500 SBHS500W	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	<p>表記修正</p>
鋼種	溶接方法			予熱温度 ( )																																																																																																																																																																																								
				板厚区分 (mm)																																																																																																																																																																																								
		25以下	25をこえ 40以下	40をこえ 50以下	50をこえ 100以下																																																																																																																																																																																							
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-																																																																																																																																																																																							
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																							
	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																							
	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																							
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																							
	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																							
	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																							
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																																							
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																							
SM520SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																							
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																							
SMA490WSMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																							
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																							
鋼種	溶接方法	予熱温度 ( )																																																																																																																																																																																										
		板厚区分 (mm)																																																																																																																																																																																										
		25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下																																																																																																																																																																																							
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-																																																																																																																																																																																							
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																							
	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																							
	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																							
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																							
	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																							
	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																							
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80																																																																																																																																																																																							
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50																																																																																																																																																																																							
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																							
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																							
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100																																																																																																																																																																																							
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80																																																																																																																																																																																							
SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																							
SBHS500 SBHS500W	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																																																																																																							

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成 28 年版)	改定 (令和 4 年版)	改訂理由																																								
	<p style="text-align: center;">表3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件</p> <p style="text-align: right;">( % )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">鋼 種</th> <th style="text-align: center;">SM400</th> <th style="text-align: center;">SMA400W</th> <th style="text-align: center;">SM490 SM490Y</th> <th style="text-align: center;">SM520 SM570</th> <th style="text-align: center;">SMA490W SMA570W</th> <th style="text-align: center;">SBHS400 SBHS400W</th> <th style="text-align: center;">SBHS500 SBHS500W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鋼材の 板厚(mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25 以下</td> <td style="text-align: center;">0.24 以下</td> <td style="text-align: center;">0.24 以下</td> <td style="text-align: center;">0.26 以下</td> <td style="text-align: center;">0.26 以下</td> <td style="text-align: center;">0.26 以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25 を超え 50 以下</td> <td style="text-align: center;">0.24 以下</td> <td style="text-align: center;">0.24 以下</td> <td style="text-align: center;">0.26 以下</td> <td style="text-align: center;">0.27 以下</td> <td style="text-align: center;">0.27 以下</td> <td style="text-align: center;">0.22 以下</td> <td style="text-align: center;">0.20 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50 を超え 100 以下</td> <td style="text-align: center;">0.24 以下</td> <td style="text-align: center;">0.24 以下</td> <td style="text-align: center;">0.27 以下</td> <td style="text-align: center;">0.29 以下</td> <td style="text-align: center;">0.29 以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	鋼 種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	鋼材の 板厚(mm)								25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下			25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	0.22 以下	0.20 以下	50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下			<p>新規追加</p>
鋼 種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W																																			
鋼材の 板厚(mm)																																										
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下																																					
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	0.22 以下	0.20 以下																																			
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下																																					

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）	改定（令和4年版）	改訂理由																																																																																												
	<p style="text-align: center;">表3-2-52 PCM値と予熱温度の標準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 10%;"><math>P_{CM}</math>（%）</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">溶接方法</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">予熱温度（ ）</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">板厚区分（mm）</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">t ≤ 25</th> <th style="width: 10%;">25 &lt; t ≤ 40</th> <th style="width: 10%;">40 &lt; t ≤ 100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.21</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.22</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.23</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.24</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.25</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.26</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.27</td> <td>SMAW</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.28</td> <td>SMAW</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.29</td> <td>SMAW</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>GMAW, SAW</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	$P_{CM}$ （%）	溶接方法	予熱温度（ ）			板厚区分（mm）			t ≤ 25	25 < t ≤ 40	40 < t ≤ 100	0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.25	SMAW	予熱なし	50	50	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50	0.26	SMAW	予熱なし	50	80	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50	0.27	SMAW	50	80	80	GMAW, SAW	予熱なし	50	50	0.28	SMAW	50	80	100	GMAW, SAW	50	50	80	0.29	SMAW	80	100	100	GMAW, SAW	50	80	80	新規追加
$P_{CM}$ （%）	溶接方法			予熱温度（ ）																																																																																										
				板厚区分（mm）																																																																																										
		t ≤ 25	25 < t ≤ 40	40 < t ≤ 100																																																																																										
0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																										
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																										
0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																										
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																										
0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																										
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																										
0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																										
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																										
0.25	SMAW	予熱なし	50	50																																																																																										
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																										
0.26	SMAW	予熱なし	50	80																																																																																										
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																										
0.27	SMAW	50	80	80																																																																																										
	GMAW, SAW	予熱なし	50	50																																																																																										
0.28	SMAW	50	80	100																																																																																										
	GMAW, SAW	50	50	80																																																																																										
0.29	SMAW	80	100	100																																																																																										
	GMAW, SAW	50	80	80																																																																																										

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）				改定（令和4年版）				改訂理由																																																														
<p>表3-2-52 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1枚（端部を含む）</td> <td rowspan="7">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1枚（端部を含む）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">曲げ部材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1</td> <td>1枚（端部を含む）</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1枚（端部を含む）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚（引張側）</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚（端部を含む）</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1枚（端部を含む）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	引張部材	1	1枚（端部を含む）	継手全長を原則とする	圧縮部材	5	1枚（端部を含む）	曲げ部材	引張フランジ	1	1枚（端部を含む）	圧縮フランジ	5	1枚（端部を含む）	腹板	応力に直角な方向の継手	1	1枚（引張側）	応力に平行な方向の継手	1	1枚（端部を含む）	鋼床版	1	1枚（端部を含む）		<p>表3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1枚（始端又は終端部を含む）</td> <td rowspan="7">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1枚（始端又は終端部を含む）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">曲げ部材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1</td> <td>1枚（始端又は終端部を含む）</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>5</td> <td>1枚（始端又は終端部を含む）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚（引張側）</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚（始端又は終端部を含む）</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1枚（始端又は終端部を含む）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注）検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の30cmに対して、超音波探傷試験では1継手の全線としている。</p>				部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	引張部材	1	1枚（始端又は終端部を含む）	継手全長を原則とする	圧縮部材	5	1枚（始端又は終端部を含む）	曲げ部材	引張フランジ	1	1枚（始端又は終端部を含む）	圧縮フランジ	5	1枚（始端又は終端部を含む）	腹板	応力に直角な方向の継手	1	1枚（引張側）	応力に平行な方向の継手	1	1枚（始端又は終端部を含む）	鋼床版	1	1枚（始端又は終端部を含む）		表記修正
部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																																			
		撮影枚数	検査長さ																																																																			
引張部材	1	1枚（端部を含む）	継手全長を原則とする																																																																			
圧縮部材	5	1枚（端部を含む）																																																																				
曲げ部材	引張フランジ	1		1枚（端部を含む）																																																																		
	圧縮フランジ	5		1枚（端部を含む）																																																																		
	腹板	応力に直角な方向の継手		1	1枚（引張側）																																																																	
応力に平行な方向の継手		1		1枚（端部を含む）																																																																		
鋼床版	1	1枚（端部を含む）																																																																				
部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																																			
		撮影枚数	検査長さ																																																																			
引張部材	1	1枚（始端又は終端部を含む）	継手全長を原則とする																																																																			
圧縮部材	5	1枚（始端又は終端部を含む）																																																																				
曲げ部材	引張フランジ	1		1枚（始端又は終端部を含む）																																																																		
	圧縮フランジ	5		1枚（始端又は終端部を含む）																																																																		
	腹板	応力に直角な方向の継手		1	1枚（引張側）																																																																	
応力に平行な方向の継手		1		1枚（始端又は終端部を含む）																																																																		
鋼床版	1	1枚（始端又は終端部を含む）																																																																				

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)		改定 (令和4年版)		改訂理由	
表3-2-54 欠陥の補修方法		表3-2-55 欠陥の補修方法		表記修正	
	欠陥の種類	補修方法	欠陥の種類	補修方法	
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りした後 グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のもはグラインダー仕上げのみでよい
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
4	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジングでその部分を除去し、再溶接する。	4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。
5	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	5	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または溶接後、グラインダー仕上げする。

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）	改定（令和4年版）	改訂理由									
	<p>第3編 第2章 一般施工 3-2-14</p> <p>表3-2-62 種子の種類</p> <table border="1" data-bbox="922 355 2036 604"> <tr> <td data-bbox="922 355 981 427">草本類</td> <td data-bbox="981 355 1180 427">外来種</td> <td data-bbox="1180 355 2036 427">グリーンピングレットフェスタ, ケンタッキーブルーグラス, ハミューダグラス, ホワイトクローバー, ベントグラス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 427 981 499"></td> <td data-bbox="981 427 1180 499">在来種 (郷土種)</td> <td data-bbox="1180 427 2036 499">ヨモギ, ススキ, イタドリ, メハギ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 499 981 604">木本類</td> <td data-bbox="981 499 1180 604">在来種 (郷土種)</td> <td data-bbox="1180 499 2036 604">ヤマハギ(皮取り), ヤマハギ(皮付き), コマツナギ</td> </tr> </table>	草本類	外来種	グリーンピングレットフェスタ, ケンタッキーブルーグラス, ハミューダグラス, ホワイトクローバー, ベントグラス		在来種 (郷土種)	ヨモギ, ススキ, イタドリ, メハギ	木本類	在来種 (郷土種)	ヤマハギ(皮取り), ヤマハギ(皮付き), コマツナギ	新規追加
草本類	外来種	グリーンピングレットフェスタ, ケンタッキーブルーグラス, ハミューダグラス, ホワイトクローバー, ベントグラス									
	在来種 (郷土種)	ヨモギ, ススキ, イタドリ, メハギ									
木本類	在来種 (郷土種)	ヤマハギ(皮取り), ヤマハギ(皮付き), コマツナギ									

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）					改定（令和4年版）					改訂理由	
表6-1-1 純ポリ塩化ビニル：（厚さ：1mm、色：透明）					表6-1-1 純ポリ塩化ビニル：（厚さ：1mm、色：透明）					表記修正	
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法		
比 重			1.25 以下	JIS K 6773	比 重			1.25以下	JIS K 6773		
硬 さ			80±5	JIS K 6773	硬 さ			80±5	JIS K 6773		
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8 以上	JIS K 6773	引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8以上	JIS K 6773		
伸 び		%	290 以上	JIS K 6773	伸 び		%	290以上	JIS K 6773		
老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773	老 化 性	質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773		
耐薬品性	ｱﾙｶﾘ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	耐薬品性	ｱﾙｶﾘ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773			伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773			質量 変化率	%	±3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773		食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773			伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773			質量 変化率	%	±1	JIS K 6773
柔軟性			- 30 以下	JIS K 6773	柔 軟 性			- 30以下	JIS K 6773		
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 ( 60 以上 )	JIS K 6252	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 ( 60以上 )	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2		
公的試験機関のみの試験項目					公的試験機関のみの試験項目						

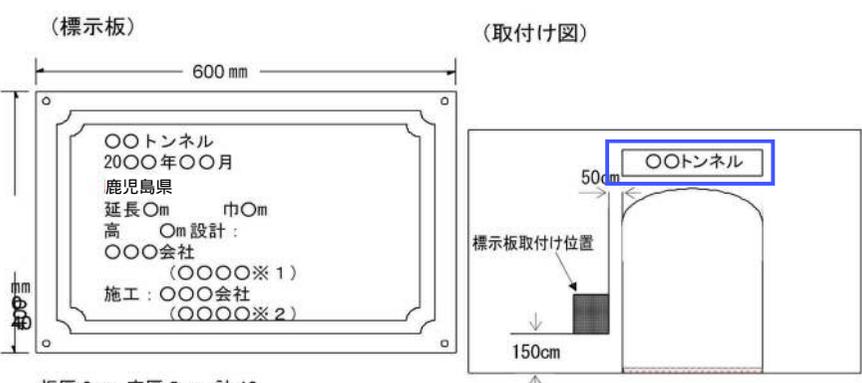
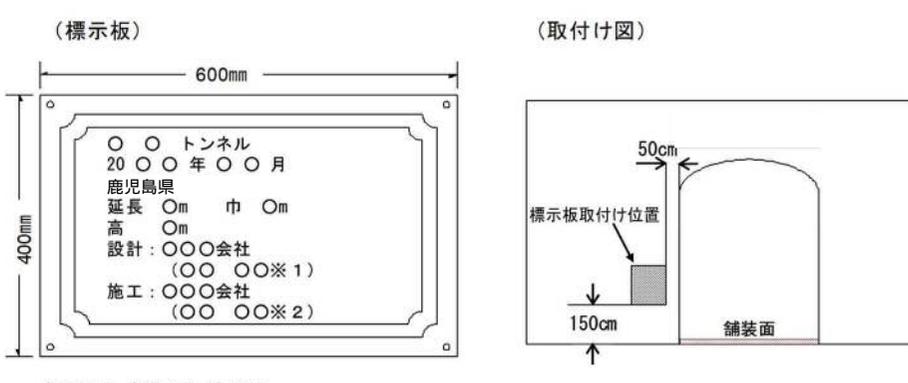
土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成 28 年版)					改定 (令和 4 年版)					改訂理由		
表6-1-2 エチレン酢酸ビニル (厚さ: 1mm、色: 透明) の品質規格					表6-1-2 エチレン酢酸ビニル (厚さ: 1mm、色: 透明) の品質規格					表記修正		
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法			
比 重			1.0 以下	JIS K 6773	比 重			1.0以下	JIS K 6773			
硬 さ			93 ± 5	JIS K 6773	硬 さ			93 ± 5	JIS K 6773			
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6 以上	JIS K 6773	引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6以上	JIS K 6773			
伸 び		%	400 以上	JIS K 6773	伸 び		%	400以上	JIS K 6773			
老化性	質量変化率	%	± 7	JIS K 6773	老 化 性	質 量 変 化 率	%	± 7	JIS K 6773			
耐 薬 品 性	アルカリ	引張強さ変化率	%	± 15	JIS K 6773	耐 薬 品 性	アルカリ	引張強さ変化率	%	± 15	JIS K 6773	
		伸び 変化率	%	± 15	JIS K 6773			食塩水	伸び 変化率	%	± 15	JIS K 6773
		質量 変化率	%	± 3	JIS K 6773				質量 変化率	%	± 3	JIS K 6773
	食塩水	引張強さ変化率	%	± 7	JIS K 6773		食塩水		引張強さ変化率	%	± 7	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	± 7	JIS K 6773			伸び 変化率	%	± 7	JIS K 6773	
		質量 変化率	%	± 1	JIS K 6773			質量 変化率	%	± 1	JIS K 6773	
柔軟性			- 30 以下	JIS K 6773	柔 軟 性			- 30以下	JIS K 6773			
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 ( 60 以上 )	JIS K 6252	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 ( 60以上 )	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2			
※公的試験機関のみの試験項目					公的試験機関のみの試験項目							

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)				改定 (令和4年版)				改訂理由
表6-1-4 止水材の品質規格				表6-1-4 止水材の品質規格				表記修正
試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法	
漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25 以下	建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による	漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による	
引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8 以上	日本工業規格(JIS)で規定され ている各材料ごとの試験方法による。	引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS) で規定され ている各材料ごとの試験方法によ る。	
摩擦係数		0.8 以上	平成4年度建設省告示第 1324 号に基 づく摩擦試験方法による。	摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号 に基づく摩擦試験方法による。	

土木共通仕様書新旧対照表

<p>現行 (平成28年版)</p>	<p>改定 (令和4年版)</p>	<p>改訂理由</p>
<p>図10-6-2 標示板の刻示標準図</p>  <p>(標示板) (取付け図)</p> <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13</p> <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>※1管理技術者氏名、※2監理技術者等氏名</p>	<p>図10-6-2 標示板の設置イメージ図</p>  <p>(標示板) (取付け図)</p> <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p>	<p>表記修正</p>

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)		改定 (令和4年版)				改訂理由																																																																																																																																																				
第11編 第2章 公園緑地工 2-7-5 表3-31 アスファルト混合物の種類と粒度範囲		第11編 第2章 公園緑地工 2-7-5 表2-1 アスファルト混合物の種類と粒度範囲				表記修正																																																																																																																																																				
表3-31 アスファルト混合物の種類と粒度範囲		表2-1 アスファルト混合物の種類と粒度範囲																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">混合物の種類</th> <th>粗粒度</th> <th colspan="2">密粒度</th> <th>細粒度</th> </tr> <tr> <th>アスファルト混合物 (20)</th> <th colspan="2">アスファルト混合物 (20) (13)</th> <th>アスファルト混合物 (13)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕上り厚cm</td> <td>4~6</td> <td>4~6</td> <td>3~5</td> <td>3~5</td> </tr> <tr> <td>最大粒径mm</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>通過</td> <td>26.5mm</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>19.0mm</td> <td>95~100</td> <td>95~100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>百分率</td> <td>13.2mm</td> <td>70~90</td> <td>75~90</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>4.75mm</td> <td>35~55</td> <td>45~65</td> <td>65~80</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.36mm</td> <td>20~35</td> <td>35~50</td> <td>50~65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>600μm</td> <td>11~23</td> <td>18~50</td> <td>25~40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300μm</td> <td>5~16</td> <td>10~21</td> <td>12~27</td> </tr> <tr> <td></td> <td>150μm</td> <td>4~12</td> <td>6~16</td> <td>8~20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75μm</td> <td>2~7</td> <td>4~8</td> <td>4~10</td> </tr> <tr> <td>アスファルト量 %</td> <td>4.5~6</td> <td colspan="2">5~7</td> <td>6~8</td> </tr> <tr> <td>アスファルト針入度</td> <td colspan="4">40~60, 60~80, 80~100, 100~120</td> </tr> </tbody> </table>		混合物の種類	粗粒度	密粒度		細粒度	アスファルト混合物 (20)	アスファルト混合物 (20) (13)		アスファルト混合物 (13)	仕上り厚cm	4~6	4~6	3~5	3~5	最大粒径mm	20	20	13	13	通過	26.5mm	100	100	100	質量	19.0mm	95~100	95~100	100	百分率	13.2mm	70~90	75~90	95~100	%	4.75mm	35~55	45~65	65~80		2.36mm	20~35	35~50	50~65		600μm	11~23	18~50	25~40		300μm	5~16	10~21	12~27		150μm	4~12	6~16	8~20		75μm	2~7	4~8	4~10	アスファルト量 %	4.5~6	5~7		6~8	アスファルト針入度	40~60, 60~80, 80~100, 100~120				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">混合物の種類</th> <th>粗粒度</th> <th colspan="2">密粒度</th> <th>細粒度</th> </tr> <tr> <th>アスファルト混合物 (20)</th> <th colspan="2">アスファルト混合物 (20) (13)</th> <th>アスファルト混合物 (13)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕上り厚cm</td> <td>4~6</td> <td>4~6</td> <td>3~5</td> <td>3~5</td> </tr> <tr> <td>最大粒径mm</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>通過</td> <td>26.5mm</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>19.0mm</td> <td>95~100</td> <td>95~100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>百分率</td> <td>13.2mm</td> <td>70~90</td> <td>75~90</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>4.75mm</td> <td>35~55</td> <td>45~65</td> <td>65~80</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.36mm</td> <td>20~35</td> <td>35~50</td> <td>50~65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>600μm</td> <td>11~23</td> <td>18~50</td> <td>25~40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300μm</td> <td>5~16</td> <td>10~21</td> <td>12~27</td> </tr> <tr> <td></td> <td>150μm</td> <td>4~12</td> <td>6~16</td> <td>8~20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75μm</td> <td>2~7</td> <td>4~8</td> <td>4~10</td> </tr> <tr> <td>アスファルト量 %</td> <td>4.5~6</td> <td colspan="2">5~7</td> <td>6~8</td> </tr> <tr> <td>アスファルト針入度</td> <td colspan="4">40~60, 60~80, 80~100, 100~120</td> </tr> </tbody> </table>				混合物の種類	粗粒度	密粒度		細粒度	アスファルト混合物 (20)	アスファルト混合物 (20) (13)		アスファルト混合物 (13)	仕上り厚cm	4~6	4~6	3~5	3~5	最大粒径mm	20	20	13	13	通過	26.5mm	100	100	100	質量	19.0mm	95~100	95~100	100	百分率	13.2mm	70~90	75~90	95~100	%	4.75mm	35~55	45~65	65~80		2.36mm	20~35	35~50	50~65		600μm	11~23	18~50	25~40		300μm	5~16	10~21	12~27		150μm	4~12	6~16	8~20		75μm	2~7	4~8	4~10	アスファルト量 %	4.5~6	5~7		6~8	アスファルト針入度	40~60, 60~80, 80~100, 100~120				<p>(注)13mm~5mmの砕石の入手が困難なときは、監督職員の承諾を得た場合は、10mm~5mmの砕石を使用することができる。</p> <p style="text-align: right;">〔舗装施工便覧〕</p>
混合物の種類	粗粒度		密粒度		細粒度																																																																																																																																																					
	アスファルト混合物 (20)	アスファルト混合物 (20) (13)		アスファルト混合物 (13)																																																																																																																																																						
仕上り厚cm	4~6	4~6	3~5	3~5																																																																																																																																																						
最大粒径mm	20	20	13	13																																																																																																																																																						
通過	26.5mm	100	100	100																																																																																																																																																						
質量	19.0mm	95~100	95~100	100																																																																																																																																																						
百分率	13.2mm	70~90	75~90	95~100																																																																																																																																																						
%	4.75mm	35~55	45~65	65~80																																																																																																																																																						
	2.36mm	20~35	35~50	50~65																																																																																																																																																						
	600μm	11~23	18~50	25~40																																																																																																																																																						
	300μm	5~16	10~21	12~27																																																																																																																																																						
	150μm	4~12	6~16	8~20																																																																																																																																																						
	75μm	2~7	4~8	4~10																																																																																																																																																						
アスファルト量 %	4.5~6	5~7		6~8																																																																																																																																																						
アスファルト針入度	40~60, 60~80, 80~100, 100~120																																																																																																																																																									
混合物の種類	粗粒度	密粒度		細粒度																																																																																																																																																						
	アスファルト混合物 (20)	アスファルト混合物 (20) (13)		アスファルト混合物 (13)																																																																																																																																																						
仕上り厚cm	4~6	4~6	3~5	3~5																																																																																																																																																						
最大粒径mm	20	20	13	13																																																																																																																																																						
通過	26.5mm	100	100	100																																																																																																																																																						
質量	19.0mm	95~100	95~100	100																																																																																																																																																						
百分率	13.2mm	70~90	75~90	95~100																																																																																																																																																						
%	4.75mm	35~55	45~65	65~80																																																																																																																																																						
	2.36mm	20~35	35~50	50~65																																																																																																																																																						
	600μm	11~23	18~50	25~40																																																																																																																																																						
	300μm	5~16	10~21	12~27																																																																																																																																																						
	150μm	4~12	6~16	8~20																																																																																																																																																						
	75μm	2~7	4~8	4~10																																																																																																																																																						
アスファルト量 %	4.5~6	5~7		6~8																																																																																																																																																						
アスファルト針入度	40~60, 60~80, 80~100, 100~120																																																																																																																																																									
		<p>(注)13mm~5mmの砕石の入手が困難なときは、監督職員の承諾を得た場合は、10mm~5mmの砕石を使用することができる。</p> <p style="text-align: right;">〔舗装施工便覧〕</p>																																																																																																																																																								

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)	改定 (令和4年版)	改訂理由																								
<p>第11編 第2章 公園緑地工 2-7-6 標準目地間隔</p> <p style="text-align: center;">標準目地間隔</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>伸縮目地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート舗装</td> <td>5 m間隔</td> </tr> <tr> <td>コンクリート園路</td> <td>8 m間隔</td> </tr> </tbody> </table>	種類	伸縮目地	コンクリート舗装	5 m間隔	コンクリート園路	8 m間隔	<p style="text-align: center;">表2-2 標準目地間隔</p> <p style="text-align: center;">表2-2 標準目地間隔</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>伸縮目地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート舗装</td> <td>5 m間隔</td> </tr> <tr> <td>コンクリート園路</td> <td>8 m間隔</td> </tr> </tbody> </table>	種類	伸縮目地	コンクリート舗装	5 m間隔	コンクリート園路	8 m間隔	表記修正												
種類	伸縮目地																									
コンクリート舗装	5 m間隔																									
コンクリート園路	8 m間隔																									
種類	伸縮目地																									
コンクリート舗装	5 m間隔																									
コンクリート園路	8 m間隔																									
<p>第11編 第2章 公園緑地工 2-7-7 寸法許容誤差</p> <p style="text-align: center;">寸法許容誤差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>床タイルの寸法 (mm)</th> <th>外形寸法 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50以上～160未満</td> <td>±2.5</td> <td>±4.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>160以上～500未満</td> <td>±4.0</td> <td>±4.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	床タイルの寸法 (mm)	外形寸法 (mm)	厚さ (mm)	備考	50以上～160未満	±2.5	±4.0		160以上～500未満	±4.0	±4.0		<p style="text-align: center;">表2-3 寸法許容誤差</p> <p style="text-align: center;">表2-3 寸法許容誤差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>床タイルの寸法 (mm)</th> <th>外形寸法 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50以上～160未満</td> <td>±2.5</td> <td>±4.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>160以上～500未満</td> <td>±4.0</td> <td>±4.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	床タイルの寸法 (mm)	外形寸法 (mm)	厚さ (mm)	備考	50以上～160未満	±2.5	±4.0		160以上～500未満	±4.0	±4.0		表記修正
床タイルの寸法 (mm)	外形寸法 (mm)	厚さ (mm)	備考																							
50以上～160未満	±2.5	±4.0																								
160以上～500未満	±4.0	±4.0																								
床タイルの寸法 (mm)	外形寸法 (mm)	厚さ (mm)	備考																							
50以上～160未満	±2.5	±4.0																								
160以上～500未満	±4.0	±4.0																								
<p>第11編 第2章 公園緑地工 2-14-1 表面排水勾配</p> <p style="text-align: center;">表面排水勾配</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広場 グラント類</td> <td>0.5～1.0%</td> </tr> <tr> <td>コート類</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	種類	勾配	広場 グラント類	0.5～1.0%	コート類	0.5%	<p style="text-align: center;">表2-4 表面排水勾配</p> <p style="text-align: center;">表2-4 表面排水勾配</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広場 グラント類</td> <td>0.5～1.0%</td> </tr> <tr> <td>コート類</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	種類	勾配	広場 グラント類	0.5～1.0%	コート類	0.5%	表記修正												
種類	勾配																									
広場 グラント類	0.5～1.0%																									
コート類	0.5%																									
種類	勾配																									
広場 グラント類	0.5～1.0%																									
コート類	0.5%																									

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)	改定 (令和4年版)	改訂理由																																																																																																																																																																																										
<p>第11編 第6章 落石防護工 6-1-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ワイヤロープ名称</th> <th>覆式</th> <th>ポケット式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上段横ロープ</td> <td>3個/1m</td> <td>8個/3m</td> </tr> <tr> <td>縦ロープ</td> <td>1個/1m</td> <td>8個/5m</td> </tr> <tr> <td>横ロープ</td> <td>1個/1m</td> <td>4個/3m</td> </tr> <tr> <td>補助ロープ</td> <td>1個/1m</td> <td>1個/1m (縦補助ロープ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第11編 第6章 落石防護工 6-1-3</p> <p><b>表6-1</b> 覆式落石防止網の種類と性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>最大法長</th> <th>標準勾配</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1500型</td> <td>50m</td> <td>1:0.5</td> <td>40㎡当たり14.7kN (1500kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの</td> </tr> <tr> <td>1000型</td> <td>70m</td> <td>1:0.5</td> <td>40㎡当たり9.81kN (1000kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの</td> </tr> <tr> <td>500型</td> <td>70m</td> <td>1:0.5</td> <td>40㎡当たり4.9kN (500kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>表6-2</b> 覆式落石防止網の構造諸元</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">種類</th> </tr> <tr> <th>1500型</th> <th>1000型</th> <th>500型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>縦ロープ間隔</td> <td>4.0m</td> <td>4.0m</td> <td>4.0m</td> </tr> <tr> <td>横ロープ間隔</td> <td>10.0m</td> <td>10.0m</td> <td>10.0m</td> </tr> <tr> <td>縦, 横ロープ</td> <td>3×7G/0 16</td> <td>3×7G/0 16</td> <td>3×7G/0 12</td> </tr> <tr> <td>補助ロープ</td> <td>3×7G/0 12</td> <td>3×7G/0 12</td> <td>3×7G/0 12</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">金網</td> <td>亜鉛めっき</td> <td>4.0</td> <td>3.2</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>厚めっき</td> <td>4.0</td> <td>3.2</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>のビニル被覆</td> <td>5.0 (4.0)</td> <td>4.0 (3.2)</td> <td>3.2 (2.6)</td> </tr> <tr> <td>径</td> <td>着色塗装</td> <td>4.0</td> <td>3.2</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>金網の網目</td> <td>50×50</td> <td>50×50</td> <td>50×50</td> </tr> <tr> <td>結合コイル</td> <td>4.0 × 70 × 300</td> <td>3.2 × 50 × 300</td> <td>3.2 × 50 × 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アノカ径</td> <td>岩盤用</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>土中用</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>コンクリート用</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ( ) は心線径</p>	ワイヤロープ名称	覆式	ポケット式	最上段横ロープ	3個/1m	8個/3m	縦ロープ	1個/1m	8個/5m	横ロープ	1個/1m	4個/3m	補助ロープ	1個/1m	1個/1m (縦補助ロープ)	種類	最大法長	標準勾配	性能	1500型	50m	1:0.5	40㎡当たり14.7kN (1500kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの	1000型	70m	1:0.5	40㎡当たり9.81kN (1000kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの	500型	70m	1:0.5	40㎡当たり4.9kN (500kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの	項目	種類			1500型	1000型	500型	縦ロープ間隔	4.0m	4.0m	4.0m	横ロープ間隔	10.0m	10.0m	10.0m	縦, 横ロープ	3×7G/0 16	3×7G/0 16	3×7G/0 12	補助ロープ	3×7G/0 12	3×7G/0 12	3×7G/0 12	金網	亜鉛めっき	4.0	3.2	2.6	厚めっき	4.0	3.2	2.6	のビニル被覆	5.0 (4.0)	4.0 (3.2)	3.2 (2.6)	径	着色塗装	4.0	3.2	2.6	金網の網目	50×50	50×50	50×50	結合コイル	4.0 × 70 × 300	3.2 × 50 × 300	3.2 × 50 × 300	アノカ径	岩盤用	32	32	22	土中用	-	-	-	コンクリート用	28	28	22	<p>第11編 第6章 落石防護工 6-1-2</p> <p><b>表6-1</b> 結合コイルの取付け間隔</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ワイヤロープ名称</th> <th>覆式</th> <th>ポケット式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最上段横ロープ</td> <td>3個/1m</td> <td>8個/3m</td> </tr> <tr> <td>縦ロープ</td> <td>1個/1m</td> <td>8個/5m</td> </tr> <tr> <td>横ロープ</td> <td>1個/1m</td> <td>4個/3m</td> </tr> <tr> <td>補助ロープ</td> <td>1個/1m</td> <td>1個/1m (縦補助ロープ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第11編 第6章 落石防護工 6-1-3</p> <p><b>表6-2</b> 覆式落石防止網の種類と性能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>最大法長</th> <th>標準勾配</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1500型</td> <td>50m</td> <td>1:0.5</td> <td>40㎡当たり14.7kN (1500kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの</td> </tr> <tr> <td>1000型</td> <td>70m</td> <td>1:0.5</td> <td>40㎡当たり9.81kN (1000kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの</td> </tr> <tr> <td>500型</td> <td>70m</td> <td>1:0.5</td> <td>40㎡当たり4.9kN (500kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>表6-3</b> 覆式落石防止網の構造諸元</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">種類</th> </tr> <tr> <th>1500型</th> <th>1000型</th> <th>500型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>縦ロープ間隔</td> <td>4.0m</td> <td>4.0m</td> <td>4.0m</td> </tr> <tr> <td>横ロープ間隔</td> <td>10.0m</td> <td>10.0m</td> <td>10.0m</td> </tr> <tr> <td>縦, 横ロープ</td> <td>3×7G/0 16</td> <td>3×7G/0 16</td> <td>3×7G/0 12</td> </tr> <tr> <td>補助ロープ</td> <td>3×7G/0 12</td> <td>3×7G/0 12</td> <td>3×7G/0 12</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">金網</td> <td>亜鉛めっき</td> <td>4.0</td> <td>3.2</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>厚めっき</td> <td>4.0</td> <td>3.2</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>のビニル被覆</td> <td>5.0 (4.0)</td> <td>4.0 (3.2)</td> <td>3.2 (2.6)</td> </tr> <tr> <td>径</td> <td>着色塗装</td> <td>4.0</td> <td>3.2</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>金網の網目</td> <td>50×50</td> <td>50×50</td> <td>50×50</td> </tr> <tr> <td>結合コイル</td> <td>4.0 × 70 × 300</td> <td>3.2 × 50 × 300</td> <td>3.2 × 50 × 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アノカ径</td> <td>岩盤用</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>土中用</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>コンクリート用</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ( ) は心線径</p>	ワイヤロープ名称	覆式	ポケット式	最上段横ロープ	3個/1m	8個/3m	縦ロープ	1個/1m	8個/5m	横ロープ	1個/1m	4個/3m	補助ロープ	1個/1m	1個/1m (縦補助ロープ)	種類	最大法長	標準勾配	性能	1500型	50m	1:0.5	40㎡当たり14.7kN (1500kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの	1000型	70m	1:0.5	40㎡当たり9.81kN (1000kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの	500型	70m	1:0.5	40㎡当たり4.9kN (500kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの	項目	種類			1500型	1000型	500型	縦ロープ間隔	4.0m	4.0m	4.0m	横ロープ間隔	10.0m	10.0m	10.0m	縦, 横ロープ	3×7G/0 16	3×7G/0 16	3×7G/0 12	補助ロープ	3×7G/0 12	3×7G/0 12	3×7G/0 12	金網	亜鉛めっき	4.0	3.2	2.6	厚めっき	4.0	3.2	2.6	のビニル被覆	5.0 (4.0)	4.0 (3.2)	3.2 (2.6)	径	着色塗装	4.0	3.2	2.6	金網の網目	50×50	50×50	50×50	結合コイル	4.0 × 70 × 300	3.2 × 50 × 300	3.2 × 50 × 300	アノカ径	岩盤用	32	32	22	土中用	-	-	-	コンクリート用	28	28	22	<p>表記修正</p> <p>表記修正</p> <p>表記修正</p>
ワイヤロープ名称	覆式	ポケット式																																																																																																																																																																																										
最上段横ロープ	3個/1m	8個/3m																																																																																																																																																																																										
縦ロープ	1個/1m	8個/5m																																																																																																																																																																																										
横ロープ	1個/1m	4個/3m																																																																																																																																																																																										
補助ロープ	1個/1m	1個/1m (縦補助ロープ)																																																																																																																																																																																										
種類	最大法長	標準勾配	性能																																																																																																																																																																																									
1500型	50m	1:0.5	40㎡当たり14.7kN (1500kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの																																																																																																																																																																																									
1000型	70m	1:0.5	40㎡当たり9.81kN (1000kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの																																																																																																																																																																																									
500型	70m	1:0.5	40㎡当たり4.9kN (500kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの																																																																																																																																																																																									
項目	種類																																																																																																																																																																																											
	1500型	1000型	500型																																																																																																																																																																																									
縦ロープ間隔	4.0m	4.0m	4.0m																																																																																																																																																																																									
横ロープ間隔	10.0m	10.0m	10.0m																																																																																																																																																																																									
縦, 横ロープ	3×7G/0 16	3×7G/0 16	3×7G/0 12																																																																																																																																																																																									
補助ロープ	3×7G/0 12	3×7G/0 12	3×7G/0 12																																																																																																																																																																																									
金網	亜鉛めっき	4.0	3.2	2.6																																																																																																																																																																																								
	厚めっき	4.0	3.2	2.6																																																																																																																																																																																								
	のビニル被覆	5.0 (4.0)	4.0 (3.2)	3.2 (2.6)																																																																																																																																																																																								
径	着色塗装	4.0	3.2	2.6																																																																																																																																																																																								
金網の網目	50×50	50×50	50×50																																																																																																																																																																																									
結合コイル	4.0 × 70 × 300	3.2 × 50 × 300	3.2 × 50 × 300																																																																																																																																																																																									
アノカ径	岩盤用	32	32	22																																																																																																																																																																																								
	土中用	-	-	-																																																																																																																																																																																								
	コンクリート用	28	28	22																																																																																																																																																																																								
ワイヤロープ名称	覆式	ポケット式																																																																																																																																																																																										
最上段横ロープ	3個/1m	8個/3m																																																																																																																																																																																										
縦ロープ	1個/1m	8個/5m																																																																																																																																																																																										
横ロープ	1個/1m	4個/3m																																																																																																																																																																																										
補助ロープ	1個/1m	1個/1m (縦補助ロープ)																																																																																																																																																																																										
種類	最大法長	標準勾配	性能																																																																																																																																																																																									
1500型	50m	1:0.5	40㎡当たり14.7kN (1500kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの																																																																																																																																																																																									
1000型	70m	1:0.5	40㎡当たり9.81kN (1000kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの																																																																																																																																																																																									
500型	70m	1:0.5	40㎡当たり4.9kN (500kgf) の負荷荷重に耐える構造のもの																																																																																																																																																																																									
項目	種類																																																																																																																																																																																											
	1500型	1000型	500型																																																																																																																																																																																									
縦ロープ間隔	4.0m	4.0m	4.0m																																																																																																																																																																																									
横ロープ間隔	10.0m	10.0m	10.0m																																																																																																																																																																																									
縦, 横ロープ	3×7G/0 16	3×7G/0 16	3×7G/0 12																																																																																																																																																																																									
補助ロープ	3×7G/0 12	3×7G/0 12	3×7G/0 12																																																																																																																																																																																									
金網	亜鉛めっき	4.0	3.2	2.6																																																																																																																																																																																								
	厚めっき	4.0	3.2	2.6																																																																																																																																																																																								
	のビニル被覆	5.0 (4.0)	4.0 (3.2)	3.2 (2.6)																																																																																																																																																																																								
径	着色塗装	4.0	3.2	2.6																																																																																																																																																																																								
金網の網目	50×50	50×50	50×50																																																																																																																																																																																									
結合コイル	4.0 × 70 × 300	3.2 × 50 × 300	3.2 × 50 × 300																																																																																																																																																																																									
アノカ径	岩盤用	32	32	22																																																																																																																																																																																								
	土中用	-	-	-																																																																																																																																																																																								
	コンクリート用	28	28	22																																																																																																																																																																																								



土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)	改定 (令和4年版)	改訂理由																																																																																				
<p>第11編 第6章 落石防護工 6-1-4</p> <p><b>表6-5</b> ワイヤロープの規格値</p> <p style="text-align: center;"><b>表 6 - 5</b> ワイヤロープの規格値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成記号</th> <th>ロープ径 (mm)</th> <th>破断荷重 (kN)</th> <th>亜鉛付着量 (g/m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3 × 7 G / 0 18</td> <td rowspan="2">18 +7 - 0 %</td> <td rowspan="2">157</td> <td>普通めっき 230以上</td> </tr> <tr> <td>厚めっき 350以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 × 7 G / 0 16</td> <td rowspan="2">16 +7 - 0 %</td> <td rowspan="2">139</td> <td>普通めっき 230以上</td> </tr> <tr> <td>厚めっき 350以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 × 7 G / 0 14</td> <td rowspan="2">14 +7 - 0 %</td> <td rowspan="2">109</td> <td>普通めっき 190以上</td> </tr> <tr> <td>厚めっき 300以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 × 7 G / 0 12</td> <td rowspan="2">12 +7 - 0 %</td> <td rowspan="2">78.8</td> <td>普通めっき 165以上</td> </tr> <tr> <td>厚めっき 300以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>素線表面積当たりの亜鉛付着量を示す。</p>	構成記号	ロープ径 (mm)	破断荷重 (kN)	亜鉛付着量 (g/m <sup>2</sup> )	3 × 7 G / 0 18	18 +7 - 0 %	157	普通めっき 230以上	厚めっき 350以上	3 × 7 G / 0 16	16 +7 - 0 %	139	普通めっき 230以上	厚めっき 350以上	3 × 7 G / 0 14	14 +7 - 0 %	109	普通めっき 190以上	厚めっき 300以上	3 × 7 G / 0 12	12 +7 - 0 %	78.8	普通めっき 165以上	厚めっき 300以上	<p>第11編 第6章 落石防護工 6-1-4</p> <p><b>表6-6</b> ワイヤロープの規格値</p> <p style="text-align: center;"><b>表 6 - 6</b> ワイヤロープの規格値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成記号</th> <th>ロープ径 (mm)</th> <th>破断荷重 (kN)</th> <th>亜鉛付着量 (g/m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3 × 7 G / 0 18</td> <td rowspan="2">18 +7 - 0 %</td> <td rowspan="2">157</td> <td>普通めっき 230以上</td> </tr> <tr> <td>厚めっき 350以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 × 7 G / 0 16</td> <td rowspan="2">16 +7 - 0 %</td> <td rowspan="2">139</td> <td>普通めっき 230以上</td> </tr> <tr> <td>厚めっき 350以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 × 7 G / 0 14</td> <td rowspan="2">14 +7 - 0 %</td> <td rowspan="2">109</td> <td>普通めっき 190以上</td> </tr> <tr> <td>厚めっき 300以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 × 7 G / 0 12</td> <td rowspan="2">12 +7 - 0 %</td> <td rowspan="2">78.8</td> <td>普通めっき 165以上</td> </tr> <tr> <td>厚めっき 300以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>素線表面積当たりの亜鉛付着量を示す。</p>	構成記号	ロープ径 (mm)	破断荷重 (kN)	亜鉛付着量 (g/m <sup>2</sup> )	3 × 7 G / 0 18	18 +7 - 0 %	157	普通めっき 230以上	厚めっき 350以上	3 × 7 G / 0 16	16 +7 - 0 %	139	普通めっき 230以上	厚めっき 350以上	3 × 7 G / 0 14	14 +7 - 0 %	109	普通めっき 190以上	厚めっき 300以上	3 × 7 G / 0 12	12 +7 - 0 %	78.8	普通めっき 165以上	厚めっき 300以上	表記修正																																				
構成記号	ロープ径 (mm)	破断荷重 (kN)	亜鉛付着量 (g/m <sup>2</sup> )																																																																																			
3 × 7 G / 0 18	18 +7 - 0 %	157	普通めっき 230以上																																																																																			
			厚めっき 350以上																																																																																			
3 × 7 G / 0 16	16 +7 - 0 %	139	普通めっき 230以上																																																																																			
			厚めっき 350以上																																																																																			
3 × 7 G / 0 14	14 +7 - 0 %	109	普通めっき 190以上																																																																																			
			厚めっき 300以上																																																																																			
3 × 7 G / 0 12	12 +7 - 0 %	78.8	普通めっき 165以上																																																																																			
			厚めっき 300以上																																																																																			
構成記号	ロープ径 (mm)	破断荷重 (kN)	亜鉛付着量 (g/m <sup>2</sup> )																																																																																			
3 × 7 G / 0 18	18 +7 - 0 %	157	普通めっき 230以上																																																																																			
			厚めっき 350以上																																																																																			
3 × 7 G / 0 16	16 +7 - 0 %	139	普通めっき 230以上																																																																																			
			厚めっき 350以上																																																																																			
3 × 7 G / 0 14	14 +7 - 0 %	109	普通めっき 190以上																																																																																			
			厚めっき 300以上																																																																																			
3 × 7 G / 0 12	12 +7 - 0 %	78.8	普通めっき 165以上																																																																																			
			厚めっき 300以上																																																																																			
<p><b>表6-6</b> アンカーの規格値</p> <p style="text-align: center;"><b>表 6 - 6</b> アンカーの規格値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">名称・寸法 (mm)</th> <th colspan="3">引張試験</th> <th rowspan="2">亜鉛付着量 (g/m<sup>2</sup>)</th> </tr> <tr> <th>引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>降伏点 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>伸び (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岩盤用</td> <td>岩用アンカー 32 × 1,000</td> <td>400 ~ 510</td> <td>235以上</td> <td>24以上</td> <td>350以上</td> </tr> <tr> <td>岩用アンカー 22 × 1,000</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>20以上</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土中用</td> <td>羽根付アンカー 25 × 1,500</td> <td>400 ~ 510</td> <td>235以上</td> <td>20以上</td> <td>350以上</td> </tr> <tr> <td>組立アンカー 4-25 × 1,500</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート用</td> <td>コンクリート用アンカー 28</td> <td>400 ~ 510</td> <td>235以上</td> <td>24以上</td> <td>350以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート用アンカー 22</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>20以上</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称・寸法 (mm)	引張試験			亜鉛付着量 (g/m <sup>2</sup> )	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	降伏点 (N/mm <sup>2</sup> )	伸び (%)	岩盤用	岩用アンカー 32 × 1,000	400 ~ 510	235以上	24以上	350以上	岩用アンカー 22 × 1,000	"	"	20以上	"	土中用	羽根付アンカー 25 × 1,500	400 ~ 510	235以上	20以上	350以上	組立アンカー 4-25 × 1,500	"	"	"	"	コンクリート用	コンクリート用アンカー 28	400 ~ 510	235以上	24以上	350以上	コンクリート用アンカー 22	"	"	20以上	"	<p><b>表6-7</b> アンカーの規格値</p> <p style="text-align: center;"><b>表 6 - 7</b> アンカーの規格値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">名称・寸法 (mm)</th> <th colspan="3">引張試験</th> <th rowspan="2">亜鉛付着量 (g/m<sup>2</sup>)</th> </tr> <tr> <th>引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>降伏点 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>伸び (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岩盤用</td> <td>岩用アンカー 32 × 1,000</td> <td>400 ~ 510</td> <td>235以上</td> <td>24以上</td> <td>350以上</td> </tr> <tr> <td>岩用アンカー 22 × 1,000</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>20以上</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土中用</td> <td>羽根付アンカー 25 × 1,500</td> <td>400 ~ 510</td> <td>235以上</td> <td>20以上</td> <td>350以上</td> </tr> <tr> <td>組立アンカー 4-25 × 1,500</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート用</td> <td>コンクリート用アンカー 28</td> <td>400 ~ 510</td> <td>235以上</td> <td>24以上</td> <td>350以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート用アンカー 22</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>20以上</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称・寸法 (mm)	引張試験			亜鉛付着量 (g/m <sup>2</sup> )	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	降伏点 (N/mm <sup>2</sup> )	伸び (%)	岩盤用	岩用アンカー 32 × 1,000	400 ~ 510	235以上	24以上	350以上	岩用アンカー 22 × 1,000	"	"	20以上	"	土中用	羽根付アンカー 25 × 1,500	400 ~ 510	235以上	20以上	350以上	組立アンカー 4-25 × 1,500	"	"	"	"	コンクリート用	コンクリート用アンカー 28	400 ~ 510	235以上	24以上	350以上	コンクリート用アンカー 22	"	"	20以上	"	表記修正
区分			名称・寸法 (mm)	引張試験			亜鉛付着量 (g/m <sup>2</sup> )																																																																															
	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	降伏点 (N/mm <sup>2</sup> )		伸び (%)																																																																																		
岩盤用	岩用アンカー 32 × 1,000	400 ~ 510	235以上	24以上	350以上																																																																																	
	岩用アンカー 22 × 1,000	"	"	20以上	"																																																																																	
土中用	羽根付アンカー 25 × 1,500	400 ~ 510	235以上	20以上	350以上																																																																																	
	組立アンカー 4-25 × 1,500	"	"	"	"																																																																																	
コンクリート用	コンクリート用アンカー 28	400 ~ 510	235以上	24以上	350以上																																																																																	
	コンクリート用アンカー 22	"	"	20以上	"																																																																																	
区分	名称・寸法 (mm)	引張試験			亜鉛付着量 (g/m <sup>2</sup> )																																																																																	
		引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	降伏点 (N/mm <sup>2</sup> )	伸び (%)																																																																																		
岩盤用	岩用アンカー 32 × 1,000	400 ~ 510	235以上	24以上	350以上																																																																																	
	岩用アンカー 22 × 1,000	"	"	20以上	"																																																																																	
土中用	羽根付アンカー 25 × 1,500	400 ~ 510	235以上	20以上	350以上																																																																																	
	組立アンカー 4-25 × 1,500	"	"	"	"																																																																																	
コンクリート用	コンクリート用アンカー 28	400 ~ 510	235以上	24以上	350以上																																																																																	
	コンクリート用アンカー 22	"	"	20以上	"																																																																																	
<p><b>表6-7</b> 結合コイルの規格値</p> <p style="text-align: center;"><b>表 6 - 7</b> 結合コイルの規格値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線径 (mm)</th> <th>有効山数 (山)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>長さ (mm)</th> <th>引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>亜鉛付着量 (g/m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.0 ± 0.10</td> <td>5以上</td> <td>70 ± 5</td> <td>300以上</td> <td>1230以上</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>3.2 ± 0.08</td> <td>"</td> <td>50 ± 5</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>230以上</td> </tr> </tbody> </table>	線径 (mm)	有効山数 (山)	外径 (mm)	長さ (mm)	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	亜鉛付着量 (g/m <sup>2</sup> )	4.0 ± 0.10	5以上	70 ± 5	300以上	1230以上	250以上	3.2 ± 0.08	"	50 ± 5	"	"	230以上	<p><b>表6-8</b> 結合コイルの規格値</p> <p style="text-align: center;"><b>表 6 - 8</b> 結合コイルの規格値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線径 (mm)</th> <th>有効山数 (山)</th> <th>外径 (mm)</th> <th>長さ (mm)</th> <th>引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>亜鉛付着量 (g/m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.0 ± 0.10</td> <td>5以上</td> <td>70 ± 5</td> <td>300以上</td> <td>1230以上</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>3.2 ± 0.08</td> <td>"</td> <td>50 ± 5</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>230以上</td> </tr> </tbody> </table>	線径 (mm)	有効山数 (山)	外径 (mm)	長さ (mm)	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	亜鉛付着量 (g/m <sup>2</sup> )	4.0 ± 0.10	5以上	70 ± 5	300以上	1230以上	250以上	3.2 ± 0.08	"	50 ± 5	"	"	230以上	表記修正																																																
線径 (mm)	有効山数 (山)	外径 (mm)	長さ (mm)	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	亜鉛付着量 (g/m <sup>2</sup> )																																																																																	
4.0 ± 0.10	5以上	70 ± 5	300以上	1230以上	250以上																																																																																	
3.2 ± 0.08	"	50 ± 5	"	"	230以上																																																																																	
線径 (mm)	有効山数 (山)	外径 (mm)	長さ (mm)	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	亜鉛付着量 (g/m <sup>2</sup> )																																																																																	
4.0 ± 0.10	5以上	70 ± 5	300以上	1230以上	250以上																																																																																	
3.2 ± 0.08	"	50 ± 5	"	"	230以上																																																																																	

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)	改定 (令和4年版)	改訂理由																																												
<p>第11編 第6章 落石防護工 6-1-4</p> <p>表6-8 ワイヤクリップの規格値</p> <p>表6-8 ワイヤクリップの規格値</p> <table border="1" data-bbox="141 336 945 443"> <thead> <tr> <th colspan="3">引張試験</th> <th rowspan="2">亜鉛付着量 (<math>g/m^2</math>)</th> </tr> <tr> <th>引張強さ (<math>N/mm^2</math>)</th> <th>降伏点 (<math>N/mm^2</math>)</th> <th>伸び (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400～510</td> <td>235以上</td> <td>20以上</td> <td>350以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表6-9 クロスクリップの規格値</p> <p>表6-9 クロスクリップの規格値</p> <table border="1" data-bbox="136 735 938 842"> <thead> <tr> <th colspan="3">引張試験</th> <th rowspan="2">亜鉛付着量 (<math>g/m^2</math>)</th> </tr> <tr> <th>引張強さ (<math>N/mm^2</math>)</th> <th>降伏点 (<math>N/mm^2</math>)</th> <th>伸び (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400～510</td> <td>245以上</td> <td>17以上</td> <td>350以上</td> </tr> </tbody> </table>	引張試験			亜鉛付着量 ( $g/m^2$ )	引張強さ ( $N/mm^2$ )	降伏点 ( $N/mm^2$ )	伸び (%)	400～510	235以上	20以上	350以上	引張試験			亜鉛付着量 ( $g/m^2$ )	引張強さ ( $N/mm^2$ )	降伏点 ( $N/mm^2$ )	伸び (%)	400～510	245以上	17以上	350以上	<p>第11編 第6章 落石防護工 6-1-4</p> <p>表6-9 ワイヤクリップの規格値</p> <p>表6-9 ワイヤクリップの規格値</p> <table border="1" data-bbox="1099 336 1904 443"> <thead> <tr> <th colspan="3">引張試験</th> <th rowspan="2">亜鉛付着量 (<math>g/m^2</math>)</th> </tr> <tr> <th>引張強さ (<math>N/mm^2</math>)</th> <th>降伏点 (<math>N/mm^2</math>)</th> <th>伸び (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400～510</td> <td>235以上</td> <td>20以上</td> <td>350以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表6-10 クロスクリップの規格値</p> <p>表6-10 クロスクリップの規格値</p> <table border="1" data-bbox="1104 730 1906 837"> <thead> <tr> <th colspan="3">引張試験</th> <th rowspan="2">亜鉛付着量 (<math>g/m^2</math>)</th> </tr> <tr> <th>引張強さ (<math>N/mm^2</math>)</th> <th>降伏点 (<math>N/mm^2</math>)</th> <th>伸び (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400～510</td> <td>245以上</td> <td>17以上</td> <td>350以上</td> </tr> </tbody> </table>	引張試験			亜鉛付着量 ( $g/m^2$ )	引張強さ ( $N/mm^2$ )	降伏点 ( $N/mm^2$ )	伸び (%)	400～510	235以上	20以上	350以上	引張試験			亜鉛付着量 ( $g/m^2$ )	引張強さ ( $N/mm^2$ )	降伏点 ( $N/mm^2$ )	伸び (%)	400～510	245以上	17以上	350以上	<p>表記修正</p> <p>表記修正</p>
引張試験			亜鉛付着量 ( $g/m^2$ )																																											
引張強さ ( $N/mm^2$ )	降伏点 ( $N/mm^2$ )	伸び (%)																																												
400～510	235以上	20以上	350以上																																											
引張試験			亜鉛付着量 ( $g/m^2$ )																																											
引張強さ ( $N/mm^2$ )	降伏点 ( $N/mm^2$ )	伸び (%)																																												
400～510	245以上	17以上	350以上																																											
引張試験			亜鉛付着量 ( $g/m^2$ )																																											
引張強さ ( $N/mm^2$ )	降伏点 ( $N/mm^2$ )	伸び (%)																																												
400～510	235以上	20以上	350以上																																											
引張試験			亜鉛付着量 ( $g/m^2$ )																																											
引張強さ ( $N/mm^2$ )	降伏点 ( $N/mm^2$ )	伸び (%)																																												
400～510	245以上	17以上	350以上																																											

土木共通仕様書新旧対照表

現行 (平成28年版)	改定 (令和4年版)	改訂理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>第11編 第6章 落石防護工 6-2-2</p> <p><b>表1</b> 基本事項</p> <p style="text-align: center;"><b>表 - 1</b> 基本事項</p> <table border="1"> <tr><td>柵高 (m)</td><td>1.5</td><td>2.0</td><td>2.5</td><td>3.0</td><td>3.5</td><td>4.0</td><td>4.5</td><td>5.0</td><td>5.5</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>ロープ本数</td><td>5</td><td>7</td><td>8</td><td>10</td><td>12</td><td>13</td><td>15</td><td>17</td><td>18</td><td>20</td></tr> <tr><td>ロープ仕様</td><td colspan="10">3×7 G / 0 18 R B S = 16tf (157kN) 以上</td></tr> <tr><td>ロープ間隔</td><td colspan="10">300mm (最上段は支柱天端から100mmを固定)</td></tr> <tr><td>下段間隔</td><td>200</td><td>100</td><td>300</td><td>200</td><td>100</td><td>300</td><td>200</td><td>100</td><td>300</td><td>200</td></tr> <tr><td>中間支柱</td><td colspan="5">H - 200×100×5.5×8</td><td colspan="5">H - 200×200×8×12</td></tr> <tr><td>根入れ長</td><td colspan="5">850mm</td><td colspan="5">1,000mm</td></tr> <tr><td>金めっき</td><td colspan="10">亜鉛めっき 3.2 × 50×50</td></tr> <tr><td>網塗装</td><td colspan="10">ビニル被覆 4.0 × 50×50 (心線径 3.2)</td></tr> <tr><td>索端金具</td><td colspan="10">ワイヤロープの保証破断荷重 (16tf) 以上の強さのもの</td></tr> <tr><td>Uボルト</td><td colspan="10">M12×40×60 (ネジ長27mm)</td></tr> <tr><td>張線</td><td colspan="10">4.0 (Z-GS3) ビニル被覆, Z-GS4金網の場合も同様</td></tr> <tr><td>バインド線</td><td colspan="10">2.0 (Z-GS3) めっき品, 塗装品とも1.500mm間隔, 端部750mm</td></tr> <tr><td>間隔保持材</td><td colspan="10">P L - 65×4.5×680 (3本掛) と P L - 65×4.5×980 (4本掛) の組合せ。 支柱間中央に1箇所取付け。ただし、支柱間隔1.5m以下の場合には、原則として取り付けない。(柵高による組合せは表-2を参照)</td></tr> <tr><td>端末支柱</td><td colspan="10">端末支柱の構造, 索端金具の形状等は, 各社対応とする。</td></tr> </table> <p><b>表2</b> 間隔保持材の組合せ本数 (1箇所当たり)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">柵高 長さ</th> <th colspan="10">表 - 2 間隔保持材の組合せ本数 (1箇所当たり)</th> </tr> <tr> <th>RF 5 1.5m</th> <th>RF 7 2.0m</th> <th>RF 8 2.5m</th> <th>RF10 3.0m</th> <th>RF12 3.5m</th> <th>RF13 4.0m</th> <th>RF15 4.5m</th> <th>RF17 5.0m</th> <th>RF18 5.5m</th> <th>RF20 6.0m</th> </tr> <tr> <td>680</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>980</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table>	柵高 (m)	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	ロープ本数	5	7	8	10	12	13	15	17	18	20	ロープ仕様	3×7 G / 0 18 R B S = 16tf (157kN) 以上										ロープ間隔	300mm (最上段は支柱天端から100mmを固定)										下段間隔	200	100	300	200	100	300	200	100	300	200	中間支柱	H - 200×100×5.5×8					H - 200×200×8×12					根入れ長	850mm					1,000mm					金めっき	亜鉛めっき 3.2 × 50×50										網塗装	ビニル被覆 4.0 × 50×50 (心線径 3.2)										索端金具	ワイヤロープの保証破断荷重 (16tf) 以上の強さのもの										Uボルト	M12×40×60 (ネジ長27mm)										張線	4.0 (Z-GS3) ビニル被覆, Z-GS4金網の場合も同様										バインド線	2.0 (Z-GS3) めっき品, 塗装品とも1.500mm間隔, 端部750mm										間隔保持材	P L - 65×4.5×680 (3本掛) と P L - 65×4.5×980 (4本掛) の組合せ。 支柱間中央に1箇所取付け。ただし、支柱間隔1.5m以下の場合には、原則として取り付けない。(柵高による組合せは表-2を参照)										端末支柱	端末支柱の構造, 索端金具の形状等は, 各社対応とする。										柵高 長さ	表 - 2 間隔保持材の組合せ本数 (1箇所当たり)										RF 5 1.5m	RF 7 2.0m	RF 8 2.5m	RF10 3.0m	RF12 3.5m	RF13 4.0m	RF15 4.5m	RF17 5.0m	RF18 5.5m	RF20 6.0m	680	2	-	2	-	1	-	1	2	1	2	980	-	2	1	3	3	4	4	4	5	5	<p>第11編 第6章 落石防護工 6-2-2</p> <p><b>表6-11</b> 基本事項</p> <p style="text-align: center;"><b>表 6 - 1 1</b> 基本事項</p> <table border="1"> <tr><td>柵高 (m)</td><td>1.5</td><td>2.0</td><td>2.5</td><td>3.0</td><td>3.5</td><td>4.0</td><td>4.5</td><td>5.0</td><td>5.5</td><td>6.0</td></tr> <tr><td>ロープ本数</td><td>5</td><td>7</td><td>8</td><td>10</td><td>12</td><td>13</td><td>15</td><td>17</td><td>18</td><td>20</td></tr> <tr><td>ロープ仕様</td><td colspan="10">3×7 G / 0 18 R B S = 16tf (157kN) 以上</td></tr> <tr><td>ロープ間隔</td><td colspan="10">300mm (最上段は支柱天端から100mmを固定)</td></tr> <tr><td>下段間隔</td><td>200</td><td>100</td><td>300</td><td>200</td><td>100</td><td>300</td><td>200</td><td>100</td><td>300</td><td>200</td></tr> <tr><td>中間支柱</td><td colspan="5">H - 200×100×5.5×8</td><td colspan="5">H - 200×200×8×12</td></tr> <tr><td>根入れ長</td><td colspan="5">850mm</td><td colspan="5">1,000mm</td></tr> <tr><td>金めっき</td><td colspan="10">亜鉛めっき 3.2 × 50×50</td></tr> <tr><td>網塗装</td><td colspan="10">ビニル被覆 4.0 × 50×50 (心線径 3.2)</td></tr> <tr><td>索端金具</td><td colspan="10">ワイヤロープの保証破断荷重 (16tf) 以上の強さのもの</td></tr> <tr><td>Uボルト</td><td colspan="10">M12×40×60 (ネジ長27mm)</td></tr> <tr><td>張線</td><td colspan="10">4.0 (Z-GS3) ビニル被覆, Z-GS4金網の場合も同様</td></tr> <tr><td>バインド線</td><td colspan="10">2.0 (Z-GS3) めっき品, 塗装品とも1.500mm間隔, 端部750mm</td></tr> <tr><td>間隔保持材</td><td colspan="10">P L - 65×4.5×680 (3本掛) と P L - 65×4.5×980 (4本掛) の組合せ。 支柱間中央に1箇所取付け。ただし、支柱間隔1.5m以下の場合には、原則として取り付けない。(柵高による組合せは表-2を参照)</td></tr> <tr><td>端末支柱</td><td colspan="10">端末支柱の構造, 索端金具の形状等は, 各社対応とする。</td></tr> </table> <p><b>表6-12</b> 間隔保持材の組合せ本数 (1箇所当たり)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">柵高 長さ</th> <th colspan="10">表 6 - 1 2 間隔保持材の組合せ本数 (1箇所当たり)</th> </tr> <tr> <th>RF 5 1.5m</th> <th>RF 7 2.0m</th> <th>RF 8 2.5m</th> <th>RF10 3.0m</th> <th>RF12 3.5m</th> <th>RF13 4.0m</th> <th>RF15 4.5m</th> <th>RF17 5.0m</th> <th>RF18 5.5m</th> <th>RF20 6.0m</th> </tr> <tr> <td>680</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>980</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table>	柵高 (m)	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	ロープ本数	5	7	8	10	12	13	15	17	18	20	ロープ仕様	3×7 G / 0 18 R B S = 16tf (157kN) 以上										ロープ間隔	300mm (最上段は支柱天端から100mmを固定)										下段間隔	200	100	300	200	100	300	200	100	300	200	中間支柱	H - 200×100×5.5×8					H - 200×200×8×12					根入れ長	850mm					1,000mm					金めっき	亜鉛めっき 3.2 × 50×50										網塗装	ビニル被覆 4.0 × 50×50 (心線径 3.2)										索端金具	ワイヤロープの保証破断荷重 (16tf) 以上の強さのもの										Uボルト	M12×40×60 (ネジ長27mm)										張線	4.0 (Z-GS3) ビニル被覆, Z-GS4金網の場合も同様										バインド線	2.0 (Z-GS3) めっき品, 塗装品とも1.500mm間隔, 端部750mm										間隔保持材	P L - 65×4.5×680 (3本掛) と P L - 65×4.5×980 (4本掛) の組合せ。 支柱間中央に1箇所取付け。ただし、支柱間隔1.5m以下の場合には、原則として取り付けない。(柵高による組合せは表-2を参照)										端末支柱	端末支柱の構造, 索端金具の形状等は, 各社対応とする。										柵高 長さ	表 6 - 1 2 間隔保持材の組合せ本数 (1箇所当たり)										RF 5 1.5m	RF 7 2.0m	RF 8 2.5m	RF10 3.0m	RF12 3.5m	RF13 4.0m	RF15 4.5m	RF17 5.0m	RF18 5.5m	RF20 6.0m	680	2	-	2	-	1	-	1	2	1	2	980	-	2	1	3	3	4	4	4	5	5	<p>表記修正</p> <p>表記修正</p>
柵高 (m)	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ロープ本数	5	7	8	10	12	13	15	17	18	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ロープ仕様	3×7 G / 0 18 R B S = 16tf (157kN) 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ロープ間隔	300mm (最上段は支柱天端から100mmを固定)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
下段間隔	200	100	300	200	100	300	200	100	300	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
中間支柱	H - 200×100×5.5×8					H - 200×200×8×12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
根入れ長	850mm					1,000mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
金めっき	亜鉛めっき 3.2 × 50×50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
網塗装	ビニル被覆 4.0 × 50×50 (心線径 3.2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
索端金具	ワイヤロープの保証破断荷重 (16tf) 以上の強さのもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
Uボルト	M12×40×60 (ネジ長27mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
張線	4.0 (Z-GS3) ビニル被覆, Z-GS4金網の場合も同様																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
バインド線	2.0 (Z-GS3) めっき品, 塗装品とも1.500mm間隔, 端部750mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
間隔保持材	P L - 65×4.5×680 (3本掛) と P L - 65×4.5×980 (4本掛) の組合せ。 支柱間中央に1箇所取付け。ただし、支柱間隔1.5m以下の場合には、原則として取り付けない。(柵高による組合せは表-2を参照)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
端末支柱	端末支柱の構造, 索端金具の形状等は, 各社対応とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
柵高 長さ	表 - 2 間隔保持材の組合せ本数 (1箇所当たり)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	RF 5 1.5m	RF 7 2.0m	RF 8 2.5m	RF10 3.0m	RF12 3.5m	RF13 4.0m	RF15 4.5m	RF17 5.0m	RF18 5.5m	RF20 6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
680	2	-	2	-	1	-	1	2	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
980	-	2	1	3	3	4	4	4	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
柵高 (m)	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ロープ本数	5	7	8	10	12	13	15	17	18	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ロープ仕様	3×7 G / 0 18 R B S = 16tf (157kN) 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ロープ間隔	300mm (最上段は支柱天端から100mmを固定)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
下段間隔	200	100	300	200	100	300	200	100	300	200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
中間支柱	H - 200×100×5.5×8					H - 200×200×8×12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
根入れ長	850mm					1,000mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
金めっき	亜鉛めっき 3.2 × 50×50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
網塗装	ビニル被覆 4.0 × 50×50 (心線径 3.2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
索端金具	ワイヤロープの保証破断荷重 (16tf) 以上の強さのもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
Uボルト	M12×40×60 (ネジ長27mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
張線	4.0 (Z-GS3) ビニル被覆, Z-GS4金網の場合も同様																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
バインド線	2.0 (Z-GS3) めっき品, 塗装品とも1.500mm間隔, 端部750mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
間隔保持材	P L - 65×4.5×680 (3本掛) と P L - 65×4.5×980 (4本掛) の組合せ。 支柱間中央に1箇所取付け。ただし、支柱間隔1.5m以下の場合には、原則として取り付けない。(柵高による組合せは表-2を参照)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
端末支柱	端末支柱の構造, 索端金具の形状等は, 各社対応とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
柵高 長さ	表 6 - 1 2 間隔保持材の組合せ本数 (1箇所当たり)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	RF 5 1.5m	RF 7 2.0m	RF 8 2.5m	RF10 3.0m	RF12 3.5m	RF13 4.0m	RF15 4.5m	RF17 5.0m	RF18 5.5m	RF20 6.0m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
680	2	-	2	-	1	-	1	2	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
980	-	2	1	3	3	4	4	4	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

土木共通仕様書新旧対照表

現行（平成28年版）	改定（令和4年版）	改訂理由
	<p>第11編 第7章 その他 11-7-2-3</p> <p>表7-1 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について</p> <p><b>1 土・樹木等の措置</b></p> <p>(1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。</p> <p>(2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱い可能な焼却施設で焼却処理する。</p> <p>一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間焼却施設</p> <p>産業廃棄物：業の許可を有している民間焼却施設</p> <p><b>2 工事区域周辺部の措置</b></p> <p>周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。</p> <p><b>3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置</b></p> <p>(1) 薬剤処理・薰蒸処理後、搬出する。</p> <p>(2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。</p> <p><b>4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置</b></p> <p>付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。</p> <p><b>5 未発生地区での措置</b></p> <p>発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記3、4の措置が講じられているかを確認する。</p> <p>※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区</p> <p>H11：南九州市（旧額姪町、旧知覧町）、</p> <p>H14：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）</p> <p>H15：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市</p> <p>H16：鹿児島市</p> <p>H17：指宿市</p> <p>H22：出水市、南さつま市</p> <p>H25：霧島市、阿久根市</p> <p>H26：鹿屋市、始良市</p> <p>H29：長島町</p>	<p>新規追加</p>